

第364回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 6日	火	本会議	開会 会期の決定（16日間） 議案の上程45件（予算10、条例7、その他28） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（25件） 討論 米田議員 加藤議員 採決（363第21号—363第22号、363報第1号—363報第23号） 自治功労者表彰状の伝達
7日	水	休 会	議案精査
8日	木	休 会	議案精査
9日	金	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 中根議員 石井議員
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	議案精査
13日	火	本会議	質疑並びに一般質問 桑鶴議員 塚地議員 上治議員
14日	水	本会議	質疑並びに一般質問 金岡議員 野町議員 委員会付託
15日	木	休 会	委員会審査
16日	金	休 会	委員会審査
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	委員会審査
20日	火	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程3件（第46号—第48号） 提出者の説明 濱田知事

21日	水	本会議	採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号—議発第4号） 採決 議案の上程（議発第5号） 討論 岡田議員 下村議員 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 土森議員 吉良議員 採決 議案の上程（議発第7号） 採決 継続審査の件 閉会
-----	---	-----	--

第364回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月6日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
決算特別委員長報告	
森田決算特別委員長	15
討論	20
米田議員	21
加藤議員	22
採決	24
自治功労者表彰状の伝達	25
明神議長	25
濱田知事	25
米田議員	26

第2日（12月9日）

出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
議事日程	30

諸般の報告	31
質疑並びに一般質問	
横山議員	31
1 政治姿勢（県政運営に対する振り返りと1期目最終年への決意、取組の成果と深化、国の総合経済対策への評価と県の物価高騰対策及び施策展開、令和5年度の予算編成）について	32
2 中山間対策（将来像や目指す方向性、担い手の確保）について	34
3 新型コロナウイルス感染症対策（経口抗ウイルス薬ゾコーバの取扱機関数と必要量の確保、問題点に対する解決策）について	35
4 経済の活性化（アンテナショップ開設に向けた決意、関西でのプロモーション、産業振興計画バージョンアップの具体策、商工会・商工会議所との連携の成果とウイズ・アフターコロナに向けた取組、国消国産の推進と適正な価格形成の実現）について	36
5 日本一の健康長寿県構想（県民福祉向上の具体策、フレイル予防推進の意気込みと住民主体の取組への支援）について	39
6 少子化対策と厳しい環境にある子供たちへの支援（こども家庭庁への期待と県施策との連携、こうち出会いサポートセンターにおける取組の周知方法と若者への出会い支援、不登校対策プロジェクトチームの成果と今後の取組）について	40
7 教育の充実（県版学力定着状況調査の意義と活用、小規模高等学校の活性化と生徒確保、日高特別支援学校寄宿舎の長寿命化改修事業）について	41
8 防災・減災・国土強靱化（5か年加速化対策後の継続的な取組、公共事業における物価高騰への対策と効率化への取組）について	42
濱田知事	43
中村中山間振興・交通部長	48
家保健康政策部長	49
沖本産業振興推進部長	50
松岡商工労働部長	51
杉村農業振興部長	51
山地子ども・福祉政策部長	52
長岡教育長	53
荻野土木部長	55
横山議員	55
中根議員	56
1 政治姿勢（敵基地攻撃能力の保有による武力衝突の危険、保有の中止、対話と交渉を進める先頭に立つこと、旧統一協会関連団体と県行政との関わりの把握調査、関西・高知経済連携強化アドバイザー溝畑宏氏への対応、旧統一	

協会被害者の思いの受け止め、県立消費生活センターや県内自治体への相談件数、県民相談窓口の設置、被害防止パンフレットの作成、健康保険証のマイナンバーカードへの一体化、カード未取得被保険者の保険診療、オンライン資格確認義務化の中止や延期の要請) について……………	56
2 物価高騰・中小零細企業支援と最低賃金（最低賃金改定の受け止め、高知地方最低賃金審議会の答申の受け止めと支援拡充の要請、直接支援制度の創設、新たな借換保証制度を活用した融資の周知、最低賃金の引上げや再改定の認識）について……………	58
3 インボイス制度（集落活動センターへの影響と対策、シルバー人材センターの税負担額と脱会防止対策、懸念の声の高まりの受け止め、導入中止や延期の要請）について……………	59
4 介護保険制度の見直し（利用者負担増の影響、国庫負担割合の引上げ、中山間地域の介護職員確保のための制度改善）について……………	61
5 農業問題（JA高知県の自己改革の影響を踏まえた地域農業の振興）について……………	62
6 教科担任制と教員の確保（実施校数とその効果、現状の受け止め、各校の判断を大切にされた実施の考え方、臨時教員の確保、任期付教員の採用数、切れ目のない雇用体制）について……………	63
濱田知事……………	64
松岡商工労働部長……………	70
中村中山間振興・交通部長……………	71
山地子ども・福祉政策部長……………	71
杉村農業振興部長……………	71
長岡教育長……………	72
中根議員……………	73
濱田知事……………	75
松岡商工労働部長……………	76
山地子ども・福祉政策部長……………	76
長岡教育長……………	76
中根議員……………	76
石井議員……………	77
1 政治姿勢（訪韓の手応えと今後の展望、世界経済や世界情勢への所見、政治不信が増大する現政権の状況の受け止め、新型コロナウイルスワクチンの有料化、四万十市への看護大学誘致の断念）について……………	77
2 農業課題（県内農産物の生産力維持・向上への支援や方策、四万十市富山地区での地域活性化の取組、消費者に理解いただく取組と施策、四万十市食肉センターの建て替えに向けた財政支援と早期完成への支援、県外での大貫豚	

屠畜への支援) について……………	78
3 防災・減災対策 (A I を活用した新技術導入による防災力強化、赤鉄橋の耐震対策や架け替えを含めた検討状況、橋脚を炭素素材で巻いて補強する工事の効果) について……………	81
4 特別支援・発達障害 (就学前後の保護者の悩みに対する支援、教員人事における各学校の特別支援学級や通級状況の考慮、教育委員会が作成した冊子の活用と啓発、外部専門家を活用した支援体制充実事業の活用の状況と促進、年度途中の転校の要件緩和、放課後児童クラブの運営の在り方や支援、教員が特別支援の経験を積むための手法、現場の実態の把握と必要な措置) について……………	83
濱田知事……………	86
杉村農業振興部長……………	89
荻野土木部長……………	90
長岡教育長……………	91
石井議員……………	94
長岡教育長……………	95
石井議員……………	96

第3日 (12月13日)

出席議員……………	97
欠席議員……………	97
説明のため出席した者……………	97
事務局職員出席者……………	98
議事日程……………	98
諸般の報告……………	99
質疑並びに一般質問	
桑鶴議員……………	99
1 デジタル化の促進状況 (事業者への支援状況と今後の取組、小規模事業者への支援、I T副業人材の活用) について……………	100
2 新型コロナウイルス感染症の影響 (小児医療、行動制限が児童生徒に与える影響と不登校へのつながり、S O S への早期の気づきやいじめが発生しない環境づくり、ゲーム・SNS等の使用時間の増加と学力低下、幼児期からの基本的な生活習慣の確立、民間企業と出会い支援の連携協定を結んだ三重県桑名市の取組、出会い・結婚支援事業の成果と今後の取組) について……………	102
3 農業振興 (新規就農者に対する指導) について……………	104

4	連続テレビ小説らんまんを契機とした観光振興（幹線道路の渋滞緩和対策、 県道18号伊野仁淀線の整備、放送終了後の振興策）について……………	104
5	スポーツ振興（市町村設置施設の整備への支援）について……………	105
6	柳瀬川の河川改修（進捗状況、スピード感を持った推進への課題、今成地区 住民の不安解消）について……………	106
	濱田知事……………	106
	松岡商工労働部長……………	107
	家保健康政策部長……………	108
	長岡教育長……………	109
	山地子ども・福祉政策部長……………	110
	杉村農業振興部長……………	111
	小西観光振興部副部長……………	112
	荻野土木部長……………	112
	岡村文化生活スポーツ部長……………	113
	桑鶴議員……………	114
	塚地議員……………	114
1	新型コロナウイルス感染症対策（公的保険での診療・投薬、発熱外来受診の 考え方、抗原検査キットの配付と購入費への措置、小規模・個人事業者の事 業継続支援）について……………	114
2	コロナ禍の学生支援（抗原検査キット確保への財政支援と医療的ケアを含む 支援体制構築の要請、日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症対策助 成事業の活用、事業継続の要望と県内大学等への活用要請）について……………	116
3	森林作業道（急傾斜地崩壊危険区域内での違法行為、標柱設置地点と迂回路 における切土高と連続性及び本線から人家や国道への傾斜角度、作設指針等 に基づく指導体制と手順、教訓と改善への取組、急峻な地形での木材搬出へ の対策）について……………	116
4	土佐市メガソーラー開発事業（森林審議会森林保全部会で崩壊土砂流出危険 地区該当の報告をしなかった経過と見解、工事差止め及び許可内容の再審査、 許可に至った経過と災害等の発生に対する判断、許可条件違反への対応と見 解、違法伐採地における太陽光パネル設置検討への対応、許可条件違反に対 する受け止めと許可の取消し）について……………	118
5	特別支援教育（日高特別支援学校高知しんほんまち分校中学部の入学者ゼロ の受け止め、設置の狙いと生徒像に対する声の受け止め、有効活用に関する 高知市教育委員会との協議、3学年以上の在籍クラスへの教員複数配置、高 知市における就学のための教育相談支援体制）について……………	120
	濱田知事……………	121
	家保健康政策部長……………	123

松岡商工労働部長	123
岡村文化生活スポーツ部長	123
荻野土木部長	124
豊永林業振興・環境部長	125
長岡教育長	128
塚地議員	129
豊永林業振興・環境部長	130
濱田知事	130
塚地議員	131
豊永林業振興・環境部長	131
上治議員	131
1 政治姿勢（令和5年度の当初予算編成、県東部の高規格道路の整備促進）について	132
2 Uターン対策（中山間地域の現状と原因、市町村と一体となった取組の推進）について	133
3 道路整備（主要地方道安田東洋線及び魚梁瀬公園線の整備促進）について	134
4 奈半利川清水バイパスの整備について	134
5 公共工事の建設発生土の有効利用について	134
6 ICTを活用した工事の普及拡大（研修会の開催状況とICT活用工事の発注状況、ICT測量機器やソフトウェア等の導入に対する補助、県内高校生への情報発信）について	135
7 建設工事の総合評価方式（災害復旧工事受注状況による加点の狙い、ICT活用工事実施による加点）について	135
8 中学校の部活動（小規模校における地域移行の在り方、郡部の町村で考えられる受皿団体、希望する教員が指導できる体制、学校と受皿団体の関わり、広域からのスタート）について	136
9 農業の振興策（機能性表示食品等の登録青果物の生かし方、高単価時期の収量アップ）について	137
10 脱炭素社会の推進（木質バイオマスボイラーの導入促進等における木材確保、想定する用途と導入数、燃料用早生樹の森林整備）について	137
濱田知事	138
中村中山間振興・交通部長	140
荻野土木部長	141
長岡教育長	143
杉村農業振興部長	144
豊永林業振興・環境部長	145
上治議員	146

第4日（12月14日）

出席議員	149
欠席議員	149
説明のため出席した者	149
事務局職員出席者	150
議事日程	150
諸般の報告	151
質疑並びに一般質問	
金岡議員	151
1 中山間地域の現状や少子高齢化・過疎化の歯止め策について	151
2 中山間地域の所得向上策（農地の基盤整備に対する所見、農業デジタル化の現状と今後、水田センサー導入で得られたデータ、中山間地域デジタル化支援事業の現状、各地域への導入）について	152
3 農業者の収入保険制度（加入率、青色申告への手だて、加入に向けた支援）について	154
4 林業振興（森林の状況と更新策、緊急間伐総合支援事業の拡充と再生林への補助金増額）について	154
5 吉野川水系の河川管理（流域治水プロジェクトにおける本県取組の位置づけ、地蔵寺川の河川整備、立川川の河床を下げる対策、帰全山公園周辺の親水護岸整備とヨシの伐採、水質や環境の維持、課題に対する取組と成果及び今後の進め方）について	155
6 特定地域づくり事業協同組合制度について	157
7 高知競馬場の馬ふん処理（競馬組合による堆肥生産）について	157
8 電力供給・再生可能エネルギーの導入促進（県有施設への県営発電所の電力供給、市町村への支援と併せた導入促進）について	158
濱田知事	158
杉村農業振興部長	159
中村中山間振興・交通部長	162
豊永林業振興・環境部長	163
荻野土木部長	164
笹岡公営企業局長	166
金岡議員	167
杉村農業振興部長	167
野町議員	167

1 地域包括ケアシステムの推進（課題と今後の進め方、介護職の人材確保、ノー リフティングケアの推進、福祉・介護事業所認証評価制度、介護職員の処遇 改善加算の未取得事業所等への支援、ケアマネジャーの育成や人材確保、東 部地域への多機能支援施設の開設に向けた現状と課題及びスケジュール）に ついて……………	167
2 農業振興（農家の経費負担軽減への支援、エネルギー転換の方向性と先進的 実証事業、I o Pクラウド・S A W A C H I への加入状況と課題及び推進方 法）について……………	169
3 観光振興（国の借換保証制度を活用した融資制度の効果、広域観光組織の取 組の評価と目指すべき姿、高知県アニメプロジェクトの生かし方）について……………	171
4 中山間対策（集落活動センターへの支援、農村RMOの現状と今後の取組、 買物弱者への支援、集落活動センターと大学との連携、ふるさと納税制度を 活用した資金調達の仕組みの創設）について……………	172
5 学校の魅力化（教職員による不祥事の影響と再発防止、地域教育魅力化コー ディネート事業、統合後の高等学校の状況と課題及び統合予定校へのフィー ドバック、地域みらい留学成功に向けた部局横断的な取組と市町村連携の必 要性、オンライン企業交流会の評価と今後の取組）について……………	174
濱田知事……………	176
山地子ども・福祉政策部長……………	177
家保健康政策部長……………	179
杉村農業振興部長……………	179
松岡商工労働部長……………	181
小西観光振興部副部長……………	182
中村中山間振興・交通部長……………	183
長岡教育長……………	184
野町議員……………	186
議案の付託……………	187
請願の付託……………	187

第5日（12月21日）

出席議員……………	189
欠席議員……………	189
説明のため出席した者……………	189
事務局職員出席者……………	190
議事日程……………	190

諸般の報告	192
委員長報告	
今城危機管理文化厚生委員長	192
横山商工農林水産委員長	194
土居産業振興土木委員長	197
大石総務委員長	199
採決	201
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第46号—第48号）	202
濱田知事	202
議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）	203
議案の上程、採決（議発第2号—議発第4号 意見書議案）	204
議案の上程、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	204
岡田議員	205
下村議員	206
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	208
土森議員	209
吉良議員	210
議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）	212
継続審査の件	212
閉会の挨拶	
明神議長	213
濱田知事	213

巻末掲載文書

委員会報告書	215
令和3年度高知県歳入歳出決算審査報告書	216
令和3年度高知県公営企業会計決算審査報告書	226
意見書に関する結果について	232
議案の提出について	235
人事委員会回答書	237
議案付託表	238
請願文書表	242
議案の追加提出について	250
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案	251

意見書議案の提出について

議発第2号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書議案	275
議発第3号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書議案	277
議発第4号	森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書 議案	279
議発第5号	防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案	282
議発第6号	学校給食費の無償化を求める意見書議案	284
議発第7号	消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止・延期を求める 意見書議案	287
継続審査調査の申出書		290
決算特別委員会審査結果一覧表		292
委員会審査結果一覧表		293
議決一覧表		296

招 集 告 示

高知県告示第878号

高知県議会定例会を、令和4年12月6日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和4年11月29日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	濱 口 涼 子 君	2番	槇 尾 絢 子 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	上 治 堂 司 君
5番	土 森 正 一 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	野 町 雅 樹 君
13番	横 山 文 人 君	14番	西 内 隆 純 君
15番	加 藤 漠 君	16番	西 内 健 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	依 光 美 代 子 君
26番	大 石 宗 君	27番	武 石 利 彦 君
28番	田 所 裕 介 君	29番	石 井 孝 君
30番	橋 本 敏 男 君	31番	上 田 周 五 君
32番	坂 本 茂 雄 君	33番	岡 田 芳 秀 君
34番	中 根 佐 知 君	35番	吉 良 富 彦 君
36番	米 田 稔 君	37番	塚 地 佐 智 君

第364回高知県議会定例会会議録

令和4年12月6日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 上治堂司君
 5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 10番 田中徹君
 11番 土居央君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 14番 西内隆純君
 15番 加藤漠君
 16番 西内健君
 18番 明神健夫君
 19番 桑名龍吾君
 20番 森田英二君
 21番 三石文隆君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

17番 弘田兼一君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化生活部長 岡村昭一君
 スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局長 澤田博睦君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 江口寛章君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年12月6日午前10時開議

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 4 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 5 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 6 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 7 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 8 号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 9 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 10 号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算

- 第 11 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 20 号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 21 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の

	指定に関する議案	第4	
第29号	高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案	363第21号	令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
第30号	高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案	363第22号	令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
第31号	高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案	363報第1号	令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
第32号	高知県公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の認可に関する議案	363報第2号	令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
第33号	県有財産（土地）の取得に関する議案	363報第3号	令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
第34号	県有財産（土地）の取得に関する議案	363報第4号	令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
第35号	県有財産（土地）の取得に関する議案	363報第5号	令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
第36号	県有財産の出資に関する議案	363報第6号	令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
第37号	県有財産（土地）の処分に関する議案	363報第7号	令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
第38号	県有財産（土地）の処分に関する議案	363報第8号	令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第39号	県有財産（土地）の処分に関する議案	363報第9号	令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第40号	国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締結に関する議案	363報第10号	令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
第41号	国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案	363報第11号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
第42号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	363報第12号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第43号	高知県土地開発公社の解散に関する議案	363報第13号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
第44号	高知県公立大学法人定款の変更に関する議案	363報第14号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第45号	高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案		

- 363報第15号 令和3年度高知県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 363報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 363報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 363報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 363報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 363報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算
- 363報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算
- 363報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算
- 363報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算



午前10時開会 開議

○議長（明神健夫君） ただいまから令和4年12月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員弘田兼一君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、知事から、林業振興・環境部長豊永大五君が病気療養中のため本日の会議を欠席させたい旨の届出がありました。

議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

（委員会報告書、令和3年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和3年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末215、216、226、292、232ページに掲載）



会議録署名議員の指名

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

2番 榎尾 絢子 さん

9番 下村 勝幸 君

28番 田所 裕介 君



会期の決定

○議長（明神健夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月21日までの16日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末235ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第45号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上45件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和4年12月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

県民の皆さんからの御支持をいただき、私が知事に就任してから明日で3年が経過します。この間、共感と前進を県政の基本姿勢として、

繰り返し訪れる新型コロナウイルス感染拡大の波に対応しながら、山積する県政の諸課題の解決に向け、5つの基本政策と3つの横断的な政策に基づく取組を全力で進めてきました。その結果、新たに打ち出した関西との経済連携強化や糖尿病の重症化予防、南海トラフ地震に備えた受援態勢の整備、脱炭素社会の実現を目指すアクションプランなどの取組が前進し、一定の手応えを感じています。

今後迎える任期最後の1年は、徹底して成果にこだわりながら、先々の県政にもつながるよう、こうした取組をしっかりと軌道に乗せる仕上げの年にしたいと考えています。あわせて、アフターコロナ時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を先取りして進めてきた各施策を一層進化させます。

取り組んできた施策の成果を多くの県民の皆さん、事業者の皆さんに実感していただき、それをもって県の政策へのさらなる共感を得ることで県勢浮揚に向けた取組が一層前進し、さらに成果が拡大する。こうした共感と前進の好循環を生み出すことで県政をより高いステージへと引き上げてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

県内の新規感染者は先月上旬以降、横ばいから上昇に転じており、先週には県独自の対応ステージを注意から警戒に1段階引き上げました。その後も、昨日までの直近7日間の新たな感染者は、前の週と比べ約1.2倍となるなど、依然として増加傾向が続いており、既に感染の第8波に入ったと言える状況だと捉えております。

こうした状況を受け、インフルエンザとの同時流行や前回の第7波以上の感染拡大に至る事態も想定し、先手先手で医療提供体制の整備と検査・診療体制の確保に努めています。また、

これまでの経験を踏まえると、病床逼迫の回避に向けては、高齢者施設などにおけるクラスターの発生防止を図ることが重要なポイントとなります。このため、従事者への集中的な検査や、医療機関による高齢者施設のサポート体制の構築に取り組んでいます。

さらには、感染を食い止め、重症化させないという観点から、県民の皆さんにオミクロン株に対応した新たなワクチンを積極的に接種していただくことが重要です。こうした考えの下、ワクチン接種の安全性と有効性についてあらゆる機会を通じて発信します。

これら一連の取組を進めることにより、県民の皆さんの命と健康を守るとともに、感染拡大期にあってもワクチンや検査などを活用して、感染拡大防止と社会経済活動の両立をしっかりと図ってまいりたいと考えています。

今議会では、主に物価高騰や国の総合経済対策への対応のため、総額322億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額51億円余りの債務負担行為の追加及び変更を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、原油価格・物価高騰対策に関しては、現下の原油価格や物価の高騰による影響を軽減するため、中小企業の資金繰り対策を充実するほか、農業者及び漁業者の燃料や飼料の購入費への支援の拡充、私立学校の電気代への支援を行います。さらに、影響の長期化を見据えて、新分野への事業展開、あるいはデジタル技術の導入といった構造転換に挑戦する事業者を支援いたします。加えて、農業・水産業関連施設における照明器具のLED化や路線バス事業者の電気バス導入など、省エネルギー化の取組を後押しします。

次に、国の総合経済対策への対応に関しては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、四国8の字ネットワークや浦

戸湾の三重防護といったインフラ整備を加速します。また、市町村が行う出産・子育てに係る給付や、幼稚園などにおける送迎用バスへの安全装置の設置を支援いたします。

このほか、県立学校の整備などに係る予算を計上しております。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてです。

県経済は、個人消費を中心に持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルスの感染再拡大と物価高騰が今後のリスク要因となっています。このため、まずは物価高騰による影響の軽減を図るなど、足元の経済情勢の変化に切れ目なく対応しなければなりません。

その上で、県経済を持続可能で一段高い成長軌道に乗せていくためには、各産業の足腰をより強くしていく必要があります。特に、新たな時代の成長の原動力であるデジタル、グリーン、グローバルという3つの観点から、生産性の向上やさらなる付加価値の創出に向けた各産業分野の構造転換を一層強力に進めていくことが重要です。

第4期産業振興計画の最終年度となる来年度は、これらの3つの観点の下、社会経済情勢の変化に対応して各施策を強化します。加えて、デジタル化などの取組における成果の裾野をより多くの県民、事業者に広げながら、各分野の目標達成を目指します。

関西圏との経済連携については、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据え、関西戦略をウィズコロナ、アフターコロナにおける県経済の起爆剤とするべく、外商の抜本強化に取り組んでいます。

このうち、大阪市梅田の新たな商業施設への出店を計画しているアンテナショップについては、10月に施設の運営事業者に対して出店の意

思表示を行いました。さらに、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議及び関西圏外商強化対策協議会の委員の方々からアドバイスもいただきながら、アンテナショップのコンセプトや機能を含めた基本計画の作成を進めています。今後、この基本計画を年度内に取りまとめるなど、本県の魅力を強力にPRするための拠点施設となるアンテナショップの出店準備を加速させます。

次に、関西圏における本県の認知度向上を目指したプロモーションについては、先月関西のメディアに対し、私自身が県内の市町村長や酒造組合と共に、県産品や本県観光のPRを行いました。多くのメディア関係者に御参加いただき、テレビや新聞、インターネットの記事に取り上げられるなど、関西圏での本県の露出拡大につながっています。

今後も、市町村、事業者との連携はもとより、関西在住の本県ゆかりの方々に御協力いただきながらオール高知での取組を展開し、県産品の外商拡大や観光客の増加といった成果に結びつけます。

新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流に関する施策については、これまでの取組の成果を踏まえ、さらなる進化にチャレンジしたいと考えております。

1つ目の潮流であるデジタル化に関しては、特に1次産業において事業者の目に見える形でデジタル技術の導入が進んでいます。

このうち、農業分野では、9月からIOPクラウドの本格運用が始まり、データ駆動型農業への本格的な転換に必要な基盤が整いました。今後は、クラウドのデータを活用した最適な栽培管理モデルの構築と併せて、燃油や肥料などの投入量を可視化し、最適化するモデルをつくり上げることにより、収穫量の増加と経費の削

減の両立を目指します。

次に、林業分野では、森林クラウドの仮運用の開始により、森林資源情報や所有者情報をはじめとする様々なデータを関係者間で共有することが可能となりました。今後は、本格運用に向けて搭載するデータの拡充などを進めるとともに、林業事業者によるクラウドの活用促進を図り、施業の効率化につなげます。

水産分野では、情報発信システムの運用を来年1月から開始します。これにより、海水の温度や潮の流れ、漁獲データといった漁業者の漁場の選択などに役に立つ様々な情報を一元的かつ分かりやすく伝えることができるようになります。さらに、今後はAIを活用した漁場予測システムや操業による利益をシミュレーションできるツールの開発を進め、効率的な漁業生産体制への転換を加速させます。

商工業分野では、これまで産業振興センターと商工会連合会に専門人材を配置し、県内事業者のデジタル化の取組を支援してきた結果、デジタル化に取り組む事業者は徐々に増えてまいりました。一方で、国の補助制度の要件の厳しさなどから、必要なソフトウェアの導入やハード整備は十分に進んでおりません。このため、県内事業者の実情を踏まえた県独自の補助制度を創設することとし、必要な予算を今議会に提案しています。

この補助制度も活用して、作業のペーパーレス化、あるいは勤務シフトの自動作成といった業務の効率化、省力化に資するITツールの導入などをこれまで以上に強力に後押しします。さらに、例えば機械の故障をAIが予測し、部品交換を促すといった保守サービスの開発など、高度なデジタル技術を活用した新たな付加価値の創出を支援することで、事業者の売上げの向上につなげます。

2つ目の潮流であるグリーン化に関しては、

脱炭素社会推進アクションプランに基づき、オール高知での取組と、経済と環境の好循環の2点を特に意識して各施策を進めています。

1点目のオール高知での取組では、9月に脱炭素シンポジウムを開催するとともに、個人などが楽しみながらCO₂削減に取り組める、ウェブ版環境パスポートの運用を開始しました。その後、3か月で600人を超える方に登録いただいております。引き続きより多くの県民の皆さんに利用していただけるよう周知に努めます。

また、来年3月に、地球温暖化などの環境問題の解決に貢献する事業に活用する地方債、いわゆるグリーンボンドを四国の自治体で初めて発行することとしました。このグリーンボンドを通じて、県内企業や全国の投資家に本県の環境保全や省エネルギー化などの取組を幅広く周知し、脱炭素化に取り組む機運の醸成につなげたいと考えています。

2点目の経済と環境の好循環の取組では、豊富な日照量を生かした太陽光発電の拡大を図るため、支援策を強化しました。その結果、本年度は過去4年間の実績の約8倍となる1メガワット程度の太陽光発電の導入が見込まれており、県内事業者において、使用する電力の脱炭素化に向けた動きが加速しています。

さらに、CO₂の固定につながる木材利用の拡大に関しては、木造建築物を環境不動産として県独自に評価し、その整備を促進するための仕組みの構築に向けて検討を進めてきました。有識者の検討委員会からの中間報告及びこれに対する関係者からの御意見を踏まえ、今後、不動産取得税の軽減措置なども含めた制度全体の枠組みを構築し、来年4月からスタートさせたいと考えております。

アクションプランの取組はまだ始まったばかりであり、県民、事業者の脱炭素に向けた機運をさらに高め、具体的な行動をより力強いもの

としていく必要があります。また、環境保全に資する新技術の開発など、イノベーションを通じた経済と環境の好循環の創出にも挑戦し続けなければなりません。引き続き、アクションプランと産業振興計画をしっかりと連携させながら、予算編成などでの議論を通じてさらなる強化策を練り上げていきます。

3つ目の潮流であるグローバル化に関しては、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響が緩和され、県産食材や工業製品などの輸出拡大に向けた環境が整いつつあります。このため、社会経済活動の回復が進むアメリカやフランス、タイ、シンガポールの展示会への出展を積極的に行い、コロナ禍で中断していた対面での営業活動を再開しました。10月には、私自身、韓国で現地企業へのトップセールスを実施し、その結果、土佐酒において新たな取引が開始されるといった具体的な成果も生まれています。

引き続き、これらの地域に加え、現在検疫強化により制約を受けている中国についても状況の改善が図られ次第、積極的な営業活動を展開することで輸出のさらなる拡大につなげます。

また、インバウンド観光についても、水際対策が段階的に緩和され、10月には外国人旅行者を含む入国者数の上限が撤廃されております。こうした動きを見据え、本年度の早い段階から海外旅行会社へのセールスを行い、大阪観光局と共に作成した本県への周遊モデルルートなども活用してプロモーションを展開してきました。その結果、シンガポールの旅行会社による大規模な周遊ツアーが実施されたほか、東南アジアからの複数のツアーが予定されるなど、成果が現れてきております。

今後も増加が見込まれる外国人観光客を着実に呼び込むことができるよう、近県の空港における国際便の再開状況も注視しながら、本県を

周遊先とするツアー商品のさらなる造成を目指し、積極的にセールスを行います。あわせて、コロナ禍を受けて一旦休止していた高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備に向けた検討を再開します。

次に、国内観光については、本年10月にスタートした全国旅行支援をはじめとする需要喚起策の効果により、県内の主要観光施設の利用者数がコロナ前の水準まで戻るなど、本県観光は着実に回復に向かっております。

今月2日からは高知城を舞台とした大規模な夜間イベント、高知城ひかりの花図鑑を開催し、最初の週末であった翌3日と4日には多くの方に御来場いただきました。こうしたイベントに加え、本県の魅力である食を中心としたプロモーションを積極的に展開することで、切れ目のない誘客を図ります。

さらに、本県観光の起爆剤として期待される連続テレビ小説らんまんに関しては、10月に佐川町、越知町などで撮影が行われ、主演の神木隆之介さん、浜辺美波さんが関係先を訪問される姿が大きな話題となりました。私自身もお二人にお会いし、よいドラマにしたいという意気込みを強く感じましたし、来春の放送開始に向けて県民の皆さんの期待も一気に高まってきたのではないかと思います。

こうした機運の高まりを来年3月に開幕を迎える観光博覧会の成功にしっかりとつなげていかなければなりません。引き続き、プロモーションやセールス活動、県内各地の受皿づくりをスピード感を持って進めるとともに、来年2月からはプレ博覧会を開催し、さらなる盛り上がりを創出します。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

生活に欠かせない医療機関や介護サービス事業所が限られる中山間地域を数多く抱える本県

においてこそ、県民の皆さんの負担軽減と利便性の向上を図るため、医療・福祉分野のデジタル化を積極的に進める必要があります。そのため、これまでも「高知家@ライン」といった医療と介護の情報をつなぐネットワークシステムの整備やオンライン診療の促進、介護サービス事業所へのICT機器の導入などに取り組んできました。

来年度は、デジタル技術のさらなる活用により、本県の医療・介護・福祉サービスを一層レベルアップさせることができるよう、アプリを活用した県民の健康づくりに加え、在宅療養、在宅介護などに係るデジタル化を促進したいと考えています。また、患者の医療情報を共有するネットワークシステムのマイナンバーカードへの対応にも積極的に取り組み、治療履歴などの情報を活用した適切な医療の提供や県民生活の利便性の向上を目指します。

第4期日本一の健康長寿県構想については、3つの柱に基づく取組を全力で進めております。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、糖尿病性腎症患者に対し、医療機関と市町村などの保険者が連携して強力に保健指導を行う透析予防強化プログラムの取組を進めてきました。現在、4地域、10医療機関でプログラムに基づく患者への介入支援が行われており、令和2年度に介入を開始したグループでは非介入者と比べ腎機能の低下が抑えられるなど、個人差はあるものの、透析導入時期を5年程度遅らせる可能性が見えてきました。

今後は、さらに多くの医療機関で本プログラムに取り組んでいただきたいと考えており、実施効果の啓発に加え、地域ごとに医療機関と保険者の連携体制の構築を進めます。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの

強化では、10月に開催したフォーラムにおいて、県内全ての市町村長、社会福祉協議会会長と高知家地域共生社会推進宣言を行い、その実現に向けた決意を示しました。

今後は、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制が早期に全市町村で整備されるよう働きかけを強めることに加え、勉強会の実施や専門アドバイザーの派遣など、きめ細かな伴走支援を通じて市町村による取組の実効性の向上に努めます。あわせて、困っている人を見逃さない地域づくりに向けて、多分野、多職種を巻き込んだ支援ネットワークの構築を進めるほか、県民の理解促進と参画意識の醸成に関する広報啓発の強化を図ります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりでは、母子健康手帳交付時の面談がほぼ全ての妊産婦に行われ、育児不安を抱える方への支援プランの作成率も9割近くに達するなど、課題を早期に把握し必要な支援につなげられる体制が整いました。また、子育てに関する様々な相談に対応する総合支援拠点の設置や、学校と市町村の児童福祉部門との連携も着実に進んでおります。

今後は、こうした支援体制がより効果的に機能するよう、市町村の母子保健部門と児童福祉部門による一体的な支援プランの作成など、実効性の高い連携と支援の仕組みづくりに向けた施策を強化します。加えて、子育て家庭が抱える不安や孤立の予防につながる対策として、地域のボランティアによる相談や見守りといった住民参加型の子育て支援の充実に取り組みます。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

第2期教育大綱に基づく施策のうち、学力向上対策につきましては、本年度の全国学力・学習状況調査で中学校の数学が全国平均を大きく下回ったことを受け、P D C Aサイクルの徹底

と授業改善に取り組んでいます。具体的には、教員研修の充実や指導主事による学校訪問の強化、デジタル教材の活用促進といった取組を進めており、現在行っている県版の学力調査により定着状況を確認、分析し、さらなる対策を検討するなど、P D C Aサイクルをしっかりと回しながら対応します。

また、各種調査から授業での1人1台タブレットの活用頻度に、学校間あるいは教員間で差があることも明らかとなりました。このため小学校では、情報教育推進リーダーの認定を受けた教員が、タブレットを効果的に活用した授業づくりについて提案や助言を行う取組を進めています。加えて、今後はI C T活用研修をさらに充実させるなど、教員一人一人の活用力の向上を図ります。

デジタル技術を活用した中山間地域の高等学校などの教育の振興に関しては、教育センターを配信拠点とする遠隔授業を順次拡充してきた結果、生徒の国公立大学への進学や資格取得の拡大につながっています。さらに、本年度からは遠隔教育システムを用いて、自身が持つ免許以外の教科を教える教員、いわゆる免許外教員を支援する取組を開始しました。現在、教育センターに免許を持つ美術教員と技術教員を配置し、中山間地域の3つの小規模中学校を支援しております。今後も中山間地域の小規模校で学ぶ生徒の多様な教育ニーズに応えられるよう、遠隔教育の充実、拡大に努めます。

不登校対策については、これまで不登校担当教員の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実、校内適応指導教室の設置といった支援体制の強化に取り組んできました。こうした取組の結果、国の調査によると、不登校の児童生徒が学校内外の機関などから支援を受けている割合は、全国平均が約64%であるのに対し、本県は95%を超えております。

このことは、本県においてほとんどの児童生徒が何らかのケアを受けていることを示しており、欠席日数の減少など、一定の成果につながっているものと考えています。

一方で、令和3年度の本県の小中学校における不登校児童生徒数は、1,000人当たり31.2人と、前年度から6.0人増加するとともに、全国平均を5.5人上回り、依然厳しい状況が続いています。加えて、本県はもとより、全国的にも不登校の児童生徒数は増加の一途をたどっていることから、不登校対策については、これまでとは違う視点を取り入れていく必要があると考えております。

このため、来年度に向けては、改めて取組の成果と課題を検証し、多様な教育機会の確保といった新たな観点なども加えて、児童生徒の将来の社会的自立につながる実効性ある対策の検討を進めます。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

県民の皆さんの自助の取組に関する本年度の県民世論調査の速報値が明らかとなりました。

南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、県民の皆さん自身による命を守る行動が重要です。しかしながら、今回の調査結果では、100%を目指している津波からの早期避難意識率は68%にとどまり、依然伸び悩んでいます。そのため、特に引上げが必要な30歳代、40歳代の多くが利用する動画サイトやSNSを活用し、津波からの早期避難を呼びかけるなど、対策を一層強化したいと考えております。

さらに、家庭における備蓄も重要となりますが、同じく県民世論調査によると、飲料水の備蓄率は30%台と依然として低い状況です。また、食料品の備蓄率については、本年度の目標を達成したものの、第5期計画の目標である50%を

目指してもう一段取組を強化する必要があります。このため、量販店と連携して、保存の利く食料を多めに買って、食べた分だけ補充を繰り返すローリングストックといった、各家庭で無理なく備蓄ができる手法に関する啓発を一層推進します。

このほか、進捗が遅れている取組については、その課題を徹底して分析し、改善策を講じるなど、PDCAをしっかりと回しながら、第5期計画の目標達成に向けて各施策をさらに強化します。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本年度から強化した中山間対策では、各分野において具体的な成果指標を設定し、事業の進捗状況を把握するなど、PDCAサイクルを徹底しながら、より実効性を高めた取組を進めています。その結果、集落活動センターの開設が65か所まで拡充されるなど、住民主体の支え合いの仕組みは着実に広がりつつあります。また、センターの取組に至らない小さな集落の維持・活性化に向けた仕組みづくりや、デジタル技術を活用して中山間地域の課題解決を目指す実証事業など、新たな取組も進んでいます。

一方で、昨年の集落实態調査の結果で改めて明らかとなったように、地域の担い手不足といった中山間地域の課題はより深刻化しており、依然として住民の皆さんは将来にわたる集落の維持・存続について不安を抱えています。こうした状況を踏まえ、今後は各施策を一層強化するとともに、中山間対策全体の方向性とその将来像を県民の皆さんにしっかりとお示しすることが重要だと考えております。

このため、来年度は有識者の方々や市町村長などから御意見、御提案をいただきながら、中山間地域の再興に向けたビジョンづくりを進めます。

移住促進の取組については、本年10月末時点での本県への移住者数が702組、対前年同期比107%となっており、本年度の目標である1,225組の達成に向けて順調に推移しております。一方で、移住に関するイベントへの参加者数は大きく増えているものの、具体的な移住相談までには至らない方の割合が増え、新規相談者数が減少傾向となっていることが新たな課題として浮かび上がってきています。

相談は移住達成の入り口であり、将来にわたって移住者を増やしていくためには、新たな相談者の獲得が不可欠です。このため、デジタルマーケティングの手法を取り入れるなど、移住を検討している方との接触機会の拡大を図る効果的な方策について検討を進めます。

また、移住者向けの住宅確保などを目的に本年度強化した空き家対策では、7月に開設した空き家相談窓口への相談件数が11月末時点で350件を超え、新聞、テレビでも取り上げられるなど一定の手応えを感じております。引き続き、家族が集まる年末年始といった機会を逃さず、空き家の行く末の決断を促す啓発ツールを活用した取組を進めるなど、市町村や地域の方々と連携しながら空き家を掘り起こし、その活用につなげます。

女性の活躍の場の拡大については、これまで女性活躍推進計画に基づき、子育てしながら働く女性を社会全体で支援する仕組みづくりを目指して、全庁を挙げて取り組んできました。その結果、県庁の男性職員の育児休業取得率は令和2年度に全国2位となり、県内女性の育児中の有業率も全国平均に比べ高い水準にあるなど、一定の成果が現れております。

こうした中、本年6月に国において、女性版骨太の方針が策定され、女性の活躍と経済的基盤の確立に向け、当面重点的に取り組むべき事項が示されました。本県においても、女性活躍

推進計画を基本としながら、働くことを希望する全ての女性の活躍に重点を置いたアクションプランを年度内に策定し、取組をさらに強化したいと考えております。

スポーツの振興については、平成30年に策定した第2期スポーツ推進計画が本年度、最終年度となります。これまで、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの3つを施策の柱とし、地域スポーツハブによるスポーツ機会の提供、全高知チームによる選手強化、プロやアマチュアの大会及び合宿の誘致などに取り組んできました。

その結果、子供の運動習慣と体力が全国平均まで改善されるとともに、成人のスポーツ実施率は県内全ての地域において上昇傾向にあります。また、東京オリンピック・パラリンピックにおける本県出身選手の活躍に続き、全国さらには世界で活躍する選手が着実に育ってきているほか、ホストタウン国や国内トップチームの合宿の受入れなども進んでいます。

一方、子供たちが身近な地域でスポーツを続けられる環境が十分でないことに加え、成人のスポーツ実施率はなお全国よりも低く、地域によって差が見られます。また、競技力の全体的な底上げが必要であるとともに、スポーツによる県外からの来客数は、コロナ禍以前と比較して大きく落ち込んでいるといった課題も見られます。

こうした課題を踏まえ、来年度からの次期計画では、誰もが身近な地域でスポーツに親しめる場の拡充、全国や世界を目指す選手のさらなる育成、スポーツを通じた地域の活性化、デジタル技術の活用などの視点でさらに施策を強化していきます。

次に、高知県土地開発公社の解散について御説明申し上げます。

土地開発公社につきましては、平成27年度の

県政運営指針において、廃止を前提にその在り方を検討する方針をお示しし、平成29年度には公社が抱える負債の清算などを行いました。その上で、公社が国から受託している四国8の字ネットワークの用地取得事業を県が引き継ぐため、5年間公社を存続させ、県職員を派遣することにより当該事業に必要なノウハウの習得を進めてきました。

5年目となる本年度、予定どおり県における受託体制構築の目途がついたことから、来年3月末をもって土地開発公社を解散するために必要な一連の議案を今議会に提出しております。今後は、土地開発公社が担ってきた事業をしっかりと継承し、必要な用地取得などを進めます。

本年10月、県内の地質調査業務を請け負っている測量会社などに対して、談合の疑いで公正取引委員会による立入検査が行われました。本県では、平成23年にも国と県の発注工事における談合事件があり、官民挙げてコンプライアンスの徹底を図るなど、再発防止に取り組んできました。そうした中、今回談合の疑いが生じたことは、極めて遺憾なことだと考えております。

談合は、公正な競争をゆがめるものであり、法律に違反する行為として決して許されるべきではありません。公正取引委員会の検査結果が出るまでには一定の時間を要するものと見込まれますが、県としても検査に協力し、その推移を見守りながら適切に対応します。

また、前回設けた談合防止対策検討委員会を再度設置し、今月8日に第1回の会議を開催します。この委員会において有識者の御意見をお聞きしながら、今回の事案に至った要因の検証とさらなる再発防止策について先行して議論を進めます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和4年度高知県一般会計

補正予算など10件です。

条例議案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案など7件です。

その他の議案は、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案など28件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（明神健夫君） 日程第4、363第21号「令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに363報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長森田英二君。

（決算特別委員長森田英二君登壇）

○決算特別委員長（森田英二君） 令和4年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和3年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、並びに令和3年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和3年度の一般会計及び特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行に加えて事業の成果にも主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況について

も重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和3年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、またその成果も認められますので、一般会計決算については賛成多数をもって、また各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

その上で、予算執行において改善すべき事項も見受けられましたので、今後の行政運営の中で、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、今後の各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、令和3年度決算に関する説明書及び令和3年度主要な施策の成果の概要については、記載事項に一部誤りが見られ、知事から訂正願が提出されました。今後はこのようなことがないように、関係部局との連携を強化し再発防止に努め、さらに緊張感を持って業務に当たるとともに、決算議案及び資料の提出に当たっては、十分精査することを強く求めます。

まず最初に、行財政運営についてであります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつも、ウイズコロナ、アフターコロナの時代を見据えて、さらなる発展に向けてこれまでに準備を進めてきた各施策を実行に移し、取り組んでおります。また、コロナ禍においてキーワードとなるデジタル化などの潮流を捉え、新たな取組にも果敢に挑戦し、経済の

活性化をはじめとする5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させるべく取り組んでおります。

決算状況については、歳入歳出ともに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への対応などに伴い増加をしております。経常収支比率や将来負担比率は前年度に比べ改善しておりますが、依然として自主財源が3割を下回る脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

県政の広報については、県政をより身近に感じてもらい、理解と協力を得るために、県民への情報提供を行っておりますが、生活様式の変化に伴い、広報に適した媒体やアプローチも大きく多様化し、変化をしてくれていると考えられます。については、県政広報の所管部局が中心となり、さらなる戦略性を持って全庁レベルで取り組み、専門家の知見も取り入れるなど、より効果的な広報が実施できる仕組みを検討するよう望みます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮している世帯に対する生活福祉資金の特例貸付については、その原資等への補助を行っております。今後始まる貸付金の償還については、市町村や社会福祉協議会と連携して償還免除や償還猶予等の仕組みの周知も図り、生活が困窮している人に一層寄り添った支援を行うよう望みます。

中小企業者への県制度融資については、新たに伴走支援型の特別保証融資を創設するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援を積極的に行っております。今後、多くの事業者で始まるコロナ関連融資の償還を見据えて、事業者の経営改善につながり融資が

生かされるよう、引き続き支援を実施していくことを望みます。

次に、南海トラフ地震対策についてであります。

高知県防災アプリは、避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知で知らせるだけでなく、安否確認機能や防災マップとの連携機能なども有しています。そうしたこともあり、令和3年度末までに4万ダウンロードを超えて順調に利用者が増えてきております。南海トラフ地震等の自然災害に備えて、より多くの県民にこの防災アプリが利用していただけるよう、さらに広報戦略を練ることで、また市町村とも一層連携して効果的に普及啓発を行うことを望みます。

漁港内の沈没船については、対象船舶や所有者の調査を行い、所有者が判明したものについては意識啓発と撤去の指導、そして所有者の不明船は簡易代執行による撤去を行っております。それでも依然として数百隻の沈没船が確認されております。については、津波による漂流物対策の観点からも、引き続き所有者に対する撤去指導を徹底するとともに、行政による撤去も進めるなど取組の一層の推進を望みます。

次に、保健・福祉・医療対策についてであります。

診療報酬等データ分析等業務については、高血圧や高脂血症等の未治療者、また治療中断者を適切な医療につなげるため、はがきにより受診勧奨を行っておりますが、受診者の増加は想定を下回っております。については、電話や対面も含め、より効果的な受診勧奨を市町村と協議検討することで、受診率のさらなる向上に取り組むことを望みます。

高知あんしんネット、はたまるねっと及び「高知家@ライン」については、加入率向上とシステム間の連携が課題になっております。ついて

は、引き続き医療機関等の加入促進に取り組み、システム間の情報共有を図るとともに、将来を見据えたシステムの在り方についても検討を続けるよう望みます。

福祉・介護人材の確保については、求人側と求職者側のマッチングをはじめ、介護助手の導入や資格取得の支援など、多様な人材が働きやすい環境の整備に精力的に取り組んではおりますが、依然として人材不足は解消されておられません。については、引き続き人材確保に向けた取組を推進するに当たり、特に人材不足が深刻な中山間地域の市町村との連携を強化する必要があります。そのためにも、外国人介護人材の受入れ拡大や幅広い世代への意識啓発にも精力的に取り組むことを望みます。

次に、少子化対策・女性の活躍促進についてであります。

出会いの支援については、マッチングシステムを活用した独身者の相談窓口、こうち出会いサポートセンターを開設しておりますが、県民の認知度は十分とは言えません。については、少子化対策推進県民会議とも一層連携してサポートセンターの周知に取り組み、結婚・子育てに前向きな方々が出会い、そしてさらに希望をかなえる機会を一層拡大する取組となるよう切に望みます。

次に、地域の振興についてであります。

集落活動センターについては、これまでに65か所で開設されており、特産品の販売や宿泊・交流事業などの経済活動も見られますが、一方運営資金や次の担い手の確保に苦慮しているところも多くあります。については、地域における生活環境を安定的に維持し、集落活動センターの活性化につなげていくためにも、地域住民や市町村と一体となって、将来核となっていく人材の確保に努めることを望みます。

路線バスの維持については、依然として運転

士が不足し、高齢化も進んでいます。さらには、コロナ禍で事業者の経営状況も悪化し、必要な車両更新が進まないなど、バスの運行に深刻に影響するような課題を抱えております。ついては、今後の公共交通の在り方をさらに真剣に検討するとともに、国の補助制度が地方の実態に即したものとなるよう政策提言等を行うことで、山積する課題の解決に全力で取り組むことを望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

オープンイノベーションプラットフォームについては、IoT推進ラボの会員数は増えてきているものの、参画企業が固定化されてきており、自社製品等の開発に取り組む県内企業が少ない状況であります。ついては、より幅広い県内外の企業に参画を促し、複数の企業の協働による製品の開発等もさらに進むよう取組を推進することを望みます。

次に、観光の振興についてであります。

県立文化施設については、新型コロナウイルス感染症の影響により入館者数が大きく落ち込んでおります。ついては、各施設の利用者の意見等を反映し、事業成果を客観的に評価することで運営の活性化を図り、集客力が高い企画展を計画的に開催すること等を望みます。

加えて、教育委員会との連携による教育普及活動の充実にも一層努めることにより、入館者数の増加、さらには県経済への波及にも積極的に取り組むよう望みます。

また、こうち旅広場で行われるイベントについては、週末に開催されるよさこい鳴子踊りなどが観光客に好評を博していますが、管理運営上の問題もあり、現状は各種イベントの開催は日中の時間帯のみとなっております。ついては、こうち旅広場を陸路の玄関口としてのにぎわいの場とすることはもちろんですが、夜間の観光需要にも応えるため、イベントの夜間開催につ

いても積極的な検討を望みます。

次に、農林水産業の振興についてであります。

国の中山間地域等直接支払制度の活用については、地域の高齢化や過疎化による担い手の減少などにより、協定数や交付面積が次第に減少する傾向にあります。そこで、中山間地域の農業と農地を守るため、協定数を増やす支援と他部局と連携して小さな拠点をうまく活用するなどの様々な取組も進めることを望みます。

県の森林環境税に関するもののうち、税の在り方を考える座談会の開催が新型コロナウイルスの感染拡大により見送られました。そうした中、令和4年度の県民世論調査によると、森林環境税の使途について知らないという回答が7割となっております。ついては、国の森林環境譲与税との整理も含め、様々な場面を活用したPRによりさらなる周知を行い、県の森林環境税への理解が深まるよう取り組むことを望みます。

高知県産水産物の消費の拡大については、外商の拡大や地産地消を推進する取組を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた商流の早期回復に努めています。また一方、水産業関係者のより高い収入を確保することで県内水産業の振興を図る意味でも、県産水産物に興味を持つ人を増やすための新しい企画や、購買意欲を高めるための一層の取組をさらに推進していくことを望みます。

次に、社会基盤の整備についてであります。

平成23年の談合事案を踏まえて、官民挙げて建設業界のコンプライアンスの確立に取り組んできた中、県が発注した地質調査業務の入札において、談合の疑いで公正取引委員会が県内の測量会社など十数社に立入検査に入るという事案が発生しております。このことは、県が実施する公共事業に対する県民の信頼を大きく損ないかねない事案であります。これまでの取組も

この際しっかりと検証して、健全な業界づくりに向けた対策をより強化するよう望みます。

最後に、教育についてであります。

保育士の確保については、離職防止を図るために、保育士の業務負担を軽減する保育補助者を配置する取組を支援しておりますが、十分に活用されておられません。ついては、支援制度の周知と併せて、関係市町村ともしっかりと連携し、本事業を有効に活用して必要な人材の確保に取り組むことを望みます。

中山間地域の学校の振興に向けては、アドバイザーを派遣して高等学校の魅力化に取り組んでおりますが、地域に十分広まっておらず、その地域ならではの資源、素材を生かしていないという課題があります。ついては、学校関係者だけでなく地域住民と連携・協働することにより主体的な取組となるよう望みます。

高等学校等奨学金及び地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金については、未収金債権の縮減に取り組んでおりますが、依然として多額の未収金が累積しております。引き続き、関係機関と連携を取りながら債権の回収に取り組むとともに、高等学校等奨学金については、貸与対象となる生徒へ返済の義務についても周知を図るなど、適正な債権管理に取り組むことを望みます。

部活動の地域移行については、先行して取り組んでいる市町村もありますが、指導員の確保などが課題となっております。引き続き、関係部局や市町村、地域のスポーツクラブ等とも連携しながら、さらなる地域の実情の把握に努め取組を進めることを望みます。令和3年度の一般会計及び特別会計決算については以上であります。

次に、令和3年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料

及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行と事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付されております令和3年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、流域下水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損益が1,582万円余の赤字で、黒字であった前年度に比べ1億1,359万円余の減益となっております。これは、消化ガス発電事業が本格稼働することに伴い、汚泥の減量化による処分費の削減や消化ガスの売却費を見込み、流域下水道管理運営負担金の単価を引き下げたことに加え、消費税還付金などを精算した結果、営業収益が減少したことによるものであります。

当年度は純損失となりましたが、前年度の未処分利益剰余金2億2,154万円余を繰り越しており、営業費用も流域3市の負担金で賄われる収支構造となっていることから、経営の健全性は確保されております。今後も、消化施設の安

定的な管理運営に取り組むとともに、さらなる経営の効率化に努めるよう望みます。あわせて、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略やストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効果的に取り組むよう望みます。

次に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が3億9,318万円余となっており、前年度に比べて5,852万円余減少しております。これは、下期の渇水による水力発電所の発電電力量の低下に伴う供給電力量の減少や、風力発電所の故障に伴う発電停止などにより、総収益が減少したことによるものであります。

有形固定資産減価償却率は、水力発電では71.5%、風力発電では94.8%となっており、施設の老朽化が進んでおります。ついては、安定的かつ健全な経営を維持するため、施設の適切な維持管理に努め、中長期的な視点を持って老朽化対策に取り組むよう望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が4,594万円余となっており、前年度に比べて2,282万円余増加しております。これは、鏡川工業用水道の給水費など営業費用の減少により総費用が減少したことによるものであります。

鏡川工業用水道事業については、耐用年数の経過に伴う管路の更新が課題となっておりますが、当年度に詳細設計を行った結果、計画や事業費を見直す必要が生じ、管路更新工事の実施は見送られております。ついては、管路更新工事に伴う利用者負担やダウンサイジング、また民間活力の導入などを再検討した上で、将来的な鏡川工業用水道事業の在り方について関係部局等と連携して取り組むよう求めます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

す。

当年度の経営状況については、純損益は1億4,656万円余の赤字となっておりますが、経常損益は2,834万円余の黒字となっております。赤字だった前年度に比べて収支が1億4,262万円余改善しております。これは、医業費用が増加したものの、新たな診療報酬の加算取得による収益の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響が一定落ち着いたことから、医業収益が増加したことなどによるものであります。

この結果、当年度の経常収支は、第7期経営健全化計画における年次計画を3億9,132万円余上回っております。引き続き、経営の健全化に向けて、働き方に配慮しながら、スタッフの連携により効率的に業務を進め、経費節減に取り組むなど、第7期経営健全化計画に掲げた取組を着実に進めることを望みます。

また、県立病院は、地域が必要とする医療サービスの充実、確保に積極的に取り組んでいく責務を有しており、引き続き関係機関との連携を強化するなど、医師や助産師等の医療スタッフの確保にも精力的に取り組むことを望みます。令和3年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



討 論

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました363報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」について、認定に反対する立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、決算審査に当たって予算及び事業が適正に効率的に行われているかどうかとともに、何より地方自治体の役割である住民の福祉の増進を図るという基本点がどうだったのかを重視する立場で臨んできました。同時に、この1年間の議会論戦や知事の政治姿勢についても併せて分析し、評価についての検討を行ってきました。

昨年2月の予算議会において、塚地佐智議員が令和3年度当初予算に対して、5つの理由を明らかにして反対討論を行いました。これらを中心にして討論を行いたいと思います。

反対理由の第1は、新型コロナウイルス感染症対策にあります。当年度は、高知県高等学校体育大会約7,000人の抗原検査や、中央公園などでの集中検査実施など一定の努力がありました。しかし、WHOが空気感染、エアロゾル感染を正式に認めている下でも、疑陽性、疑陰性が発生するなど、国と同じ検査抑制に固執をし続けてきました。現場の努力にもかかわらず、検査の抑制や医療逼迫等によって助かる多くの命が失われています。死亡者数は、2021年度の1月、今年度の第7波等で増え、四国の中でも11月末で徳島213人、香川326人、愛媛324人、そして高知県は330人となっています。

また、昨年1,200万円の県予算での学生食料支援や、今年度収入減・物価高騰対策として事業所への交付金支給を実施する徳島県などに学ぶなど、医療と検査体制の強化とともに、暮らし

と事業を支える温かい支援が急がれているのではないのでしょうか。

第2は、医療・介護の問題です。2021年度末の3月に公立病院経営強化ガイドライン、指針が公表されましたが、総務省は、病院や経営主体の統合よりも、病院間の役割分担と連携強化に主眼を置いたと説明をしています。ガイドライン策定前、2021年12月10日開催の地域医療確保に関する国と地方の協議の場では、全国市長会や全国知事会から、公的病院がなくなると大変な地域の問題になる、急性期の病床削減ではなく、感染拡大のときは感染症病棟へ転用できるように、一定程度の余力を持つ考え方も必要だなどの意見が出ています。そして、5月16日の参議院決算委員会で金子総務大臣は、新型コロナ対応で公立病院の重要性が改めて認識されたと述べ、各自治体において地域に必要な病院を存続させることができるよう支援すると表明をしています。統合ありきから軸足を移したことは明らかです。

コロナによって多くの命が失われたことに心を寄せ、県民の命と医療を守るために、知事も国の方針に迎合するのではなく、地域医療構想に基づく病床削減計画や、公立・公的病院統廃合リストの撤回を求めることに力を注ぐべきではないのでしょうか。介護保険制度の補足給付縮小への国の見直しに対して、負担能力に応じた見直しでやむを得ない、制度の持続可能性を高めるためだとの知事の答弁でした。国言いなりの冷たい政治ではなく、県民の声と願いに共感をするところこそ求められているのではないのでしょうか。

第3は、経済・産業対策についてであります。カジノ、2025年大阪・関西万博、インバウンド観光を利用した人と経済活力を呼び込むという濱田県政の目玉政策、関西戦略ですが、一層人と財政を投入する道を拡大しており看過できま

せん。課題解決先進県高知が進むべき道は、大阪・関西万博頼みや、また根本的な課題解決に向き合うことにならないデジタル化推進偏重でよいのかが鋭く問われています。人と地域資源を大事にし、軸にして暮らし続けられる中山間地、高知を築くことが求められていると考えます。

決算委員会でも、地産地消・外商というが、地産地消の姿が見えてこないではないかとの率直、痛烈な意見も出されました。1次産業の担い手の本格的な育成と、休耕田拡大やビニールハウスの減少に歯止めをかけるなど、高知らしい1次産業を県経済の土台として進展を図ることが喫緊の課題です。

また、原発ゼロの社会、地域への小規模分散型エネルギー等を本格的に普及するなど、気候危機対策にも貢献することが必要です。県内総生産の12.8%を占める保健衛生・社会事業は、ケア労働の重要性と併せて、県独自の対策の強化とともに処遇改善等の国への提言、働きかけを強めることが求められています。

第4は、無批判なデジタル化の推進です。特に、自治体業務の標準化は、効率化の一方で、自治体独自の住民に寄り添う柔軟な施策決定を阻害するという負の側面は否めません。地方自治行政の根幹に関わる問題ですが、無批判に進められており、懸念は深まっています。

第5は、県政上最大の課題の一つであります教育行政についてです。2021年からの少人数学級の前進はありますが、不登校が全国で24万4,000人、高知県は1,508人、前年より270人増加、連年全国最多となっています。また、20代の教員の精神疾患による休職者が増加し、退職者も出ています。子供にも先生にもゆとりと心の居場所を保障できていない。国連からも度々警告されている学力テストをはじめとする競争的教育が、子供も先生も追い込んでいる大きな要因

の一つであることが浮き彫りになっています。正規教員の増員と多忙の解消、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの正規化、処遇改善などが急がれています。

以上、令和3年度決算と政治姿勢など問題点、改善すべき点を指摘し、363報第1号の認定に反対する討論といたします。同僚各位の御賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(明神健夫君) 15番加藤漠君。

(15番加藤漠君登壇)

○15番(加藤漠君) 私は、自由民主党を代表いたしますして、363報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」の認定について、賛成の立場から討論を行います。

まず、令和3年度を振り返りますと、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返される中、国においては、感染拡大防止に万全を期すとともに、デジタル社会、グリーン社会の実現や、活力ある地方づくり、全世代型社会保障制度の構築といった中長期的な課題に対応するため、令和2年度第3次補正予算と一体的に令和3年度予算を編成し、日本経済の再生を目指した取組が進められました。さらに、岸田政権が掲げる新しい資本主義の起動などに必要な追加経済対策として、令和3年度補正予算を成立させ、感染拡大防止とともに、コロナ禍で傷んだ経済の再建に向けた取組が実施されました。

一方、高知県の令和3年度予算については、新型コロナウイルス感染症への対応を着実に進めるとともに、あらゆる分野においてデジタル技術の活用を推進するなど、取組を一層強化すべく、令和2年度2月補正予算と一体的に、前年度を上回る積極型の予算が編成されております。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国の取組と連動してインフラ整備を加速するとともに、コロナ

禍の影響を受けた地域経済の下支えに注力されておられます。

こうした予算を編成する一方では、将来にわたる財政の持続可能性の確保も重要となりますが、この点、歳入面では前年度を上回る一般財源総額を確保しながら、有利な財源を最大限に活用して一般財源の負担軽減を図りつつ、歳出面においても積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行い、財源とマンパワーの確保に努めているものと感じています。このように、財政運営への工夫を凝らし、コロナ禍への対応を図るとともに、デジタル化やグリーン化といった時代に応じた取組の加速化に加え、高知県の課題解決に必要な予算を編成したことは、評価すべきものであると考えています。

こうした予算を受けて、令和3年度の成果を見ますと、まず経済面では、産業振興計画に基づき各分野において、コロナ禍にあって行動制限がある中においても、可能な限り精いっぱい取組が進められていることが確認されました。例えば、外商の分野では、地産外商公社の活動を契機とした昨年度の成約金額は取組を開始して以来、過去最高の約52億円となりました。また、デジタル技術を活用した生産性向上の取組として、I o Pプロジェクトや高知マリンイノベーションなどについては今後の展開に大いに期待が持てるところであり、さらには関西圏の経済活力を本県に呼び込むことを目指した関西・高知経済連携強化戦略に基づく取組が実施されるなど、新たな事業展開もなされております。

次に、保健・医療・福祉の分野については、日本一の健康長寿県構想の取組が着実に進んでいます。平成28年9月より実施されている高知家健康パスポートについては、アプリのダウンロードが令和3年度末で2万8,000件を超えるなど、県民の健康意識の醸成と行動の定着化に向けて前進が図られています。また、属性を問わ

ず、誰もが相談、交流ができるあったかふれあいセンターについては、全県的に設置が広がるなど、なくてはならない地域の支え合いの拠点として定着しています。

教育については、チーム学校の構築が推進されてきた結果、多くの学校において組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や組織的な生徒指導などの取組が充実してきています。こうしたことを背景に、小学校の学力の状況は近年全国上位を維持してきており、また体力合計点が小中学校の男女ともに昨年度初めて全国平均を上回るなど、確かな成果に結びついているものと認められます。

南海トラフ地震対策においても、住宅の耐震化や津波避難空間などの整備が大きく前進しています。また、避難所の確保や受援計画の策定などの取組も充実してまいりました。同じく、インフラ整備についても、国道33号高知西バイパスの全線開通や、四国8の字ネットワーク等の高規格道路の整備が前進するなど、本県の経済活動を支え、さらには自然災害への備えを高める上で不可欠な社会資本の整備が着実に進められてきています。

加えて、中山間地域の対策については、昨年度、10年ぶりとなる集落实態調査が行われ、調査結果に基づき施策のさらなる強化が図られてきています。中山間対策の核となる集落活動センターの開設が引き続き進められるとともに、センターの開設にまで至らない小さな集落の維持・活性化に向けた支援などが新たに始まっているところであります。

また、補正予算については、コロナ禍において感染拡大防止と社会経済活動の両立に必要な対策を適時打ち出すとともに、国の経済対策を県勢浮揚の追い風とすべく、最大限に活用が図られているものと評価いたします。

令和3年度決算を数字の側面から見ますと、県債残高は、防災・減災・国土強靱化事業債など、地方交付税措置率の高い地方債を積極的に活用したことにより、前年度と比較して増加しております。一方、将来に備えて必要な財政調整的基金は、県税等の増加分を活用して積立てを行うことで、前年度比で124億円余り増加し、令和3年度末残高は328億円余りとなっております。このことは、今後の県債残高の推移に引き続き気を配る必要があるものの、中長期的な財政運営に必要な基金の確保ができており、評価されるものと考えております。

なお、令和3年度一般会計決算に関して問題点も指摘しておきます。

まず、先ほど述べたとおり、県債残高の増加についてであります。前年度と比較して、令和3年度の県債残高総額は169億600万円の増、臨時財政対策債を除いた総額についても221億4,300万円の増となっております。県債残高の増加は確実に将来の負担につながることから、今後の推移に十分注意しつつ、引き続き財政の健全化に努める必要があります。

また、この10月には、県内の地質調査業務を請け負った業者に対し、談合の疑いで公正取引委員会による立入検査が行われました。本県では、平成23年にも談合事件があり、官民挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできた中でこうした事案の発生は、公共事業に対する県民の信頼を大きく損ねるものであります。執行部においては、二度とこのような事案を発生させないとの強い決意の下、対策のより一層の強化に取り組む必要があることを指摘しておきます。

これまで述べてきたとおり、令和3年度一般会計歳入歳出決算については、一部に、より一層の努力を求める必要のある事項もありますが、限られた財源の中でも県民の期待や時代のニ

ズに応えられるよう、工夫や努力を重ねており、その内容、執行とも適正、妥当であると認められることから、その認定には賛成すべきものと考えます。

何とぞ同僚議員の皆様の御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)



採 決

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、363第21号議案及び同第22号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、363報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、363報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よっ

て、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長（明神健夫君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職25年以上、米田稔君、在職20年以上、森田英二君、在職15年以上、桑名龍吾君、同じく中根佐知さん、同じく吉良富彦君、以上5名の方々が自治功労者として表彰を受けられました。

なお、西森雅和君並びに坂本茂雄君におかれましては、在職20年以上に該当いたしますが表彰を辞退されておりますので、念のため申し添えておきます。

これより、受賞者を代表していただきまして、米田稔君にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

米田稔殿

あなたは高知県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和4年10月25日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。(拍手)

なお、森田英二君に対するものは、在職20年以上、桑名龍吾君、中根佐知さん、吉良富彦君に対するものは、在職15年以上と記載されているほかは同文でありますので、御了承願います。

それでは、高いところからではございますが、一言お祝いを申し上げます。

このたび、米田稔議員におかれましては議員在職25年以上、森田英二議員におかれましては議員在職20年以上、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員におかれましては議員在職15年以上の長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいまその表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも御自身の健康を大切にしながら、その豊富な経験と広い見識をもちまして、県勢発展のため、なお一層の御尽力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますがお祝いの言葉とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました皆様に、心からお喜びを申し上げます。

米田稔議員におかれましては25年以上、森田英二議員におかれましては20年以上、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員におかれましては15年以上にわたりまして県議会議員として在職をされ、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。皆様の多大なる御尽力に深く感謝を申し上げますとともに、輝かしい栄誉をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

今回表彰を辞退されました西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして、皆様が県議会議員と

してこれまで御活動されました間には、東日本大震災や西日本豪雨などを契機とした災害への危機感の高まり、今なお全世界に影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

このような中で、今回受賞された皆様方におかれましては、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場で発揮してこられましたことに心から敬意を表します。

今後さらなる県勢浮揚に向けまして、新たな時代の経済成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化に関連する施策を一層進化させてまいります。引き続き、執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛をされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

○議長（明神健夫君） 次に、受賞者を代表されまして、米田稔君から御挨拶があります。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 受賞に際しまして一言お礼を申し上げます。

このたびは、私をはじめ5名が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰いただき、誠に身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいま議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮しているところでございます。私どもがこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひ

とえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々、執行部や報道関係の方々の大変温かい御指導、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げます。

本日のこの榮譽に恥じることはないよう、私ども議員は、議会活動を通じて県民の皆様の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、国に向けて地方の状況をしっかりと届けて、地域の活性化に向けて一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

特に、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰による県民生活と県経済への影響は深刻化、長期化しており、引き続き適宜必要な対策を強化していかなければなりません。

今後におきましても、県民一人一人が心豊かに安心して暮らし続けられるよう、県勢浮揚に向けて、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと存じますので、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、心からお礼を申し上げまして、謝辞といたします。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

明7日及び明後8日の2日間は議案精査のため本会議を休会し、12月9日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月9日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時40分散会

令和4年12月9日（金曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君
- 37番 塚地佐智君

欠席議員

- 17番 弘田兼一君
- 20番 森田英二君

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛 君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和4年12月9日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第5号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第6号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第8号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第9号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第10号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算
- 第11号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第12号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第21号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第27号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第28号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第29号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第30号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定

管理者の指定に関する議案

第 31 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

第 32 号 高知県公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の認可に関する議案

第 33 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

第 34 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

第 35 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

第 36 号 県有財産の出資に関する議案

第 37 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

第 38 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

第 39 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

第 40 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締結に関する議案

第 41 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

第 42 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 43 号 高知県土地開発公社の解散に関する議案

第 44 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

第 45 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

第 2 一般質問

（3人）

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員弘田兼一君から、病気のため、また議員森田英二君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、それぞれ届出がありました。

次に、第12号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末237ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第45号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番横山文人君。

（13番横山文人君登壇）

○13番（横山文人君） おはようございます。吾川郡選出の横山文人です。議長のお許しをいた



いただきましたので、自由民主党を代表して質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

知事におかれましては、令和元年11月の初当選から3年が過ぎたところであります。当選直後の抱負では、高知を元気にしたい、若い人たちがもっと帰ってくる高知にしたいが政治の原点であるとされ、そのための大きな道筋は前の尾崎県政の中でつけてもらっている、これを継承し、御自身が持たれている得意分野を生かし、さらに発展させていきたいと強い決意を示されるとともに、県庁職員の創意工夫を引き出し、県庁全体のレベルアップを図りたいと濱田カラーを打ち出すことの大切さも述べられております。

また、県人口が70万人を割る時代に知事に就任されたことについては、社会増減をプラス・マイナス・ゼロへ持っていくことが当面の大きな課題との認識から、地場産業とデジタル技術をうまく組み合わせていくことの必要性を示唆し、さらには大阪府副知事時代の経験や人脈を生かした、大阪をはじめとする関西圏との結びつきの強化、すなわち関西・高知経済連携への着手、南海トラフ地震対策では要支援者の個別避難計画の策定や臨時情報へのきめ細かい対応を行うソフト面の強化など、就任時の抱負として語られております。

そして、共感と前進を県政の基本姿勢に掲げ、こうした決意や抱負を胸に船出された濱田丸を待ち受けていたのは、100年に一度の危機とも言われ、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対応でありました。まさに新型コロナ対策に忙殺された知事1期目と言っても過言ではなく、コロナ禍でダメージを受けた県経済を立て直すという大役が、知事に課せられることとなったわけであります。

こうした逆境とも言える中で、事業の継続と雇用の維持のため、いち早く創設した県独自の無利子融資制度や、高知観光リカバリーキャンペーンなどの経済対策、また感染拡大防止では検査協力医療機関の導入と公表、高知新港での県営ワクチン接種会場の開設による職域接種支援など、国、市町村と連携した対策により、本県の社会経済活動は厳しい状況ながらも保たれ、持ち直しの兆しが出てきています。このことは73.7%もの濱田知事の県民満足度に成果として現れているのではないのでしょうか。

知事は、今年の年頭所感において、令和3年も新型コロナウイルス対応に明け暮れた一年だったが、今年は県の社会経済活動を本格的に回復させ、次なる時代の扉を開く節目の一年にしたいとした上で、県勢浮揚を目指し、新しい時代の流れを先取りして政策を進化させたいと決意されております。新しい時代におけるキーワードとは、濱田県政が重点施策として掲げるデジタル化、グリーン化、グローバル化にほかならないわけではありますが、さきに述べてきたように、コロナ禍でダメージを受けた県経済をしっかりと立て直し、ポストコロナの新しい時代を県民と共に歩いていくためにも、来年は本格的な反転攻勢に打って出る年となることを期待するものであります。

そこで、これまでの御自身の県政運営に対する振り返りと、1期目最終年となる来年に向けた決意について知事にお聞きいたします。

こうした中で、先ほど申しました濱田県政3本の柱であり、新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化について、1期目最終年となる来年はどのように深化を図っていくのか、県民の関心も高いものと思われま。

知事は、就任直後からデジタル技術を活用した県勢浮揚を目指し、1年目から積極的に予算

を投じてきました。令和元年度末に策定された行政サービスデジタル化推進計画を、コロナ禍を契機としデジタル化が急速に進む中で行政のみならず生活、産業にもウイングを広げ、令和2年度末にはデジタル化推進計画としてバージョンアップ、令和3年度末の改定では、デジタル社会の実現に向けて県民の皆様の御理解をいただくため、生活、産業、行政の3つの切り口で目指す社会像や将来のイメージを示し、その実現に向けた取組を強化しております。

主な取組として、生活、中山間地域の抱える課題への対応では、オンライン診療や遠隔授業の拡大、移動手段や物資の輸送手段の確立など。産業、生産性による産業振興では、Next次世代型施設園芸農業の推進やスマート林業、高知マリノバージョンの推進など。行政、県民サービスの向上等では、行政手続のオンライン化やRPAによる行政事務の自動化などに取り組んできました。

また、グリーン化では、高知県として2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し、これを達成するための県民、事業者、行政が一体となった取組を推進すべく、高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定して鋭意進められております。喫緊の課題である気候変動問題と産業振興の両立を目指し、今年1月に行われた地域脱炭素をテーマとした環境省とのオンライン会議において、知事は、全国一の森林県として、吸収源対策や木材利用による都市の脱炭素のほか、紙産業の技術を生かしてプラスチック代替素材の開発など、グリーン化関連産業を育成したいと抱負を述べております。一方、先日の産業振興計画フォローアップ委員会では、グリーン化関連産業への中小・小規模事業者の参画が進んでいないとの指摘もあり、参画企業の裾野の拡大をしっかりと図っていくことが肝要だと思われ

グローバル化におきましては、国内の人口減少が進む中、県経済をさらに拡大させていくためには、これまで以上に海外市場へ積極的に打って出ることの必要性から、近年増加傾向にあるユズや土佐酒、養殖クロマグロといった県産品のさらなる輸出拡大に取り組んでおります。加えて、コロナ収束後を見据え、インバウンド観光も視野に入れておられるかと思います。

今後、ウイズコロナ、アフターコロナという新しい時代を迎えるに当たり、これらの3つキーワードをさらに推し進めていくためには、県民、市町村、県内事業者等から濱田県政の基本姿勢に掲げる共感を得ていくことが求められます。

そこで、これまでのデジタル化、グリーン化、グローバル化の取組の成果と、来年度以降の深化についての決意を知事にお聞きいたします。

12月2日、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の裏づけとなる、財政支出の総額が39兆円規模の令和4年度第2次補正予算が成立しました。この新たな総合経済対策の柱は以下の4本で構成されております。

第1に、価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援や、危機に強い経済への転換、また継続的な賃上げの促進と中小企業支援を主眼とした物価高騰・賃上げへの取組。第2に、コロナ禍からの需要回復や輸出拡大など円安を活かした地域の稼ぐ力の回復・強化。第3に、人への投資の抜本強化やイノベーション、スタートアップ、GX、DXなど新しい資本主義の加速。最後に、ウイズコロナ下での感染症対応の強化や防災・減災、国土強靱化など国民の安心・安全の確保であります。

自然災害が激甚化、頻発化する中で、本県の安心・安全のためのインフラ整備を進めることは喫緊の課題であることに加え、コロナ禍の中、地域経済を下支えしてきた公共事業予算の確保は大変重要かつありがたいものだと感じており

ます。こうした総合経済対策における4本柱には、物価高対策をはじめとする生活者支援、事業者支援など目下の対策と、新しい資本主義への中長期的な取組が組み合わされており、本県としても来年度当初予算と合わせ、しっかり取り組んでいかなければなりません。

そこで、このたびの国の総合経済対策への評価と、本県の物価高対策にどのように取り組むのか、あわせて経済対策の4本柱をどのように短期的、中長期的に県勢浮揚へつなげていくのか、知事にお聞きいたします。

現在、濱田県政1期目の最終年度における当初予算案の編成が行われております。さきに示された令和5年度予算編成方針のポイントは、取組の3本柱であるデジタル化、グリーン化、グローバル化の推進と原油価格・物価高騰対策の強化、南海トラフ地震対策、防災・減災対策などのインフラ整備の推進、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立であります。

この予算編成方針が通知され、11月中旬には予算見積書提出、12月上旬には当初予算見積概要の公表、年明け1月には知事査定へと入っていくわけですが、その年の県政運営の方向性を打ち出す当初予算について、濱田県政のこれまでを振り返ってみますと、当選直後の令和2年度は前県政を継承しつつも計画すべきことはするとした仕込みの一年をイメージされ、思いがけずコロナ対応に明け暮れた守勢の年となりましたが、令和3年度は仕込んできた施策を実行に移し、成果につなげる攻めに転じる一年、令和4年度はコロナ後への成長を見据え、大きな時代の流れと新しい時代のニーズを踏まえたコロナ後への布石の一年と言えるのではないのでしょうか。

令和4年度当初予算案は前年度比186億円増となる4,821億円で積極型の予算編成が続いている中でも、国の「防災・減災、国土強靱化のた

めの3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など、有利な財源の確保と最大限の活用、またコロナ禍に苦しむ事業者への支援を積極的に講じる中で、後年度負担の大幅な膨らみが懸念されていた県独自の実質無利子・無担保融資に関わる負担軽減に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当できるように提言した上で、本県には人口1人当たり全国3位の交付を受けるなど、コロナ対応への経費と将来につながる投資的経費の確保、財政調整的基金の確保を図りながら、安定的な財政運営に一定の見通しが立てられております。

新県政の初めは、独自色を打ち出すインパクトやスピード感に欠ける印象もあると評されてきましたが、長く中央官僚を務められた知事として、国とうまく連携したコロナ対応の成果や、デジタル化、グリーン化など時代を先取りした取組、また県民座談会「濱田が参りました」で県内市町村を回ることにより拾い上げた現場の声などを生かし、これまで仕込みの一年、攻めに転じる一年、コロナ後の布石の一年とつなげてきた濱田県政の1期目の最終年となる令和5年度当初予算案は、濱田カラーをしっかりと打ち出し、ウイズコロナ、アフターコロナの県政の扉を開くものと期待しております。

そこで、ウイズコロナを踏まえ、令和5年度当初予算編成について注力する点など、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、中山間対策についてお聞きいたします。

昨年度、10年ぶりとなる集落实態調査が行われました。この調査によれば、人口減少、高齢化が進む中、コミュニティー機能の低下や担い手の不足、産業の低迷等により集落全体の活力が衰退していることが県内全域の小規模集落を対象としたアンケートで浮き彫りとなるなど、厳しい現状に対して新たな対策や支援の必要性

が明白になりました。

これまで本県は、中山間こそ高知の強みの源泉であることから、他県に比して品質や生産性などが比較優位にある1次産業中心の産業成長戦略と、地域地域の強みや特性を生かす地域アクションプラン、地域の活性化や生活機能の維持を図る住民主体の拠点である集落活動センターの中山間に係る3層構造をもって対策を講じてきました。

こうした中で、住民と県、市町村を挙げての取組により、高知市、南国市、香南市を除く中山間地域のGDP成長率は、平成13年度から平成20年度までの産業振興計画の実施前は名目でマイナス成長だったものが、平成23年度から令和元年度までの直近の数値ではプラス成長に転じることとなりました。さらに、中山間対策の拠点となる集落活動センターの設置数も32市町村、65か所へと広がり、その取組に満足していたのは集落实態調査では75.2%と、中山間活性化の中心的な役割を果たしております。また、野生鳥獣被害対策や移動販売車への支援など生活用品の確保、担い手としての移住者数も令和3年度は過去最高の1,167組となり、5年連続で県内の全市町村で移住が進むなど、各施策の成果はしっかりと積み上がってきております。

しかしながら、このたびの集落实態調査で改めて浮き彫りとなったことは、少子高齢化、人口減少が厳しさを増す中山間地域にありながら、生まれ育った地域に住み続けたいと願う県民の皆様切なる願いであります。知事は庁内の会議などで、施策が中山間振興にどのようなつながるか意識するようと話しており、その思い入れは強いと存じております。

私も先日いの町の山間部に出向いた際、地区の夏祭りや敬老会など、にぎやかにしていたイベント、行事がコロナ禍で中止することとなっ

たが、来年はお伺いできるといいですねと尋ねたところ、地元の方から、コロナが落ち着いたとしても、高齢化、人手不足で再開できるかわからない、敬老者が敬老会を開く状況になってきているとの切実な声もお聞きしたところであります。

人口減少率や財政力に基づいて支援する過疎地域の自治体が、令和4年度に全国市町村の半数を超すことが分かりました。国はこれまで地方創生を進めてきましたが残した課題は多く、中山間地域の窮状に対し、改めて直視する必要があるのではないのでしょうか。これまで中山間対策を懸命に進めてきた本県の知事として、コロナ禍からの回復と反転攻勢を期す中、改めて中山間振興なくして県勢浮揚なしの決意を県民に示し、新たな中山間対策のグランドデザインを描くことが必要だと考えるところであります。

知事も提案説明で、中山間地域の再興に向けたビジョンづくりを進めると述べられましたが、本県を支える中山間地域の方々々が諦めや不安に陥ることなく、今後も誇りと希望を持って地域に住み続けていくことができるよう、県がどういう中山間地域の姿を目指し、いつまでに何を行うのかといった将来像や方向性を明確に示していくことが重要だと考えますが、知事の思いをお伺いいたします。

また、中山間における地域や産業の担い手不足は顕著であり、そうした人材の確保が大きな課題と考えますが、今後どのようにして中山間地域の担い手を確保していくのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。

長引くコロナ禍の中、第8波への対応と社会経済活動の両立、いわゆるウイズコロナの出口戦略の策定が求められております。本県でも過日開催された新型コロナウイルス感染症対策本

部会議において、第8波への備えとして政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会がまとめた新たな対策強化宣言などの対応方針を取り入れることを確認、同時に既に第8波の入り口に差しかかっているとの認識も示されました。県としては、医療危機に陥らないよう先手先手の対策を講じながら、自粛要請の場合でもワクチン・検査パッケージ等を活用し、社会経済活動をストップさせないのが重要であると強調しています。

国としても、いよいよ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の分類を2類から5類へ引き下げる議論を本格的に始める方針であり、年内には新型コロナの法的位置づけの見直し作業に着手、結論は年明け以降になる見込みとされており、オンライン診療の普及や検査キットの確保などと同様に、経口抗ウイルス薬ゾコーバの緊急承認など、分類引下げに向けた環境整備が進められています。

さて、その新型コロナ経口薬ゾコーバですが、初の国産ということもあり、国民からの注目はもちろんのこと、海外での先行薬に比べ小さめなので高齢者にも適していて、多くの医療機関から供給依頼があるかと存じます。厚生労働省は100万人分を購入する契約を塩野義製薬と締結していて、11月22日の承認から2週間程度は安全対策として、薬が働く仕組みが同じであるファイザー社が開発した飲み薬パキロビッドパックの処方実績のある、約2,900の医療機関や約2,000の薬局などへ11月28日から本格的に供給を始め、順次拡大していく予定だとしています。

それに沿って、高知県でも医療機関、薬局の選定が始まっているかと思われませんが、速やかな登録申請のため早めに県に問合せをした方からは、いま一つ理解できないとお声もありました。ゾコーバは当面一般流通を行わず、扱いに関して関係者にはいち早く周知徹底するべき

であり、県としては12月2日に配分に関する国の通知をホームページに公開されたようですが、問合せを想定した事前配慮として、もっと分かりやすい取扱説明や留意点などを作成される必要があったのではないのでしょうか。また、幾つかの県では登録医療機関等の一覧が閲覧できるようですが、高知県ではいまだリストは存在しません。

今後は、県独自の対応医療機関、対応薬局のリストを随時更新してホームページに載せるなど、ゾコーバに関する県民への積極的な情報発信と、医療機関等への丁寧な説明を心がけていただくことを要請いたします。

もうすぐ2週間程度が経過し、要件が緩和され、登録申請も増えることかと思われます。広島県などでは既にゾコーバ対応薬局が登録上限数を超えたため、募集を停止されています。対応医療機関の選定数に関しては、厚生労働省から目安の基準が示されているようです。

そこで、現段階で県内で取り扱える医療機関及び薬局は何か所あるのか、また薬の確保に関してどのような考えをお持ちなのか、健康政策部長に併せてお聞きします。

ゾコーバは、発症から3日以内に服用しないと効果が乏しくなるということですが、処方には患者の同意書が必要であり、薬の対象となる軽症の自宅療養者に対して、より早く薬を届ける体制を整えることも重要になってまいります。

そこで、こういった問題点に対して、県として何か解決策は考えられているのか、健康政策部長にお聞きします。

特効薬ではないにしても、第8波への不安に対して期待される新薬です。県民の皆様へ安定供給がなされるよう、万全を期すことをお願い申し上げます。

次に、経済の活性化についてお聞きいたします。

まず、関西圏との経済連携の強化についてお聞きします。関西圏との経済連携の強化については、関西戦略をウイズコロナ、アフターコロナにおける本県経済の起爆剤とするべく、9月に関西圏における外商の抜本的な強化策を打ち出され、アンテナショップの設置をはじめとする外商強化の取組を進められております。このアンテナショップに関しましては、本県の食文化や観光などの魅力を関西のより多くの方々にPRし、県産品の販売拡大や観光誘客につなげるため、設置場所が大変重要になってくると考えます。今回、執行部から説明のあった梅田の商業施設は、大阪・関西万博などに向けて大規模な再開発が進み、経済活力が高まっている大阪の中心部にあることから、私も大いに期待しているところです。

知事から提案説明において、アンテナショップのコンセプトや機能を含めた基本計画の作成を進めているとの御説明をいただきました。そうした中、先月に開催された関西・高知経済連携強化アドバイザー会議では、アンテナショップの設置目的を明確化しコンセプトをしっかりと定めることが重要との意見が出されたと同様でございます。梅田に新設するアンテナショップを、高知らしさにあふれ、東京とは違った、関西の皆さんに受け入れられる店舗とするためには、その根幹となるコンセプトが大変重要になるものと考えます。

そこで、新設するアンテナショップについて、コンセプトづくりを含め、開設に向けた知事の決意をお伺いいたします。

また、アンテナショップを多くの方々に利用していただくためには、プロモーションの強化も重要な取組であると考えます。今年度は、6月の大阪での記者発表会に加え、11月には県内市町村長や酒造組合と連携して、関西のメディアに対する県産品や本県観光のPRを実施する

など、知事御自身が積極的にプロモーションを展開されています。さらに、県産品の販売拡大に向けたプロモーションのさらなる強化に向けて、著名人を活用したPR事業などに取り組まれています。アンテナショップの開設に向けては、こうした本県の認知度向上の取組を継続して展開していくことが必要であると考えます。

そこで、関西におけるプロモーションの取組の現状と今後の展望について産業振興推進部長にお聞きします。

先月2日、第2回産業振興計画フォローアップ委員会が開かれ、第4期計画3年目に向けた各産業分野の令和4年度上半期の進捗状況及び専門部会報告、令和5年度の取組の強化の方向性が説明されたところであります。この産業振興計画では、官民協働、市町村との連携・協調を基本姿勢に進め、十分な質と規模感を当てることにより、これまで県経済の活性化を図ってまいりました。一方、長引くコロナ禍やウクライナ情勢の影響、原油価格や物価の高騰により進捗状況に停滞が見られるものもあり、このたびのバージョンアップにより、いち早く回復、反転攻勢の本格化を図っていかねばなりません。

本県は、コロナ禍の中、フェーズ1には事業の継続と雇用の維持、フェーズ2の段階では経済活動の回復、現在のフェーズ3の段階では社会・経済構造変化への対応と、各フェーズに合わせた支援策、経済の活性化策を講じてきました。産業振興計画を桑名龍吾県議のように飛行機に例えるならば、これまでに離陸するための滑走路を敷き、フライトを促していく作業を終え、これからはその滑走路に新しい技術や航路を開拓し、飛行機をより高く、より遠く、多くの場所に飛び立たせる作業に入ったと言えるのではないのでしょうか。

濱田県政の産業振興計画は、ポストコロナの

新たな時代の扉を開くための計画であり、そのためには、これまで地産外商を推し進め県経済を好循環に乗せてきた産業振興計画のさらなる強化を期待するものであります。

そこで、これまでの産業振興計画の成果と見えてきた課題を踏まえ、どのようにバージョンアップに取り組み県勢浮揚を図るのか、具体策について産業振興推進部長にお聞きします。

コロナ禍をはじめ国際的な資源価格の高騰、ウクライナ危機などが合わさり、あらゆる事業者における環境変化はこの2年余り目まぐるしいものがあります。こうした中、本県は、県独自の無利子融資制度の創設を皮切りに、事業継続、雇用維持のための県独自の給付金や新事業チャレンジ支援事業費補助金など、積極的に事業者支援を講じてきました。

その際、小規模事業者が約9割を占める本県において、県や市町村と連携し、事業者に寄り添いながら共に経営危機を乗り越えんと、経営環境変化への支援策を全力で展開してきたのは県内の商工会、商工会議所にほかなりません。地元企業が集まる商工会、商工会議所であるからこそ、地域経済の実態に即した声を行政に届けることが可能であります。また、商工会、商工会議所には、次代の本県の経済を担う若手の集いである青年部も、コロナ禍にありながら様々な工夫と助け合いにより、未来に向けた活動を積極的に展開しており、今後ますますの活躍を、同じ世代に生きる者として大いに期待を申し上げるところであります。

そこで、これまでの商工会、商工会議所と連携したコロナ対応の成果について商工労働部長にお聞きします。また、ウイズコロナ、アフターコロナに向けた商工会、商工会議所との連携や、事業者への支援力の向上にどのように取り組んでいくのか、併せてお聞きします。

ウクライナ危機やコロナ禍を契機として、食

料安全保障の重要性が高まっております。JA全中が提唱する国民が必要として消費する食料はできるだけ自国で生産するという国消国産のメッセージは、10年後の日本農業のあるべき姿を見据えた考え方ではありますが、他方、日本の農業の現実には厳しく、農業の国際化の進展により食料の多くを輸入に依存しており、食料自給率がさらに低下する可能性が危惧されております。

直近の問題として、コロナ禍による物流等の混乱に加えて、ウクライナ危機の影響、急激な円安等により、燃油、肥料、配合飼料といった生産資材等の急激な高騰があり、県もこれらの課題に6月、9月、そして今議会の補正予算をもって対策を講じてきましたが、国産農畜産物は市場の需給で価格が形成され、コストが最終価格に反映される仕組みにはなっていないため、生産資材価格が高騰を続ける中、農産物への価格転嫁はできておらず、食料安全保障の担い手である農家の経営は大変厳しいものにあるとお聞きします。

これらの問題は個々の生産者の経営努力で解決できるものではなく、放置すれば営農を継続できない生産者が増え、担い手不足や過疎化の進展につながり、食料安全保障上の問題に発展するおそれもあります。

先日、地元いの町のショウガ部会の皆さんと意見交換をした際にも、コロナ禍の影響をはじめ市場価格の急激な値下がりにより、今年の経営は大変苛酷であるとの悲痛なお声をお聞きしました。現在、いの町では北浦地区灌漑対策事業により、山の上の産地に農業用水を引き、生産性の向上と若者が農業を続けられる環境整備がなされており、地元では大変ありがたく感謝しているところであります。しかしながら、営農を続けていく以上は、しっかり稼げる農業でないと続いていかない、ひいては離農につなが

るのではないかと危惧しています。

こうした観点から、JAグループが推進する国消国産キャンペーンについて、さきに述べました国全体の食料安全保障の問題と同時に、県内における離農防止、営農継続のために県としても積極的に支援していくべきと考えます。

そこで、JAグループが行う国消国産キャンペーンの推進と、生産コストの転嫁など適正な価格形成の実現に向けどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお聞きいたします。

本構想におきましては、平成22年2月に日本一の健康長寿県構想を策定し、保健・医療・福祉の各分野の課題解決に真正面から取り組み、それぞれの分野で一定の成果が現れております。現在の第4期構想では、より骨太に、かつ挑戦的に対策を講じていくため、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化、子どもたちを守り育てる環境づくりという3つの柱を設定し、目指す姿である「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向け取組を進めております。

今年3月には、これまでの成果と課題を検証した上で3つの柱から成る各施策をさらに充実強化させ、バージョン3へと改定したところでありますが、来年3月にも同構想のバージョンアップを図ることと思います。これに臨むに当たり、濱田県政が注力するデジタル技術の活用をはじめ、私も今年の2月県議会において質問をさせていただきましたが、中山間地域で暮らす発達障害を持つ子供たちへの通所支援など、中山間地域で暮らし続けることができる対策の強化へ鋭意取り組んでいただきたいと思います。

そこで、第4期日本一の健康長寿県構想のバージョンアップにより、どのように県民福祉の向上を図るのか、具体策について健康政策部長並びに子ども・福祉政策部長にお聞きします。

本県は日本一の健康長寿県構想の中で、栄養、身体運動、社会参加の3つの柱によって健康寿命を延ばす取組であるフレイル予防を推進しておりますが、とりわけ令和元年6月に県内初の取組として始まった仁淀川町での取組が先進的であります。フレイルの概念等を理解することから始まった同町の活動は、みんなで知恵を出し、みんなで汗をかき、みんなで振り返る住民主体の活動であるハツラツツの取組により、もう一度元気になろう、そして住み慣れた地域に戻り、暮らし続けようという前向きな考えの下、活動が展開されております。

こうした活動により、老いに立ち向かう自信を獲得するとともに、町自体もフレイル予防できるという気概が醸成されつつあります。知事も同町のフレイルサポーターによる表敬訪問やシンポジウムでの記念講演、また「濱田が参りました」で現場を視察するなど、大いに賛意を示していただいたところであります。

先日、名古屋大学の葛谷雅文名誉教授を委員長とする、フレイル予防啓発に関する有識者委員会から発表されました、フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言では、フレイル予防推進会議の設置が提言されました。濱田知事は、住民主体によるフレイル予防活動が日本の未来を先取りしているとも言える取組にまで発展している県の知事として、産業主体での取組が進む神奈川県黒岩知事と2人で、同会議の発起人に名を連ねることとなったとお聞きしています。このことは、住み慣れたこの町で暮らし続けたい、子や孫の世代につなぎたいという思いから始まった仁淀川町の活動に勇気を与えるものであり、私からも感謝を申し上

げます。

私は、今こそ、全国に先駆けて少子高齢化が先行してきた本県だからこそ、本提言に真正面から取り組むことが必要ではないか、本県の成功は、やがて日本の成功につながる手本となるのではないかと感じております。

そこで、フレイル予防推進会議に向けた準備会議の発起人としての意気込みと、本県のフレイル予防の対応からまちづくりの取組への展開について、特に仁淀川町のような住民主体の取組への支援の充実と加速化をどのように進めていくのか、知事にお聞きいたします。

次に、少子化対策と厳しい環境にある子供たちへの支援についてお聞きいたします。

初めに、依然危機的な状況が続いている少子化問題についてお聞きします。来年4月、子供政策の司令塔としてこども家庭庁が創設され、内閣府、文部科学省、厚生労働省等に分かれていた子供に関する政策が一元的に行われることとなります。我が国がコロナの次に乗り越えなければならない壁は少子化という壁であり、このたびの補正予算案でも国の総合経済対策の出産に対する支援への対応も組まれておりますが、場当たりの対応にとどまらず、国はこのたびのこども家庭庁創設を契機とし、子供政策に関する予算の拡充と恒久化を図り、持続可能な少子化対策、子供政策として危機克服のための改革に全力で取り組んでいかなければなりません。県としても国との連携を一層深め、子供政策の充実強化を図っていくことが求められます。

そこで、新たに設置されるこども家庭庁へ期待することと、本県の少子化対策とどのように連携を図るのか、子ども・福祉政策部長の御所見をお聞きします。

厚生労働省が公表した人口動態統計速報によりますと、令和4年の出生数は初めて80万人を割る可能性が出てまいりました。また、去年は

新型コロナの影響もあってか、婚姻件数が50.1万組と戦後最低水準を記録しています。これはコロナが収まれば元に戻るといったような楽観的なものではなく、現代の若者の結婚観や家族に対する思想の変化に起因している部分もあり、そこにコロナが追い打ちをかけ、経済問題や行動制限による出会いの機会喪失など複合的な暗雲が立ち込め、さらに結婚・出産意欲の低下を招いているといった結果ではないでしょうか。

今年5月の地元紙には、従来方式ではありますが、本県女性の未婚率が日本一だという見出しも躍りました。国立社会保障・人口問題研究所の2021年出生動向基本調査によると、前回よりかなり減少していますが、未婚者のうちで、いずれ結婚するつもりと回答された方の割合が80%を超えているのも事実であり、今こそ前例主義でない大胆な少子化対策を打ち出していく局面に来ていると確信しています。

また、結婚はあくまで自由意思であり、マッチングなどに抵抗のある方ももちろんおられるとは思いますが。今の時代、出会いの敷居が低いと次のステップには到底結びつかないものの、うまくいかなかったときの恐怖心で動けないゼロリスク志向と言われている、若い世代の背中を少し押してあげる施策も必要ではないかと思うところであります。

そこで、こうち出会いサポートセンターにおける取組の効果的な周知方法について子ども・福祉政策部長にお聞きします。また、婚活には抵抗感を持つ若者に対し、今後どのように出会いの支援を行っていくのか、併せてお聞きします。

少子化対策と並び、厳しい環境にある子供たちへの支援も急務であります。令和3年度の全国の小中学校における30日以上欠席した児童生徒の数は24万4,940人となり、前年度の24.9%増加、この急増の背景にはコロナ禍の影響で子供

たちの意欲が低下していることなどがうかがえるとのことであります。

本県におきましても1,508人と前年度から270人増、1,000人当たりの人数も6.0ポイント増の31.2人と、前年度に続いて全国最高となっております。県としてもこうした不登校対策への支援は積極的に行っておりますが、ウイズコロナを踏まえた実効性のある対応は急務であります。

県は今年6月、深刻な不登校対策について、教育次長をトップとする各課横断型の対策プロジェクトチームを立ち上げ、全国平均並みにまで下げる施策を検討することとしておりますが、そこで不登校対策プロジェクトチームの成果と今後の取組について教育長にお聞きいたします。

次に、教育の充実についてお聞きいたします。

県では、第3期高知県教育振興基本計画に基づき、コロナ禍にあっても子供たちが安心・安全の学校生活を送り、調和の取れた知・徳・体の生きる力を身につけることができるよう取組を進めております。そうした中で、令和4年度全国学力・学習状況調査結果では、小学校では国語、算数ともに全国平均を上回り、理科では全国平均との差を縮めるなどの成果が現れたものの、中学校では近づきつつあった全国平均との差が開くなどの結果が出ております。

こうした結果を受け、県教委ではPDCAサイクルの徹底と授業改善に取り組んでいるとのことですが、現在行っている県版の学力調査により定着状況を確認、分析し、さらなる対策を検討することが説明されました。子供の成長にとって学力向上が全てではありませんが、県と市町村の教育委員会が連携し、目標を掲げ取り組むことにより、子供たちの将来の可能性を広げていくという意味でチャレンジを続けていってもらいたいと感じています。

そこで、全国学力・学習状況調査が実施され

ている中で、本県の学力向上に向けた県版学力定着状況調査の意義について教育長にお聞きいたします。また、県版学力定着状況調査をどのように生かしていくのか、併せてお聞きいたします。

そして、学力向上に向けた取組と同時に重要なのが、地理的条件や学校規模に影響されない充実した教育環境の実現であります。どの地域に住んでいても、就職から進学まで子供たちの希望がかなえられる教育の充実、すなわち現在県が取り組む中山間地域の小規模校の活性化の取組である、県立高等学校再編振興計画のさらなる推進であります。遠隔授業や学校ごとの魅力化の取組など、計画に基づいて進められておりますが、私の地元の高知追手前高等学校吾北分校では、入学者数が令和2年度10名、令和3年度7名、令和4年度12名となっており、今後も生徒数の増加はなかなか厳しい状況にあります。その他、中村高等学校西土佐分校や郡部の高校も生徒数の減少に地元は危機感を抱いていることと感じております。

しかしながら、再編振興計画で取り組む地元の学校の存続は中山間地域の活性化にも大きく関係することから、中山間振興の観点からもしっかり取り組んでいかなければなりません。加えて、移住者が移住先に求める重要な環境である教育の確保にも影響してまいります。

そこで、県内の中山間地域における小規模高校の存続に向けた活性化について教育長にお聞きいたします。また、生徒数の確保の取組をどう図るのか、併せてお聞きいたします。

この項最後に、日高特別支援学校寄宿舎の老朽化対策についてお聞きします。日高特別支援学校は、寄宿舎が南棟、北棟、西棟の3棟建設されており、遠方から通うなど、それぞれ御家庭の事情による児童生徒の宿舎として利用され、障害を持つ子供たちの健やかな成長を支えてお

ります。

一方、南棟と北棟は築50年以上が経過し、老朽化が激しく、また立地の関係から湿気がたまりやすく、床下の通気は遮断され換気ができない状態にあるほか、シロアリの大量発生や梅雨時期はカビ臭さが蔓延するなど、建物の劣化とともに児童生徒や教職員の衛生面に著しく悪影響を及ぼしており、事実、せきなどの健康被害を訴える児童生徒もおられたとのことであります。また、建設当時の慣習により、個室ではなく3人から4人の大部屋で寄宿しているため、子供たちのプライベートや、自立に向けた寄宿舎での教育が行えない状態にあります。

こうした課題を保護者や関係者よりお聞きしたことから、去る9月20日、桑鶴太郎県議と日高特別支援学校の寄宿舎を視察し、さきに述べた状態であることを確認するとともに、校長をはじめ学校関係者から厳しい現状にあることについてヒアリングを行ったところであります。

本県は、県立学校施設の長寿命化計画を策定し、築40年を経過している施設について順次老朽化対策を講じることとしておりますが、県財政に過度な負担がかからないよう、施設当たりのトータルコストの縮減を図りながら、学校単位で長寿命化改修または改築、そのどちらも実施しない等の方向づけを行うこととしております。

当然、県財政への過度な負担は避けなければなりません。私はこのたびの視察やヒアリングを通じて、以下の3点により最適な形での事業の実施を求めるものであります。第1に、障害を持ち、心身が丈夫でない児童生徒の多い特別支援学校の寄宿舎である以上、決して健康被害が出ないよう衛生面を考慮した立地にすること、第2に、特別支援学校の目的である児童生徒の自立に向けた教育が行えるよう、個室の確保を図ること、第3に、障害を持つ児童生徒が

増加している近年、手狭となってきた駐車場の確保など、寄宿舎だけでなく学校の将来に寄与する計画であることであります。

これらを踏まえ、施設のトータルコストは考慮しながらも、障害を持つ児童生徒の安心・安全の確保、カビの発生を防ぐため週末は全ての畳を上げているという寄宿舎指導員の負担軽減、何よりこれからの子供たちの未来に資するものであるべく、しっかりとした老朽化対策、すなわち寄宿舎の改築が進められるべきものと考えます。先日、保護者一同から提出された要望書でも、改築に向けての切なる願いが込められており、県としてもその思いを重く受け止めていただきたいと存じます。

そこで、現在日高特別支援学校の寄宿舎における長寿命化改修事業についてどのような検討がされているのか、教育長にお聞きいたします。

最後に、防災・減災、国土強靱化についてお聞きいたします。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、現在国が取り組む防災・減災、国土強靱化策のさらなる推進が求められております。5か年加速化対策の道路関係では、災害に強い道路ネットワーク等を構築するため高規格道路の整備や老朽化対策などが新たな施策として盛り込まれ、ミッシングリンクの解消などに向け整備が推進されています。

この5か年加速化対策は、おおむね15兆円程度とされている事業規模に対し、3年間で約9.6兆円が措置されることとなり、現在折り返し地点を迎えています。我々高知県議会自民党道路調査会は、全国規模の組織である道路財源確保を求める都道府県議会議員の会での活動を通じ、自民党本部をはじめ国土交通省や財務省に対し、地方の実情も踏まえながら5か年加速化対策を力強く推進するため、必要な予算、財源を別枠で安定的に確保することや、5か年加速化

対策後も予算、財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むことを強く訴えております。

本県としても、四国8の字ネットワークや国道33号などの整備をより一層推進する意味でも、5か年加速化対策後も継続的な取組が必要と考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、現在土木資材で3割高騰と言われるように、公共事業においても資材単価などが高騰しております。このことは、5か年加速化対策で予算は増えているとはいえ、物価高騰により同じ発注金額でも従来と比べ工事の出来高が減り、整備の進捗が伸び悩むことを意味します。

先ほどポスト5か年の予算確保について質問をいたしました。公共工事も物価高騰の影響を受け、インフラの整備を着実に進める取組と、県内建設業者の健全な育成・確保のため、適正な利潤の確保を図っていかねばなりません。これには、工期の短縮による経費の削減や、施工の過程で無駄を省き効率化を図ることなど受発注者間での取組が必要であり、建設産業における担い手不足や物価高騰の中、官民が連携しウィン・ウィンの関係を構築していくことが、本県の安心・安全のためのインフラ整備の着実な推進に寄与するものと考えます。

そこで、公共事業における物価高騰の現状と対策、また工期短縮や現場作業と施工管理の効率化などにどう取り組むのか、土木部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの県政運営の振り返りと来年に向けた決意についてお尋ねがございました。

知事に就任いたしましたからの県政運営を改めて振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染症への対応に最優先で取り組んだ3年間

であったと感じております。この間、特に感染拡大期には日々感染状況と医療の逼迫度合いを見ながら、迅速に対策を講じますとともに、社会経済活動との両立に向けまして、時に悩みながらも全力で対応してまいりました。あわせて、必要に応じて補正予算を編成いたしまして、経済対策をタイムリーに講じてまいったところでもあります。

一方、コロナ禍により様々な制約がありながらも、5つの基本政策などに基づきます取組を絶えず進化させ、県勢浮揚に向けた挑戦を続けてまいりました。その結果、新たに打ち出した関西との経済連携の強化におきましては、大阪観光局と連携をいたしました観光客の誘客や、大阪市梅田へのアンテナショップ設置といった施策が着実に前進をしております。

さらに、世界的な脱炭素化の動きを県経済の活性化につなげるべく、脱炭素社会推進アクションプランを策定いたしまして、経済と環境の好循環の実現に向けた取組を開始いたしました。このほか、糖尿病性腎症対策や南海トラフ地震対策に備えました受援体制の整備なども進みまして、一定の手応えを感じているところであります。

また、県政運営の基本姿勢であります共感と前進の実現に向けて、県民座談会「濱田が参りました」と称しまして全市町村を訪問し、多くの県民の皆さんにお会いをいたしました。地域で創意工夫を凝らし頑張っておられる皆様から、私自身大きな力をいただきますとともに、現場の声を県政に反映し、空き家対策の抜本強化などに取り組んできたところであります。

このように、これまでの県政運営を通じまして、コロナ禍であっても様々な取組を前に進めることができたと感じております。しかしながら、いずれもまだ道半ばでありまして、当初想定していた成果には至っていないものもござい

ます。このため、1期目の最終年となります来年は徹底して成果にこだわり、その成果を県民の皆さんの目に見える形でお示しをしたいというふうに考えております。

その上で、先々の県政も見据えながら、知事就任以降の取組をもう一段高いステージに引き上げ、未来への弾みとしてまいります。現下のコロナ禍や物価高騰による影響の克服と、元気で豊かな高知県の実現を目指しまして、県民の皆さんと共に残り1年を全力で駆け抜けてまいりる決意であります。

次に、これまでのデジタル化、グリーン化、グローバル化の取組の成果と来年度以降の深化の決意についてお尋ねがございました。

県勢の浮揚に向けましては、社会や経済の変化を捉えまして、施策を絶えず進化させていくということが重要だと考えております。このため、アフターコロナ時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を先取りし、施策のバージョンアップを図ってまいりました。

その結果、各産業分野におきましてデジタル技術の導入が加速をしております。農業分野では、データ集積とAIを活用した生産性向上の基盤となりますIOPクラウドが本格的に動き出しました。さらに、医療・福祉分野におきましてオンライン診療、行政分野におきまして電子申請が拡大をするなど、県民の皆さんの負担軽減、そして利便性の向上に向けた取組が着実に前進をまいっております。

また、世界的な脱炭素化の流れの中で、本県の豊かな自然資源を生かしまして、新たな産業の芽の創出につなげる取組もスタートをいたしました。加えて、コロナ禍にありましても県産品の輸出額は着実に伸びてきておりまして、インバウンド観光客も回復に向かいつつあるという状況にあります。

来年度以降は、こうした成果を多くの県民の皆さん、そして事業者の方々に実感をしていただくことに加えまして、取組の裾野をさらに広げてまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、まずデジタル化におきましては、生活、産業、行政それぞれの分野で課題解決に向けたデジタル実装の加速化を図ります。具体的には、マイナンバーカードを活用いたしましたバス乗降改札システムの実証に取り組みますほか、ドローンやレーザーなどの新技術を活用しましたインフラ点検を拡大したいと考えております。加えまして、行政分野におきましてもペーパーレス化、抜本的な業務改善を通じて、場所や紙にとらわれない県庁のワークスタイル改革を進めてまいることによりまして、職員の創造性の発揮、効率的な業務執行につなげたいというふうに考えております。

次に、グリーン化におきましては、経済と環境の好循環の実現に向けた各プロジェクトの取組を強化してまいります。具体的には、和紙の技術を活用いたしました農業用のマルチシートの開発につきまして、紙産業技術センターなどの公設試験研究機関を中心に積極的に支援を進めます。また、環境負荷の低減に資する製品などの開発を対象といたしました補助制度を拡充するという事などを通じまして、より多くの事業者へ、これに参画をしていただくことを目指してまいります。

グローバル化の分野では、さらなる輸出拡大に向けまして、海外展開に取り組む事業者の掘り起こしなどに取り組みます。あわせまして、インバウンド観光客の誘致拡大を目指して、台湾と高知龍馬空港を結ぶチャーター便の早期の就航を目指しますほか、国際線ターミナルの整備に向けた検討を再開いたします。

こうした新たな方向性を持って、3つの潮流を先取りした施策を一層深化させまして、より

元気で豊かな高知県の実現に向けた道筋を切り開いてまいりたいと考えております。

次に、国の総合経済対策についての評価と本県の物価高騰対策、また経済対策の4本柱を踏まえた短期的、中長期的な施策の展開についてお尋ねがございました。

今回の総合経済対策は、物価高騰といった足元の難局を乗り越えまして、日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくということを目指したものだとして受け止めております。この中には、本県や全国知事会から提言を行ってきた内容も数多く反映をされておまして、高く評価をいたしたいと考えております。

本県におきましても、議員のお話にもございました経済対策の4本柱に基づきます国の政策展開を県勢浮揚の追い風といたしまして、各施策を一層強化してまいりたいと考えております。

まず、短期的には、国の経済対策を踏まえて、今議会に提案をいたしております補正予算におきまして、原油価格・物価高騰によります影響の緩和を図るための対策などをしっかりと講じてまいります。具体的には、国の新たな借換保証制度を活用いたしまして、中小企業の資金繰り対策を充実させますほか、農業者、漁業者の燃料、飼料の購入費への支援を行います。あわせて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用いたしました防災・減災対策、インフラ整備を加速いたします。

また、中長期的には、物価高騰の長期化、あるいは世界的な脱炭素化の加速、さらにはコロナ禍によるデジタル化の進展や、新たな人の流れといった社会構造の変化への対応が重要であります。こうした変化をしっかりと捉えまして、本県の成長への原動力としていかなければならないと考えます。

このため、同じく補正予算の中では新しい分野への事業展開、あるいはデジタル化に取り組

みます事業者への支援に取り組みまして、その構造転換を後押しいたします。加えまして、照明器具のLED化、路線バスの電気バス導入などを支援いたしまして、事業者のエネルギーコストの低減を中長期的に進めたいというふうに考えております。

さらには、来年度の当初予算以降もこうした構造転換に向けた施策に重点的に取り組みまして、県経済の足腰をさらに強くしてまいります。加えて、円安を生かした輸出やインバウンド観光の促進、新たな人の流れを呼び込むための移住促進策などについても強化を図りまして、県政をさらに高いステージへと引き上げてまいります。

次に、令和5年度の当初予算編成に係ります所見についてお尋ねがございました。

来年度の当初予算編成のポイントとして3点を申し上げたいと存じます。1点目は、常に時代を先取りした県政を目指し、今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの観点から、各施策をさらに進化させてまいります。あわせまして、原油価格・物価高騰によります影響の長期化を見据えて、省エネルギー、生産性向上といった事業の構造転換を図るための施策を充実させたいと考えております。

2点目は、県民の皆さんの安全・安心の確保、そして地域経済の活性化を図るために、防災・減災対策をはじめといたしますインフラ整備を着実に進めてまいります。3点目は、県勢の浮揚と県財政の持続可能性の両立を図るために、国の有利な財源を最大限活用する、あわせまして事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底によります財源の確保といった点に意を払ってまいります。

また、デジタル化、グリーン化、グローバル化の取組に重点的に予算を配分いたしますため

に、次世代施策推進枠を拡充するなどの予算編成上の工夫を行っております。

当初予算編成に当たりましてはこうした点に留意をいたしまして、徹底して成果にこだわりながら、未来への弾みをつける予算となりますように全庁挙げて取り組んでまいります。

次に、中山間地域の将来像や目指す方向性についてお尋ねがございました。

豊富な自然や食、文化を有します中山間地域は本県の強みの源泉でございまして、私自身、中山間地域の振興が高知県全体の発展のための礎となるものと信じております。このため、従来の中山間対策に新たに地域の活力やデジタル化といった視点を加えるなど、さらなる充実を図りながら全庁挙げて取組を進めてまいりました。

その結果、現在までに、住民主体で地域の活性化に取り組んでいただきます集落活動センターは、県内65か所で開設をされました。高知型福祉の拠点であります、あったかふれあいセンターも346か所で整備をされるに至っております。また、成長戦略によります1次産業の振興、あるいは地域アクションプランによります雇用の増など経済面での成果に加えて、水道未普及地域におけます生活用水施設では359件の整備がなされまして、生活用品、移動手段確保の取組が広がるといった形で、生活支援の面でも一定の成果が現れているというふうに考えます。

しかしながら、昨年度実施をいたしました集落实態調査の結果から見ますと、地域や産業の担い手不足がより深刻化をしております。そして、住民の皆さんが将来に不安を抱いているといった現状が改めて確認をされたところであります。

また、私が直接地域で住民の方々にお会いしお話をする中でも、県の取組が必ずしも十分には共有されておらず、不安を感じる声もお聞き

をしております。一方で、地域を次の世代に引き継いでいきたいと頑張っておられる方々のお話も伺わせていただいております。そして、こうした地域の方々のお気持ちにしっかりと応えていかなければいけないと強く思ったところでございます。

議員の御提案のように、住民の皆さんが不安や諦めに陥ることなく、誇りや希望を持って暮らし続けていくために、また子や孫の世代のために地域を元気にしたいという方々と気持ちを一つにして取り組んでいくためにも、県の中山間対策全体の方向性あるいは将来像をしっかりと示していくということが、今大変重要であるというふうに考えております。

このため、来年度は中山間地域が再び活力を取り戻すためのしるべ、そしてともしびとなるように、県が目指す中山間地域の姿でございすとか、その実現のために行う施策、達成すべき目標、時期などをお示しいたしますための中山間再興ビジョンを策定したいと考えます。そして、改めまして、中山間の振興なくして県勢の浮揚なしと、強い思いの下、決意を新たに地域の皆様、そして市町村の皆さんと共に、その実現に全力で取り組んでまいり決意であります。

次に、関西圏のアンテナショップのコンセプトづくりなど、開設に向けた決意についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、大阪に新設をいたしますアンテナショップは、高知らしさがあふれ、東京とは一味違った、関西の皆さんに広く受け入れられる店舗にしたいというふうに考えております。

現在、基本計画の策定に取り組んでいるところでありますが、そうした店舗として機能させるためには、しっかりとコンセプトづくりが特に重要となると考えます。そのため、様々

な商品のデザインやキャッチコピーに豊富な実績を持ちまして、県内外から高い評価を得ておられます県内在住のデザイナーと共に、コンセプトづくりに着手をいたしたところであります。

今後、早急に魅力あるコンセプトを盛り込みました基本計画案を取りまとめまして、2月議会で告示をしたいというふうに考えております。

一方、商業施設への入居に関しては現在交渉中でありまして、年内には入居できる区画が提示をされる予定ではあります。本県が希望しております区画は、JR大阪駅から連結をいたします歩行者デッキの入り口にごさしまして、多くの人通りが期待できることから、条件としては最適だと考えております。本県は、全国に先駆けて出店の意思表示をしたことによりますアドバンテージがあるというふうにも伺っておりまして、恐らく希望の区画に入居できるのではないかという見通しを持っております。

そうした中、昨年5月に解散をいたしました大阪高知県人会が再結成に向けて動き出したというふうにお聞きをいたしました。地元の県人会が再結成をされますことは、アンテナショップの開設に向けて追い風になるものと大いに期待をいたしております。関西と高知は歴史的なつながりも深く、高度経済成長期の集団就職によりまして高知にルーツを持つ方々が数多くおられますし、今なお進学、就職で関西を選ぶ方々も多数おられます。今後はこうした本県の出身者や御縁のある方々を大きな輪で巻き込んでいく、そして応援をしていただけるような仕組みづくりを行っていくということによりまして、強固なオール高知の体制を構築したいと考えております。

このアンテナショップの開設によりまして、県産品の外商拡大はもちろんでありますが、首都圏と比べて距離が近いという優位性を生かし

た観光の誘客、移住の促進、こうした成果にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、フレイル予防の推進に向けた意気込みなどについてお尋ねがございました。

お話がございましたように、仁淀川町などで取り組まれておられます住民の皆さん主体でのフレイル予防活動は、健康寿命の延伸に加えまして、地域活性化の取組に資するものというふうに考えております。

このたびのフレイル予防推進会議に向けた準備会議の発起人への就任につきましては、私といたしましても本県の事例を全国発信するよい機会になるというふうに考えまして、承諾をいたしたところでございます。会議におきましては、仁淀川町のほか県内の事例を全国に紹介いたしまして、本県の取組が全国の多くの地域において展開されていく、そのためのお手伝いをしたいというふうに考えております。

あわせて、この会議では、フレイル予防に関するデータの解析や、ポピュレーションアプローチの効果の計測などの調査研究が重要であるとし、取り組む予定というふうにもお聞きをしております。私といたしましてもこの会議を通じまして、他の地域の好事例あるいは調査研究の成果についても学び、このフレイル予防活動を本県の日本一の健康長寿県構想にもしっかりと位置づけまして、この取組を県内各地に展開してまいりたいというふうに考えております。

最後に、5か年加速化対策後の継続的な取組につきましてのお尋ねがございました。防災・減災、国土強靱化関連の事項でございます。

近年、気候変動がもたらします影響によりまして、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化をしております。また、南海トラフ地震などの巨大地震の切迫度も年々高まっております。国民の皆さんの命と暮らしを守るインフラは極め

て重要な役割を担っているというふうに考えます。

こうした背景も踏まえて、国におきましては、インフラが災害時にしっかりと機能を維持できますように、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続きまして、5か年加速化対策の取組が進められているということについては御指摘があったとおりでございます。

道路事業を例に取りますと、5か年加速化対策におきましては、高規格道路の整備、老朽化対策が新たにメニューに盛り込まれました。この施策によりまして、四国8の字ネットワークなどの高規格道路のミッシングリンク解消に向けた整備は加速をしておりますけれども、完成までにはまだ多くの費用と時間を要するわけです。5か年加速化対策が終了いたしましたし、仮に通常予算のみでの対応となりますと、これまでの整備ペースが極端にペースダウンをするということが見込まれます。

本県の道路事業の規模で、概算で申しますと通常分300億円に対して、この加速化対策で100億円程度の上積みをして加速を図っているという状況でございますので、もしこの加速化対策が一気にゼロということになりますと、完成までの道のりがますます遠ざかってしまうという状況であるわけでございます。

こうしたことがございまして、全国知事会や全国高速道路建設協議会など様々な機会を通じて、国などに対しまして5か年加速化対策後も国土強靱化に必要な予算や財源を通常予算とは別枠で確保するという、そして継続的に取り組むこと、こういったことを働きかけをしているところであります。

今後も、防災・減災、国土強靱化の予算、そして財源を安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていけますようにしっかりと訴えてまいります。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 中山間地域の担い手確保についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、中山間地域の多くの集落は人口減少や高齢化によって地域の担い手が減少し、それによって地域の活力が奪われ、さらに集落機能の低下や産業の衰退を招くといった大変厳しい状況にあります。この担い手の確保はまさに喫緊の課題でありまして、地域おこし協力隊の大幅拡充や特定地域づくり事業協同組合の設立支援、移住促進のさらなる強化などに早急に取り組む必要があると考えております。

まず、地域おこし協力隊に関しては、令和8年度には県と市町村を合わせて現在の2倍以上となる500名の協力隊が確保されるよう取り組んでまいります。協力隊の募集段階の情報発信強化や任期中のサポート体制の充実、任期後を見据えた早期の支援など、各フェーズにおける現在の課題を踏まえ、より強力な取組を進めてまいります。

また、地域内の事業者の事業継続や発展のための地域人材、これを確保する特定地域づくり事業協同組合の設立支援では、設立意向のある市町村に対し計画づくりを支援するアドバイザーを派遣するなど、マンツーマンの支援を行うとともに、立ち上げコストを低減する新たな支援制度も検討してまいります。

さらに、移住促進の取組においては、特に伸び代が大きいと考えられるUターンの促進策、これを強化してまいります。デジタルマーケティングによる県出身者に対する効果的な情報発信、県全体のUターンに向けた機運を高めるためのキャンペーンなども行っていきたいと考えております。早急にこうした対策を講じ、少しでも早く成果が得られるよう、市町村と一体となって取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、新型コロナウイルス経口抗ウイルス薬ゾコーバについてお尋ねがございました。

先月22日に緊急承認されたゾコーバは、現在安定的な供給が難しいことから一般流通は行われず、国が一括購入し配分することになっております。国の配分方針は、緊急承認直後の2週間程度は原則パキロビッドパックの処方及び調剤実績のある医療機関、薬局に限定とされております。県は、対象機関のリストを取りまとめ国に提出し、国が委託設置するゾコーバ登録センターを通じて、配分を希望する対象機関からの依頼に基づきゾコーバの配分をすることとなります。

県としましては、まずゾコーバを安定的に医療機関などに確保できることを第一として、国の方針に従い、新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関などへの配分のほか、県医師会や県薬剤師会の意見も踏まえ、対応いただく医療機関や薬局をリスト化いたしました。

緊急承認から2週間程度を経過した後の取扱いについては、対象機関を限定せず、都道府県が地域の医療の状況に応じて選定できることになっておりますが、現時点で国から連絡はございません。当初示された配置の目安に本県の医療提供体制を当てはめますと、医療機関は50か所程度、薬局は100か所程度となります。国からの連絡があり次第、速やかに登録医療機関などの公表を行いたいと考えております。

今後、より多くの医療機関などでゾコーバを用いてコロナ医療が安定的に提供できることが望めますので、国によるゾコーバの必要量や安定的な流通の確保について要望してまいります。

次に、ゾコーバの問題点に対しての解決策についてお尋ねがございました。

厚生労働省の通知では、本剤の有効性、安全性に係る情報は限られていることなどを踏まえ、本剤の使用や投与対象については最新のガイドラインを参考にすることとし、日本感染症学会から示されているCOVID-19に対する薬物治療の考え方にに基づき、注意点を示しております。これによりますと、感染症の症状が発現してから遅くとも72時間以内に初回投与することとされていることから、議員からお話のありました薬の提供体制の確保が、ゾコーバの供給量の確保と並んで重要な課題となります。

このため、自宅療養者などに対する調剤や薬の配送、感染拡大期における休日の薬局輪番体制の構築などについて、県薬剤師会に要請したところでございます。薬局、薬剤師の皆様には第7波の感染拡大期においても多大なる御協力をいただき、自宅療養者などへの適切なタイミングで医薬品を提供していただきました。

県としましても、引き続き県薬剤師会などと情報共有し、必要な体制の構築に努めてまいります。また、今後の国の通知などの速やかな医療機関や薬局への周知をはじめ、広く県民の皆様に対して丁寧な情報提供に努めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県構想のバージョンアップの具体策についてお尋ねがございました。

令和2年度からスタートした第4期日本一の健康長寿県構想においては、まず健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進に向けまして、生活習慣病予防対策や血管病重症化予防対策を強化して取り組んでまいりました。特に、血管病重症化予防対策では、県独自の取組としまして医療機関と市町村の保健師などが連携した生活指導プログラムを実施してきた結果、個人差はあるものの、糖尿病性腎症による透析導入時期を5年程度遅らせることができる可能性が見えてきたことは、大きな成果と考えております。今後は、その成果を基に全県的に取組を

広げてまいります。

次に、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化に向けましては、特に訪問看護をはじめとした在宅療養体制の充実に注力してまいりました。令和2年度に設置しました県内外の有識者で構成する在宅療養推進懇談会からは、デジタル技術の積極的な活用が必要との御意見をいただいたところです。また、昨年度の県の集落実態調査においては、医療へのアクセスが不便と感じられている方が多くいらっしゃることも明らかになっています。

こうしたことを踏まえ、引き続き訪問看護体制の充実に努めるとともに、中山間地域などでお住まいの方が医療のアクセスがしやすいよう、オンライン診療の普及を支援してまいります。

来年度は、第4期構想の総仕上げの年となります。これまで積み上げてきた成果を確実なものに仕上げるとともに、デジタル技術の活用により県民の皆様の利便性の向上も図ってまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長（沖本健二君） まず、関西におけるプロモーションの取組の現状と今後の展望についてお尋ねがございました。

関西戦略を推進する上では、議員御指摘のとおり、いかに効果的なプロモーションを展開していくかが重要となります。そのため、本年度は知事を先頭に大阪での記者発表会に加え、県内の市町村長や事業者と連携したPR活動を積極的に展開しております。

また、関西で抜群の知名度を誇る本県出身の元プロ野球選手、藤川球児さんに本県の食や観光に関するPR動画に御出演いただいたところ、高知家10周年特設サイトへのアクセス数が大幅に増加をしております。こうした取組の結果、関西圏のテレビ番組やインターネットニュース

などに多数取り上げられましたことから、本県の認知度は着実に向上しているものと受け止めております。

来年度は、さらなる認知度の向上と高知ファンの獲得、拡大に向けてメディアへのPRやイベント広告に加え、本県の食の魅力を発信する取組を計画しております。具体的には、大阪の食のイベント会場におきまして、カツオのわら焼きタタキを実演販売するキッチンカーの展開や、旬の果物や野菜などを販売いたします出張日曜市の開催を検討しております。こうした取組を通じまして、高知の食のポテンシャルの高さを関西の方々に実感していただき、販売拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後は、令和6年度に予定しておりますアンテナショップの開設、さらにはその先の大阪・関西万博を見据え、県内の市町村や事業者とも連携しながら、効果的なプロモーションを間断なく、かつ戦略的に展開してまいります。

次に、これまでの産業振興計画の成果と見えてきた課題、さらにそれを踏まえた今後のバージョンアップについてお尋ねがございました。

これまで4期14年間、地産外商を戦略の柱として産業振興計画に基づく取組を進めてまいりました。その結果、県内総生産や1人当たりの県民所得といった経済指標が好転するなど、人口減少とともに縮小する経済から、人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつありました。

しかしながら、コロナ禍や物価高騰などにより、観光や1次産業をはじめ県経済は大きなダメージを受けております。そのため、今後はこうした状況下にあっても持続的な成長が可能となりますよう、ウイズコロナ、アフターコロナといった時代の変化を的確に捉え、臨機応変に施策を進化させていく必要があります。

今後の産業振興計画の方向性といたしまして

は、地産外商をさらに推進させることはもとより、経済成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を捉えて、生産性の向上や、さらなる付加価値の創出といったイノベーションを一層進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、産学官民の連携を強化し県内外の英知を結集することで、デジタル技術を活用したヘルスケアやアニメといった新たな産業の創出や集積に取り組んでまいります。また、起業に関しましても、こうちスタートアップパークの取組を充実強化しますとともに、本県出身の起業家集団により設立されました支援団体と連携しながら、スケールアップを目指す起業家の成長を後押ししたいと考えております。

加えて、本県の豊富な森林資源を生かしたグリーンLPガスの開発や、さらには食物残渣や家畜の排せつ物を活用した資源循環型システムの構築といった、本県ならではのグリーン化関連産業の育成などにも挑戦したいというふうに思っております。

産業振興計画の次なるステージでは、こうした取組を質・量ともに充実していくことによりまして、将来にわたって持続的に成長する県経済を目指していきたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 商工会や商工会議所と連携した新型コロナウイルス感染症対応の成果と、ウイズコロナ、アフターコロナに向けた取組についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態において、本県では、全国に先駆けた県独自の融資制度や、他県より一步も二歩も踏み込んだ給付金制度などを創設いたしました。その上で、商工会や商工会議所など関係機関と連携して取り組んだ結果、例えば民間の調査会社によりまして、本県のコロナ関連の経営破綻件数割

合は全国で39位と低い水準となるなど、事業者の事業の継続と雇用の維持につながったものと受け止めております。

これは、まさしく商工会などをはじめとする関係機関の皆様の御尽力のたまものであると考えております。日々の業務に加えまして、コロナ関連融資のあっせんや給付金の申請支援など、事業者に寄り添った支援をいただきましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。

現在、本県経済は一定持ち直しが見られますものの、エネルギーや原材料価格の高騰など、事業者を取り巻く環境の不透明さが増しております。また、ウイズコロナ、アフターコロナにおける社会構造や消費行動の変化などへの対応も必要となっております。こうした状況に、引き続き商工会などと連携してしっかりと対応していくことが重要であると認識しております。

このため、デジタル化や事業再構築など、より専門性の高い支援ニーズに対応できるよう、地域の最前線で事業者の支援を担っておられます商工会などの経営指導員のスキル向上や専門人材の活用などによりまして、支援力の向上に取り組んでまいります。今後とも商工会など関係機関と密に連携しまして、地域経済の活性化と雇用の維持・創出に努めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) 国消国産キャンペーンの推進と、適正な価格形成の実現に向けた取組についてお尋ねがございました。

農産物はその多くが市場取引による相場で価格が形成されることから、燃油や資材価格などの高騰による生産コストの増加分を十分に価格転嫁ができない状況にあります。このため県としましては、コストの増加が価格に反映されるよう、JAグループが進める国消国産運動などの国民運動とも連動し、地産地消を通じた県産農産物の消費拡大を進めているところでござい

ます。

一例を申しますと、官民協働による土佐茶プロジェクトの取組としまして、本年8月に産地を支援する土佐茶応援宣言を表明するとともに、販売利益の一部を生産者に還元するペットボトルの販売を開始しました。また、土佐茶応援宣言をしてきている民間企業を中心に、社名入りのノベルティグッズとしてリーフ茶を購入していただく取組などを進めており、土佐茶を応援する地産地消の輪が広がっているところでございます。

お尋ねのありました適正な価格形成の実現に向けましては、こうした地産地消の取組に加え、消費者への訴求力を持った販売関係者に直接働きかけることも重要であります。このため、販売単価が落ち込んでいるショウガなどの産地にバイヤー等を招聘し、直接生産者と意見交換をする機会を設けております。この取組は、生産者の厳しい実情を理解していただける方を増やすとともに、買手と売手が売買数量や価格を決めて取引を行う相対取引の拡大にもつながることから、今後も広げてまいりたいと考えております。

一方、国からは安定的な食料供給のための適正な価格形成の在り方について検討する方針が示されておりますので、この動きを注視し、必要に応じて国に政策提言を行ってまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、日本一の健康長寿県構想のバージョンアップの具体策についてお尋ねがございました。

第4期日本一の健康長寿県構想のバージョンアップにつきましては、3つの柱に沿ってPDCAサイクルに基づき取組を強化してまいります。

まず、柱の2、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの

強化では、生きづらさを抱える人を見逃さない高知型地域共生社会の実現に向けた取組を強化したいと考えております。ひきこもりやヤングケアラーなどの複合課題への対応として、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制が早期に全市町村で整備されるよう、働きかけを強めてまいります。

デジタル化の取組につきましては、あつたかふれあいセンターにおいてデジタル環境の整備を進め、オンライン診療への活用や、世代を超えた集いの場の創出につなげてまいります。

中山間対策としましては、議員のお話にもありました、障害がある就学前の子供や高齢者が継続的、安定的なサービスを受けられるよう、サービス利用者の送迎負担の軽減や人材確保に向けた支援策を検討し、中山間地域で暮らし続けることができる環境の充実を図ってまいります。

次に、柱の3、子どもたちを守り育てる環境づくりでは、住民同士のつながり、地域全体で子育て家庭を支え合う住民参加型の子育て支援に取り組んでまいります。具体的には、育児不安の解消と孤立予防により、子育ての安心感を高めるため、身近な地域で相談しやすい仕組みづくりに取り組みます。また、厳しい環境にある子供たちへの支援としましては、ヤングケアラーへの対応を含め、子供や家庭を孤立させず、早期支援につなげるための施策を検討してまいります。

これらの具体的な施策につきましては、今後の予算編成過程を通じてさらに議論を深め、第4期構想の総仕上げとなります次年度のバージョンアップにしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

次に、こども家庭庁への期待と、本県の少子化対策との連携についてお尋ねがございました。

来年4月に少子化対策や子育て支援、虐待防

止など幅広い分野を一元的に所管する組織として創設されるこども家庭庁には、特に3つの取組を期待しております。第1に、省庁間の縦割りをなくし、子供政策の司令塔としての調整機能を発揮し、ライフステージに応じた切れ目のない支援策を強力に推進していただきたいと考えております。

第2に、当事者である子供の意見を施策に確実に反映することで、子供の権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を後押しする、こどもまんなか社会の実現です。第3に、子供政策の総合的な拡充と、そのための安定的な財源の確保です。子育ての経済的な負担の軽減や仕事と育児の両立支援に加え、地方独自の取組強化につながる十分な予算を確保していただきたいと考えております。

本県では、妊娠期から切れ目のない伴走支援により、子育て家庭の孤立を防止する取組など、誰もが結婚・妊娠・出産・子育てに希望を持ち、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進しているところです。今後も、子供政策を一元的に推進するこども家庭庁の施策と連携し、保健、医療、福祉、教育など分野を超えた総合的な施策の展開を図るとともに、市町村や高知県少子化対策推進県民会議、関係の方々との連携を一層強化し、少子化対策に取り組んでまいります。

最後に、こうち出会いサポートセンターの取組の周知方法と、婚活に抵抗感を持つ若者への支援についてお尋ねがございました。

出会いの機会を応援するこうち出会いサポートセンターを、より多くの方に活用いただくためには、センターの「高知で恋しよ！！応援サイト」の認知度のさらなる向上が必要です。そのため、今年10月から動画等による広報プロモーションを官民協働で展開し、SNSや広報紙など様々な媒体を通じて応援サイトを紹介してお

ります。その結果、10月のアクセス件数は前月と比べ56%増となっております。

今後は、若い世代に対して訴求力の高いSNSを積極的に活用し、情報発信をより一層強化してまいります。あわせて、センターでは一人一人の相談にきめ細かく対応しておりますので、相談員のスキルアップ研修の実施など、出会い応援サービスの充実に取り組んでまいります。

また、お話のようにマッチングに抵抗感がある方もおられます。今年度の県民意識調査でも、出会いを直接の目的としない多職種での交流が、出会い・結婚に必要な支援策の第2位となっております。このため、今後は異業種間の交流を支援する社会人交流サークルを開催し、マッチングを直接の目的としない交流の活性化を図るなど、若い世代の希望に合った出会いの支援につなげてまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、不登校対策プロジェクトチームの成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

本プロジェクトチームの目的は、組織的、横断的な体制を構築することにより、それぞれの取組の実効性をより高めることにございます。これまで各課が連携して取組を進める中で、例えば学校経営計画に不登校対策を的確に位置づける学校数や、不登校の未然防止などに活用される、きもちメーターの登録学校数が増加するなどの成果が見られております。また、放課後子ども教室の支援員などを対象とした不登校に関する研修会を関係課で協力して実施するなど、連携・協働した取組を進めております。

一方、現在国におきましては、不登校児童生徒数が増加する現状を踏まえまして、登校という結果のみを目標とせず、子供たちの社会的自立を図るため、不登校特例校の設置の促進など様々な教育機会を確保するという考え方が示さ

れております。

本県におきましても、不登校出現率が依然高い状況が続いている中にありまして、これまでの取組に加え、多様な教育機会の確保の視点に立った不登校児童生徒への対応は必要なことと考えているところでございます。今後、同プロジェクトチームにおきまして、国や他県の情報収集を行い、具体化のための検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、高知県版の学力調査の意義と、その活用の仕方についてお尋ねがございました。

本調査の目的は、それぞれの学年で身につけるべき学力が児童生徒に定着しているかを把握し、その結果を踏まえ、教員や学校において個々の児童生徒の強みを伸ばし、弱みを強化することを大きな目的としております。そして、全国学力・学習状況調査の結果と合わせて分析することによって、児童生徒の学力の定着状況や伸びを経年で把握、分析することができます。各学校におきましては、この分析結果を基に一人一人の児童生徒に合った指導方法や内容を検討し、学習の個別最適化を図っていただくことが重要と考えております。

さらに、調査の結果は、各教員の授業改善状況の確認や学校の学力向上策のPDCAサイクルの確立に生かすとともに、教育委員会の施策の検証に活用しております。今後も市町村教育委員会と連携を図りながら、それぞれの調査を有効に活用していくことによりまして、児童生徒の学力の定着と向上に努めてまいります。

次に、中山間地域における小規模高等学校の存続に向けた活性化と生徒確保の取組についてお尋ねがございました。

高等学校は地域における教育の重要な拠点であり、とりわけ中山間では地域の活性化の観点からも、その存在意義は大変大きいものでございます。このため、県立高等学校再編振興計画

後期実施計画などにおきまして、中山間地域の高等学校の魅力化に向けた取組を位置づけております。

県教育委員会では、生徒の希望を実現させるために、中山間地域の高等学校にいち早く遠隔教育を導入するとともに、地域と連携・協働した特色ある教育活動や部活動を推進するなど、魅力化に向けた取組を実施してまいりました。また、市町村によっては、地元で所在する高等学校へ進学する生徒に対し、入学・通学費用などを支援していただいております。こうした取組によって、徐々に中山間地域の高等学校における入学者も増加してきております。

今後は、これまでの取組を一層充実させるとともに、市町村との連携・協働の取組をさらに充実・発展させてまいります。加えて、県の移住施策との連携や、他県からの生徒を募集する地域みらい留学などの活用によりまして、生徒数の確保と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、日高特別支援学校寄宿舎の長寿命化改修事業の検討状況についてお尋ねがございました。

日高特別支援学校の寄宿舎の北棟と南棟につきましては、議員のお話にもありましたように、建築から50年以上が経過し、著しく老朽化が進んでおります。また、立地や構造上の問題による生徒の健康・衛生面への影響や、多人数で大部屋に入るといった寄宿舎環境による教育面での課題も認められ、早急に対応する必要があると考えております。

このため、本年度、長寿命化計画に基づいて基本設計を実施しており、この中で既存建物の長寿命化改修、または2棟を1棟に集約して改築といった2つの方向から対応を検討しているところでございます。整備費用の面では、既存建物の改修のほうがコストを抑えられます。一

方で、日高特別支援学校の建物の構造上、衛生環境の十分な改善や大部屋の解消を行うためには改築する必要があります。

県教育委員会としましては、児童生徒の安全・安心な住環境の確保や、将来の自立生活を見据えた指導面などを考えますと、方向性としては改築が望ましいと考えており、今後費用と教育効果の両面からさらに検討を進め、結論を出してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 公共事業における物価高騰の現状と対策について、また工期短縮や現場作業と施工管理の効率化などの取組についてお尋ねがございました。

近年の社会情勢の変化により、公共工事で使用する資材の価格は値上がり傾向にあり、民間会社の全国調査によりますと、この1年間に例えば鋼材類については約15%、生コンクリートについては約20%上昇しております。

物価高騰への対策といたしまして、価格が頻繁に変動する資材につきましては、毎月市場の取引価格を調査し、最新の単価を使用して予定価格を算出しております。また、工事の契約後に資材の価格が大きく変動した場合は、請負契約書に基づきまして、変動額を適切に計上することとしております。

工期の短縮や現場作業の効率化の取組といたしましては、ICT活用工事の対象工種を拡大するなど、建設現場へのデジタル技術の普及を促進しております。また、施工管理の効率化の取組といたしましては、インターネットを活用し、遠隔地から現場を確認する遠隔臨場の普及を進めるとともに、工事管理や検査に必要な書類の簡素化を受注者、発注者の双方に徹底してまいります。

○13番(横山文人君) 知事はじめ執行部の皆様には丁寧かつ前向きな御答弁をいただきました。

特に、知事からは1期目最終年に向けての決意や、デジタル化、グリーン化、グローバル化などへの進化、また中山間地域の再興にかける思いや関西戦略、そして産業振興に向けての意気込みなどを述べていただいたところであります。

2問目はいたしません、これまでの濱田県政への思い、今後の期待を少し述べさせていただきますと思います。現在、濱田県政の起爆剤として進められている関西戦略では、オール高知という言葉がよく使われます。私は、これまでのコロナ禍の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立に対し、まさにオール高知で当たってきたと感じております。オール高知、すなわち県民、市町村、団体、事業者、そして県庁職員の皆様の不断の努力や協力があつてこそ、コロナという未曾有の国難に立ち向かっていくことができましたし、濱田知事はその先頭に立ち、汗をかいてこられました。

これから本格的にウイズコロナ、アフターコロナに入つてまいります。これまでのコロナ禍の経験から、産業振興にしても、中山間対策にしても、教育の充実にしても、全ての施策にオール高知で取り組むことができるのが濱田県政だと感じております。

その意味で、来年は濱田県政の強みであり県勢浮揚のキーワードとなるオール高知をさらに推進し、ポストコロナの新しい時代の扉を開く年となるよう期待を申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩



午後1時再開

○副議長(西内隆純君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は日本共産党を代表し、以下質問をいたします。

まず、知事に対する政治姿勢についてお伺いをいたします。

敵基地攻撃能力について、岸田政権が年末に狙う国家安全保障戦略など安保関連3文書の改定に向けて、自民、公明両党が、相手国のミサイル発射拠点などをたたき敵基地攻撃能力の保有で正式合意をしました。岸田政権は、専守防衛の立場に変わりはないと主張していますが、実態は戦後安保政策の大転換を図るものとなっています。

1970年、当時の中曽根康弘防衛庁長官は、日本の防衛の限界については専守防衛を主とするとして、目的において防衛に限る、地域において本土並びに本土周辺に限る、手段において核兵器や外国に脅威を与える攻撃的兵器は使わないという3つの限定的要素が確立されていると説明をしています。1959年、当時の伊能繁次郎防衛庁長官は、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではないと明言をしています。専守防衛とは、国土防衛に徹し、相手の本土に被害を与えるような脅威にならないと伝え、相手に日本を攻撃する口実を与えない防衛戦略であり、拒否的抑止と安心供与から構成をされています。

敵基地攻撃は、この専守防衛の安心供与を真っ向から否定するもので、抑止に役立つどころか、互いの軍拡の悪循環で緊張を高め、偶発を含めて武力衝突の危険を増加させる安全保障のジレンマに陥る愚かな選択ではないのか、知事にお聞きをいたします。

政府によると、敵基地攻撃は相手が武力攻撃に着手したときに可能と説明をされています。これは、攻撃されていないのに反撃をする、国際法違反の先制攻撃と変わらないと多くの識者から指摘されています。攻撃対象も軍事基地に限定されず、政府機関なども含まれることを政府も認めています。攻撃すれば日本への報復攻撃は避けられません。

しかも、政府が集団的自衛権行使の発動要件である存立危機事態でも敵基地攻撃ができることを認めたのは重大です。同盟国のアメリカ軍が第三国と戦争状態となり、存立危機事態と認定すれば、日本は攻撃されていなくても自衛隊が米軍を支援するため相手国を先制攻撃し、日本を全面戦争に巻き込む危険な戦略です。政府はそのために軍事費を2倍化し、世界第3位の軍事大国に進もうとしています。国民1人当たり4万円、4人家族で年16万円の極めて重い負担です。

戦争の危機を増大させ、経済的にも暮らしと営業を破綻に追い込む敵基地攻撃能力保有は中止すべきではないか、知事にお聞きします。

何より、政府の安全保障政策には、いかに平和で安定した環境を築くかという外交戦略がありません。先日、アジアの30か国1地域から69の政党が参加し開催された第11回アジア政党国際会議では、地域と世界の平和と安定のためにブロック政治を回避することの重要性を強調し、競争よりも協力を強調した、また紛争解決の唯一の道としての対話と交渉を強調したと明記をしたイスタンブール宣言が全会一致で採択されました。ASEANをはじめ対話による紛争解決の流れがアジアの本流となっています。

憲法9条を持つ日本こそ軍事対軍事の対立を生むブロック政治を回避し、対話と交渉を進める先頭に立つべきではないか、知事にお伺いをいたします。

次に、統一協会問題についてお伺いいたします。我が党の米田稔議員が、自民党と深い癒着が指摘をされる反社会的カルト集団、統一協会と、知事並びに関西・高知経済連携強化アドバイザー会議のメンバーの溝畑宏氏との関係をただした9月議会から1か月後、ついに山際大志郎経済再生担当相が辞任しました。統一協会の広告塔となって深刻な被害を広げたにもかかわらず開き直り、ごまかし続けてきた山際氏の辞任を求める野党と、70%を超えた国民の声に追い込まれた結果です。

山際氏を閣僚に任命しただけではなく、居直りを許し、辞任後には自民党の新型コロナウイルス対策本部長に就かせるなど、全く反省もなく統一協会との癒着を徹底調査もしようとしない岸田内閣は、その後たがが緩んだように2人の大臣の辞任が続き、ついに支持率は危険水域の30%割れ直前となっています。

9月議会で統一協会との関係を聞かれた知事は、今後の対応としてどうするかということに関しましては、こういった関わりは持たないつもりだということだと述べ、県行政としてはこうした社会的に問題がある団体の活動を助長する効果が見込まれる場合には、イベントへの後援、共催、あるいは補助金の支出を行わないなどといった形で、適切に対応してまいりますと述べています。

岸田内閣支持率低下を他山の石とし、県民の信頼を得るためには、9月議会で問題にした日韓トンネル関連の国際ハイウェイ財団など、統一協会関連団体を再度リストアップして県行政との関連を徹底調査すべきと考えますが、その後どう対応したのか、知事にお聞きをいたします。

また、選挙時に挨拶に行った知事と違って、協会のドル箱、日韓トンネル建設を我が事として推進するため、国際ハイウェイ財団の会合で

16回も講演するなど、統一協会と深い関係が推測される関西・高知経済連携強化アドバイザー会議メンバーの溝畑宏氏については、行政的に近い関係があったということ、それをもって問題だということは必ずしも当たらないのではないかというふうに考えている、溝畑氏には、その経験や知見を生かして、引き続きアドバイザーの職を担っていただくと、溝畑氏をかばう答弁をした知事の姿勢は、山際元大臣をかばった岸田首相と同じものと県民の目には映っています。

アドバイザー職から外すべきという9月議会での指摘を受け、溝畑氏にはどう伝えたのか、その後の対応を含め、知事にお聞きをいたします。

本県南国市在住の橋田達夫さんが、統一協会の被害者としてマスコミで取り上げられています。橋田さんの元妻が約30年前に統一協会に入信し、つぼの購入から始まり子供たちへの入信強要、御長男の自殺、そして先祖伝来の田んぼの売却など、財産も御子息もなくしたと報道されています。このたび、知事に面談し実情を知っていただきたいとの要請があり、県民の会の上田周五県議と塚地県議と共に知事にお会いして、お話ししたと伺っています。

知事は、橋田さんの思いをどう受け取ったのか、お聞きをいたします。

また、さきの議会では、県立消費生活センターへの相談件数が明らかにされましたが、今年度県立消費生活センターや県内自治体が受けた相談件数は何件になっていますか。

あわせて、橋田さんのような被害者を救済し、また増やさないために、被害の実態や救済を求める県民の相談窓口を設けるお考えはないか、知事にお聞きをいたします。

また、県民への啓発に向けて、全国各地での被害の実態と手口を紹介し、これ以上の被害者増を防止するパンフレットなど作成するお考え

はないか、知事にお聞きをいたします。

次に、マイナ保険証についてお伺いいたします。現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させると岸田政権が表明したことに国民的な批判が噴出しています。マイナンバーカードの取得は法律で任意とされています。国民皆保険の下でほとんどの国民が持つ健康保険証をなくしてマイナンバーカードに統合するのは、事実上の強制です。マイナンバーカードを持たない人の医療についてはこれから対策を考えるという無責任な姿勢です。認知症など手続きが困難な人たちへの対応も見えません。

カードの普及が進まないのは、国民が必要としていないからです。マイナンバーカードの交付率は11月末時点で全人口の53.9%しかありません。保険証を一体化させたマイナ保険証は昨年10月に本格運用が始まりましたが、登録件数はいまだに全人口の26%程度しかありません。デジタル庁が8月から9月に行ったアンケート調査によると、マイナ保険証を申し込まない主な理由は、メリット・必要性を感じない29%、手続きが面倒19.4%、情報流出が怖い14.7%などでした。

生活に欠かせない保険証と引換えにマイナンバーカードの取得を迫るのは強権的であり、デジタル化の土台である政府、政治への不信を強めるだけです。また、現行の保険証を廃止しなければ新しい制度の構築も必要ありません。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法第17条では、申請により、その者に係る個人番号カードを交付するとあるように、あくまでマイナンバーカードの取得は申請に基づく任意であることが規定されています。

法に定める任意取得の原則がある以上、カード取得を事実上強制するような健康保険証の廃

止、マイナンバーカードへの一体化は行うべきではないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、日本共産党の宮本岳志衆議院議員による、マイナンバーカードをつくらずに健康保険証利用登録も行わない国民を医療から排除するののかとの質問に対し、国は、保険料を納めていれば保険診療を受けられるのは当然と答弁しています。

マイナンバーカードを取得しない被保険者が保険診療を受けられない事態は避けなければならないと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

同時に、政府は、2023年3月末までにマイナンバーカードを健康保険証として使うオンライン資格確認の導入の原則義務化を医療機関に求めています。全国保険医団体連合会が10、11月に医師、歯科医師に実施した実態・意識調査では、回答した医療機関8,707件のうち、保険証の廃止に反対65%、賛成は僅か8%。オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関のうち、41%でトラブルが発生。システム準備中の医療機関の導入の理由は、必要性を感じていないが義務化されたからの回答が91%となっています。システム費用については、54%が補助金を上回ったと回答しています。とりわけ深刻なのが、高齢世代を中心に医師、歯科医師の1割が閉院、廃院を検討していると明らかにしていることです。

資格確認の義務化が病院、診療所などの閉院につながる事態を避けるため、地域医療を守り、県民の医療を受ける機会を保障する立場から、オンライン資格確認の義務化の中止、延期を国に求める必要があると考えますが、知事にお聞きいたします。

次に、物価高騰・中小零細企業支援と最低賃金についてお伺いいたします。

食料品や光熱費など値上げラッシュとなった今年10月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いて昨年同月比3.6%上昇し、40年8か月ぶりの上昇率という厳しい物価高騰となっています。具体的な上昇率は、外食のハンバーガーが17.9%、あんパン13.5%、電気代20.9%、ガス代20%、携帯電話機の通信料16.5%など、生活全般にわたって非常に高い率の物価上昇が起こっており、家計への深刻な打撃となっています。先日は四国電力が来年4月からの電気料金の値上げを発表するなど、今後も物価高騰が進むことが強く懸念をされます。

このような物価高騰の状況の中、賃金の底上げが切実に求められています。今年度の最低賃金の改定が行われ、10月9日から新たな最賃額が適用されています。今年度は、過去最大の引上げとなる全国加重平均で31円、上昇率は3.3%となりました。高知県では33円引き上げ853円となっています。

今年度の最低賃金改定についてどのように受け止められているか、知事にお聞きいたします。

高知地方最低賃金審議会は、今年度の最低賃金引上げの答申として、中小企業への支援策拡充も併せて国に対して求めています。具体的には、業務改善助成金の制度見直し、最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者に対する社会保険料の増額分についての時限的な減免措置の検討などが盛り込まれています。

中小企業への支援策拡充を求めるこの答申をどのように受け止めたか、また県としても国に支援拡充を強く求める必要があると思うかどうか、知事にお聞きいたします。

最低賃金の引上げは、中小零細企業の支援とセットでなければ、事業者の経営を圧迫することになります。現状でも物価高騰、特に光熱水費の高騰など経費増が中小零細企業の経営を大

きく圧迫しています。12月補正予算でも農業者などへの燃油高騰等支援、協同組合や私立学校などへの電気代の高騰支援が盛り込まれており、非常に重要な施策で評価をするものです。また、中小企業に対しては、新事業チャレンジ支援事業の中に賃上げ加算を設けるなど、重要な施策も盛り込まれています。

ただ、光熱水費の急激な高騰に対し、まずはその手当てが必要な局面ではないかと考えます。徳島県は、物価高騰対策応援金として中小・小規模事業者、個人事業主に対し直接支援する制度を創設しています。

徳島県の制度設計も参考にしながら、高知県としても県内の中小事業者や個人事業者を対象に直接支援する制度を創設すべきと考えますが、知事にお聞きいたします。

また、コロナ関連融資の返済開始が迫る中、事業者の事業継続を促すため、国の新たな借換保証制度を活用した融資をどのように周知徹底していくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

今年度の最賃改定は過去最高の引上げではありませんけれども、全国の数値で見れば、物価上昇率に対して最低賃金の上昇率が追いついていないのが現状です。また、昨年度は全国加重平均で3.1%の最賃引上げでしたが、7月に発表された今年度の中小零細企業の賃金上昇率は1.5%でした。このことを踏まえれば、物価高騰に対応するためには、さらなる最低賃金の引上げで賃金の底上げを促し、平均を押し上げる必要があると考えます。

来年度を待たず、最低賃金の引上げ、再改定を行うべきと考えますが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、インボイス制度についてお伺いいたします。

このような物価高騰の中で、来年10月から消

費税のインボイス制度が導入されようとしています。この間、日本共産党県議団としても、インボイスは中止、延期するべきと繰り返し提起をしてきましたが、物価高騰が一層進む中で、インボイス制度を予定どおり実施できる状況にはないと改めて指摘せざるを得ません。

インボイス制度の導入は、県内でも大きな混乱を招くと考えます。具体的にお聞きいたします。高知県は、集落活動センターによる地域活性化の取組を進め、県内65か所に広がっています。集落活動センターでは、特産品づくり、レストランなどによる飲食の提供などにも取り組んでいます。事業の売上高によりますが、これらの実施主体の中で一般課税の事業者がいれば、仕入れ控除のために取引相手に課税事業者になることを求めるか、自らが税負担するかを選択になります。こういった事態になれば、地域活性化の取組を阻害してしまいます。

集落活動センターへのインボイス制度の影響はどうか、想定される影響について、また地域活性化の取組が阻害されないよう対策は検討されているのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

シルバー人材センターへの影響も懸念されます。シルバー人材センターは、仕事を通じ高齢者の社会参加、生きがいつくりに取り組んでおり、高齢化社会の中で大切な役割を果たすとともに、高齢者の収入源としても重要です。

高知市シルバー人材センターを例に取れば、約4億円の契約金で1,000人の会員がおり、平均請負額は年間約40万円とのこと。インボイス発行事業者となり、簡易課税を選択するとして、約1万2,000円から2万円の税負担が生じます。加えて、インボイスの控えを7年間保存し、毎年消費税を納付する事務手続も行わなければなりません。そうなれば、シルバー人材センターの脱会が相次ぐのではないかと懸念されます。

一方で、会員が免税事業者のまま残ることになれば、シルバー人材センターは仕入れ控除ができなくなります。

県内のシルバー人材センターに関して、インボイス制度によって生じる税負担は幾らになると推計をしているのか、またインボイス導入によって、シルバー人材センターから脱会が生じる事態は防がなければならないと考えますが、その対策は検討しているのか、商工労働部長にお聞きいたします。

財務省は、インボイス制度で免税事業者約488万者のうち161万者が課税事業者、インボイス登録業者となると試算をし、その税収増加分を2,480億円と見込んでいます。1者当たり15.4万円の消費税額となります。重要なのは、このインボイス導入は実質的な増税だということです。価格転嫁されるとすれば、消費者の物価をさらに押し上げることとなります。

しかし、実態として消費税の価格転嫁が適正にできているかということそのものが問題となります。日本商工会議所が2020年6月に売上高別に消費税価格転嫁状況を調査しています。売上高1,000万円以下のビー・ツー・シー事業者において、一部あるいは全く転嫁できていないが44%、同規模のビー・ツー・ビー事業者では25.6%となっています。この間、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法などで消費税の価格転嫁を促してきた中であっても、必ずしも価格転嫁ができていない状況です。

物価高騰の中、価格転嫁は一層困難になっています。インボイス導入が中小零細企業に新たな税負担を課すことになり、経営悪化、倒産、廃業などが起これば、取引をしている企業の業務の継続にも支障を来すなど悪影響の連鎖も考えられます。高知県は、中小企業・小規模企業振興条例をつくりました。本気で中小企業を振

興しなくてはならない観点から見ても、インボイス制度の導入はマイナスの影響を与えるものと危惧するものです。

この間の物価高騰の急速な進行、インボイス制度の問題点が周知されるにつれ、インボイス中止、延期を求める声は高まっています。この間、エンターテインメント業界での反対の声が高まり、日本俳優連合、日本漫画家協会、日本アニメーター・演出協会、日本SF作家クラブなどがインボイス反対声明を出しています。全国の自治体でも、インボイス中止、延期を求める意見書の可決が相次いでおり、289自治体、11月3日時点ですが、その数に急増しました。高知県内でも9自治体に広がっています。

県内事業者からも、下請業者、一人親方は全員が免税業者だが、要請しても課税業者にはならないと思う、インボイス制度はするが一般課税になる可能性もあり、そうなると免税事業者との付き合い方を考えなければならない、インボイス登録はしないといけないが、仮にしないとといった場合、代わりをできる業者もほとんどいない業種で、元請も困るはずなどの懸念の声をお聞きしています。

このような懸念の声の高まりをどのように受け止めているのか、知事にお聞きいたします。

政府・与党も、インボイス導入に当たり中小事業者への3年間の税額軽減など、激変緩和措置を新たに設けることが報じられています。が、時限的な緩和措置では問題を先送りするだけで、解決にはなりません。

これまでも答弁をいただいておりますが、改めて経済状況悪化、また中止を求める世論の高まりという現状の変化を受けて、インボイス導入を中止、延期することを国に求める考えはないか、知事にお聞きをいたします。

次に、介護保険制度見直しについてお聞きをいたします。

物価高騰の一方、暮らしを支えるはずの社会保障が切り捨てられています。年金は0.4%減額され、10月から後期高齢者医療制度の窓口負担、現在原則1割に、初めて2割負担が導入され、約370万人が大幅な負担増となっています。

介護保険も2024年度の介護保険制度見直しへ向け、厚生労働省案では負担増、サービス切捨てなどの大改悪が狙われていました。しかし、広範な反対の声により、要介護1、2の生活援助の市区町村事業への移行、ケアマネジメント有料化などは見送られる方向となったと報じられていますが、11月28日の社会保障審議会介護保険部会では、介護保険サービス利用時の自己負担割合が2割となる対象者を拡大することの是非が議論をされています。

介護保険の自己負担は現在原則1割で、単身者で年金を含む年収280万円以上など一定以上の所得のある人は2割、同じく340万円以上など現役並みの所得がある人は3割となっており、65歳以上の所得上位20%が3割負担の対象となっています。厚労省の資料では、10月の後期高齢者医療費の窓口負担が2割となる対象が、単身者で年金を含む年収200万円以上などに拡大されたことを踏まえ、介護保険でも2割負担の対象を拡大するものです。単身者で年金を含む年収200万円以上などに拡大した場合、2割から3割負担の対象者は、65歳以上の所得上位約30%に拡大すると推計しています。

全日本民主医療機関連合会が施設入所者と在宅サービス利用者を対象に、9月中旬から10月にかけて調査を実施しました。施設入所者は514人回答しており、利用料2倍化した場合について、施設を退所もしくは退所を検討する13%でした。在宅サービス利用者は1,097人回答し、サービスの利用回数や時間を減らすなどの回答が34.4%となっています。調査結果について民医連は、利用料の支払いが困難でも利用を減らせ

ない、退所できない等の事情を抱えた利用者が存在するとした上で、本人、家族に生じる深刻な影響が可視化してこないおそれがある、引上げ案の検討中止、撤回を求めるとコメントしています。

激しい物価高と年金削減、医療費負担増という中での介護保険の負担増であり、その影響は特に高齢化が進んでいる本県では極めて深刻です。どう受け止めているのか、知事にお聞きをいたします。

介護の負担増、サービス利用の抑制は、高齢者の暮らしとともに、その家族の負担増や介護離職の拡大、またコロナ禍で経営が悪化した事業者の撤退、倒産など働く場の減少にも連動します。介護・医療・福祉分野は本県の経済と雇用において大きな比重を占め、その充実には大きな意義があります。

介護保険料、利用料の高騰の原因は、介護保険発足当時に国庫負担率を従来の給付費の50%から25%に引き下げたことにあり、このうち5%は、後期高齢者の比率が高い自治体などに重点的に配分される調整交付金です。全国市長会、全国町村会もこの調整交付金は25%の外枠にして、国庫負担額を引き上げることを繰り返し要望しています。

介護サービス利用の抑制につながる負担増を中止し、国庫負担の引上げこそ図るべきだと思いますが、知事にお聞きをいたします。

本県では、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金が設置され、過疎地域での介護事業を支援しています。この中に、新規職員の雇用年度の5%の上乗せをする支援策が盛り込まれていますが、大豊町などでは新規雇用自体が非常に困難で、活用できていないとお聞きをしています。

中山間部での介護職員確保のため、新規就労年度だけでなく期間を拡充することや、事業所

への助成ではなく就労職員自身への補助を盛り込むなど、制度の改善に取り組む考えはないか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、農業問題についてお聞きいたします。

とりわけ、現在取り組まれているJA高知県の経営基盤強化対策と関連して、本県の農業をどのように振興していくのか、お聞きをいたします。JA高知県が経営基盤強化対策を進める背景には、何よりも長年のマイナス金利政策により、JAの経営を下支えしてきた信用共済事業収益が減少してきたことがあります。そして、この経営基盤強化対策は、第1に、今後もこの低金利政策が続くことが見込まれること、第2に、本県も人口減少が予想され、農業従事者、組合員も減少傾向にあること、第3に、最近の世界情勢の影響で農業資材等の高騰が、生産者のみならずJAに大きな影響を与えることなどの経営環境を考慮して、早急に経営基盤を強化しようというものです。

JAは自己改革の基本目標である農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことは変更しないとしています。しかし、この取組は地域農業や地域住民に大きな影響を与えることとなります。

そして、JAは環境制御技術等を活用した増収対策や、新品目・新技術の研究、生産・物流コストの削減対策、地域の活性化対策などには引き続き取り組んでいくとし、JAがこれらの取組を継続していくためにも、収支均衡以上の経営を維持できるよう、将来を見据えた事業、組織、経営の改革が必要としています。その上で取り組まれるのが、現在行われている自己改革であり、さらに来年度以降もJAは新たな改革を進めることで、今後の農業人口の減少等を踏まえて、事業所の人員体制の見直しなども視野に入れていきます。

こうした中で、地域の皆さんにとって危惧さ

れるのがJAの支所や購買部、ガソリンスタンドなどの統廃合の影響です。こうした改革は、地域の農家にとっても地域住民にとっても、暮らしと経営に大きな影響を及ぼします。ある中堅農家は、統合によって支所が遠くなると大変不便になると話します。課題があれば自ら改革を行っていくことは必要ですが、肥料や燃油等の値上がり農家の大きな負担になっている下で、また農家の高齢化も進んでいる下で、JAの支所統合などの改革の影響によって地域農業が衰退するようなことがあってはなりません。

県は、JAのこうした自己改革が地域の農家や地域住民にどのような影響を与えると認識しているのか、またJAの自己改革の影響を踏まえて、家族農業をどう支え、地域農業の振興をどう図っていくおつもりか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、教科担任制と教員の確保についてお伺いいたします。

小学校高学年での教科担任制が今年度から本格的に始まりました。高学年の教科担任制は、外国語や算数、理科、体育などで専門性を持つ教員などが授業を行うものです。文部科学省の中央教育審議会が、担任の持ち時間数を減して授業準備の効率化を図るとして、2022年度をめぐりに本格導入が必要との答申を出し、検討会議が2021年7月にその在り方を公表しました。国は2022年度に本格導入としながらも、今年度の教科担任制の教員追加予算はたった950人分、20校につき1人分でしかありませんでした。

高知県でも今年度から希望する学校で実施をされていますが、何校実施し、負担軽減と授業準備の効率化に本当につながっているのか、教育長に現状を伺います。

今年、教科担任制が実施されて以降、高知県教職員組合が県内の全小学校、義務教育学校に小学校専科授業の在り方アンケートを取って

ます。加配の専科教員の配置された学校では、よかった点として、高学年担任の空き時間や教材研究の時間が確保できる、複数の目で児童が指導できるなどが挙げられています。が、専科教員には再任用の教員が充てられている例も多くあります。

国の加配規定では週に20時間以上の授業を受け持つとされているため、再任用の教員が毎日1から3時間目は6年生の算数、4時間目から6時間目は5年生の社会となり、空き時間はないとの回答もありました。週4日勤務の専科教員に週5時間ある算数を持たせたために、そのうちの1時間は担任が授業を受け持つ事例も生まれています。

加配のない学校では、特別支援学級や通級の担任が行う形が一番多く、次いで教頭先生や他学年の担任、近隣の中学校からなど、各学校の工夫に任されています。他校との兼務では、打合せをする時間がなくて子供のことを共有できない、昨年は本校だけだった理科専科が3校兼務となり本校に週2日しか勤務できない、校務分掌の担当ができなくなり働き方改革とは逆行している、児童との関係づくりも難しい。中学校との兼務では、小中学校では時間割が違う、小学校の授業経験がないので困る。担任同士の交換授業では、時間割を組むのが難しい、受持ち時間の削減になっていないとの回答が集まっています。

加えて、アンケートには、学校現場に関係なく人員配置のプラスアルファは不可欠、加配措置があつてこそ実施できるとの声が多く寄せられています。専科教員が加配され、担任の負担軽減を図ることができそうですが、加配のない現場で教科担任制を強制すれば、軽減どころか過密労働が押しつけられます。また、各校の現状や小規模校などでの実態に見合った導入が求められています。無理を重ねて学校全体の運営など

に支障が出ることがないようにすべきです。

これらの学校の現状をどう受け止められていますか、教育長に伺います。

推進を打ち出した文科省は、教科の種類や専科教員の持ち時間数について枠をはめているのではなく、実施できる範囲で行うようにしています。県は2024年度には全小学校での実施を検討するとしていますが、全小学校での実施ありきではなく、各校の判断と無理のない教科担任教員の配置なしに踏み切ることはできないと考えます。

各校の判断を大切に、教科担任制ありきの考え方を押しつけることがないように求めますが、教育長に御所見を伺います。

今、教育の現場は大きく変わろうとしています。デジタル化の下で、これまで学習指導要領にない分野が学習に盛り込まれ、週5日の授業時間割を組むのも現場では一苦勞です。そんな中、先生のいない教室がこれまで大問題となってきました。先生の不足やゆとりのなさは教育を受ける子供たちにとって最大の悲劇です。県教育委員会もこれまで教員確保について様々な努力をしてきましたが、現状はさらに多くの先生が必要となっています。

文部科学省は、今年11月1日に都道府県教育委員会に対し、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援についての事務連絡を出しました。来年4月からいわゆる教師不足の改善を図る方策の一環として、年度の初期頃に産・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を4月の年度当初から任用することも有益として、加配措置支援を講じる予定にしているというものです。大変歓迎される事務連絡です。

実施のためには、臨時教員の確保が求められると考えますが、どのように取り組まれるおつもりか、教育長に伺います。

県はこの間、教員確保のため3年間の任期付教員確保を行ってきました。この皆さんは、臨時的に現場に就く要件が限られていて、育休代替などに限られた場合となっています。

今、任期付教員の採用数は何人になっていますか、教育長に伺います。

せっかく3年間の任期を確保している方々が、任期中に退職届を出して賃金の低くなる臨時教員に就くことがあるとお聞きます。任用がない時期は無給でボーナスもない状況になるのでしょうか。本来保証すべき3年間は給与も保証し、働く場も確保できる状況にすべきではありませんか。

採用要件を追加し、任期つきの間に切れ目なく仕事ができる体制にすることが急務かと考えますが、教育長にお伺いをし、私の第1問いたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる敵基地攻撃能力は武力衝突の危険を増加させる選択ではないのか、またその保有は中止すべきではないのかのお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻でございませうか台湾情勢、北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、我が国を取り巻く安全保障の環境は年々厳しさを増しております。そうした中、我が国の周辺には相当数の弾道ミサイルが既に配備をされているということに加えまして、ミサイル技術は急速なスピードで変化あるいは進化をしているというのが現実でございます。

国におきましては、こうした安全保障環境に対応するために反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力の保有を検討されていると承知しておりまして、年末までにはその結論を出すこととして

いるというふうに伺っております。

この反撃能力について岸田総理は、専守防衛は憲法に基づく重要な安全保障における姿勢で、これからも変わることはないと言われております。私も憲法や国際法の範囲内で対応していくべきものというふうに考えております。

防衛政策は国の専管事項でございます、防衛力の強化につきましては、我が国を取り巻く安全保障環境あるいは社会経済情勢を踏まえまして、国政の場において幅広い議論が必要であると考えております。あわせて、国民の皆さんの理解が得られますように、政府にはしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

次に、いわゆるブロック政治を回避し、我が国が対話と交渉を進める先頭に立つべきではないかという点についてお尋ねがございました。

我が国は、日本国憲法にうたわれます平和主義の理念に基づきまして、国際社会の責任ある一員として、これまでも世界の平和に向けまして国連平和維持活動、いわゆるPKOでございますとか政府開発援助、ODAに取り組んでいるところであります。現在のように安全保障環境が一層厳しさを増している中におきましても、様々な国と協力をいたしまして、国際法や国連憲章を遵守し、対話と交渉で問題解決に取り組んでいくことが必要だというふうに考えます。

政府におきましては、今後も外交の努力によりまして、国際社会の平和と安定に尽力をいただきたい、そういうふうに考えております。

次に、旧統一教会関連団体と県行政との関わりを把握するための調査についてお尋ねがございました。

先般県が行った調査に当たりましては、他県で行われた調査などを参考にいたしまして、旧統一教会及びその関連団体として10団体を選定いたしました。この中に、お話のありました国

際ハイウェイ財団は含まれておりませんが、調査に当たりましたはこの10団体に限らず、関連団体と判断されるケースについては、各部局に幅広く報告するように求めたところでございます。その結果、旧統一教会及びその関連団体に対しまして、不当に便宜を図ったり、あるいは県民に誤解を与えるような事案は確認されておらないところであります。

こうした調査の経過や結果を踏まえまして、現時点で改めて関連団体のリストを更新した上で調査を行うということまでは考えておらないところでございます。

他方で、イベントの後援や補助金の支出などに当たって、より適切な事業執行を図るという観点からは、引き続き慎重に対応していくことが必要だと考えております。このため、行政との関係におきまして新たに問題のある事案が他県を含めて明らかとなったような場合には、必要に応じて庁内で情報を共有し、過去も含めて接点があれば個別に報告を求めたいというふうに考えております。

次に、9月議会におきまして米田議員から御指摘がありました大阪観光局の溝畑氏への対応についてお尋ねがございました。

米田議員からの御指摘に関しましては、議会の終了後、私が直接溝畑氏に状況を連絡いたしまして、これまでの経緯と今後の対応について御本人から確認を行ったところであります。溝畑氏によりまして、国際ハイウェイ財団から日韓の観光交流の必要性に関する講演の依頼を受けまして、2016年から2019年の間に講演を行った、その際にこの財団が旧統一教会の友好団体であるとの認識はなかったとお話でありました。また、今後につきましては、今後は旧統一教会の活動を助長するような行動を取るつもりは一切ないという説明がございました。

この溝畑氏と旧統一教会との関係及び今後の

対応の姿勢につきまして、このように確認が取れましたこと、また引き続き溝畑氏は言わば本職であります大阪観光局の理事長職を担われているということ踏まえ、本県としても引き続きアドバイザーとしての委嘱を継続したいと考えておきまして、今後も関西戦略の後押しをお願いするということといたしております。

次に、旧統一教会による被害を訴えておられる橋田さんとの面会に関連いたしまして、橋田さんの思いをどう受け取ったのかというお尋ねがございました。

橋田さんとは一昨日、知事室でお会いをいたしまして、約15分間にわたりお話を伺いました。橋田さんからは、元配偶者の入信によりまして家庭崩壊に至るといった、大変壮絶な経験をされたということをお聞きいたしまして、その無念さが言葉の端々から伝わってまいりました。また、被害を拡大させたくないという強い思いから、あえて実名でマスコミに顔を出して被害を訴えているということについては、私としても勇気ある行動を取られているものという感想を持ったところでございます。

橋田さんの思いを受け止めまして、県といたしましても国会で今議論が行われております被害者救済新法や改正消費者契約法などの新しい制度が確立をいたしましたら、この制度の周知と相談対応の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立消費生活センター、そして県内の自治体が受けたこの被害の相談件数についてお尋ねがございました。

県立消費生活センターにおきましては、旧統一教会に関しまして、本年4月から先月末までの間に3件の相談をお受けしております。また、県内の市町村の状況について問合せをいたしましたところ、2市で2件の相談を受けたということが確認できているところであります。

次に、被害の実態や救済を求めます県民の相談窓口を設ける考えはないかというお尋ねがございました。

現在、国におきましては、被害者の救済に向けまして、日本司法支援センター、いわゆる法テラスを中心に、国、地方を挙げて総合的に相談体制の充実強化を図ろうという考えで取り組まれているところであります。

県におきましても、県立消費生活センターにおきましては、靈感商法を含む消費者問題に関する相談窓口として、旧統一教会問題についても既に様々な御相談をお受けしているところであります。このセンターでは、消費者トラブル以外の御相談をお受けした場合にも、相談内容に応じまして、法テラスあるいは県警察をはじめとする専門機関にお話をつないでいるという対応を取らせていただいております。

県といたしましては、こうした形で設けております相談窓口の周知を、県のホームページや啓発のリーフレットなど様々な広報媒体を通じまして、引き続き行ってまいる考えであります。あわせて、被害内容に応じました対応をしっかりと行い、被害に遭われた方々の救済につながりますよう、今後も取り組んでまいる考えであります。

次に、これ以上の被害者増を防止するために、パンフレットなどを作成する考えはないかというお尋ねがございました。

県におきましては、これまで出前講座やパンフレット、ホームページなどによりまして悪徳商法に対する周知を図り、消費者被害の防止に努めてまいったところであります。一方で、靈感商法への対応の強化を求めます社会的な要請、あるいは今国会で審議をされております消費者契約法の改正、あるいは被害者救済新法を受けまして、改めて広報啓発を行う必要性が高まるというふうに考えております。

国の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」におきましては、靈感商法などの手口や対処法に関する教材の充実によりまして消費者教育の取組を強化し、被害の防止を図るという方針を示されております。したがって、県といたしましても、今後国から示されます新しい教材などを活用するということと併せまして、くらしネットkochiをはじめといたします県の消費者情報紙を使い、靈感商法などに対します注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、健康保険証を廃止してマイナンバーカードへの一体化を行うということについてのお尋ねがございました。

マイナンバーカードへの一体化によりまして、本人の同意があれば診察時に健診の結果あるいは服薬の状況、これまでの過去の状況などを確認できるようになります。これは、よりよい医療の提供につながっていくというふうに期待をされているところであります。

一方で、マイナンバーカードは、本人の申請に基づいて交付をすることとされました導入時の経緯を踏まえ、取得を強制するような措置を取るのとは適切ではないというふうに考えます。このため、一体化に当たりましては、国においてそのメリットや安全性など、国民の皆さんの疑問などに丁寧に説明を行って、理解を得ながら進めていただくということが必要だというふうに考えているところであります。

次に、マイナンバーカードを取得しない被保険者の保険診療の確保についてお尋ねがございました。

健康保険制度として、マイナンバーカードを取得するか否かにかかわらず必要な保険診療を受けられるということは、これは当然のことというふうに考えます。岸田総理もこの点につきましては10月の参議院予算委員会におきまして、保険証廃止後も国民の皆様が必要な保険診療を

受けられる環境を整備していく、これは言うまでもないというふうに答弁をされております。県といたしましては、そうした環境の整備につきまして国にしっかりと対応を検討し、また実行していただきたいというふうに考えております。

次に、医療機関へのオンライン資格確認義務化の中止や延期を国に求めているかどうかという御質問、お尋ねがございました。

国は、医療分野のデジタル化の基盤となります医療機関へのオンライン資格確認の導入を原則として令和5年、来年の4月から義務化をするというふうにされたところであります。ただし、医師が高齢である場合でございますとか、電子ではなく紙レセプトでの請求が認められております医療機関は、この義務化の対象からは除外されておまして、代わって簡易な確認システムを開発し対応するという方針が示されております。また、令和5年4月からの義務化への対応がやむを得ない事情で困難な場合には、国において対応状況の点検と検討を行い、協力が得られるよう努力をしていくという考え方が示されているところでございます。

県といたしましても、お話にありましたように、このオンライン資格確認の義務化が、結果として医療機関の廃止につながるということがないように対応していただくことが必要であるというふうに考えております。このため国には、適切な環境の整備を行っていただきまして、医療関係者の理解も得ながら、円滑な移行が進められるように取り組んでいただきたいというふうに考えているところであります。

次に、本年度の最低賃金の改定についてお尋ねがございました。

本年度の最低賃金の改定は、1つには、新型コロナウイルス感染症が再拡大をし、県内事業者を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあるとい

うこと、2つには、一方で経済・雇用情勢は回復基調であること、あるいは人手不足が深刻化する兆しが強まっていること、3つには、さらなる要因といたしまして物価高、特に生活必需品の価格上昇により、非正規雇用労働者の生活への配慮あるいは最低賃金の地域間格差の解消への配慮が必要であること、こういった要因を勘案されまして、昨年度を上回ります33円の引上げの答申がなされたものというふうに承知をいたしております。

この引上げの金額と引上げ率4.02%は、ともに全国で最大級の伸びとなっております、地域間格差が一定程度是正の方向に向かっているという点は評価すべきものというふうに考えているところであります。

次に、これに関連して、中小企業への支援拡充についてのお尋ねがございました。

本年度の最低賃金の改定に際して、経営者側の委員から国に対しまして、継続的に賃上げがしやすい環境整備に向けた生産性向上の支援策などについて、拡充を求める声が上がったというふうに承知をいたしております。

県では、こうした声も受けて、中小企業対策の一層の強化につきまして、全国知事会などとも連携をし、国に政策提言を強力に行ってまいりました。こうした結果、今般の国の第2次補正予算におきまして、中小企業などの賃上げ環境整備を支援するために、事業再構築補助金の制度の拡充などが図られたところであります。

今後も、県経済の動向を注視いたしまして、事業者の方々のお声もお聞きしながら、必要に応じまして全国知事会などとも連携をし、国に対して政策提言を行っていく考えであります。

次に、中小事業者や個人事業者を直接支援する制度の創設を考えてはどうかというお尋ねがございました。

昨今の原材料価格の高騰に伴いますコスト

アップにつきましては、顧客の方々への販売価格に転嫁をしていただくことにより対応していくということが、経済活動のメカニズムの基本であるというふうに考えるわけであります。しかしながら、法令による制限などにより価格転嫁がままならない事業者の方々、業種の方々もおられるわけございまして、こうした方々に関しましては、事業の継続を下支えするための施策を個別に講じていく必要があるというふうに考えるものであります。

このため、本県におきましては、これまで例えば第1次産業や医療・福祉施設などに対しまして影響緩和策を講じてまいりましたし、今議会におきましては、電気料金などの高騰の影響を受けております公衆浴場あるいは私立学校を支援する予算案について、提出をさせていただいているというところであります。

また、他方で、事業者の経営を大きく圧迫いたします石油、電気などのエネルギー価格高騰への対応につきましては、これは全国的に広く影響が及ぶものでございますので、全国知事会と連携をいたしまして、国においてこの負担軽減につながる対策を講じていただくように働きかけを行ってまいったところであります。この結果、このたびの国の総合経済対策におきましては、石油や電気、都市ガスの料金を抑える負担軽減策が国において行われるということとなりました。

このような一連の経緯を踏まえまして、本県におきましては、中小企業等に対して業種を問わずに薄く広く給付金を給付するというような選択は取らないと、見送るということといたしたものでございます。

一方で、今回の物価高騰がある程度長期化するということが予想されますので、これに備えた構造転換を進めていくということが大変重要だというふうな認識を本県としてはしております。

す。このような考え方から、本県では今議会におきまして、新分野への事業展開あるいは生産性を向上させるデジタル技術の導入といった、中小企業の構造転換を力強く後押しするための予算案を提出させていただいたわけでございます。

今後とも県内の状況をしっかりと注視いたしまして、県経済の持続的な成長を確かなものとしていきますように、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいりたいと考えております。

次に、最低賃金の引上げや再改定について、これを年度内にも行うべきではないかというお尋ねがございました。

最低賃金引上げ後の物価上昇の状況を見ますと、労働者側の方々がさらに賃上げをしてほしいと願う気持ちはよく理解できるところであります。しかし一方では、経営者側の委員からは事業継続自体を危惧する御意見もあるというような状況でございますので、さらなる賃上げによる影響をしっかりと考えていく、吟味していく必要がある問題であろうというふうに考えます。

この最低賃金の改定につきましては、まず国が中央最低賃金審議会にこの点を諮問いたしまして、地域別の最低賃金の目安が地方最低賃金審議会に示されるという仕組みになっております。その上で、地方最低賃金審議会、各県の審議会におきまして、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮し決定をされると、そういった事務処理の流れとなっているわけでございます。

そうした意味で、このトリガーを引くのは国の判断ということになっておりまして、この点、国会においても議論がなされていると承知しておりますので、国において適切に対処がなされることを期待いたしておるわけでございます。

次に、インボイスの制度に対します懸念の声

の高まりをどう受け止めているのか、またこの制度の導入を中止、延期することを国に求める考えはないかというお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

インボイス制度の対象となります県内の免税事業者の皆さんに、全国同様、取引先からの排除や事務負担の増加など、経営への影響を懸念する声があるということは承知をいたしております。

ただ、インボイス制度の導入に当たりましては、軽減税率、複数税率の制度が実施をされてから4年間の準備期間、そして制度開始後6年間の経過措置が設けられまして、段階的に移行するという配慮が既に行われているところであります。そして、さらに現在政府・与党におきまして、小規模事業者の負担軽減のための新たな経過措置を設けるということが具体的に検討されているという報道も承知をしているところでございます。

加えて、本県独自の対応といたしまして、今議会に提出をいたしております補正予算において補助制度を創設いたしまして、中小企業などのインボイス制度への対応を支援するということといたしております。

インボイス制度は、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保するために必要な措置と考えております。そのため、県内事業者の皆さんが円滑に新制度に移行できますように、税務署とも連携を図りながら、周知、広報などの支援に努めてまいるといった考えであります。

次に、介護保険の利用者負担増の影響についてお尋ねがございました。

国におきましては、高齢者人口のさらなる増加と生産年齢人口の減少を見据えまして、介護保険制度の持続可能性を確保するという観点から、制度改正に向けた議論が行われております。

お話にありました自己負担割合の見直しなどの負担と給付の在り方につきましては、世代間、世代内の公平性を確保しながら、負担能力に応じてみんなで支え合うということが重要であるというふうに考えます。

この点については、国の審議会においても様々な御意見があると承知しておりますが、給付の面において何よりも必要とされる方に必要なサービスが確実に提供されるということが大切であるというふうに考えます。その一方で、今後の給付の増加を踏まえ、所得が低い高齢者世帯の実情を十分に考慮いたしまして、その負担能力に応じた適切な負担の在り方が検討される必要があるというふうに考えております。

県といたしましては、国において様々な意見を踏まえた議論を通じまして、介護保険が将来にわたって持続可能なものとなるように、動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、介護保険の国庫負担割合の引上げについてお尋ねがございました。

お話がありました5%の調整交付金は、後期高齢者比率の高い市町村に手厚く配分されるといった形で、市町村間の財政力の差を解消するというところで、介護保険制度の安定に寄与をしているというふうに評価しております。高齢化が進む中で、将来にわたり安定して制度を運営していくためには、給付と負担の議論の中で、国と地方の負担の在り方についても検討する必要がありますというふうに認識をしております。

全国知事会におきましても、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるように、国と地方の負担の在り方を含めて必要な制度の改善を求めて、国に提言を行っております。引き続き、国の動きも注視しながら、持続的な制度となるということを第一義に据えまして、全国知事会などと連携をし、取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、国の新たな借換保証制度を活用した融資の周知についてお尋ねがございました。

事業者が既存の融資について借換えを行おうとする場合には、融資を受けられている金融機関に相談されることから、まずは事業者に新しい融資制度に関する情報がしっかり届くよう、金融機関に協力を要請してまいります。

あわせて、事業者にとって身近な相談窓口であります商工会や商工会議所などの関係機関と連携し、巡回指導や会報への掲載などによりまして、事業者への周知を図ってまいります。さらに、テレビやラジオなどの県の広報枠を活用して積極的な情報発信を行うことで、コロナ関連融資の返済など、資金繰りに不安を感じている事業者の皆様に必要な情報が届くよう、周知を徹底してまいります。

次に、インボイス制度の導入がシルバー人材センターに与える影響についてお尋ねがございました。

インボイス制度の導入により生じるシルバー人材センターの税負担額については、制度の導入に伴って、各センターがどのような価格設定をするかなどによって消費税額が左右されますので、インボイス導入後の正確な試算を行うことは困難です。仮に、令和3年度にインボイス制度が導入されていたとして試算をしてみますと、消費税相当額は県全体でおよそ1億1,200万円となり、1か所当たりではおおよそ560万円と推計されます。

インボイス制度の導入に伴うシルバー人材センターへの影響につきましては、国会においても取り上げられまして、国において導入により会員の就業機会が失われることがないよう、安定的な事業継続と経営基盤の強化を図るための

検討が進められていると承知しております。

県といたしましては、国の動向をしっかりと注視するとともに、シルバー人材センターや関係する市町村からもお話を伺いながら、県として何ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 集落活動センターへのインボイス制度の影響と対策についてお尋ねがございました。

これまでに聞き取っております集落活動センター自身のインボイス制度への対応、事業者登録をするかどうかにつきましては、取引先からの要請により既にインボイス発行事業者への登録を行っている、あるいはその準備を進めているというセンターがある一方で、取引の規模と事業負担などを考慮し同制度への移行の影響を慎重に見極めているというところもございました。

また、センターが仕入先にインボイスを求めるかどうかにつきましては、検討中が多く見られ、現時点ではその対応を決めかねていることがうかがえます。センターによって仕入先の事業規模や取引の量、取引の継続性などの状況が様々であることから、今後それらを踏まえて個別に判断されるものと考えております。

今般のインボイス制度への対応によっては、集落活動センターの今後の取引や仕入先である地域の業者への影響も想定されることから、県ではアドバイザー制度を活用した税理士などの専門家派遣に取り組んでいるところでございます。また、こうした取組と併せまして、税務署などが主催するインボイス制度に関する説明会や相談会、これの地域への周知にも努めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 中山間地

域での介護職員の確保に向けた補助制度の改善についてお尋ねがございました。

県では、平成23年度から中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を創設し、市町村と一体となって遠隔地に介護サービスを提供する事業者に対して支援を行ってまいりました。具体的には、サービス提供の移動時間に応じた経費を一部補助するとともに、新たに常勤職員を雇用した場合、最長1年間の支援を行っているところです。

介護分野における人材不足が深刻な課題となっている中、特に中山間地域においては地理的な条件が不利なこともあり、介護人材の確保がより一層厳しくなっております。今後、さらなる高齢化の進行による介護ニーズの拡大が予想される中、中山間地域における人材の確保は、必要な介護サービスを充実させ、遠隔地まで行き届かせるための大きな課題となっております。

そのため、県としましては、市町村と協議を行いながら、中山間地域における人材確保の際の地理的なハンディをより一層軽減させる視点から、補助制度の充実を視野に検討を深めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) J Aの自己改革による地域への影響と、それを踏まえた地域農業の振興についてお尋ねがございました。

J A高知県の自己改革による持続可能な経営基盤の確立は、組合員の皆様が安心して農業に打ち込める環境づくりにつながるための経営判断として取り組まれており、組織再編などの取組はやむを得ない面があると考えております。

一方で、地域から、職員も少なくなり機能が十分に発揮されていない、J Aが遠くなった、関わりが薄くなったと感じるなどの切実な声が上がっていることも承知しており、組合員の皆様には利便性の低下や経済的な負担の増加など、

地域での暮らしに様々な影響があると認識しております。

もとより、JAは一般的な企業とは異なり、地域のインフラを支える公的な役割も有しております。このため、自己改革を進めるに当たっては、自己改革の目標や将来ビジョンについて、組合員の皆様はもちろんのこと、市町村やJAを利用されている地域住民に対して、今まで以上に丁寧な説明をする必要があると考えております。

また、本県農業を支えている家族農業の経営は、昨今の肥料や燃油等の高騰などで大きな打撃を受けており、この自己改革が農家の経営へのさらなる負担につながらないように、対策が必要であると考えております。とりわけ、本県農業の約97%を占める家族経営体の経営発展を図ることが、本県農業の持続的な発展に不可欠であります。このため県では、各農業振興センターやJAにおいて、IOPクラウド内に蓄積されたデータを活用した、きめ細かな栽培指導を徹底するデータ駆動型農業を推進しております。この取組をJAと共にしっかり取り組むことで、収量増と経費削減の両面で効果の最大化を図り、農家の経営改善につなげていきたいと考えております。

今後もこのような取組を通じまして、農業者の皆様が将来にわたり安心して農業を継続していただき、ひいては地域農業の振興につながるよう取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、教科担任制の実施校数とその効果、そして加配のない学校などの状況の受け止めについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

本県では、昨年度37校の指定校で教科担任制についての事前研究に取り組みました。本年度

は68名の加配教員を配置し、兼務校も合わせて78校で教科担任制を進めております。また、加配措置はされておりましたが、市町村や学校の実態に合わせて独自に教科担任制を行っている学校も多くございます。

この教科担任制を実施している学校からは、小中9年間を見通した専門的な教授を行うことができる、児童生徒と向き合う時間が確保できる、あるいは専科教員が授業準備を行うことによって学級担任の負担が軽減されるといった声が聞かれており、教育効果や教員の負担軽減に一定の効果があるものというふうに考えております。

一方で、加配が配置されずに教科担任制を行っている学校からは、授業交換だけでは持ち時間の削減にはならない、時間割の作成が難しい、加配教員等の支援が欲しいといった課題を指摘する声が上がっていることも承知をしております。そのため県教育委員会としましては、今後教科担任制を実施していく際に生じるであろう様々な課題について、その解決を図っていく必要があると考えております。

次年度に向けましては、まずは大規模校だけでなく、小規模校への加配の配置も見込んで、国に対して小学校教科担任制の加配の要望を行っているところでございます。また、域内の他の小学校や中学校との連携による教科担任制の実施も考えられますので、市町村教育委員会や校長会とも丁寧な協議を進めてまいります。

次に、各校の判断を大切にした小学校教科担任制の考え方についてお尋ねがございました。

先ほども述べましたように、小学校教科担任制は、義務教育9年間を見通した専門的な教授が可能となるとともに、中1ギャップ解消への効果も期待されます。また、教員の働き方改革が図られるなど、小学校における効果的な取組の一つというふうに考えております。そのため、

それぞれの学校や教育委員会において状況に応じた効果的な取組を研究していただきたいと考えております。

ただ、小学校教科担任制は手段であって目的ではございません。その在り方や方法については、学校長が各学校の実態に応じて検討し、市町村教育委員会と相談しながら適切に判断、実施されるものであると考えております。

県教育委員会としましても、子供への教育効果の向上と教職員の負担軽減の両立を目指した教科担任制に多くの学校が積極的に取り組んでくれるように、市町村教育委員会や校長会ともしっかりと話し合い、また連携し、加配教員の配置や学校間連携の仕組みなどの環境整備に努めてまいります。

次に、臨時教員の確保についてお尋ねがございました。

近年、正規採用者が増加する一方、臨時教員の希望者が減少しており、その確保が課題となっております。そのため、臨時教員の確保に向けて、採用審査受審者への働きかけや県内大学での説明会の開催、そして市町村の広報紙を通じた募集といった取組を行っているところでございます。

また、臨時教員の減少への対応策ともなり得る再任用教員の確保にも努めており、定年退職予定者への資料配付や、市町村教育長会や各学校長を通じた退職予定者への働きかけなども行っております。さらに、市町村教育委員会や各県立学校とも連携し、教員免許状を保有している方の掘り起こしや、既に退職した教員への働きかけなども行っており、こうした取組を通じて今後とも臨時教員の確保に努めてまいります。

最後に、任期付教員の採用数と採用要件の変更による切れ目のない職の確保についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答

えをさせていただきます。

本県におきましては、任期付教員は法令に基づく育児休業または配偶者同行休業を取得する教員の代替として、3年間の期限で名簿登載し、その中から必要に応じて採用され、正規の教諭と同等の給与が支給されます。本県では、今月5日現在、小中学校で35名、高等学校で8名、計43名を採用しております。

任期付教員は、育児休業等を取得した教員が復帰した場合などには、予定されていた任期の途中であっても雇用が終了することになります。この点につきましては、要件を変更することは難しいと考えておりますが、本県ではこうした場合には新たな学校で育児休業の案件があった場合に、任期付教員としての採用や、あるいは臨時教員としての雇用を検討し、できる限り職が切れぬよう努めております。今後とも十分に配慮してまいりたいと考えております。

○34番（中根佐知君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2問をいたします。

まず最初に、知事に、統一協会問題です。お答えいただきましたが、前回9月に国際ハイウェイ財団などがなぜ入っていないかという質問をしたときに、総務部長がたしか、ほかの県と並んで10の団体だけ調査しましたということで、その後、先ほどの御答弁で、調査をしたというふうにおっしゃったように私は思ったんですが、どのようなところまで範囲を広げて調査をされたのか。その上で影響はなかったんだというふうな御答弁だったかと思いますが、もう一度その点をお願いしたいと思います。

また、今日のお昼のニュースでも、国会、国のほうでも5億円の特別枠をつくって、統一協会問題に対応するための予算をつくりますというお話をされておりました。県も、消費生活センターでこういう役割をお受けになるというお話もありましたけれど、市町村との関係もよく

加味して、よく話し合いをする中で、人員の配置なども予算が出るのであれば、しっかり対応をしていただくように考えてはどうかと思います。その点も少しお答えいただきたいと思います。

それから次は、今やっぱり光熱水費なども含めて本当に大変になっている生活の中で、私たちは、徳島県の制度設計というのは——いろんなことを県もしてきたけれど、まだできていないところ、やっぱりすべきではないかと。小さな企業・事業者など本当に苦勞されているというふうに思いますので、こうした点で、まだ高知県がやっていないことをいま一度考えてみていただきたいというふうに思っているのですが、その点でもう一度お答えをお願いしたいと思います。

同時に、コロナ関連融資の借換えの問題ですが、幅広くこれまでコロナ融資いろんなことをやってきました。そのお金を返すための借換えについてであるのであれば、第何号とかというだけではなくて、なるだけ幅の広い形でその制度を使っていけるようにしていただきたいと思うんですが、その点もう一度商工労働部長お願いいたします。

それから、もう一つ介護の問題です。先ほど補助制度を考えていきたいという御答弁をいただきました。今日の高知新聞にも介護事業所が倒産をして、本当に大変なことになっているという——単純に人の問題ではなく、コロナの問題もあり物価高もあり、いろんなことが今渦巻いている中で、全国の中でも本当に先進を行っている高齢者県、自然減の県ということであれば、よそがやっていないことをどんどんと提案していく、実施をしていく必要があるのではないかと。避けては通れない介護制度の問題では、ぜひとも補助制度を早急に幅を広げて、そして救済をする措置、制度として介護が成り立つよ

うな、そんな形を取っていただきたいと思いますが、もう一度子ども・福祉政策部長に答弁をお願いしたいと思います。

最後に、教育長にお聞きをいたします。教育は、やっぱり人がどうしても必要です。私たちのところにはつい最近、先生がいないんですと。これまでもあったんですけども、子供たちが落ち着かない中で、先生も病休を取られて、本当に困っているんだという声が相次いで相談として入ってまいりました。私たちも、御苦勞されているのはもちろん分かっていますが、徹底して人を確保するというのをやっていかなければ、高知県の教育が成り立たないんじゃないかという危機感を持っております。

そんな中で、臨時教員をどう確保するか。今、全国で一番早い試験をやっておりますけれども、やっぱりそれは試験のお試しになったような形で、合格をしても辞退される方がたくさん出ている。それよりも、今現在高知県の中で臨時教員をされている方たちをもっと大事にして、その方たちがきちんと採用されて、高知で臨時教員をしていたら、あんなふう採用になっていくよというふうな道筋もつけていく、そういうことも大変大事じゃないかというふうに思うんですね。

加えて、今教育委員会の指導主事が随分たくさん各学校に配置をされております。四国4県で、これは吉良県議も先日来、今年の3月に県議会で質問しておりますけれども、他の県では1%、大体40人程度になっているんですが、高知県では何と173人配置をされていると。こういう先生方を指導主事も大事だけれど、現場に戻すという考え方も必要ではないか。

もう一つ、任期付教員ですけれども、これは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下での法律に基づいてではあります。静岡県などでは育児休

業が終わっても、その年度に配置されていた方は、その年度丸々その学校にいていいというふうな形も生まれています。ぜひとも全国の在り方を検討して、人を大事にしながら人を育てる、それによって教員も確保する、そういう形を取るべきだというふうに思っていますが、それぞれお答えいただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） まず、統一教会の関係団体の県との関わりの調査についてであります。

お話がございましたように、また答弁申し上げましたように、県の各所属に対しましては10団体の名前を個別に上げまして、この団体を中心に、関わりがないかということで調査したわけですが、調査の過程の中ではこの10団体に限らず、統一教会との関係があるということ把握した場合には、併せて報告をしてもらいたいということをお願い添えて、調査をしたところでございます。

その中で、この10団体以外で具体的にこの団体でこういう関わりがあるというような報告はございませんでした。その意味で、このハイウェイ財団というのは、あえてこの10団体の中に入れておりませんでしたけれども、10団体以外の可能性があるということも含めて調査をしたにもかかわらず出てこなかったというのが前回の調査結果でございますから、そういう意味で、改めて現時点で調査をする必要はないのではないかとということをお願い添えて、調査をしたところでございます。

それから、お話がございました国のほうでも、私も報道で承知いたしましたけれども、この統一教会の相談対応などに対しまして、国から地方に対して5億円というような報道がございました。特別枠ということもございました。まだ具体的な中身をよく聞いておりませんので、国にも確認をいたしまして、またこの相談の対応等で、国が求める水準も含めて、具体的にどの

ような体制、人員も含めまして必要かということの吟味も必要でございます。こうしたことも精査をいたしました上で、いずれにいたしましても、しっかりと相談に応じさせていただいて対応が取れる体制を取らないといけないと思います。これは国の財源ということも含めて検討させていただいて、必要な体制の整備は考えたいというふうに思っております。

それから、徳島県のような制度を設けてはどうかと。物価高の関係でございますが、これは繰り返しになりますけれども、今回の物価高、資材高の対応について、一義的には経済的な対応としては、これは取引の価格に、販売価格に転嫁をしていくというのが一般的な対応の方法だということだと考えます。

ただ、特に公定価格が設定をされておいて、価格に転嫁がしようがないというような医療・福祉の世界でありましたり、実情これがどうしても難しい1次産業の分野でありましたり、こういったところを特定して支援をしていくという考え方で本県の場合は整理をさせていただいたということでもあります。薄く広くという形の徳島県の場合は、10万円ないし20万円の支援をすると、業種は問わないということでございますが、この種の支援に関しましては、国のほうで、電気代ないしはガソリン代、ガス代、こういったものについて幅広く支援をするということを直接執行されるということでもありますから、それによりまして狙った効果は発揮をできるのではないかと。

県としては、臨時交付金などの財源をいただいておりますけれども、その部分はむしろ中長期をにらんで、今後の省エネルギーの設備でありましたり、新分野の進出、あるいは構造転換、こういったものを図っていくための設備投資などを支援していくというふうに予算を回したいということで、対応させていただいたところで

ございます。

○商工労働部長（松岡孝和君） 先ほどの国の新たな借換保証制度に関してですが、国からまだ詳細な制度設計のほうは示されておりません。セーフティーネット4号だけではなく、セーフティーネット5号だとか、それから一般保証の部分も含めて、幅広い方々が御利用いただけるような格好で検討しているという情報はいただいているんですけど、ちょっと確認をしないと分かりません。

ただ、我々としても、やっぱりできるだけ幅広く御利用いただきたいなという思いは一緒です。

以上です。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護職員の確保のための補助金の見直しの検討ということでございます。

まず1点目は、市町村と共に制度をつくっておりますので、市町村との協議を十分に行っていきたいと考えております。また、県としましては、やはり町部と同じ条件ではなかなか中山間では難しい、そういった採用のインセンティブになるような、そういった検討ができないかという御意見もありますので、そういった視点も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、予算編成過程の中で議論をしっかりとしながら、検討を深めてまいりたいと考えております。

○教育長（長岡幹泰君） まず1点目です。指導主事等に関わっての件ですけれども、本県の教育課題の大きさ、そういったものを見たときに、教育施策等を推進する、あるいは市町村教育委員会や学校からの要請に応じて学校等を支援していく、そのためにはそれ相応の指導主事というのは必要になってくると思います。ただ、今後そういった本県の教育課題、こういったもの

が解決し減少していく、そういった段階においては、この指導主事数の見直しは当然行っていくべきものだというふうには考えております。

そして2点目、任期付教員の採用についてでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、現在の取扱いを変更することについては難しいものというふうには考えておりました、私どもとしましてもできる限り職が切れないう、十分に配慮していきたいというふうには考えております。実際に、これまで任期付教員の採用が途中で終了した場合には、少なくとも臨時教員として採用しており、空白の期間があった事例というものはございません。

なお、今言われましたように、他県の取扱いにつきましても研究はしていきたいというふうに思います。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

最後、教員の問題ですけれども、本当に先生がいらないというのは子供たちにとっても悲劇だということを言いましたけれども、保護者にとっても、それから高知の未来にとっても大変なことだというふうに思います。

今、コロナ、それから物価上昇、様々な点で高知県だけでなく、やっぱり日本の政治の場が揺らいでいる中で、さらに介護保険の見直し、インボイス、様々な苦難が県民にのしかかろうとしています。私たちは、やっぱり国の動向を見るだけではなくて、県民の苦難を取り除くという視点で行政が国に対して物申していくと、こういう姿勢をぜひこれからも取っていただきたい。少しでも安心できる生活ができるような高知県にしていきたい、その思いを込めて質問をさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後3時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番石井孝君。

（29番石井孝君登壇）

○29番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井でございます。会派を代表して質問してまいります。知事はじめ執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

今年10月26日から3泊4日で令和4年度韓国全羅南道姉妹交流・田内千鶴子生誕110周年記念訪問団派遣に参加をさせていただきました。韓国全羅南道との姉妹交流のきっかけとなった田内千鶴子氏生誕110周年記念式典に参加するとともに、全羅南道知事や議長への表敬訪問を通じてさらなる交流を目指すこと、また本県にとって経済・観光分野で重要な市場の一つである韓国内で知事がトップセールスを行うことにより、韓国内における本県産業の発展も目指すことを目的として、知事を筆頭に友好交流団、経済ミッション団の総勢44名で韓国に訪問しました。

私にとりましては、姉妹交流協定を締結した2016年以来、2度目の訪韓でした。今回の訪韓でも大変貴重な経験と多くの方々とのつながりを持つことができました。田内千鶴子氏の御功績をきっかけに、高知県と全羅南道の交流がその幅を広げるとともに、確実に深まっていることを実感するものとなりました。

知事は、就任以来初の海外出張とのことでしたが、今回の訪韓の手応えと今後の展望につい

て知事にお伺いします。

次に、ロシアによるウクライナ侵攻が始まってから9か月が過ぎましたが、いまだに終わりが見通せません。これまで両軍の多くの兵士や民間人が命を落とし、けがを負うなどし、複数の都市が瓦礫と化し、数百万人が難民となっています。両国の経済の縮小や混乱が食料やエネルギーといった商品市場の高騰を招き、貿易や金融を通して世界経済へと波及しています。

また、中国の国家主席は、台湾を統一するためには武力行使も排除しないことを表明するなど、台湾を自国の領土とみなす中国と、自治を行っている台湾との緊張関係や、今年に入り過去最大数のミサイル発射実験を繰り返す北朝鮮など、日本を取り巻く環境も含めて不安定な世界情勢が続いています。

こうした世界経済や世界情勢が不安定感を増している状況について知事の御所見をお伺いします。

次に、今年8月の第2次岸田改造内閣発足後、政治と宗教や政治と金の問題、失言により閣僚3人が1か月の間に次々と辞任しました。こうした政治不信が続けば、国民が政治家や行政の方針を有益とみなさず、期待なくなり、さらなる投票率の低下をも招いてしまいます。信頼を取り戻すことは容易ではありません。

相次ぐ閣僚辞任により、国民の政治不信が増大する事態を招く結果となった現政権の状況に対する知事の御所見をお伺いします。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大が第8波に入っていると言われております。厚生労働省からは、季節を問わず屋外でのマスク着用は原則不要との考え方が示されていますが、手指消毒や屋外でも多くの方がマスクを着用するなどして、それぞれが自己防衛をしながら生活しているのが現状です。

今定例会の知事提案説明でも、季節性インフ

ルエンザとの同時流行の懸念や、第7波以上の感染拡大に備えるためにも、これまでの経験も踏まえて感染防止に取り組むことが示されました。また、知事からは、改めてワクチンを積極的に接種していただくことが重要であり、安全性と有効性について発信していくと述べられました。

現在、ワクチン接種も4回から5回目に入り、感染による死亡率も低下している状況ですが、そのワクチンも有料化の議論がなされ始めました。ワクチン有料化の議論は、全額国費で賄う国の財政負担が増していることや、一部個人負担の有料化にするとワクチンの接種率がさらに低下するなどの懸念など、賛否両論の激しい議論となりそうです。

早ければ来春とも言われているワクチンの有料化について知事の御所見をお伺いします。

また、先月には体内のウイルス量を減らす効果のある飲み薬ゾユーバが緊急承認されました。今後の有効な治療薬の開発を期待しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立をバランスよく図っていただきたいと思います。

次に、11月30日の高知新聞に、四万十市への看護大学誘致断念正式表明の記事が掲載されました。記事では、既に4億円余りが投じられていることや、賠償金の支払いもあるとの内容でした。このうち、3億円余りをかけて国の空き家対策総合支援事業を活用して、誘致予定の大学の実習棟が既に完成をしております。この事業では、各市町村の不用分を集めて四万十市へ配分するよう変更申請、実施計画変更、繰越しの翌債承認申請を四万十市から県経由で国に行っています。文部科学省の認可が下りる前に空き家対策総合支援事業を活用して整備を進めたことについて、拙速だったのではないかとの意見もあります。

看護大学の誘致をめぐることは、大学誘致あり

きで下田中学校の統合を強力に推し進めたこと。高台にある下田中学校は、地域の避難場所として指定されていましたが誘致によって避難場所が変わり、混乱を招いていること。文部科学省から大学設置の認可が下りる前に、空き家対策総合支援事業を活用して大学の実習棟を整備し、中学校跡地では大学の建設に着手したこと。当初10億円だった市の財政負担がそれ以上に増していく予定であったこと。生徒募集の見通しが厳しいのではないかとの懸念があったこと。文部科学省は大学の生徒募集に関して合理的な説明とは言えないとして、認可が下りない見通しを伝え、大学側は申請を取りやめたにもかかわらず、認可が下りない理由を地元の反対運動があったからだとしていること。県内における看護師の育成や確保が少なからず後退したこと。地元ではそれぞれの立場で経緯も含めて、落胆と怒りの声が入り交じっているような状況です。

この間、四万十市から知事や担当部局に対して、大学誘致に向けた説明や協力要請が度々あったことと思います。また、住民からも、賛成、反対にかかわらず様々な御意見や御要望があったことと思います。

こうした経緯を経て、四万十市への看護大学の誘致が断念となったことについて知事の御所見をお伺いします。

記事では、四万十市長から今後の跡地利用については地域の活性化に転用を図っていくとの内容でした。整備された実習棟も、整備を中断している中学校跡地も、その利活用に向けて大変厳しい状況から新たな道筋を模索することになりますので、ぜひとも県の最大限の支援を要請いたします。

次に、農業課題についてお伺いしてまいります。

コロナ禍が続き、異常気象による世界的な農作物の不作や、ロシアによるウクライナ侵攻に

よって、エネルギーや食料の価格が高騰をしています。それぞれを海外からの輸入に依存している日本では、エネルギーの安全保障や食料の安全保障について厳しい状況にあると言わざるを得ません。

世界有数のエネルギー消費・輸入大国の日本は、エネルギーの安定供給確保を図り、エネルギー利用に関わる環境負荷を軽減して地球温暖化防止に貢献し、日本経済・社会・産業を守るため、可能な限りエネルギーコストを抑制していくことが求められています。あわせて、エネルギーに関わる安全性を前提とした取組の推進も求められています。化石燃料の供給は基本的に海外からの輸入に依存しており、日本のエネルギー自給率は13%とされています。

食料についてもその多くを海外に依存しており、日本の食料自給率は38%と低く、農業分野では貿易自由化が進むにつれて、国産の農作物が買いたたかれている状況です。農業者の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加、中山間地域の中には集落の存続も危ぶまれている中で、追い打ちをかけるように小麦や大豆などの穀物価格、原油価格、化学肥料の原料価格が高騰し、食料や生産資材の調達への不安が深刻の度合いを強めています。今後、食料や生産資材自体が輸入できなくなり、深刻な食料危機に陥るのではないかと懸念もごさいます。

9月定例会、森田議員から食料危機への備えやエネルギーの国産化についての御質問がありました。既に食料危機に対する備えの必要性については共通認識の下、輸入品目の確保と輸入品目等の国産化の議論が活発化しています。生産者の支援を行い、国内生産力を高めることは食料危機への備えとして必要不可欠と考えます。国内の食料生産を維持することは、短期的には輸入農産物より高コストであっても、お金を出しても食料は買えない不測の事態のコストを考

えれば、実は国内生産を維持するほうが長期的にはコストは低いとも言われています。

高知県における県内農産物の生産力を維持・向上させるための支援や方策について農業振興部長にお伺いします。

これまで市町村が行う物価高騰の支援事業では、小規模農家が対象とならないことなどから、厳しい現状と不公平感に悩む農家のお話もお伺いしてきました。6月・9月補正に加え、今議会に提案されている物価高騰対策支援事業の補正予算についても、大規模、小規模にかかわらず、物価高騰に対して全ての農家への支援がなされる事業として喜ばれています。

こうした緊急時の支援策に助けられ、地元にごだわり生産を維持・存続している取組を1つ御紹介いたします。四万十市富山地区では、純米吟醸とみやまを造っています。原料となる酒米は、四万十市富山地域の契約農家が地元の畜産農家の堆肥を入れた土づくりで生産した特別栽培米、酒米吟の夢のみを使用し、仕込み水には四万十川の伏流水、酒造は四万十市唯一の蔵元である藤娘酒造株式会社で行い、あくまでも地元にごだわりを持って造った日本酒となっています。

富山活性化推進協議会とみやま酒米生産部が生産者として農地を守りながら、オーナー1口は4合瓶で3種類、「袋吊り うすにごり」、「しぼりたて うわずみ」、「無濾過 原酒」の3種類が各2本、計6本の1口オーナーを募集して販売をしています。今年で22年目となり、令和4年度もオーナー募集が始まったところです。

このような地域の生産者が助け合い、農地を守り、国産に、地元にごだわり生産を続けるとみやまは、地域の活性化の取組を増やすモデルになるのではないかと考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

このとみやまが22年も続いているのは、関係

者の御尽力はもちろんのこと、購入いただいているオーナーあってこそそのものだと思います。毎年、600口のオーナー募集を行ってきました。毎年心待ちにするオーナーも多く、ほぼ毎年完売をしているそうです。今年はある事情から500口となっているようなので、御興味のある方はお早めにとのことをごぞいました。この売上げから、また来年度の土づくりを始めることになります。

とみやまは、こうした生産から消費までが、小規模ながらに継続性が確立されている理想的な循環経済の取組と言えます。しかし、一部現段階ではどうしても輸入品に頼った化学肥料を使わなければ、粒のそろった酒米とならないのも現実です。

平成29年、高知カツオ県民会議シンポジウムにおいて、「日本の水産業復活の鍵、サステナブルシーフードを考える」という基調講演を拝聴しました。その中で、海外では、特に欧米なんかではMSCに代表されるエコラベルを貼った商品がたくさんあり、中には調達情報を消費者に公開して、持続可能な商品しか扱っていないことを明示しているスーパーもあり、そうした商品やお店を消費者が求めていると紹介されていました。

日本でもこうした取組を広げていきたいと講演され、資源管理は生産者だけでなく消費者と一体となって行う必要があること、また消費者支援や消費者教育の必要性も感じました。欧米では消費者教育が早くから行われていて、安いものに飛びつきやすい消費者に確かな目を持っていただき、生産者や環境を守る取組が行われています。

消費者に理解をいただくことで生産者を守っていく取組の重要性とその施策について農業振興部長の御所見をお伺いします。

経済効率だけで市場競争に任せることは、人

の命や健康に関わる安全性にも危険をもたらします。特に、日本のように食料自給率が既に38%まで低下して、食料の量的確保について安全保障が崩れてしまうと、安全性に不安があっても輸入に頼らざるを得なくなります。つまり、量の安全保障と同時に質の安全保障も崩される事態を招いてしまいます。

加えて、食料の確保について厳しい環境下にある今こそ、食料自給率を上げる取組を強力に推進していかなければなりません。食料の国内生産を維持・拡大するために、生産、加工、流通、小売、消費などの関連産業は運命共同体として、とみやまのような生産から消費までのネットワークを強化し、持続的循環経済を公共支援もセットで確立する必要があるのではないのでしょうか。

欧米では、コロナ禍による農家の所得減に対して直接給付を行ったり、政府が農家から食料を買い上げて困窮者に届けるといった事例や、緊急支援以前の政策として設定された最低限の価格で政府が穀物や乳製品を買い上げ、国内外の援助に回す仕組みを維持しています。さらに、その上に農家の生産費に対して直接支払いする仕組みにより、公共支援として食を守っています。

日本においても、命を守り、環境を守り、地域を守っている産業を国全体で支える仕組みは、国家運営の要として取り組む必要があるのではないのでしょうか。海外からの輸入品目の国産化への取組を後押しするような支援策や、農家が維持・存続できる公共支援の仕組みについて国に政策提言することや、食料危機への備えとしても県内農家の生産力向上を図り、全体の底上げにつなげていただくことを期待しています。

この項最後に、畜産振興についてお伺いします。食料や種、肥料も飼料なども過度に海外に依存している状況下で、畜産業においてもその

自給率の維持・存続が危ぶまれています。本県では豚の畜産振興において別の厳しい課題がございます。四万十市の食肉センターについては、これまでも何度か質問をいたしました。四万十市から、建て替えの検討を行っている新しい食肉センターについて、今年度委託中の基本設計では、来年2月には概算工事費が算出される見込みであることや、施設の建て替え時期についても、早くても令和9年半ば以降になるのではないかとの見通しをお伺いしました。

新しい食肉センターの建て替えについては国の事業が活用できなかったことから、四万十市としては大変厳しい財政状況下で整備をしていかなければなりません。また、現段階では少なくともあと5年以上、現在の老朽化した食肉センターの運営を維持しなければなりません。

県による、四万十市食肉センターの建て替えに向けた最大限の財政支援と早期完成への支援について農業振興部長のお考えをお伺いします。

来年4月から、現在高知市の食肉センターで荷受けをいただいている大貫豚の屠畜ができなくなります。四万十市の食肉センターは現段階でフル稼働しており、新たに大貫豚を荷受けできる余裕がほとんどないことから、四万十市の新食肉センターが整備されるまでの約5年間は、他県の屠畜場を利用することとなります。

県内の大貫豚の屠畜が他県の屠畜場への搬入となることから、関係者との協議や業者の運送にかかる経費などの課題について解決が図られるよう支援をしていただきたいと思います。農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、防災・減災対策について質問をいたします。

日本はもともと地震や台風による災害の多い国と言われています。さらに、最近の気候変動の影響によって、観測史上最大雨量を更新する集中豪雨が全国各地で起こるなど、危険な自然

現象が頻発する状況となっています。自然災害から生命、財産を守るため、想定を上回る自然災害リスクに対応したさらなる防災・減災対策が求められています。

ハード整備における防災機能の強化では、近年の実際に起きている想定外の危険な自然災害に、財政的にも環境的にも対応し切れないことから、その機能を計画的に高めつつ、災害の発生を前提として、被害を最小限にとどめていく減災対策の強化が重要となります。地域社会全体として自然災害に向かい合っていく姿勢を住民と行政が共有することが必要であり、災害に対して自助・共助・公助の枠組みで補完し合えることが、総合的な防災力の底上げにつながるものと言われています。

災害に遭うのは住民一人一人であり、行政はできることを最大限行うという基本的な認識の下で、個人や企業、これまで積み上げてきた自主防災組織などの様々な力を結集させて災害に対峙しなければなりません。知事が掲げる成長のキーワードの一つであるデジタル化によって、最近従来にない発想や技術で災害対策に臨む企業が増えています。AIを活用した自然災害の被害を予測する研究を生かして、民間企業のリスク軽減や自治体の災害対応の支援をしている企業もございます。

例えば、米シリコンバレーのワンコンサーン社の日本法人が展開するビジネスでは、主に自治体の災害対応支援のために、洪水の被害を発生直前に予測したり、地震による被害を直後に推定するシステム開発を行っています。洪水の被害予測システムは、AIと実際の気象データと予報を基に3日先までの予測データを作成し、事前に危険箇所への的確な対策や対応を図ったり、住民避難への活用も視野に入れて運用をしています。

また、東京大学発のスタートアップ企業で、

AI技術に強みを持つアリスマー社では、ドローンで取得した測量データから3次元の地形図を作成して、雨量や決壊箇所から浸水被害を1センチ単位で詳細に予測する浸水予測AIシステムを開発し、災害対応の支援を行っています。このシステムによって、災害発生後の迅速な罹災証明の発行や、損害保険会社が行う被災住宅の全壊の判定に役立てたケースもあります。被災状況の把握は、3次元の地形データを基に流体シミュレーションで水の流れ方と浸水深を生成し、浸水深から水の流れ方を導き出せるようAIに学習させます。そのAIに、実測データがある被災箇所の浸水深を入力し、実測データがない場所の浸水深を推測させて活用するものです。

また、ツイッターやフェイスブックのようなSNSに投稿された情報をAIで分析し、災害の発生を検知するサービスを展開しているスペクティ社も、被害状況を即座に分かりやすく可視化することで自治体の災害対応を支援しています。スペクティ社の技術は既に国や都道府県、多くの市町村の防災部門で導入が進んでいます。スペクティ社が目指す防災は、災害状況を可視化し被害を少しでも軽減し、人々や社会を災害から守ること、そして未来の防災は災害対応する職員こそが安全な場所で、よりの確な対応を判断していけるような防災の無人化を重要なテーマとされています。

これまで行政職員として災害や防災対応に当たり、危険な目に遭った方も多くいらっしゃるはずですが、東日本大震災でも強い責任感と使命感にあふれ、残念ながら犠牲となった職員の方々もいらっしゃいます。AIの技術は減災機能高め、住民の生命、財産を守り、職員の安全を高めつつ、的確な対応につなげるため日々進化しています。

高知県でもAIを活用した防災の新しい技術

を導入して、防災力の強化を図ってはどうか、またその際には市町村との共同により、防災力の強化を図ってはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

新技術の導入と同時に、自主防災組織の取組も大きな減災効果を担っています。先日、地元の自主防災組織の防災訓練に参加しました。コロナ禍ということもあり、地元の防災担当の地域住民40名ほどが集まり、こうち防災備えちよき隊の北川隊長を講師にお迎えし、貴重な御講演をいただきました。参加者からは、改めて勉強になった、もっと多くの方に聞かせたいなど、すばらしい啓発になったことと思います。

北川隊長からは、過去の災害事例を基に、南海トラフ地震にどう備えるかをテーマに御講演をいただきました。まずは緊急地震速報から地震発生までの数十秒間でどのように自分の身を守るのか、そのために住宅耐震化や低コスト工法に対する補助事業の活用についても丁寧な御説明がありました。高知県南海トラフ地震対策行動計画第5期でも、今後の住宅の耐震化率を上げていく目標が示されています。住民への耐震化の啓発、とりわけ低コスト工法の啓発が、まずは命を守る取組として改めて重要であると感じました。

令和2年9月の定例会にて、低コスト工法の普及について質問をしました。当時の土木部長から、住宅の耐震化を促進させるためには、耐震改修にかかる住宅所有者の経済的負担軽減が必須であり、低コスト工法の普及とPRが大変重要であること、低コスト工法の普及の前提となる技術者の育成を行うこと、補助制度を活用し半数以上の方が自己負担20万円未満で耐震改修を行っており、平成29年度より3年連続で1,500棟の目標を達成するなど、低コスト工法が県内に広まりつつあり、今後も引き続き住宅耐震化の促進に向けて、県の広報紙やテレビの広

報番組を活用して、低コスト工法のさらなる普及に取り組むとの答弁がございました。

その後も毎年コンスタントに約1,500棟の耐震改修が行われており、自己負担額も約6割の方が自己負担金20万円未満で改修できているとのことでございます。引き続きの啓発と技術者の育成に期待をしております。

ダムやトンネル、橋梁などの大型土木構造物の耐震についても、それぞれ新たな設計基準で施工された構造物については、十分に耐震性を有するとされているものの、繰り返しの耐震性の点検や照査が行われています。

平成30年12月定例会で、四万十川に架かる赤鉄橋の耐震化や架け替えについてお伺いしました。当時の土木部長からは、大正15年に架設された非常に古い橋梁であり、繰り返しの修繕工事を実施しながら供用を続けてきた、平成25年に道路法が改正され道路施設の5年に1度の近接目視点検が義務化されたことを受け、本年2月に赤鉄橋の点検を実施したところ、直ちに通行止めなどの措置は必要ないものの修繕が必要な箇所が見つかったことから、次回の点検までに修繕工事を完了させるよう取り組むこと、赤鉄橋は緊急輸送道路ではないためこれまでのところ耐震対策は実施していないこと、具体的な架け替えの計画はないこと、しかしながら地域のシンボルでもある赤鉄橋は交通量が多く、地震により通行できなくなると地域の皆様の生活に大きく影響することが予想されるため、本年度から耐震対策も含めた対応方針の検討に着手したところとの答弁がございました。また、住宅や商業地など、まちづくり全体と河川との関係も踏まえ、地元の四万十市とも一緒に検討してまいりたいとの答弁もございました。

あれから丸4年が経過し、今現在赤鉄橋の修繕工事を行っていただいておりますが、赤鉄橋の耐震対策や架け替えを含めた検討状況はどの

ように進んでいるのか、土木部長にお伺いします。

今回、新たに橋脚を炭素素材で巻いて補強する工事も行われておりますが、これは耐震対策としてどのような効果を期待するものなのか、土木部長にお伺いをします。

次に、特別支援、発達障害についてお伺いをしてまいります。

発達障害のお子さんをお持ちの御家庭は、保育園、幼稚園の選択も、小学校や中学校へ就学する際も、子供のために慎重に検討したいというのが保護者の方々の心情です。特に、小学校への就学では、特別支援学級や通常学級での支援体制が学校や地域により様々なため、どの学校を選ぶか、特別支援学級と通常学級のどちらを選ぶかなど、難しい選択を迫られます。

保護者は子供の状況に応じて、なるべくごく少人数で手厚い特別支援学級のある学校が子供のために望ましいのか、比較的大きな学校で数人の先生に支援していただける学校がいいのか、これまでの学校運営の状況を参考にしながら、各相談機関への相談はもちろん、保護者間で綿密に情報交換を行っています。

子供が安定して学校に通い、自立や社会性を身につける特別支援がしっかり受けられることが最大の望みです。しかし、6年間の小学校生活を通じて、本人や保護者が望む特別支援を受けることは非常に困難であるとの声が多く、就学先の決定や就学後の状況に多くの保護者が悩まれています。

県は、就学前や就学後の保護者の悩みに対してどのような支援を行っているのか、教育長にお伺いします。

教員は年度で人事異動があるため、学校によっては特別支援学級の経験が少ない、もしくは経験のない教員が担任となる場合もあるのではないかと思います。

人事の際には各学校の特別支援学級や通級の状況も十分に考慮されているのか、教育長にお伺いをします。

人事の考慮も学校の判断によっては意図した配置とならないこともあると思います。また、特別支援学級の経験がある教員でも、子供の特性が違えば、その対応に苦慮するはずです。そのため、高知県教育委員会では、発達障害等のある全ての子供が生き生きと輝きながら学校生活を送ることができるよう、平成23年度に発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針を策定いたしました。その中の基本方針1として、発達障害等のある子供の特性に応じた支援や、全ての子供に分かる授業づくりのための実践力向上を図ることを示し、以降も高知県教育振興基本計画等に位置づけ、授業や保育の改善に向けた取組を進めてきました。

発達障害等のある子供にとって、幼児期から一人一人の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行い、子供の生活環境や教育・保育環境を整えていくことは大切として、全ての子供が安心して過ごせる環境と、多様な学びを保障することができる授業や保育を行い、子供が生き生きとした生活を送ることができるよう、「すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック」を活用していただきたいとして、令和3年3月に一部改訂を行っています。

また、特別な配慮を必要とする子供たちを支援している先生へ御活用いただきたいとして、令和2年4月には高知県教育センターが「特別支援学級担任 通級による指導担当教員のためのきほんの「き」」の冊子なども作成をしています。これらの冊子は誰が読んでも大変分かりやすく、子供たちへの接し方や特性に応じた具体例も丁寧に示されています。

これらの冊子は、学校現場でどのように活用されているのか、またどのように啓発を行って

いるのか、教育長にお伺いをいたします。

発達障害の子供を抱える保護者の皆さんは、これらの冊子も見ています。当然、担任の教員の皆さんにも勉強していただいているものと期待をしています。経験の浅い教員の方でも子供に寄り添い、向き合う気持ちを根気よく持っていただき、保護者としてしっかりキャッチボールをしながら、保護者とタッグを組んで取り組んでいただいている先生もたくさんいらっしゃるそうです。

一方で、子供が担任の教員となじめず、保護者との連携が図れず不登校ぎみになり、各機関の尽力で幾つかの放課後等デイサービスを療育としての預かりをお願いできたものの、子供にとっては就学の機会を失い、保護者は送り迎えの合間に仕事や家事をこなす生活に追われているといったつらい話も聞きます。

こうした状況を未然に防ぐためにも、教育委員会では、医師、言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育担当指導主事、特別支援学校教員等外部専門家を保育所、幼稚園、小・中・高等学校に派遣し、気になる幼児、児童生徒の様子や教職員の対応等を参観、有効と思われる支援や指導法に関して教職員に助言する、外部専門家を活用した支援体制充実事業を設けています。

保育園や小学校における外部専門家を活用した支援体制充実事業の活用状況について教育長にお伺いをします。あわせて、対象市町村や保育園、小学校に対して積極的な活用を促しているのか、教育長にお伺いをいたします。

保育園や学校によってこうした事業の活用に温度差があり、保護者がこのような事業を活用してほしいと思っても、なかなか事業の申込みに至らないケースがあるそうです。実際、ある保護者は、保育園にこの事業について相談するも、申請に対して消極的な考えを伺い、申請をお願いすることもできずに落胆をしていました。

その他、発達障害の子供を育てている保護者の皆さんの悩みは多岐にわたります。

ある保護者は、特別支援学級の新しい担任の先生になじめず、不登校ぎみになった子供の転校を希望するも、特別支援学校への年度途中の転校はできないことから、来年度まで待たなければならない、待ったところで規定のIQなどの要件に合わないことも懸念されるなど、今後の見通しが立たずに悩まれていました。

年度途中でも特別支援学校への転校ができるような要件緩和は図れないものか、教育長にお伺いをいたします。

また、ある保護者は、地元の公立の放課後児童クラブから、理由の記載のないまま発達障害のある自身の子供の退所通知が届き、うちの子は手がかかるので、放課後児童クラブの人手不足が理由だと感じ取って、何も言わずに仕方なく近隣の市町村の放課後等デイサービスをお願いして、遠距離の送り迎えなど、仕事や生活のリズムが変わり、大変苦勞しているといった様子でした。

公立の放課後児童クラブの運営の在り方や県の支援について教育長にお伺いをいたします。

このような保護者の要望や思いに寄り添えていない事例は、県も市町村も保育園も学校もある程度は把握しているはずだと思います。保育所等訪問支援事業についても、保護者が申請しても保育園や学校側が受け入れてくれないといった話や、以前も質問しましたが、グレーゾーンと言われる子供やその保護者は、受けられる支援がなかなかないことが問題となっています。ぜひとも子供の自立や社会性を育むために、家族の負担を軽減する取組がうまく機能するような体制づくりや、グレーゾーンも含めて、悩みを抱える子供や保護者の問題解決に御尽力をいただきたいと思います。

こうした背景もあってか、文部科学省は令和

4年3月31日、新任教員が採用後10年目までに特別支援学校や小中学校の特別支援学級で複数年教える経験を積むよう求めることを方向性の一つとした通知を、各都道府県の教育委員会に出しました。教員の採用段階において、特別支援教育に関わる経験等を考慮、採用試験における加点等するなどして工夫を行うこと、管理職の登用に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮をすること、特別支援学校の教員の免許保有率100%を目指して引き続き取組を進めることなども盛り込まれています。

特別支援学校・学級に通う子供は増えていますが、専門の免許を持たずに教えている教員が多く、管理職の勤務経験者も少ない。経験者を増やし、円滑な授業や学校運営につなげる狙いで、令和6年度からの実施を促しています。こうした経験者を増やしていく取組は、特別支援に関して全体の底上げが図られていくものと期待をしておりますが、保護者の中には経験のない教員が担任となることが想定されるとして、不安を抱いている方もいらっしゃいます。

この通知を受けて、子供や保護者にとって安心できるような体制で教員に特別支援の経験を積んでもらうための手法について教育長にお伺いをします。

その上で、特別支援学級での子供の状況や、担当教員と保護者とが連携が図られているかなど、現場の実態を年度途中で教育委員会が把握し、問題があれば必要な措置を講じていく、きめ細かな対応が必要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

県では、令和4年10月17日締切りで、高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査を実施しました。来年度からの県の障害者施策の指針となる高知県障害者計画を策定するに当たり、障害のある方やその御家族の現在の状況や御意見、御要望を把握するためのものとしています。

この調査結果を参考に、今後も子供や保護者の意見や要望を取り入れた事業実施と、その活用を保育園や学校に促し、保護者の意見も含めた点検を行い、県と市町村と保育園や学校がしっかりと連携して、問題があれば改善していく取組を充実強化していただきますようお願いを申し上げます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、韓国訪問の手応えと今後の展望についてお尋ねがございました。

本年10月末、県議会の代表、県内の団体、企業や大学などの関係者の方々と共に韓国・ソウルへの経済ミッション、並びに姉妹交流先であります全羅南道への訪問をさせていただきました。本県から韓国への訪問団の派遣は4年ぶりでありまして、私自身にとって知事就任後初の海外訪問でありました。

ソウルにおきましては、食品、観光、木材、港湾の各分野でそれぞれの現地企業を訪問いたしまして、私自らトップセールスを行いました。各社とは、今後の取引に向けた前向きな意見交換を行うことができましたほか、土佐酒の新たな取引が開始をされるなど、早速成果に結びついたものもございます。今後も県内企業と連携をいたしました継続的な取組によりまして、韓国市場からのインバウンド観光でございますとか、輸出のさらなる拡大を目指してまいります。

また、全羅南道では、交流のきっかけとなりました田内千鶴子さんの生誕110周年記念行事に出席をいたしましたほか、各所で大変温かい歓迎を受けたことがとても印象的でした。金瑛録知事との面談におきましては、来年度開催をされます順天湾国際庭園博覧会への協力をはじめといたしまして、産業や文化芸術な

どの交流をさらに進めていくという方針を相互に確認いたしましたところであります。

今月の27日には、全羅南道議会の訪問団が本県にお越しになると伺っております。前回受けたいおもてなしを今度は私どもからお返ししたいというふうに考えております。今後も引き続き県内各界の皆さんと連携をいたしまして、全羅南道、そして韓国の様々な関係者との交流を深めてまいります。

次に、現在の世界経済あるいは世界情勢の状況についての所見につきましてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、世界の情勢は様々な側面から不安定感を増しております。我が国にも大きな影響を与えているというふうに考えております。特に、経済面におきましては、ロシアのウクライナ侵攻に伴いますエネルギーや食品の価格高騰を一因といたしましたインフレが進行しております。欧米各国の金融引締めによります世界的な景気後退が懸念をされているという状況にあります。

また、中国のいわゆるゼロコロナ政策は、最近若干の修正の動きは見られますけれども、世界のサプライチェーンに影響を与えておりまして、部品調達の遅延に伴います工場の操業停止といった混乱が生じてきております。こうした点は我が国の経済に、ひいては本県の経済にとりましてもマイナスの影響を及ぼしているというふうに考えます。

また、ここ最近の北朝鮮の弾道ミサイルの発射でございますとか、中国の海洋進出などを考えますと、我が国周辺の安全保障の環境も年々厳しさを増しているものというふうに受け止めております。今後もこうした世界経済あるいは世界情勢の不安定感は続くものと見込まれるところであります。

このため、まずは国におきまして、状況の改

善を目指した外交努力を重ねていただくということと併せて、経済的な影響に関しましては、影響の緩和ないしは社会経済の構造改革のための経済財政運営にも、しっかりと国において取り組んでいただくことを期待いたしております。

私といたしましても、引き続き世界の動向、そしてこれに対する国の対応を注視しながら、県民の皆さんの生活と安全をしっかりと守り抜くということ、そして県勢の浮揚を図っていくということ、こうした観点から先手先手での対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、現政権の現在の状況の受け止めについてお尋ねがございました。

岸田内閣におきまして、10月以降3人の閣僚が相次いで辞任をされるという事態となりまして、国政の場で混乱が繰り返されたのは大変残念なことだというふうに捉えております。また、報道各社の11月の世論調査におきましては、御指摘もありましたように、いずれも内閣支持率が前月から下落をしております、国民の皆さんからも今回の事態について厳しい目が向けられているというふうに受け止めております。

現在、我が国は、物価高騰、新型コロナウイルスへの対応をはじめといたしまして、安全保障や経済の再生、激甚化、頻発化する災害への対応といった多くの課題に直面をしているところでございます。さらに、防衛費の増額あるいは社会保障の財源をめぐる議論の中では、国民の皆さんに新たな負担あるいは痛みを求める局面も想定をされると、そういった中でございます。

よく言われますが、信なくば立たずという言葉がございます。政府、国会がその機能をしっかりと果たしていくためにも、政府、国会が国民の信頼を得ることが不可欠だというふうに考えています。このために、政権におかれましては岸田総理のリーダーシップの下、しっ

かりと緊張感を持って政権運営に当たっていただくということと併せまして、国民に対する説明責任をしっかりと果たしていただき、政治に対する信頼回復を図っていただきたい、そういう思いでおります。

その上で、山積をする諸課題の解決に向けた実効性ある対策が講じられますように、国政におきまして与野党が協力をして難局に当たっていただくということを強く期待いたしております。

次に、新型コロナワクチンの有料化についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種と位置づけられておきまして、これまで接種に係る費用を全額国費負担で、受けられる方からは無料という形で実施をまいりましたわけでありまして。

これに対しまして、財務省の財政制度等審議会の財政制度分科会において、新型コロナの性質の変化を適切に評価し、他の感染症——例えばインフルエンザということもございますが——とのバランスなども見ながら、予防接種法上の検討を行うべきといった見解が示されました。

このような見解に立ちますと、予防接種法上の位置づけが変更をされるということとなるのが想定をされますけれども、こうなりますと、接種に係ります費用に自己負担を導入すべきであるといった議論に至ることが想定されるわけでありまして。しかしながら、現時点で直ちに費用負担を求めるということとしますと、議員から御指摘がございましたとおり、さらなる接種控えにつながるのではないかと懸念がございますし、特に高齢者、基礎疾患を有する方などを中心に重症化する方が増えることも懸念をされるという状況だと考えます。

したがって、新型コロナワクチンの接種に係ります費用負担につきましては、仮に感染

症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の分類がいわゆる5類へ変更されたことなど、当面の間は無料を維持するといったことなど、慎重に検討する必要があるというふうに私としては考えております。昨日開催されました加藤厚生労働大臣との全国知事会のウェブ上の意見交換会におきましても、私からこの考え方を加藤大臣に直接お伝えをしたところであります。

来週火曜日に開催をされます国の予防接種・ワクチン分科会におきまして、この接種方針に関する議論が行われるというふうに聞いておりますので、国の検討状況も注視をいたしまして、全国知事会として必要な対応を行ってまいります。

次に、四万十市への看護大学の誘致につきましてのお尋ねがございました。

四万十市の下田地区への京都看護大学四万十看護学部の誘致につきましては、文部科学省の不認可の決定を受けまして、四万十市が誘致を正式に断念されましたが、このことにつきましては、県といたしましてもやむを得ないものというふうに受け止めております。

これまでこの大学の誘致に関しましては、地域振興を目指す市長あるいは市議会の決定に加えまして、幡多地域の市町村も賛同され、県といたしましても地域振興の観点から、できる限りの支援を行うという立場で対応しておったところでございます。一方で、住民の皆さんから中学校の統廃合あるいは避難場所の確保などの様々な問題について懸念をされる声もございまして、誘致に反対する御意見もあったというふうに承知をしております。

私からは、市長や大学運営法人に対しまして、住民の皆さんに丁寧な説明を行っていただき、看護大学の誘致に御理解をいただくように努めてほしいという、この点に関しましては申し入

れてまいりましたし、その後も市長を中心にこの点は御対応いただいていたものというふうに理解をいたしております。

いずれにいたしましても、幡多地域をはじめ看護師を目指す学生の皆さんの混乱を招くことがないように、県といたしましても県立幡多看護専門学校をはじめといたしました進路情報の提供などを丁寧に行ってまいりる考えであります。

最後に、AIを活用いたしました新しい技術の導入によります防災力の強化についてのお尋ねがございました。

近年、AIは大きな進化を遂げております。私たちの社会生活や産業、医療など様々な分野において技術革新をもたらしているところであります。御指摘ありましたように、防災の分野でもAIをはじめといたしますデジタル技術が導入をされ、気象予報や情報の収集、発信、被害状況の予測などに活用されているところであります。

本県におきましても、南海トラフ地震発生時に適切な初動対応を行うために、AIとスーパーコンピューターを使いまして津波浸水被害予測システムを活用するということといたしております。また、現在更新作業中の総合防災情報システムにおきましては、気象観測データなどから地域ごとの危険度を可視化し、市町村の意思決定を支援する、そうした機能を新たに導入することといたしております。

こうしたAIを用いました予測や情報を効果的に活用するためには、こうした情報を正しく理解し判断できるように、職員の対応力を向上させることも不可欠であります。今後も国や他県の先進事例の情報を収集いたしますとともに、市町村の意見を伺いながら、防災分野へのAIの導入を鋭意進めてまいります。その際には、県や市町村職員の対応力向上を図ることで、県全体の防災力の強化に努めてまいりる考えであり

ます。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、県内農産物の生産力を維持・向上させるための支援や方策についてお尋ねがございました。

本県は、ナスやニラ、ショウガなどの生産量日本一の品目をはじめ多様な品目を生産しており、国内の食料生産を維持する上で重要な役割を担っていると考えております。しかしながら、高齢化による担い手の減少に加え、長引くコロナ禍や燃油、肥料などの価格高騰により農業を取り巻く状況は極めて厳しく、このままでは現在の生産量が維持できなくなることが危惧されます。

こうした状況を打開するには、園芸用ハウスや農業機械などの生産設備の高度化や低コスト化を図るとともに、生産者がこれまでの経験と勘に加え、データに基づく最適な栽培管理を行うことで、収量の増加と経費の削減の両立を図ることができるよう、データ駆動型による営農支援を強化していくことが必要と考えております。

そのため、生産設備につきましては、園芸用ハウスの低コスト化や既存ハウスの長寿命化をはじめ、省エネルギー化につながる高効率ヒートポンプの導入や、省力化につながるスマート農業技術の導入などの実証と普及を進めてまいります。また、データ駆動型の営農支援につきましては、環境測定装置の導入を促進するとともに、各農業振興センターやJAにおいて蓄積されたデータを分析、診断し、きめ細かな栽培指導による伴走支援の一層の充実を図ってまいります。

こうした取組により、生産者の経営の安定化を図るとともに、そのことが新たな担い手の増加につながるという好循環を生み出していくこ

とで、県内農作物の生産力の維持・向上を図ってまいります。

次に、四万十市富山地区の地域活性化の取組についてお尋ねがございました。

御紹介いただきました富山地区の地元産にこだわったお酒をオーナー制度という形で販売する取組は、生産者、消費者双方にメリットがあると考えております。具体的には、生産者にとっては地元のこだわりを消費者に直接伝えられることや、あらかじめ販売量が確保できるため安心して生産ができること、また消費者にとっては、生産者の顔が見えるため安心して購入することができることや、生産者を直接応援することができることなどがあります。

加えて、原料の生産から加工まで地元こだわった生産は、地域の多くの方に経済効果をもたらすという観点からも、大変意義のある取組と考えております。このため、こうした取組が各地に広がり、生産者と消費者との交流などにもつながることを期待しておりますし、県としましても地域のニーズに応じて必要なサポートを行ってまいります。

次に、消費者に理解をいただくことで生産者を守っていく取組の重要性と、その施策についてお尋ねがございました。

昨今の食料供給をめぐる世界的なリスクの高まりなどを背景に、見直しの議論が高まっております我が国の食料の安全保障の観点からも、燃油や資材等の価格が高騰する中でも、夢や希望を持って農業が続けられる環境をつくっていくことが重要であります。そのためには、お話のありました消費者に農業生産の意義や実情などを理解していただくことは、生産コストの転嫁など適正な価格形成につながり、生産者を守る取組となることから、大変重要な視点だと考えております。

このため、横山議員に答弁いたしました地産

地消の取組をはじめ、産地と消費者が直接つながるオーナー制度や、将来を担う子供たちに農業体験や試食を通じて、地元食材の豊富さやおいしさを伝える食農や食育の取組など様々な取組を進めていく必要があります。こうした様々な主体による取組が広がり、国民運動になっていくことで、消費者の農業生産の意義や実情などへの理解が深まるものと考えております。

県としましては、県産米の消費拡大キャンペーンや土佐茶プロジェクトなど、J Aや民間事業者の方々と連携した地産地消の取組を通じて、県民の皆様に農業生産の厳しい実情などをしっかりと伝えてまいります。

次に、四万十市食肉センターの建て替えに向けた支援についてお尋ねがございました。

まず、財政支援につきましては、食肉センターは本県の畜産振興、県民への安全・安心な食肉の提供といった観点からも極めて重要な施設であるため、できる限りの支援をしていきたいと考えており、今年度実施しております基本設計の委託業務では、委託費の2分の1を県が負担するなどの財政支援を行っております。

また、新食肉センターの早期完成につきましては、現センターは50年余りが経過し、老朽化が著しいことから、従業員などの関係者は建て替えの早期完成を望んでおられると認識しております。

しかしながら、新センター整備に当たっては、幡多地域の市町村との費用負担に関する合意形成をはじめ、新センターを運営する新たな組織の設立や整備費用の縮減、昨今の資材高騰の影響を踏まえた整備時期の検討など、やらなければならないことが数多くあり、これらの課題を一つ一つクリアしていく必要があります。これらの課題を解決し、新センターの整備を実現するために、高知市の新食肉センター整備で培ったノウハウも活用し、引き続き四万十市ともしつ

かりと連携しながら取り組んでまいります。

最後に、県内の大貫豚の屠畜に関する支援についてお尋ねがございました。

繁殖の役割を終えた母豚など、いわゆる大貫と呼ばれる豚の屠畜につきましては、これまで四万十市の食肉センターでの受入れの方向で調整を図ってまいりましたが、通常の豚に比べ体重が約2倍とサイズが大きく、また屠畜作業に通常より時間がかかることから、処理能力の限界に近づいている四万十市の食肉センターからは、新たな受入れは困難であるとお聞きしております。

このため、現在J Aが主体となって、業者と県外の食肉センターとの間に入って受入れの調整を行っております。また、県外の食肉センターでの屠畜となりますと、輸送コストが増加するという課題がございますので、引き続き業者の意向をお聞きしながら、J Aとも連携して対応に努めてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、四万十市の赤鉄橋における耐震対策や架け替えを含めた検討状況についてお尋ねがございました。

県道中村下ノ加江線の四万十川橋、通称赤鉄橋は平成30年度に点検を実施したところ、橋桁の腐食や橋脚のひび割れなど、修繕が必要な箇所が見つかりました。このため、同年から修繕の設計に着手し、現在橋桁の塗装工事や橋脚のひび割れ補修工事を行っており、次回の点検時期となる来年度までに修繕が完了する予定です。

あわせて、赤鉄橋は地域のシンボルであるとともに、地震で通行できなくなりますと周辺住民の方の生活への多大な影響が予想されますので、耐震対策につきましても平成30年度から検討を開始し、本年度工事に着手しております。その工事の内容につきましては、地震の揺れにより橋桁を落とさない対策と、橋脚の損壊

を防ぐ対策となっております。

こうした対策により、赤鉄橋は当面継続して使用することとしておりますが、この橋は大正15年に架設された非常に古い橋でありますため、定期的な修繕を行ったとしても、将来的には大規模な修繕か架け替えが必要となります。そのため、中長期的な視点でまちづくり計画や河川との関係など、赤鉄橋の課題について四万十市と検討を始めたところでございます。今後さらに検討を深めてまいります。

次に、橋脚を炭素素材で巻いて補強する工事について、耐震対策にどのような効果を期待するのかのお尋ねがございました。

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、橋脚が地震の揺れにより損壊する事例が多く見受けられました。そのため、この地震を契機といたしまして、橋の設計基準が見直されるとともに、これまでの基準で造られた橋について、地震による損壊を防ぐ耐震補強工事が行われるようになりました。

現在、赤鉄橋で行っております橋脚に炭素繊維シートを巻き付ける工事は、コンクリート橋脚の耐震補強工法の一つで、地震による揺れに耐える力を高め、橋脚の損壊を防ぐ効果がございます。また、短期間に施工できることや、炭素繊維の軽くて強い特性を生かしまして、補強後の橋脚が太くなることがないため、川の流れを阻害しないということなどのメリットがございます。こうしたことから、河川内の橋脚補強工事におきましては、一般的に使用される工法となっております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、特別支援教育に関する保護者の悩みに対する支援についてお尋ねがございました。

特別な支援を必要とする子供については、市町村教育委員会が就学先の希望や就学後の支援

内容などについての保護者の要望の聞き取りや、話合いの上で就学先を決定することになっております。県教育委員会では、市町村教育委員会からの申請によりまして、特別支援学校の教員を教育相談員として派遣し、保護者の御意見や悩みも聞きながら、就学についてのアドバイスを行っております。

就学後につきましても、まずは市町村や学校が児童の発達の程度や適応の状況などを細かく把握しながら指導・支援を行います。ただし、在籍する学級や学校の変更の希望がある場合には、就学前と同様に県教育委員会として相談員を派遣し、学校や保護者の相談を受け、支援を行うこととなります。また、こうした就学先の決定や学び場の変更以外の保護者などからの個別相談につきましては、適宜市町村教育委員会とも連携してお話を聞き、助言するなどの対応を行っております。

次に、教員の人事の際には、各学校の特別支援学級や通級の状況も十分に考慮されているのかのお尋ねがございました。

県教育委員会は、人事異動に関して市町村の教育方針や学校長の経営ビジョン、また学校や教職員、子供の状況を把握するために、学校訪問や各市町村の教育長面談を実施しております。その過程で、学校運営や児童生徒の状況、教職員の強みや経験などを把握します。さらに、教職員一人一人の人事異動に関する希望なども聞いた上で、次年度の学校体制をつくるための人事協議を市町村教育長と重ねてまいります。その中で当然、各学校の特別支援学級などの状況や、その運営に関することも考慮しております。

ただ、大量退職により若年教員が増加している現状にあって、特別支援教育に関する知識や経験の少ない教員が増えてきており、そのような経験の浅い教員が特別支援学級の担任になる場合も少なからずあると認識をしております。

このため、各学校における学級担任などについては学校長が決定するものでありますが、県教育委員会としましては、教員個々の強みや特別支援教育に関する経験などの情報を、市町村教育長を通じて学校長にお知らせをしているところでございます。

次に、県教育委員会が作成している冊子の活用と啓発についてお尋ねがございました。

お話のありました冊子は、特別支援教育の視点に立った教育を実践するために、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの具体例などを紹介し、解説したものでございます。現在、これらは初任者を含む若年教員や特別支援学級を初めて担任する教員を対象とした研修会などで活用されるとともに、各学校の校内研修でも使われております。

研修会におきましては、講師による講話やグループでの研究協議などで中心教材として活用されています。また、校内研修におきましては、こうした冊子を基に授業のポイントや実践事例について学び、また日々の授業の振り返りのために活用されております。

今後も、各学校などにおきまして、より積極的に活用していただくよう、教育センターが行う研修や市町村教育長会、PTA会合などの場面におきまして同冊子を紹介するとともに、県教育委員会のホームページや教職員用のポータルサイトにも掲載し、啓発をしております。

次に、保育園や小学校における外部専門家を活用した支援体制充実事業の活用状況と、その促進についてお尋ねがございました。

まず、本事業の活用状況は、令和元年度は保育所、幼稚園などで55件、小学校で76件、合計131件の実施がございました。令和2年度には合計154件で、昨年、令和3年度には161件となっております。年々増加傾向にあるという状況でございます。

本事業の周知を図るため、毎年度初めには全ての市町村や国公立の幼稚園、保育園、認定こども園に本事業の趣旨や活用方法を記したチラシを配付しております。加えて、年間を通じて開催いたします県教育委員会主催の保育者を対象とした研修会において、専門家の活用事例や効果を紹介しながら、繰り返し活用を働きかけております。

また、小中学校などに対しましても、市町村の就学事務担当者を対象とした連絡会、また各教育事務所の指導事務担当者会などで周知を図っております。今後は、さらに市町村教育長会や校長会の場でも本事業の積極的な活用を促進してまいります。

次に、年度途中の特別支援学校への転校の要件緩和についてお尋ねがございました。

特別支援学校への就学については、法令に規定する障害の5つの区分と、それぞれの程度に該当する場合に可能となり、比較的障害の程度の重い子供さんが対象となります。そのため、インクルーシブ教育を推進する観点からも、障害の比較的軽い児童生徒は小中学校で学ぶこととなります。

また、年度途中の転学につきましては、障害の状態の変化や転居など特別な理由がある場合を原則としております。これは、教育環境が大きく変わることで、それまでの学習の積み上げが崩れることや、新しい環境への適応が子供にとって大きな負担となり、その発達に支障が出ることを配慮したものでございます。こうしたことから、年度途中での転学につきましては、一定の条件を設けることが必要であると考えております。

しかしながら、ケースによっては転学が必要となる場合もあるかと思われまます。その際には、まず本人、保護者、学校、市町村教育委員会などが十分な協議を行い、保護者の納得も得なが

ら慎重に判断をしていくことが必要であると考えます。そして、その内容をもちまして、県教育委員会と協議を行っていくこととなります。

次に、放課後児童クラブの運営の在り方や県の支援についてお尋ねがございました。

放課後児童クラブは、共働き家庭などの児童を対象として、放課後に安全・安心に過ごすことができる生活の場を整え、児童の健全な育成を図ることを目的としております。その運営におきましては、適切な配慮や環境整備を行った上で、障害のある児童をできる限り受け入れることなどが求められております。

県としても制度の趣旨を踏まえ、運営主体である市町村において、地域の実情に応じた適切な運営が行われることが必要と考えております。そのため、市町村に対して、運営に必要な経費や障害児を受け入れた場合の職員配置について加算を行うなどの財政的な支援を行っております。

また、障害児を含む特別な支援を必要とする児童への理解と対応についての研修を行うなど、現場で運営に当たる放課後児童支援員などの資質向上に努めるとともに、市町村からの運営に関する相談にも対応しておるところでございます。

県としましては、引き続きこうした財政的な支援を行ってまいります。あわせて、市町村において運営上の課題などを把握し、速やかに県への相談が行われるよう、なお一層の連携を図ってまいります。

次に、教員が特別支援教育の経験を積むための手法についてお尋ねがございました。

障害の多様化をはじめ、様々な教育ニーズのある子供が増加している状況において、若年教員が特別支援学校や特別支援学級で担任としての経験を積むことは大変重要であると考えております。一方、経験年数の浅い教員が担当する

ことに不安を感じる子供や保護者がいらっしゃるということは承知しております。そのため、若年教員への研修の充実を図り、また経験豊かな教員などによる支援体制づくりが、より重要であると考えております。

現在、教育センターにおきましては、若年教員や初めて特別支援学級担任となる教員を対象に、特別支援教育の基本的な考え方や基礎的な知識を身につけさせる研修を実施しております。また、学校からの要請により、特別支援学校の教員や教育事務所の指導主事が訪問し、特別支援学級担任を支援する体制を整えております。

こうしたことに加え、今後は特別支援教育についてのベテラン教員の授業を参観したり、一緒に授業内容や方法を考えたりするなど、OJTの視点に立った教員を育成する仕組みを、メンター制なども活用して各校に広めていきたいと考えております。

最後に、特別支援学級の実態把握と課題への対応についてお尋ねがございました。

小中学校の特別支援学級における実態の把握などについては、まずは当該学校の校長と、設置する市町村教育委員会が行っているものと考えております。そして、把握した課題等につきましては、学校長も参加の下、各市町村教育委員会において問題点や解決策の協議を行う必要があります。そして、県教育委員会としましては、市町村教育委員会から相談を受ける場合に、特別支援教育を専門とする指導主事や大学教員などの派遣を通じて、適切に支援や助言を行っております。

しかし、入学する子供たちの教育的ニーズはますます多様化、複雑化し、特別支援学級担当教員にもより幅広い対応力が求められます。こうしたことから、今後はさらに丁寧な状況把握が必要になってくると考えております。

このため、県教育委員会としましては、相談

支援に加え、就学事務の説明・相談のため年2回実施している市町村担当者会や、教育事務所の指導主事などの訪問などにおきまして、各校の特別支援学級の運営状況などの情報収集に努めてまいります。そして、問題点につきましては関係課とも共有し、対応策を検討してまいります。今後も市町村教育委員会と連携しながら、適宜情報を収集し、それぞれの問題に適切に対応してまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） それぞれに丁寧な御答弁をありがとうございました。

知事の政治姿勢ということで、まずは全羅南道の初の海外出張の件でございますけれども、トップセールスも行われたということで、これからますます交流を深めていただきまして、全羅南道に、例えば高知県の県事務所やアンテナショップが設置されるというようなことも必要になってくるかもしれません。そうしたことも見据えながら今後も交流を続けていただければなと思っておりますし、今月の27日の受入れには晩さん会も用意していただけるということでございますので、ぜひとも歓待をしていただければというふうにも思っております。

それから、大学誘致の断念について、国の空き家対策総合支援事業の交付金ですけれども、これが全額下りるかどうかなどというのは、今年度跡地利用をどうしていくかということに尽きるというふう聞いております。新たな利活用を示す必要がありまして、これによっては国からお金が下りないということにも考えられますので、県としても市に様々な御助言をいただければというふうにも思っております。

また、今回ほかの市町村の不用分を集めて投入したということもございますけれども、他の市町村の事業導入が遅れているんじゃないかというような懸念もありましたけれど、そういったことはないということでお話も伺いましたの

で、一安心をしておるところでございます。

大学誘致につきましては、要請もさせていただきましたが、ぜひとも今後の利活用について、県の最大限の要請、お力添えをお願いしたいというふうにも思います。

それから、県内の農作物の生産力向上と消費者支援のところなんですけれども、土佐茶の話もありましたけれど、あれも肥料が海外輸入というようなことで、以前新聞記事なんかにもなっておりますけれども、本当に国産化ができるかどうかというのが、今後いろんな意味で肝になってくるかなと思うんです。

農林水産省もみどりの食料システム戦略で、2050年までには耕作面積今0.5%のところを25%まで、有機農業を引き上げていくと、100万ヘクタールを目標に掲げてやると言っておりますけれども、この実現がどれほど可能なのか。そうした肥料なんかどんなふうにしていくのか。そんなことも含めて、非常に難しいところに取り組もうとしておりますけれども、調達と生産、加工、流通、小売、消費と、その循環できる仕組みというものも高知県で1つ小さなところからでもつくっていくことが、非常に県経済底上げ、そして国産力の強化ということになるかなというふうに思っています。

ここに公共投資をしっかりとしていくということが大事だと思っておりますので、ぜひともいろいろなアイデアをこれからも出し合っていただきたいと思っております。

特に富山の取組なんですけれども、私は小規模ですがすばらしい循環経済の取組だと思っておりますので、私からもこの維持・存続の協力と、こうした活動が県内各地に波及されることを期待しております。

それから、食肉センターについては、本当に何度も話をさせていただいておりますけれども、ぜひとも県の最大限の財政支援というのを願

いしておかなければなりません。それから、大貫豚の対応にも努めていただけたらということで御答弁いただきましたけれども、この四万十市の新食肉センターが出来上がれば、四万十市のほうに大貫豚の搬入ができるということでございますので、その間四、五年、五、六年、何年になるか分かりませんが、継続した支援の中で、四万十市にも大貫豚が搬入できるようなところまで火を消さずに、支援を継続していただきたいなと思っております。

それから、赤鉄橋のことにつきましては、前回の質問から本当に検討いただいております、当面は修繕と、そして今回の耐震補強工事で継続をしていきたいと、将来的には修繕か架け替えの検討を深めていくというような話をさせていただきました。もう本当に日に今1万8,000台の交通量があって、地元内外から愛されまして、96年という偉大な赤鉄橋でございますけれども、皆さん本当に強い思い入れがあります。もう少し幅の広い新しい赤鉄橋を望むという声もありますけれども、私としては以前の質問から4年たちまして、今年度から赤鉄橋の径間落下をさせないと、それから橋脚の強度を上げる耐震工事が進んでいるということについて、非常にうれしく思っております。ありがとうございます。

あと教育、発達障害支援のことについてなんですけれども、外部専門家の活用のところ、件数は増えている、全体的には増加傾向にあって、いいとは思いますが、利用する学校はよく利用するし、こういうことをうまく活用して校内運営、学校運営をしようとする校長先生、保育園長はうまく活用するけれども、そうでないところはなかなかというようなことで、濃淡が非常にあるんじゃないかなと思っております。

これについては、園長や学校長が申請してくるということになりますけれども、この目的

の一つに、教員等の対応等を参観するということもあると思います。そうしたこともしてもらいたいという保護者の声があるわけございまして、できれば保護者からの申請もできるような形にしていくとかということなんかについて、教育長に再質問させていただきたいと思っております。

それと、放課後児童クラブのことなんですけれども、できる限り受け入れていただいているというようなことで、県も加算をしているということなんですけれども、逆に実際は反対のことが行われているんじゃないかなという事例なんかもあるかと思います。というのは、今回私が聞いた保護者の方からは、コミュニケーションが取れない子供に対して、退所届が直接かばんの中に入っていて、帰ってきて親がかばんを見ると、その退所届が入っていたというような話があって、発達障害の子で手がかかるからかなと思いつつも渋々ということだったんですけれども、次の月には市が広報で放課後児童クラブ募集ということ掲げるといったようなこともあって、非常に悔しいというか、悲しい思いをしたというような話もあります。

こうした加配があって、そうした支援を続けていくことで、発達障害の子なんかも放課後児童クラブが受け入れてもらえるんだったらいいとは思いますが、その支援が実際現場ではそううまく活用できていないということがあれば、どこに問題があるのかというようなことも、やっぱり後追いしながら対応していただくというようなことも必要じゃないかなと思っておりますけれども、先ほどの外部支援員とか、現地を見ていくというようなことも含めて、教育長に2問目の再質問をさせていただきたいと思っております。

○教育長（長岡幹泰君） まず、外部専門家、これの活用につきまして言いますと、まず保護者

から外部専門家の活用について要望があるような場合には、やはりまずは園とか学校と協議をしていただくことが大前提となりますけれども、その上で申請に至らないといったような場合は、市町村教育委員会や、あるいは市町村の担当課と御相談いただくと、そしてそこから申請いただくというのが手順になると思います。

ただ、さらに県に直接御相談をいただいた場合には、私どものほうから市町村教育委員会に、あるいは担当課にこの事業の活用や保護者の方との話合いの場を持っていただけるような連絡調整、そういったものをさせていただきたいというふうに考えております。

そして、先ほどの放課後児童クラブ、こういったところの実態につきましては、また私どもの担当課のほうがいろいろ回しまして、その実情等について把握をしていきたいというふうに考えております。

○29番（石井孝君） ありがとうございます。ぜひ丁寧な取組に期待をしておりますけれども、特別支援学校の転入、転校なんかも難しいという要件の話はよく分かります。それから、インクルーシブ教育が大切であって、できればその学校でしっかり就学することが、その子のためにとってもいいというのは分かりますけれども、対応が悪くてというか、対応がうまくかみ合わずに不登校ぎみになってしまうと、もうインクルーシブも何もないわけですね。

その辺のところも含めて、やっぱり年度途中で意図した人事にちゃんと学校運営がなっているのかとか、保護者と教員の関係はどんなふうになっているのかとか、連携を図れるような取組をしっかり点検していただいて、必要であれば問題解決を講じるという、これが私は肝だと思っておりますので、今後どれぐらいの点検ができるのか、どんなふうにしていくのかというのは協議していただければと思います。

高知県教育委員会の皆様の御奮闘が、子供の未来とか高知県の未来をつくると言っても私は過言ではないと思っておりますので、こうした取組を全力で進めていただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から12日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月13日から再開いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時31分散会

令和4年12月13日（火曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君
- 37番 塚地佐智君

欠席議員

- 17番 弘田兼一君
- 20番 森田英二君

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興部長 沖本健二君
- 推進部長 中村剛君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 小西繁雄君
- 代理同部副部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 人事務局長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 職務代理者 小田切泰禎君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員 五百藏誠一君
- 監査事務局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主幹 春井真美君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和4年12月13日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第5号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第6号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第8号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第9号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第10号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算
- 第11号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第12号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第21号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第27号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第28号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第29号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

- 第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案
- 第 31 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指
定管理者の指定に関する議案
- 第 32 号 高知県公立大学法人の出資等に係る
不要財産の納付の認可に関する議案
- 第 33 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 34 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 35 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 36 号 県有財産の出資に関する議案
- 第 37 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 38 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 39 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 40 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内
トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締
結に関する議案
- 第 41 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（野瀬トンネル）工事請負契約の締
結に関する議案
- 第 42 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案
- 第 43 号 高知県土地開発公社の解散に関する
議案
- 第 44 号 高知県公立大学法人定款の変更に関
する議案
- 第 45 号 高知県公立大学法人に係る中期目標
の制定に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員弘田兼一君から、所用のため、また議員
森田英二君から、病気のため本日及び明14日
の会議を欠席したい旨、それぞれ届出がありま
した。

次に、知事から、観光振興部長山脇深君が新
型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者のた
め本日及び明14日の会議を欠席させ、同部長の
代理として観光振興部副部長小西繁雄君を出席
させたい旨の届出がありました。

次に、公安委員長古谷純代さんから、所用の
ため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎
君を職務代理者として出席させたい旨の届出が
ありました。



質 疑 並 び に 一 般 質 問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会
計補正予算」から第45号「高知県公立大学法人
に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以
上45件の議案を一括議題とし、これより議案に
対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて
行います。

3番桑鶴太郎君。

(3番桑鶴太郎君登壇)

○3番（桑鶴太郎君） おはようございます。自

由民主党佐川町・越知町・日高村選出の桑鶴太郎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

濱田知事は、知事に就任して3年が経過しました。共感と前進を県政の基本姿勢として、県政の諸課題の解決に向け全力で進めてこられたと思います。先日の提案説明では、任期最後の1年は徹底して成果にこだわりながら、先々の県政にもつながるよう、取組をしっかりと軌道に乗せる仕上げの年にしたい、またアフターコロナ時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を先取りして進めてきた各施策を一層進化させると力強く意気込みを述べられました。

私も、県政運営においては、一県民、一事業者の視点を忘れずに、共感を得ながら、県民や事業者の皆さんにとって分かりやすい成果を出すことが大事であると感じており、またその難しさも日々痛感しているところです。コロナ禍や原油・物価高といった難しい状況の中、共感と前進を基本姿勢としながらさらなる成果を求めて取り組まれている各施策について質問させていただきます。

まず初めに、濱田知事がアフターコロナ時代の成長力の原動力の一つとして強化に取り組まれているデジタル化の促進状況についてお聞きします。

県のデジタル化の取組では、特に1次産業において目に見える形でデジタル技術の導入が進んでおり、農業分野では9月からIOPクラウドの本格運用が始まり、データ駆動型農業への本格的な転換に必要な基盤が整い、今後はクラウドのデータを活用しながら、燃油や肥料の投入量の可視化などにより収穫量の増加と経費の削減につながることを期待されます。1次産業においては、林業分野での森林クラウドや水産

業分野での高知マリンイノベーションといった施策も強化されており、本県の強みでもある1次産業をデジタル化によってさらに進化させることができるものとして、とても夢のある取組だと思います。

また、2次産業、3次産業である商工業分野では、令和2年度から令和3年度にかけて、県内中小企業のデジタル化のきっかけとなるよう、デジタル化に取り組む意欲のある中小企業に対してデジタル化計画の策定や実行支援、社内の人材育成までを一貫して行う高知県中小企業デジタル化促進モデル事業が実施され、その取組の成果をまとめたDX推進ハンドブックを拝見させていただいたところ、県内の中小企業が目指すべきデジタル化の取組が分かりやすく示されるとともに、県内企業で、ある一定着実な成果が得られていることが分かりました。

例えば、コミュニケーションツールであるチャットツールの導入から業務改善を経て新たな市場価値を創出していくために順にステップアップしていくといった計画は、高知県におけるデジタル化促進モデルとしてとても分かりやすく参考になりましたので、引き続き県内中小企業に対してデジタル化促進の取組を進めていただきたいと思います。

一方で、私自身も勉強中ではございますが、ゼロからデジタル化の取組を始める中小零細企業にとりましては、デジタル化の内容を理解するためには一定の知識レベルが必要であり、モデルとなる事業所のような取組をすぐに行うことは相当難しいのではないかと感じています。私の稼業もそうですが、少人数で営んでいる製造小売業などでのデジタル化を考えてみますと、まだまだ敷居は高く、恩恵を感じるに至らない部分もあります。

小規模事業者でも中小企業でも、数で数えると1となるとと思いますが、決して同じ1ではあ

りません。一人で社長から製造者までこなす小規模事業者にとっては、デジタル化に関する学びの時間や導入のための作業時間、導入費用の捻出など、越えなければならないハードルが多過ぎて、現状のアナログ路線を歩まざるを得ない状況にあります。比較的規模の大きな中小企業にとってはデジタル化による恩恵はとても分かりやすく、既にデジタル化の効果を実感している事業者も多いと思いますが、小規模事業者にとってはデジタル化に取り組む価値を共感するまでには至っていないのではないのでしょうか。

今議会に提出されております補正予算案で、デジタル化に向けて新たに補助金を用意することで、県内事業者にとってはとてもいいことだと思います。国のIT導入補助金については、私の事業仲間からも、ベンダーの探し方が分からない、使おうと思っても使いづらいといった声を聞きます。国の補助金とは違い、高知県だから実現できる使い勝手のいい補助金で、ぜひ多くの小規模事業者や中小企業へのデジタル化につなげていただきたいと願います。

そこで、事業者のデジタル化に向けたこれまでの支援状況と今後の取組の方向性について知事の御所見をお伺いいたします。

本年度から商工会連合会に配置されたデジタル化支援アドバイザーが、私も所属しています商工会や商工会議所を支援し、県内事業者のデジタル化に向けて取り組んでいただいております。

先ほどお話ししましたように、小規模事業者にとっては、デジタル化に決して取り組みたくないわけではありませんが、プライオリティーは高くなく、学びの時間や導入のための作業時間、導入費用の捻出など、様々なハードルによって阻害されている状況にあります。また、デジタル化に対して関心が低かったり苦手意識を持っている事業者もいます。

こういった、私も含めたアナログな事業者がデジタル化に取り組んでいくためには、デジタル化支援アドバイザーや高知県産業振興センターに配置されていますデジタル化推進コーディネーターだけで十分と言えるのでしょうか。実際に配置されています商工会連合会や商工会議所、産業振興センターなど、事業者のデジタル化を支援する組織間で意識の統一を行い、短期スパンで結果を求めるのではなく、中長期的に小規模事業者の意識改革につなげていただき、現場の状況や課題にしっかり耳を傾け、県内の事業者の明日につながるような取組にさせていただきたいと思います。

そこで、こうした小規模事業者の支援をどのように行い、デジタル化につなげていくのか、商工労働部長にお聞きします。

また、デジタル化を進めていくためには、デジタルスキルを持った人材が必要になってきます。規模の大きな企業であれば、デジタル人材を抱え、専門部署を持てますが、中小企業や小規模事業者ではそういった人材を確保できません。

県では、都市部にいるIT人材を副業人材として活用する取組を進めていると承知しておりますが、そういった副業人材を活用する仕組みは、例えばデジタル技術等の専門スキルを持った人材を雇用するよりは安価に、必要なとき必要な期間だけ活用できるというようなメリットもあります。このため、中小企業や小規模企業者にとっても活用しやすいものと考えておりますが、現在の県内状況においては、まだまだ副業人材といった言葉に苦手意識を持つ事業者も多いと聞きます。そういったマイナス要因を払拭し、ぜひ続けていっていただきたい取組であると思います。

そこで、IT副業人材の活用の現状と、今後どのように進めていくのか、商工労働部長にお

聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の最初の患者が中国の武漢で発症されて3年がたちました。我が国では、令和2年1月に最初の感染が確認されました。その後、新型コロナウイルスは変異を繰り返し、そのたびに感染者が増え続け、第7波では8月24日に1日当たり過去最高の感染者を我が県でも2,027人出しました。12月1日時点で11万4,000人を超えるまで増え続け、第8波の入り口に入りました。

繰り返し訪れる感染拡大の波に対応されています医療従事者の方々には頭が下がるばかりでございます。私の身近でも、コロナに感染した方から医療従事者の方々への感謝の言葉を聞くことが多くありますが、感染したときのエピソードを聞くことが多くなるにつれ、同時に、コロナ禍の医療体制や感染後の影響など、今後の不安や疑問を感じる声が多く届くようになりました。

そこで、コロナの後遺症での小児医療についてお聞きします。県内の4歳のお子さんのエピソードですが、家族とともにコロナに感染され、10日間療養された後に自宅に家族と共に帰ってこられ、保育園にも通園を開始していましたが、二、三日後に胸が痛いと訴え、近くの医療施設を受診しました。当初は夏風邪かとも思われましたが、容体がよくなり、高知医療センターに紹介状を持っていき受診してもらおうと心筋炎と診断され、高知県では治せないという診断でした。即時、岡山県の岡山大学病院に搬送し、何とか一命は取り留められましたが、治療に1か月以上を要したという事例がありました。

幼児にはめったにない珍しい症例だったことでもあります。こうしたケースのように高知県で治療できない幼児の病気の場合、せめて四国

内での治療ができないもののでしょうか。台風や大雨で瀬戸大橋など本州に渡る橋が通行止めになった場合などを想定すると、ドクターヘリも飛ばせません。せめて四国内で治療できるようにしていただきたいと願います。

今回のケースはコロナ感染後の後遺症と思われる事例でしたが、コロナに関わらず、本県の小児医療体制への不安を感じざるを得ない事例であると感じました。子を持つ同じ親として、高知県は子育てしやすい環境ではありますが、小児医療に関しては医療難民になってしまっているように感じてしまいます。

それでは安心して子供を産み育てられない、ますます少子高齢化に拍車がかかってしまうのではないかと危惧しておりますが、健康政策部長の小児医療に対してのお考えをお聞きします。

次に、教育分野への影響についてお聞きします。文部科学省が、2021年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を10月27日に公表されました。経済的理由などとは異なる要因で30日以上登校せず不登校であった小中学生は、全国で24万4,940人と過去最多だったと発表されました。

文部科学省の調査では、運動会や遠足といった学校活動が制限され、登校意欲が下がったとの見方や、休校による生活リズムの乱れが戻らない事例の報告もあったとのこと。また、コロナ禍で登校に不安を抱いたり生活環境が不安定になったりしたことに加えて、オンライン授業などが広がったこともあり、登校しないことに抵抗が薄れたという指摘もあります。

本県においては、不登校の出現率が全国値を上回る数値で推移している中、国の調査結果と同様に、コロナ禍による行動制限といった要因が児童生徒に与える影響をどのように捉えているのか、またそうした要因が不登校にどのようにつながっていると現状を把握しているのか、

併せて教育長にお聞きします。

また、同じ調査では、高校なども含めたいじめ認知件数が前年度比19%増の61万5,351件、不登校とともに過去最多だったとも発表されていますが、高知県ではある一定高止まりを見せております。コロナ禍で人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちや一人で抱え込んだりする子供たちがいる可能性があります。

人間関係や生活環境が変化した今、周囲の大人が子供たちのSOSに早期に気づくことやいじめが発生しない環境づくりがより重要になってくるものと思いますが、高知県の教育現場ではどのような対応を行っているのか、教育長にお聞きします。

さらに、コロナ禍においては、一時、多くの小中学校では臨時休校など、コロナ前とは同じ形で授業ができなかった期間もあり、保護者の視点からは、この影響で子供の学力が低下したのではないかと不安を感じる方が多いのではないのでしょうか。

今年、全国学力・学習状況調査を、県内公立小中学校と義務教育学校、特別支援学校の280校、小学生約4,800人、中学生約3,900人、計約8,700人が受験し、小学校では国語が前回過去最高の7位でしたが、今回は13位、算数が前回8位でしたが、今回過去最高の4位となりました。中学校では国語が43位、数学に至っては46位と、過去最低に並ぶ順位でした。理科に至っては、小6、中3とも全国平均を下回っております。

こうした中、県内の市町村では、メディア使用時間がコロナ前に比べて3時間ほど増加しているといった調査結果があります。また、自宅に戻っても家族との会話も減り、携帯電話ばかり見るお子さんが増えているとも聞きます。

全てがコロナの影響と一くくりに捉えることはできないと思いますが、このように携帯電話

に依存した状態となり、ゲームや動画視聴、またSNSなどの使用時間が増加していることが学力低下の要因につながっているのではないのでしょうか、教育長にお聞きします。

また、こうした課題へ対応するためにも、幼児期の頃から基本的な生活習慣をしっかり身につけておくことが重要だと考えますが、県の取組について教育長にお聞きします。

次に、出会い・結婚支援についてお聞きします。高知県においても、高知県子ども・福祉政策部の「高知で恋しよ！！イベント」の実施や高知家の出会い・結婚・子育て応援団事業等を実施し、県内の人口減少に歯止めをかけるべく、出会いから結婚・子育てに至るまで一貫した支援を実施いただいていることと思います。

メディア等でも話題に上がっておりましたが、株式会社リクルート等がまとめている調査結果においても、恋活・婚活サイトや携帯アプリを利用しての結婚割合が年々上がっている実態があるようです。コロナ禍で、出会いという工程を必要以上に抑制された独身の皆さんの出会いの場、共通の話題で盛り上がることもできる人たちのつながりを絶たれたと言っても過言ではない現状の状況も相まってのことかもしれません。パートナーと効率的に出会える手段としては今後さらに広がっていくのではないのでしょうか。

そこで、三重県桑名市においても、独身男女の出逢いの機会創出等に向けた連携協定として、マッチングアプリペアーズで有名な株式会社エウレカとの提携を発表したニュースも皆様の記憶にあるのではと思います。昔から餅は餅屋というように、出会いに関して出会いのプロと協議していくということも有用な手段であると感じています。

こういった、男女の出会いを支援する株式会社エウレカと協定を結んだ三重県桑名市の取組

に関する所見を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

男女間の出会いというものは、直接お会いする前に婚活サイトや携帯アプリを利用し、相手との相性を事前に把握した上でお会いするといった時代になっておりますが、その上でトラブルも増加していると聞きます。偽の情報をアップし、実際にお会いしてみると全然違う方だったという事例も聞こえてきます。少子高齢化対策の観点からも、実際に男女がお会いしてからが大切だと感じておりますので、ぜひとも出会いの場が増えることを期待しております。

その中で、高知県においても様々な取組を様々な団体と行い、いろいろな場を提供している状態かとは思いますが、現在取り組んでいる事業での成果や、今後さらに出会い・結婚につながっていく取組や、それを実行していくために新年度以降計画している取組などを子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、高知県の農業振興についてお聞きします。

高知県は、ナスやキュウリ、ピーマン、シシトウ、ニラ、ミョウガ、オクラ、ショウガなどの野菜のほかにも、メロンやスイカ、ブタンやユズなどの果物も豊富で、全国的にも安心して安全な高品質に高い評価を受けております。これは関西圏でも売れ筋商品に入ってくるのではないかと期待が膨らむところでございます。中でも、ナス、ミョウガ、そしてショウガとニラ、シシトウは、生産量日本一を誇る特産品でございます。

その中で、本年度もショウガの価格が下がり、作れば作るほど赤字になると農家さんが苦しんでおられます。要因には、やはり原油の高騰、肥料の高騰、新型コロナが影響しているのではないかと考えられます。畑にまく肥料代が高くなり、肥料をまくためやショウガを運ぶために動

かす機材の燃料の高騰などが農家さんの経営を圧迫し、またコロナ禍で外食が減り、ショウガの消費が減少したことが要因とも考えられます。ショウガの消費を増やすために、ショウガ農家さんの中でも、ショウガを加工品にし、シロップやたれなど付加価値をつけて販売される方もおられますが、全員が全員そういったことができるとは限りません。

日本一の生産量を誇るショウガなのに、このままだとショウガを作ることを諦める農家さんも出てくると考えられますが、こういった農家さんを支援できる施策が必要だと感じています。特に、農業に夢や希望を抱き就農されました新規就農者の方の中でもショウガから入られた方は、毎年の価格下落で先が見えない状態に陥り、生活もできなくなっていると苦しんでおられます。新規就農者には、ここで農業を諦めてほしくはありません。例えば、メインはショウガでも、ショウガの価格が下落して生計が立てられなくなることを防ぐため、複数の品目で生計を成り立たせることが必要であると思います。

そこで、新規就農者には、価格の下落などのリスク回避の観点からも、複数品目での経営になるような指導策は考えられないのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、連続テレビ小説らんまんを契機とした観光振興についてお聞きします。

最近では、ロシアのウクライナ侵攻など、物価高騰、資材の高騰、原油の高騰など、県民の生活に打撃を受ける暗いニュースばかり流れてくる中ですが、今カタールで開催されていますサッカーの世界カップ日本代表のグループリーグでの快進撃は徐々に明るい話題の一つだったと思います。残念ながら決勝トーナメント1回戦での敗退となりましたが、日本代表が戦う雄姿は世界中に大きな反響があったと思います。また、日本のサポーターの礼儀正しい行動が世

界から称賛され、改めて日本の文化や伝統がいかに大切なものか知ることができる大会だったと思います。

また、我が県では、来春放送されます牧野富太郎博士を題材にした連続テレビ小説らんまんには、県内も観光振興に期待を寄せているところだと思います。牧野富太郎博士の生誕地佐川町でも、早くも観光客が増えてきており、昨年と同時期より3万人余り増えてきているとのことです。

ますます期待が膨らんでおり、様々なイベントも企画され、また町全体が植物園と捉え、まちまるごと植物園を各所に設けられています。何と95歳の方がこつこつと造園されている植物園もあります。佐川町の桜の名所でもある牧野公園では、ボランティアの方々やまもりたいのおかげで公園内がきれいに整備され保たれていることには頭が下がるばかりです。

これから仁淀川流域ではドラマへの期待は膨らんできておりますが、一方で幹線道路等の渋滞に心配をしております。週末はもちろんのこと、2月に仁淀川町で行われます秋葉様や10月の越知町のコスモスまつりなどが開催される時期になりますと、佐川町の桜座という施設から越知町の宮の前公園まで1時間余りかかることがあります。これでドラマロケ地巡りや聖地巡りに来られることを考えますと、幹線道路の渋滞が予想されます。

県は、幹線道路の渋滞緩和に対してどのような対策をお考えか、観光振興部副部長にお聞きします。

また、迂回路に使用されると思われ県道18号伊野仁淀線、国道194号から国道33号の間ですが、高知市から越知町のスノーピークのキャンプ場へ行く際、カーナビなどで検索をかけると、よくこの県道18号を通る道を案内されます。特に国道194号から国道33号の間の区間は、車の

行き違いが困難な箇所が2か所ほどあります。

最近では、スノーピークのキャンプ場に訪れる方も多くなってきております。また、その地域に住まわれている住民の方の生活道路でもありますが、映画竜とそばかすの姫のときも聖地に訪れる方も多くいて、住民の方が日常生活をするのに大変御苦労なさったと聞いております。らんまんが放送されると、やはり横倉山などを訪れる方が増えて、迂回路として使用されると思われれます。

そこで、住民の方が安心・安全に暮らしていけますよう、以前から要望も多くあり、ある一定整備も進んでおります県道18号について今後どのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きします。

この項の最後に、らんまんの放送が放送期間前後の一過性のものにならないよう、地域の魅力を戦略的かつ継続的に発信することで、単発ではなく息の長いPRをすることが重要だと考えます。

放送終了後の観光振興策についてどのようにお考えか、この項を観光振興部副部長にお聞きします。

次に、スポーツ振興についてお聞きします。

越知町をホームグラウンドにしています高知県のおらんくチーム高知ファイティングドッグスが、今年の四国アイランドリーグで13年ぶりに年間総合優勝を果たしました。越知町、佐川町に拠点を移して12年が過ぎようとしており、拠点を移してからは初めての年間優勝になりました。

地元では、練習環境の整備や、体づくりの基本、食のほうでも精いっぱいチームを支援しております。選手もまた、地元に対して野球教室や農作業、また地元の美化活動にも積極的に参加しており、地元とチームのお互いが支え合っ

うれしく思います。

一方で、この高知ファイティングドッグスが練習や試合等で使用しています越知町のグラウンドの土が、雨などの影響も相まって減ってきている状況にあります。土が減ったことでベースが浮いてきていたり水が流れる道ができたりと、けがに直結しかねない状態になっており、土の入替えとともに、水はけのいいグラウンドに変えていく必要があると思われます。

町民グラウンドとはいえ、こういった状態のグラウンド環境を改善し、選手が安心して充実した練習ができる環境を整えることは非常に重要です。それがひいては好成績に結びつき、地域住民や子供たちのスポーツ参加の拡大や地域の活性化にもつながるのではないかと思います。

こうしたグラウンド環境の改善を含め、市町村が設置するスポーツ施設の整備について県として何らかの支援できることはないのか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

最後に、前回の質問から1年余りが経過しましたが、柳瀬川の河川改修についてお聞きします。

柳瀬川河川改修事業は、昭和50年の台風5号による甚大な浸水被害を契機に、河川災害復旧助成事業の採択を受け、昭和50年度から昭和54年度までの5か年で、佐川町において支川を含む延長約36キロの河川改修を実施されたのが始まりだとお聞きしました。

仁淀川合流地点から6キロメートルの柳瀬川下流工区につきましても、昭和53年度に事業着手されましたが、下流地区においては理解が得られず、平成17年度に事業休止に至っております。その後、平成17年9月に仁淀川中流域水害対策推進住民会議が発足し、地区代表者と佐川町、越知町と県の4者により勉強会を重ねてこられ、河川整備の必要性について住民の皆様へ理解をしていただきますよう御努力を重ねられ、

平成25年6月には、佐川町長、越知町長の連名による事業再開の要望書が流域住民350名余りの署名を添えて県に提出され、平成26年度から交付金事業として再着手された経緯があります。

昨年の10月にも質問しましたが、1年余りが経過した柳瀬川の河川改修について、現在の進捗状況について土木部長にお聞きします。

また、台風や豪雨時の浸水の影響は深刻で、佐川町の平野地区や越知町の女川地区、柴尾地区、宮地地区の地域の医療・福祉をはじめとする住民生活に甚大な支障が生じています。住民の不安を一刻も早く解消する必要があると思います。農地が多い地域でございますので、こんなにつかるのならこの地域での農業は諦めないかんといった不安の声も聞こえてきます。

この地域で暮らす皆様のためにも、なお一層のスピード感を持って推進していくために対処すべき課題はどんなことが挙げられるのか、土木部長にお聞きします。

また、柳瀬川の左岸側の地権者には今成地区の住民の方が多数おり、柳瀬川の改修による今成地区の田畑の流出などを心配されています。越知町からも県議会に対して、今成地区の護岸改修について要望がありました。昨年、「再び、濱田が参りました」のときに、越知町長からも濱田知事に直接現地で要望されたと聞きました。

今後、柳瀬川改修の影響を心配する今成地区の住民の不安を解消し、左岸側の用地買収を円滑に進めるための取組について土木部長にお聞きします。

また、河川改修を進める上で、川にすむ希少種の生き物やアユなど川魚の生態系を崩さないようしっかり対策して進めていただけますよう要請して、私からの第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑鶴議員の御質問にお答

えをいたします。

事業者のデジタル化についてお尋ねがございました。

都市部との距離的ハンディなど課題の多い本県だからこそ、またコロナ後の社会経済構造の変化への対応を図るためにも、あらゆる企業がデジタル化に取り組むことが大変重要だというふうに考えております。

このため、令和2年度から県内企業におきまずデジタル化のモデル事例を創出する事業を行いまして、本年度からは他の企業や団体への普及啓発に取り組んでいる、そういう段階でございます。また、昨年4月には産業振興センターに、本年4月には商工会連合会にそれぞれ専門の人材を配置いたしまして、県内企業のデジタル化の取組を後押しする体制を整備いたしました。

加えて、高知デジタルカレッジにおきまして、一般企業の経営者あるいは従業員を対象といたしましたデジタルに関する知識、技術を学ぶ講座を拡充するといった形で、人材育成にも取り組んでまいったところであります。

こうした取組の結果、産業振興センターなどからデジタル化の伴走支援などを受けます事業者が本年の11月末の時点で66社となるなど、徐々に広がりを見せてきております。この広がりをさらに大きな流れにしていくためには、県内の事業者のおよそ88%を占めます小規模事業者への対応が重要になってまいります。

このため、商工会連合会に配置をしております専門人材を中心といたしまして、産業振興センターや商工会など多くの関係者と一層連携をして、小規模事業者に寄り添った支援を進めてまいります。こうした取組によりまして、例えば作業のペーパーレス化ですとか勤務シフトの自動作成などといった業務の効率化、省力化に資するようなITツールの導入を促してまいり

ます。

加えまして、さらにこうした段階から一步進めて新たな価値を生み出すためのデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを見据えた先進的な取組を行います企業への支援も必要だというふうに考えております。このため、県独自の補助制度の中に、こうしたDXを支援するための加速枠を設ける補正予算案を今議会に提案させていただいております。この加速枠により、例えば一例でありますけれども、機械の故障の発生のタイミングをAIを使って予測いたしまして、事前に部品交換を促すといったような新たな保守サービスの開発などといった先進的な取組に挑戦をいたします企業を後押ししてまいりたいと考えております。

こうした一連の取組を通じまして、県内企業におきまずデジタル技術活用の量的な拡大、言い換えますと裾野を広げていくという努力と、質的な向上、より先進的なDXを目指していく部分、この双方を推進してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、小規模事業者の支援をどのように行い、デジタル化につなげていくのか、お尋ねがございました。

先ほど知事からお答えしましたように、今後県内企業のデジタル化を量的に拡大していくためには、県内全体のおよそ88%を占める小規模事業者のデジタル化をいかに進めていくのかがポイントになってくるものと認識しております。あわせて、小規模事業者は、議員からお話がありましたように、一般的に経営資源が不足しがちであることから、興味や必要性を感じていてもなかなか具体的な行動に移ることが難しいといった課題があるとも認識しております。

このため、地域の最前線で事業者寄り添っ

た支援を行う商工会などの経営指導員の支援力の向上に引き続き努めてまいります。また、デジタル化による効果や事例をしっかりと分かりやすくお伝えすることで、機運の醸成にも取り組んでまいります。例えば、最近利用が増加しておりますタブレットやスマートフォンをレジ代わりに活用し、売上分析が容易にできる低料金のサービス、あるいは会計ソフトの導入による業務の効率化やコスト削減につながった県内の生の支援事例などを紹介していきたいと考えております。さらには、商工会連合会に配置している専門人材の体制の強化についても検討してまいります。

また、本議会に提案させていただいております新たな補助制度は、国の制度では補助対象とされていないパソコンの購入や社内ネットワークの整備などについても対象とすることにしております。商工会などと連携しながら、特にこれからデジタル化の取組を始めようとする事業者に積極的な活用を促してまいります。

今後も、商工会などとより連携を密にし、小規模事業者がそれぞれの規模や業態に応じたデジタル化を進めていくことができるように取り組んでまいります。

次に、IT副業人材の活用の現状と今後どのように進めていくのかについてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたように、県では、都市部の企業に在籍し高いスキルを有する人材を副業といった形で受け入れ、県内企業のデジタル化など経営課題の解決につなげるための取組を昨年度から実施しております。具体的には、機運の醸成のためのセミナーの開催や、直接企業を訪問しデジタル化などに関する課題やニーズをお伺いした上で、副業人材の活用に関する提案を行っております。その上で、副業人材を活用しようとする企業については、副業を希望

する人材とのマッチングの支援も行っております。

これまでに延べ20社において副業人材が活用され、このほかにも12社で活用に向けた準備が進められているところですが、その取組はまだまだ少ない状況です。これは、副業人材の活用そのものが県内では一般的になっていないことから、活用をためらう企業が多いことが原因となっております。このため、今後はより多くの事業者を活用いただくよう、副業人材の活用の取組に併せて、活用によって得られる効果もしっかりと周知していく必要があると考えております。

これまでに副業人材を活用した企業からは、給与面などから雇用することが難しい専門的なスキルを有する人材を活用できたことで、業務の改善や経営課題の解決につながったとのお声のみならず、社員の学びや気づきにもつながったなどといった前向きな評価をいただいております。こうした声をセミナーやホームページなどを通じて広く紹介し、副業人材の活用や得られる効果の理解促進を図ることで、より多くの企業に活用いただけるよう取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 小児医療に対してのお尋ねがございました。

本県では、地域において一般的な小児医療を担う一次医療機関、入院を要する小児救急医療を担う二次医療機関、高度な専門医療を担う三次医療機関が受療体制を構築し、それぞれ連携して診療に当たっていただいております。また、休日、夜間の対応については、あんしんセンターでの外来診療に加え、入院対応を担う医療機関の輪番体制を構築することにより24時間対応が可能であり、こうした医療体制により、小児の疾患のほとんどは県内で治療が可能と考えてお

ります。

一方、小児医療に限らず、高度な専門医療の分野に関しては、本県のような人口の少ない地域では、例えば生体肝移植、それから小児の心臓手術など、当該患者さんの数が少ない医療分野では対応できる医師が確保できない状況がございます。また、仮に医師を招聘できたとしても、腕を振るう患者さんがいませんと、すぐに腕を振るえるような県外の医療機関に転出してしまい、元の状態に戻ってしまいます。

そのため、そのような疾患に対しては、県内専門医療機関が、四国、中四国、西日本といったより広域での医療機関と連携し治療に当たることになっており、今回のケースも、医療連携が最もよく取れる医療機関に転院していただくことになりました。患者さん、御家族から見れば、結果として県外における治療となりますが、患者さんの治療を最優先した対応として御理解いただきたいと思っております。

今後とも、できるだけ幅広い領域で県内で医療が完結できるよう、小児医療の充実に向けて、小児科医師の確保の取組や専門医療のレベル向上への支援を行うとともに、小児科医会や小児科医師などで構成します高知県小児医療体制検討会議の御意見も伺いながら、体制強化に取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、コロナ禍による行動制限の影響と不登校へのつながりについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症により、学校では長期間の休業があり、また様々な学校行事が中止、縮小されております。さらに、マスクの着用や黙食など多くの制限がある学校生活を子供たちは送ってきました。

こうした中で、学校からは、子供同士の関わりが減少し人と関わる力が弱まっている、また

何かをやり遂げるという経験が少なくなり、自信が持てなくなったり活動意欲も減少しているといった声が上がっております。コロナ禍の学校生活は子供の心身の健全な発達に大きな影響を及ぼしているものと考えます。

国は、お話のありました調査結果を基に、環境の変化による生活リズムの乱れや様々な制限の中での交友関係の弱まりなどが、登校する意欲の減退をもたらし、全国的に不登校が増加する背景の一つとなっていると述べております。

本県におきましても、全国と同様に、長期に欠席する児童生徒が増加している状況があります。コロナ禍による学校生活や日常生活の環境の変化が子供の心や行動に影響し、不登校の増加につながっているものと捉えております。

次に、いじめが発生しない環境づくりなどに対する学校の対応についてお尋ねがございました。

国は、今回のいじめの認知件数の増加要因の一つとして、部活動や学校行事などが徐々に再開されるなど、子供同士の接触機会が増えたことを挙げております。コロナ禍前の学校生活に戻りつつあり、交友関係も広がりを見せる状況にあって、今後子供間でのトラブルの増加も想定され、いじめの早期発見や未然防止などの取組がより一層重要になるものと考えております。

現在、主体的・対話的で深い学びが推進される中で、学校においては、子供同士が関わり合い協力し合う学びを重視した取組を進めております。また、1人1台端末により、きもちメーターを活用し、子供の状態の早期の把握に努めるとともに、気になる子供についてはスクールカウンセラーが面接を行ったり、校内支援会で組織的な対応を検討し、また実施したりしております。

さらに、今月には国から改訂生徒指導提要在が発表されております。この中では、いじめを生

まない環境づくりやいじめをしない態度、能力の育成に重点を置く生徒指導の重要性が述べられており、県教育委員会としましても、今後この方針に沿ったいじめ予防の取組が各学校において進むよう周知し、徹底を図ってまいります。

次に、ゲームやSNSなどの使用時間の増加が学力低下の要因になっているのではないかとのお尋ねがございました。

本年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査におきまして、平日1日当たり4時間以上ゲームを行っている児童生徒の割合は、コロナ禍前の平成29年度の約10%から約20%へと倍増していることが明らかになっております。加えて、動画視聴やSNSを長時間使用している実態も明らかとなっております。これらの結果を学力との関連で見ると、ゲームやSNSなどの使用時間が長いほど、国語、算数・数学、理科、いずれの教科においても正答率が低い傾向にあり、学力に少なからず影響を与えているものと考えております。

このような状況を改善していくためには、児童生徒や保護者が、スマートフォンなどの長時間使用が心身の発達や学力に与える影響について正しい認識を持つとともに、家庭や学校で使用するルールをつくる話合いや取組を行っていくことが必要であると考えております。

最後に、幼児期からの基本的な生活習慣の確立に向けた取組についてお尋ねがございました。

子供たちの健やかな成長のためには、心も体も著しく発達する幼児期から必要な生活習慣を身につけておくことが大変重要であると考えております。このため県教育委員会では、幼児期からの基本的な生活習慣を確立することの重要性を保護者の方々に理解していただくための啓発や研修を行っております。

具体的には、毎年、生活リズムが次第に整ってくる3歳児や就学を控える5歳児の保護者に

対し、規則正しい生活習慣を育むポイントを記したパンフレットなどを配付しております。また、スマートフォンなどの長時間使用が子供の心身に与える影響やその適切な使い方を考える保護者向けの研修も実施しており、昨年度は900名余りの方の御参加をいただきました。本年度は、こうした内容の動画を作成し、広くSNSで配信していくこととしております。さらに、4・5歳児と小学生に対して生活リズムチェックカードを配付し、子供たちが自らの生活習慣を振り返ることにも取り組んでおります。

今後も、こうした取組を通じて幼児期から望ましい生活習慣を身につけられるよう取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、民間企業と出会い支援の連携協定を結んだ三重県桑名市の取組についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、コロナ禍やSNSの拡大など社会の変化に伴い、出会いのきっかけも大きく変化をしております。令和3年の国の出生動向基本調査では、夫婦が知り合ったきっかけの13.6%がアプリ等のインターネットサービスとなっており、今後も増加することが見込まれております。

こうした中、三重県桑名市では、出会いの機会の創出などを目的に、マッチングアプリを運営する株式会社エウレカと今年11月に連携協定を締結したとお聞きしております。社会の変化に応じて、若者の考えや気持ちに寄り添った施策を展開するため、専門的な知見やノウハウを持つ民間事業者と連携し、若者の価値観やニーズに応えようとする桑名市の取組は、大変重要な視点だと受け止めております。

本県におきましても、当事者である若い世代の声を少子化対策に反映するため、昨年度から高知県少子化対策推進県民会議に若い世代部会

を設置し、具体的な取組を展開しております。今年度は、部会の発案により、出会いを身近に感じられる動画の制作や、異業種の交流を目的としたイベントの実施などに官民協働で取り組んでいるところです。

引き続き、少子化対策推進県民会議との連携を強化するとともに、民間事業者の専門的な知見やノウハウをイベント等に積極的に活用していくなど、社会の変化を的確に捉え、若い世代の声を反映した少子化対策を推進してまいります。

次に、現在の出会い・結婚支援事業の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、こうち出会いサポートセンターによるマッチングや出会いイベントへの支援、婚活サポーターによる地域における支援など、出会いの機会の創出に取り組んでおります。また、今年度は官民協働による広報プロモーションを展開し、出会いに関する支援策の情報発信を強化しております。

議員のお話にありましたように、マッチング等で出会った後にトラブルが生じることのないよう、出会いの後のサポートも大切です。そのため、出会いサポートセンターでは、相談員が一人一人に寄り添った相談対応を行っており、昨年度のお引き合わせ件数は363件、交際成立は176組となっております。

また、地域では独身者の出会いをボランティアで支援する婚活サポーターの方々に活躍いただいております。昨年度は490件のお引き合わせを行い、120組を交際につなげるなど、多くの方に出会いの機会を提供しております。

さらに、10月から広報プロモーションを展開した結果、「高知で恋しよ！！応援サイト」のアクセス数が大幅に増加するとともに、11月に少子化対策推進県民会議と共同で開催した異業種交流イベントでは、運営に当たり様々な民間団

体の皆様に御協力をいただき、参加者からも大変好評を得ております。

今後の取組につきましては、社会の変化を捉え、若い世代のニーズに応える施策の展開に努めてまいります。具体的には、今年度の県民意識調査で意見が多かった、マッチングを直接の目的としない交流イベントを拡大するなど、出会いを求める方のニーズに合った出会いの機会の創出にしっかりと取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) 新規就農者への支援策についてお尋ねがございました。

生産量日本一のショウガをめぐる情勢は、お話にありましたように、業務需要の減少などによる価格の下落に加え、肥料高騰などの生産コストの上昇も重なり、ショウガで新規就農された農家からは経営が厳しいといった切実なお声を聞いております。一方で、新規就農者の中には、ショウガをメインに栽培しつつも、ピーマンやオクラ、キャベツなどの品目と組み合わせることで周年で複数品目を栽培することで経営の安定化を図っている方もおられます。

こうした事例を踏まえますと、議員御指摘のとおり、価格の下落などに対するリスク回避の観点からも、複数品目による営農は経営安定を図る上でも有効な方策であると考えております。このため、経営に不安を感じている新規就農者の方が新たに複数品目に取り組む際には、地域の指導農業士の協力もいただきながら、農業振興センターをはじめとする関係機関が連携し、栽培技術の習得支援はもとより、経営支援も行ってまいります。

加えて、今般のような価格の下落のほか、自然災害といった農業経営上の様々なリスクに備えるために、収入保険制度への加入促進など、新規就農者が安心して営農に取り組むための環境整備にも努めてまいります。

今後も、本県農業の将来を担っていただく新規就農者の皆様の経営の安定化を図り、希望を持って営農を継続できるよう、県としてもしっかりと支援してまいります。

(観光振興部副部長小西繁雄君登壇)

○観光振興部副部長(小西繁雄君) まず、連続テレビ小説らんまんの放送に伴う仁淀川流域の幹線道路の渋滞に対する緩和策についてお尋ねがございました。

博覧会においてメインエリアとなる佐川町と越知町では特に渋滞が予想されることから、これまで両町と共に渋滞緩和策につきまして検討を進めてまいりました。検討に当たっては、渋滞対策に加え周遊促進や滞在時間の延長といった面からも、2つの町がそれぞれに対策を打つのではなく、一体的な対策を講じていくことが効果的と考え、双方を巡る循環バスを運行することといたしました。

具体的には、佐川町と越知町の双方に大規模な臨時駐車場を設置し、横倉山や佐川の上町地区などで自由に乗り降りできるようにする予定です。また、公共交通機関での来訪者への対応や地域への経済波及効果といった点から、JR佐川駅や観光物産館おち駅などにも立ち寄りできるようなコース設定を考えております。

こうした取組により、渋滞の緩和はもとより、周遊の促進や観光消費の拡大にもつなげてまいります。

次に、らんまん放送終了後におけるPRの継続についてのお尋ねがございました。

らんまんの放送は半年間で終了いたしますが、これに合わせて実施する観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」は、再来年3月までの1年間を予定しております。現在、博覧会の開催に向けまして、地域の草花スポットの磨き上げや、草花を中心とするガイドプログラムの作成など、受入れの準備を進めていま

す。まずは、こうした四季折々の地域ならではの魅力を、博覧会の期間を通じてしっかりと売り込んでいきたいと思っております。

ドラマ効果を一過性に終わらせないことは大変重要なことと認識しており、博覧会終了後も、牧野博士ゆかりの地やドラマのロケ地巡りなど、ドラマに関連する地域の情報発信を続けていきたいと考えております。

このたびのドラマ放送は、関係する皆様による誘致活動のたまものであり、このチャンスをフルに活用して、地域の観光振興に長くつながられるよう取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、県道18号伊野仁淀線の整備について今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

県道18号伊野仁淀線は、地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、仁淀ブルーと言われる仁淀川の観光資源を生かしたキャンプ場や、昨年公開されました映画竜とそばかすの姫の聖地へのアクセス道にもなっております。また、来春から放送される連続テレビ小説らんまを契機に、仁淀川流域を訪れる県内外の観光客が当路線を利用することも想定されます。

しかしながら、当路線は道幅が狭く、車の行き違いが困難な区間があり、地域住民の方も含め御不便をおかけしていることから、現在県では未改良区間の整備を進めているところです。

当路線の整備に当たりましては、急峻な地形のため現道拡幅が難しいことから、バイパスによる整備に取り組んでおりますが、完成までには一定の期間が必要となってまいります。このため、当面の対策として、昨年カーナビゲーションの地図メーカーに対しまして、道幅の狭い当路線への誘導を行わないよう要望し、メーカーからは、既に一定対応できている、今後対応していくとの回答をいただいているところです。

一方、バイパス整備につきましても、地元関係者との調整などを行いながら、一日も早い完成に向けましてしっかりと取り組んでまいります。

次に、柳瀬川の河川改修における現在の進捗状況についてお尋ねがございました。

平成26年に再着手した柳瀬川の河川改修は、全体の延長約6キロメートルを7区間に分割し、現在仁淀川との合流点から上流へ900メートルの区間で事業を実施しております。この区間では、これまで右岸側の用地買収を進め、工事に必要な用地全145筆のうち142筆の買収が完了いたしました。来年度からは右岸側での掘削工事に着手するよう、年度内に工事車両が進入するための仮設道路の設置工事を発注する予定でございます。なお、未買収となっている残りの3筆につきましては、早期に買収が完了するよう、越知町の協力を得ながら交渉を進めてまいります。

次に、なお一層のスピード感を持って推進していくための課題についてお尋ねがございました。

この河川改修事業を推進していくためには、大きく2つの課題がございます。まず、1つ目の課題は、河川改修により大量に発生する掘削土砂の処分先の確保であります。現在、越知町内には、この土砂を有効利用できる公共工事や受入れ可能な残土処分場がございません。町外の有料残土処分場へ搬出することになれば、工事費用が増大し、事業の遅延につながることから、近隣での処分先の確保が重要となります。2つ目の課題は、先ほど申しあげました3筆の用地買収ができていないことでございます。

いずれの課題に対しましても、越知町の協力を得ながら、解決に向けて取り組んでまいります。

最後に、今成地区の住民の不安を解消し、左岸側の用地買収を円滑に進めるための取組につ

いてお尋ねがございました。

柳瀬川の河川改修に必要となる左岸側の土地の一部については、今成地区の方が所有されております。今成地区は柳瀬川と仁淀川との合流点から下流に位置するため、地区の方からは、柳瀬川の改修の影響により田畑が流出することについて心配する声を従前からいただいております。

県では、こうした声を踏まえまして、柳瀬川の改修に伴う今成地区への影響について解析を行った結果、影響はほぼないということを確認しております。今後は、地元説明会などを通じて、この解析結果を丁寧に説明するとともに、地元の御意見もお聞きしながら、どのような対応が可能か検討してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 市町村が設置するスポーツ施設の整備への支援についてお尋ねがございました。

本県がスポーツ推進計画で掲げておりますスポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの実現に向けましては、県内の各地域における活動基盤となるスポーツ施設の充実が重要な取組の一つであると認識しております。他方、県内には約250の多種多様な市町村立のスポーツ施設が設置されておりますが、これらの施設の整備に対し、県が広く財政的な支援を行うことは困難であると考えております。

これらを踏まえ、県といたしましては、市町村が行う施設整備の中でも、競技力の向上に寄与しスポーツツーリズムの推進にもつながるなどの条件を満たすものに限り、平成30年度に創設しました高知県スポーツ推進交付金による支援を行っております。また、地域住民の方々の身近なスポーツ活動の場となる施設の整備など、この交付金の対象とならないものにつきまして

も、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる支援制度であるスポーツ振興くじ助成金の活用などについて助言を行っているところであります。

今後におきましても、スポーツ施設の整備に関する市町村からの御相談には、当該施設整備の目的、内容、見込まれる効果などを詳細にお聞きしながら、活用可能な支援策の検討などを行ってまいります。

○3番（桑鶴太郎君） 執行部の皆様、それぞれ丁寧かつ真摯にお答えいただきありがとうございます。

2問目はいたしません、デジタル化促進について、特にアップデートの早いIT分野においては、見極めも含めて難しく、私自身も学びながらトレンドを追っておりますが、追いつくことが精いっぱい状況です。

小規模事業者の中でも、特に情報は必要なことであります。しかしながら、続いて必要となる人、物、金については、簡単に手に入るものではありません。県や各種支援団体等から情報を得ることができたとしても、実行するにはお金が必要となり、補助金を活用するにしてもお金が必要となります。

小規模事業者は、デジタル化を目的としているのではなく、持続的に事業を継続していくことが目的であり、そのためにデジタル化に取り組んでいかなければならないと考えています。そういった小規模事業者のデジタル化の取組がしっかりと進むよう、引き続き歩みを合わせ、伴走的に支援をしていただくとともに、デジタル化につながる支援を行っていただけることをお願いしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党の立場から、以下質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

第8波が現実味を帯び、特に年明けにピークを迎えるのではないかと予測が報じられています。今後、インフルエンザの同時流行が懸念され、再び発熱外来の逼迫などが想定されるとして、県は、感染に備えた抗原検査キットや薬などの備蓄をとホームページのトップで県民に呼びかけています。

そのページでは、まず、発熱やせきなどの症状が出た場合に御自身で確認ができるよう、医薬品として承認をされた抗原検査キットでの検査を求めた上で、陰性確認後、発熱外来以外の医療機関で受診ができるとしていますが、この記載は、検査キットで陰性確認を行わなければ発熱外来以外の医療機関が受診できないとも解釈ができます。

そもそも、発熱など症状があれば医療機関で診察を受け、早期発見、早期治療が行えるという国民皆保険の制度の根本が、コロナ感染爆発でなし崩しになっていることは重大問題だと思います。検査キットや医薬品も備蓄をしておくようにとの要請に至っては、医療保険の被保険者の権利を侵害するものと言っても過言ではありません。

医療的ケアに不可欠な物品や薬は、本来、公的保険で診療、投薬すべきではないのか、知事の認識を伺います。

さらに、県のホームページでは、備蓄している抗原検査キットで陽性となった場合は次のとおり対応をお願いするとして、65歳以上、12歳以下、妊婦、基礎疾患がある、症状が強く医療機関の受診を希望する方などは検査協力医療機関を受診してくださいと書かれており、検査キットの自己検査が前提と読めます。

一方、11月17日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で示された対策では、65歳以上、12歳以下、妊婦、基礎疾患があるなどリスクの高い方などについては、検査キットの自己検査を経ずに速やかに受診できる。対する64歳以下などの方は、発熱した場合、検査キットで陰性が証明されればインフルエンザの可能性があると受診できると読み取れる記述となっています。

県はかねてより、65歳以上や子供、妊婦、基礎疾患のある方は抗原検査を必要とせず発熱外来を受診できると説明されていたと認識しており、ホームページの記載内容については担当課に指摘もさせていただいているところですが、県としてどのような基本方針なのか、いま一度、健康政策部長にお伺いをいたします。

第7波の際は抗原検査キットの配付事業がありました。今回は購入が求められ、2,000円前後で販売されています。今回の方針を受け、ある母子家庭の方から、1個2,000円もする検査キットを家族分買うとなると1週間分の食費がなくなる、物価高でこれ以上生活費を削ることもできないのに食品の備蓄なんてできるはずがないとの訴えや、障害がある子供さんと御自身も糖尿病などの基礎疾患がある中でも働きながら生活保護を受けている方も、検査キットの購入費は私たちにとっては高額な買物です、診察

を受け投薬してもらえれば医療保護の対象になるが、薬屋で購入するのは保護費から出ないので手が出せないとの声が寄せられています。発熱しても、自ら購入した検査キットでの検査結果がなければ受診できないというシステムは、経済的弱者を医療から排除する非道なシステムになるのではないのでしょうか。

これまでどおり、希望する方に抗原検査キットを郵送する方法を講じるべきだと考えますし、少なくとも生活保護受給者をはじめとする経済的に厳しい方々に対する検査キットの購入費については具体的な措置を講じるべきだと考えますが、知事にお伺いをいたします。

県は、新型コロナ対応ステージを警戒強化に引き上げました。会食は可能な範囲で規模縮小、時間短縮、また高齢者等の重症化リスクの高い方は感染リスクが高い場所への外出は控えるなどの対応を県民に求めています。第8波の拡大期が年末年始の書き入れどきと重なり、県からの求めにも伴って、小売店、飲食業など小規模事業者、個人事業者への悪影響が危惧をされます。

新事業チャレンジ支援事業費補助金は設備投資が必要で、その下限が50万円であり、小規模な事業者には活用のハードルが高いと言えます。新事業への挑戦支援はもちろん重要ですが、同時に、地域経済を支える小規模事業者、個人事業者の事業継続も本県の産業振興にとって死活問題です。中根議員の代表質問でも示したとおり徳島県、また北海道なども独自の支援金を設けています。

年末にかけ、倒産、廃業が懸念をされる小規模事業者、個人事業者への支援の必要性をどう考えておられるか、またその事業継続を図るために、原材料費や光熱費などの上昇、また売上減少を補填する支援金などを検討するとともに、国へも要望すべきと考えますが、商工労働部長

にお伺いをいたします。

次に、コロナ禍における学生支援についてお聞きをいたします。

第7波では、学生の感染も多く、特に県外出身で一人暮らしをしているなど、頼るところがない大学生が、民間のボランティアに医薬品や食料の配送など支援を求める状況が生まれました。これを教訓に、第8波では、学生に対し公的な支援が届くようにする必要があります。

まず1点目は、学生が発熱した際の検査・医療アクセスの問題です。先ほど述べたように、発熱した際に抗原検査キットや1週間分の食料、医薬品などの備蓄が求められています。物価高騰も受けて、学生向け食料配付で食料を受け取る学生も再び増加傾向にあると聞いています。このような状況の中で、全ての学生が抗原検査キット、食料、医薬品等を備蓄できるとは思えません。また、基礎疾患などのない若年層は、症状の強い場合に限って医療機関を受診することとなっています。必要な医療にかかれない学生が生じることが強く懸念をされ、急激な状態悪化など不測の事態が起こりかねません。

取り残される学生を生み出さないため、日常的に学生と接し、住所、連絡先等も把握し、相談窓口等も開設をしている所属大学等において支援できるスキームが必要なのではないかと考えます。具体的には、大学等による学生への抗原検査キットの配付や、大学内の保健管理センター等を活用し学生に医薬品を処方するなど、学生が医療的ケアにアクセスできる体制整備が必要です。

大学が学生用に抗原検査キットを確保するための財政支援を行う考えはないか、また学生への医療的ケアを含めた大学内の支援体制を構築していただくよう個別具体的に協力を要請する考えはないか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

2点目は、日常的な食料支援の問題です。コロナ禍に物価高騰が重なったことで、学生の生活状況の悪化が続いています。私たち日本共産党県議団は、11月24日に政府要望を行い、文科省とコロナ禍の学生支援について交渉をしてきました。文科省からは、大学に対し、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援についての依頼文書などの事務連絡も行い、学生支援を要請しているとの回答がありました。

また、日本学生支援機構が、学生支援寄附金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）を創設、大学等が学生に食費等の費用を支援する取組に対し経費の2分の1を助成するため16億円を予算化しているが、約4,000校の対象に対し、2021年度決算306校、約2億円の活用にとどまっているとの回答もありました。

県内大学等においてこの助成事業を活用した事例があれば、その学校と支援内容について、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。あわせて、活用していない学校については、その理由についてもお聞きをいたします。

この助成事業の来年度の継続を要望するとともに、活用を促すために県内大学等に強く要請する考えはないか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、森林作業道について伺います。

高知県の発展は中山間地域の発展にかかっており、その主たる産業は県土の84%を占める森林林業の振興です。県も産業振興計画に位置づけ、原木の増産体制等に取り組んでいます。

原木生産を加速させる上で、林道、作業道の開設は必要な施策です。しかし、昨年12月議会で我が党の米田稔県議が指摘をしたとおり、皆伐後の山地崩落や、林道、作業道を起点とする土砂災害も引き起こされています。先日、いの町の山間地の方から、急傾斜地崩壊危険区域の

裏山に造られた作業道から複数の崖崩れが生じていることに対する今後の対応についての御要望が寄せられ、私も現地を確認させていただきました。この問題は、この場所にとどまらず、今後の林業振興、住民の安全を守る上で問題点を整理し今後に生かす必要を痛感して、以下質問をさせていただきます。

今回問題となっているのは、いの町上八川地区で、中央構造線の南側に位置し地滑りや土砂災害が多いことでも知られている三波川変成帯に属した、急傾斜地崩壊危険区域周辺地域での森林作業道の工事です。

この地域では、平成24年から26年にかけて整備した柿平線という支線で土砂災害が発生をし、土砂が谷を下り、国道194号からその下の仁淀川の支流まで大きな岩や土砂が到達した、また平成29年度に整備をした作業道の支線4号沿いで、間伐した木材が山肌を滑り、国道194号の山側に設置をされている土砂災害防止用の金網を突き破り、国道を飛び越し川にまで到達するという災害が生じたとお聞きをしています。

そして、昨年8月に、森林作業道本郷馬路本線から支線である本郷馬路本線迂回路にかけて、人家の真上で土砂災害が発生しました。幸い、崩れた土砂は下の迂回路で止まりましたが、二次災害で下の人家を直撃する極めて危険な状態にあり、県も現地の調査を行い、この11月に、いの町や事業者の事業で災害復旧工事が完了いたしました。

土砂災害を誘発したこの迂回路は、平成29年度に、延長251メートル、幅員3メートル、総事業費122万円。県の造林事業費補助金、森の工場活性化対策事業費補助金、いの町の森林づくり交付金事業費補助金の3つ合わせて114万円余り、補助率93.3%と、極めて高率の補助金で事業が行われています。

この葛川地区は、葛川地区急傾斜地崩壊危険

区域に指定をされていますが、森林作業道迂回路の一部がこの区域に入っていないか住民の方が確認をしている中で、急傾斜地崩壊危険区域を定めた標柱が撤去、放置されているのを発見し、中央西土木事務所職員に報告し、確認を求めました。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、区域内での切土等を行う場合、知事の許可を得ることが定められていますが、この箇所は許可を受けておらず、7月25日に違法な行為が行われたことを中央西土木事務所の職員と確認したと聞いていますが、それは事実でしょうか、土木部長にお伺いをいたします。事実とすれば、急傾斜地崩壊危険区域の中でどのような法律違反を犯しているのか、またその行為に対し、今後どのように監督責任を果たしていこうとされているか、土木部長にお聞きをいたします。

県の森林作業道作設指針では、切土高は局所的に超えることがあっても1.5メートル程度以内とすることが望ましく、なおかつ高い切土が連続しないように注意すると定めています。独立行政法人森林総合研究所が2012年に出した森林作業道開設の手引きによると、切土法面の崩壊箇所を調査した結果、崩壊の8割以上が切土高が1.5メートル以上で起こっています、また地山傾斜が30度を越えると崩壊が多く見られるようになりますと記述をしています。

この迂回路の標柱が立っていた地点と迂回路全体で最も高い地点の切土高は幾らで、それは局所的か、連続しているのか、また災害が起きた本線の路肩から下の人家もしくは国道までの傾斜は何度あるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

住民の方からは、この迂回路を工事するに当たり、事業者が本来必要な手続がなされていないとの指摘もあります。標柱を設置している土

地の所有者は道を抜くことに反対しており、全ての地権者の同意を得ていない。また、標柱のあった土地の地目は畑のまま、農地法の手続を取るか地目を山林に変更してからでないと本来は工事に入ることはできませんが、手続が取られていないとのこと。

森林作業道の整備について、平成28年12月議会で、石井県議の質問に対し当時の林業振興・環境部長は、森林作業道作設指針等に基づいた壊れにくい道づくりを進め、開設後は管理台帳を作成して適切な維持管理を行うよう指針等に基づいた指導を行っている」と答弁をされています。しかし、この現場においてそうした指導が行われていたなら、こうした事態にはなっていないのではないかと言わざるを得ません。

この間、住民の方が情報を集める中で、補助金申請資料も平面地図に路線図を引いただけで、傾斜なども不明な極めて簡易なものであったこと、作業道完了後も、補助金額が適切かとの確認はされたが、指針が遵守されているかなどの確認はされていないということが明らかになったとのこと。

作業道作設事業者からの補助金申請書提出時点でこの箇所が指針に基づき妥当なのか、完了後指針が遵守されているのかのチェックや指導は県、市町村のどちらが行うのかなど、部長が答弁をされた指導とは具体的にどのような体制でどのような手順に沿って実施をされているのでしょうか、林業振興・環境部長に伺います。

森林作業道作設指針は、適切な森林保全と管理のため、作業道を作設する上で考慮すべき最低限の事項を目安として示したものであり、きちんと事業者にも考慮させなければ意味を持ちません。指針を守るべき責任は当然事業者の方にありますが、守らせる責任は行政にあります。今回の問題が生じた原因には、造林事業費補助金、森の工場活性化対策事業費補助金が、事業

完了後に補助金の交付申請を行うという異例の措置となっている点も挙げられます。

今回の違法行為を含めた問題を受け、何を教訓とし、今後チェック体制の強化など、どう改善を図るお考えか、林業振興・環境部長に伺います。

本県のような急峻な地形での木材搬出に最も適しているのは、かつて各地で行われていた架線集材での作業システムであり、県も、土砂の流出または隣地の崩壊のおそれのある場合は作業道によらず架線集材を検討するとしています。

有資格者の減少やコスト高の問題もありますが、災害復旧に係る経費を鑑みて、県としても対策を講じるべきと思いますが、この項は知事にお伺いをいたします。

次に、土佐市宇佐のメガソーラー開発計画について伺います。

土佐市宇佐地区の太陽光発電事業計画の立地場所が、高知県が定める太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインで設置を避けるべきエリアとされている崩壊土砂流出危険地区に大半が含まれていることがこの間明らかになりました。宇佐の自然を守る会の皆さんの調査と高知民報社の報道によって、県民に知られることとなりました。

問題の重大性は——計画を実施するための森林伐採等の許可について県が判断するために開催をした高知県森林審議会森林保全部会では、この情報が委員に提供、明らかにされていないまま林地開発の許可を認めてしまっており、このまま推し進めることは決して認められるものではありません。同部会が開かれたのは2020年8月3日で、それを受けて県は8月27日に開発許可を決定しています。議事録は公開されていますが、配付された審議資料を含めて事務局が計画の内容を説明し、ガイドラインについても言及はしているものの、計画地が崩壊土砂流出

危険地区であることに一切触れないまま審議を進めています。

委員からは、2014年に災害が発生をし、下流域の住民に避難指示が出された経緯も踏まえ、大規模開発への懸念が繰り返し示されました。しかし、事務局の県は、過去の災害については審査されていない中でずさんな工事が行われていたなどと述べる一方、今回の開発については計画上安定すると判断しているなどと説明し、許可は適当と押し切っています。

これについて、先日県は、崩壊土砂流出危険地区に該当するエリアであることを情報提供していなかったことを認めています。なぜ部会においてそのような重大な内容を委員に提供、報告しなかったのか、経過と明快な見解を林業振興・環境部長に求めます。

法的拘束力がないとはいえ、県自らが設置を避けるべきと定めているエリアに該当する重要な情報が委員に共有されていれば、審議の結果が変わった可能性は否定できません。しかも、今年7月の台風4号の雨により、開発申請地のすぐ西側にある塚地坂トンネルの南口から約100メートル西側の山側で巨岩の落下や約100立方メートルの土砂崩壊が起っています。

このエリアは、開発申請地と一帯に崩壊土砂流出危険地区に判定をされているところです。開発申請地内でも、作業道の斜面が数か所崩れたと説明もされていました。まさに林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づき県が判定をした崩壊土砂流出危険地区の危険性を事実で示していると言えるのではないのでしょうか。

許可の正当性に重大な疑義が生じていることから、一部始まっている現場の工事を緊急に差し止め、許可内容を早急に再審査すべきと考えますが、林業振興・環境部長のお考えを伺います。

開発計画地には、過去には避難指示まで出た

災害場所も含まれています。だからこそ、委員からは、県内でも例がないと言われる急傾斜地における開発でもあり、傾斜は急で大丈夫かと懸念する意見が相次いでいましたが、これに対して県は、表層土は薄く、硬い岩が出てくることから、傾斜は急だが浸食されても崩れることはないとの説明に終始をしています。開発許可ありきの対応と受け取られる説明です。

しかし、開発地は、県が崩壊土砂流出危険地区と判定をし、県が策定をした太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインは、その崩壊土砂流出危険地区を、設置を避けるべきエリアと明確に位置づけ、用地の選定にあつては十分考慮し検討してくださいと述べているのです。かつての林業部門での幹部は、県が自分で決めたガイドラインで設置を避けるべきとなっている場所であれば許可しない方向で動くのが通常だ、そうでなければ何のためのガイドラインなのかということになってしまうとのコメントを出し、さきの高知民報が紹介をしています。これがガイドラインの趣旨に沿った県の基本姿勢であるべきです。

現に、開発計画地内での土砂崩壊、同じ危険地区に指定をされている西側の山の崩壊などが実際に起っていることや、また県内で例のない急傾斜地での太陽光発電設置、過去の災害の不安定な盛土の残置存在などのリスクがあり、それらに対して安全を確保できる技術、保証があるとは言えないのではないのでしょうか。

開発許可に関する審査、指導に当たっては、ガイドラインに記載された用地の選定に係る制約を踏まえた上で、どのような検討がなされて許可という結論に至ったのか、具体的な検討経過について林業振興・環境部長に伺います。また、県は責任を持って災害や水害などを発生させるおそれがないと判断できるのでしょうか、林業振興・環境部長に伺います。

さらに、今月6日付の高知新聞に報道されましたが、この開発事業者が林地開発許可条件に違反して残置森林を伐採した問題に関してお伺いをいたします。現地の土佐市は、事業者の行為が県の許可条件遵守などを求める誓約書に明確に違反しているとして、再発防止策を講じるよう指導したと報道がされています。県は、事業者から間違っって計画外の森林約1,235平方メートルを伐採してしまったと報告を受けてしています。

県は今回の違反行為にどう対応してきたのか。事業者は間違っって伐採したと言いますが、山林といえども1,235平方メートルもの伐採はとも考えられません。林業振興・環境部長に、経過を含めて見解をお聞きいたします。

事業者は、太陽光パネル設置の候補地としてこの伐採地を検討するつもりとの話もあるとのことですが、意図的であり、悪質とも言えるのではないのでしょうか。今後の県の対応を含めて、林業振興・環境部長に併せてお伺いをいたします。

事業者は、住民との約束をほごにし、重要な洪水調整池設置よりも先に森林伐採や作業道の造成を進めようとするなど、今回の違反も含めて、許されない許可条件違反などを繰り返しています。

県はどう受け止めているのか、また森林開発行為に係る許可条件における22項目の1番に、以下の条件に従って開発行為を行わない場合はこの許可を取り消すことがあると規定をしています。これに基づいて早急に対応を検討し、許可の取消しを発動すべきと考えますが、林業振興・環境部長にお考えを伺います。

最後に、特別支援教育について伺います。

県立山田特別支援学校や県立日高特別支援学校の狭隘化解消を目的として、今年度高知江の口特別支援学校の跡に、日高特別支援学校の分

校として高知しんほんまち分校が開校しました。

しんほんまち分校を開設するに当たり、「ゆたかに学べる教育の実現をめざして高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくる会」、略称学校をつくる会の方々からは、一歩前進の側面はあるものの、県教育委員会が示した計画では定員の問題でも教育内容においても課題解決につながらないのではとの指摘が相次ぎました。

この分校の定員は、1学年、高等部16人、中学部6名の22人で、今年度の入学者は高等部13人のみで、中学部は入学者がいないままでのスタートとなりました。今年度開校したばかりですから、今後どのように存在意義をつくっていくかが問われていますし、中学部入学者がゼロという状況の改善は急がれるのではないのでしょうか。

学校をつくる会に参加をしておられる保護者の方などからは、県教委が特色ある分校にするため求める生徒像を学校説明の中に書き込み、保護者や教員に説明していることで、混乱が起きているとの指摘があります。県教委が示した求める生徒像は、身の回りのことは指示に応じて一人でできる生徒、目標達成に向けて努力できる生徒、就労を目指す生徒という3点です。

一方、中学部の校区である高知市教育委員会の入学決定基準の考え方は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度、知的障害では知的発達の遅滞があり意思疎通が困難で、日常生活で頻繁に援助が必要、この程度に達しない場合は、社会生活への適応が著しく困難と判断される程度でなければ、特別支援学校ではなく特別支援学級に在籍すべきとなっています。高知市教育委員会の中学部への入学決定基準と県教委が掲げる求める生徒像の乖離が大きいがゆえ、入学者ゼロという状況をつくり出していると思います。

教育長はこの事態をどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

設置者として、高知市教育委員会との協議が必要です。協議に当たって、県としての考え方を整理しておく必要があるのではないのでしょうか。

まず、高知しんほんまち分校に中学部を設置した狙いです。同じような機能を持つ日高特別支援学校高知みかづき分校には高等部しかありません。なぜしんほんまち分校には中学部を設置したのでしょうか。また、保護者や特別支援に関わる教員からも、小学校卒業段階で義務教育である中学部を選択するのに、就労を目指すといった生徒像が必要なのかとの声もあります。どのように受け止めておられるか、教育長に伺います。

さらにもう一方では、通常学校での特別支援学級の教育条件に不安を感じている保護者からは、専門的な教育を充実して受けさせたいとの思いから、特別支援学級ではなく特別支援学校に行かせたいとの願いもあります。そうした保護者がこの分校への就学を希望したけれど、高知市が行っている決定基準では障害の程度が厳しく定められているため、その思いが届かないという実態もあります。

高知しんほんまち分校中学部の有効活用のため、高知市教育委員会との協議もされていると思いますが、この点についての協議の結果を教育長にお伺いをいたします。

この項の最後に、特別支援学級の課題について伺います。通常学校での特別支援学級は、2012年以降の10年間で523学級から今年度の666学級へと急激に増加をしてきました。その特徴は、自閉症、情緒障害と判定される児童生徒が2012年の469人から10年間で1,528人へと、毎年100人近く増加をしていることです。

本県は、障害種別で学級を編制するという先

進的な取組を築いていますし、県教育委員会も課題意識を持って相談支援体制や教員の指導力の向上施策などを打ち出していますが、現場の困難は深刻さを増す一方です。ある教室では、学年がばらばらの7人の知的障害児を1人の担任が見ていて、教員自身も、満足いく指導・支援が難しく、納得いく支援ができていないしんどさ、保護者の期待に応えられないもどかしさを感じていると語っています。また、高知市の自閉症、情緒障害の特別支援学級の在籍者は平均で5.4人となっており、担任の手が回らないことから、交流学級への同行もできず、一人一人に適した指導がしづらい実態にあります。

せめてクラスに3学年以上が在籍する場合は複数配置にするといった対応ができないか、教育長に伺います。

特別支援教育の就学についての教育相談支援について、高知市以外では県立学校の職員が支援に参加をしています。今年度、235学級で、児童生徒数も県内の約半数を占めている高知市への就学のための教育相談支援体制の充実を図る必要があると思いますが、どう対応されるか、教育長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関連いたしまして、医療的ケアに不可欠な物品、薬は、本来、公的保険で診療、投薬すべきではないのかというお尋ねがございました。

この夏の第7波におきましては、全国的に感染者が急増したことによりまして、発熱外来が逼迫をし、受診が困難な状況となりました。このため国におきましては、重症化リスクの低い方が自分で感染の有無を判断できますように、一部の検査キットを薬局などで購入できます一

般用検査薬として承認をいたしたところであり
ます。

この検査キットで陽性が判明をした方のうち
軽症の方は、軽度の発熱がございまして、薬
局で購入ができる解熱薬を服用すれば、医療機
関を受診しなくても自宅での療養が可能とな
ると、そういった環境が整ったわけございま
す。このような方が相対的に増えてまいりま
すと、医療機関の発熱外来の混雑を防止する
という効果が期待できるわけでありまして、
高齢者などの重症化リスクの高い方が発熱
した場合に速やかに医療機関を受診し早期
に薬物治療につなげるといった環境が整
うという、そうした効果も期待できるわけ
ございまして。

本県におきましても、感染拡大期におきま
しては発熱外来が混み合ひまして、早期の
治療が望まれる重症化リスクの高い方の
受診が遅れることを避けるということが重
要になると考えております。そのため、特
に重症化リスクが低い若い方々には、本
県、公的保険の対象となり得るものでは
ございまして、あらかじめ自費での検査キ
ットの備蓄を推奨させていただいている、
そういうものであります。なお、若い方々
でありまして、症状が重い場合にはため
らわずに医療機関を受診していただくよ
うにお願いをいたしております。

次に、検査キットについて、希望する方
や生活保護受給者をはじめとする経済的
に厳しい方々への措置を講じるべきでは
ないかとお尋ねがございました。

第7波におきましては、全国的に感染が
急拡大をしたということがありまして、
検査キットの供給が追いつかずに入
手が困難な状況となっていたという
状況がございました。こうしたこと
から、国から配付をされた検査キ
ットを県から無料で配付をするという
特例的な扱いを行っ

たわけでございます。

その後、流通状況が改善をされま
して、検査キットが入手をしやすい状
況となりましたために、この無料配
付は休止をいたしております。た
だ、今後、発熱外来や流通状況が
再び逼迫をし、自ら検査キットを
入手して検査することが客観的に
難しいと、そういった状況にな
った場合には、速やかにこの無
料配付の事業を再開したいとい
うふうに考えております。

また、今回の呼びかけは、経済
的な理由などで検査キットの購
入が困難な方々が発熱等の症
状の出られた場合にまで自己
検査を求めるといった趣旨では
ございまして、このような場
合には速やかに医療機関で
受診をしていただくよう
にお願いをいたしたいとい
うふうに考えております。

最後に、森林の作業道に
関しまして、急峻な地形
での木材の搬出におきま
して、作業道によらない
対策を講じるべきでは
ないかとお尋ねがござ
いまして。

本県におきましては、森林の約6割
が傾斜30度以上の急傾斜地に分布
をしているところであります。こ
うしたことから、本県では、架
線による集材が他県に比べて
発達をしております。ワイヤー
を使って、作業道でない方法
で集材をするということ
であります。しかし、最近
では、操作をする技術者が
減少いたしましたこと
がございまして、こ
うした架線集材の方法
の活用機会が減少して
きているというのが
実態でございまして。

一方で、議員御指摘のと
おりでございまして、
急傾斜地におきま
す作業ルート
の設定は、安全
面あるいは経済
面などから慎重
な検討が必要
でありまして、
その意味で、
架線集材とい
うことも有力
な選択肢であ
るといふよう
に考えている
ところであり
ます。このた
めに、架線集
材に係

ります人材の育成あるいは新たな技術の導入などについても併せて進めていく必要があるという認識でおりまして、そうした取組を県としても進めてまいっております。

人材育成につきましては、県立の林業大学校におきまして、架線シミュレーターを活用しながら、架線集材に必要な資格を取得させるといった取組を進めております。また、新たな技術の導入につきましても、近年開発をされました無線操作が可能な集材機などの安全性、生産性の実証を行っております、こうした成果の普及に取り組んでいるところであります。

加えまして、現在整備中の森林クラウドは、架線集材のシミュレーションにも活用できます。こうしたことから、地形条件に応じた作業システムを事前に確認することが可能となるというメリットがあると考えております。

こうした架線集材の活用に係る取組も着実に進めていくということによりまして、急傾斜地の森林を多く抱えます本県林業の課題解決を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 高齢者など重症化リスクの高い方の発熱外来受診の考え方についてお尋ねがございました。

高齢者や基礎疾患のある方々など重症化リスクの高い方に発熱等の症状がある場合、自己検査の必要はなく、速やかに医療機関を受診していただく必要があります。従前の県のホームページでは、こうした重症化リスクの高い方にも自己検査を求めるとの誤解を与えかねないものとなっていましたため、議員の御指摘を受けて、表現、構成を見直したところでございます。引き続き、正確で分かりやすい広報啓発に努めてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 小規模事業者、個人事業者の事業継続への支援についてお尋ねがございました。

まず、小規模零細・個人事業者の資金繰り支援につきましては、特別小口融資の償還期間の延長や伴走支援型特別保証融資の融資枠の増額などにより、これまでも対応を行ってきているところです。年末にかけましては、信用保証協会や金融機関などと連携し、金融相談窓口も設置し、対応をしていきたいと考えております。

次に、支援金について申し上げますと、現在の経済状況は、回復に向けた動きの中でエネルギー・物価高騰に見舞われており、その長期化も予想される状況にございます。こうした状況下においては、先々の事業の継続につなげていくために、できるだけ早く力強く構造転換を促していくことが必要と考えます。

仮に、お尋ねのありました支援金を創設すると、10億円を超える予算が必要となり、その場合には、財源に限りがありますことから、他の必要な対策ができないこととなります。このため、現段階で県として支援金制度を創設することは考えておりません。

また、国に対しましては、これまでの政策提言により、このたびの総合経済対策にエネルギー高騰対策などが盛り込まれたところでございます。まずは今後の経済状況を注視し、その上で必要があれば、さらなる対策について政策提言を行ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、大学が抗原検査キットを確保するための財政支援と、大学における医療的ケアを含めた学生への支援体制の構築の要請についてお尋ねがございました。

大学による検査キットの確保につきましては、高知県立大学及び高知工科大学では、これまで

も数回にわたって一定数の抗原検査キットまたはPCR検査キットが備蓄されてきておりますため、県として新たな財政支援を行うことは考えておりません。

また、医療的ケアを含めた学生への支援につきましても、既に両大学ともに、学内に設置されている健康管理センターの保健師、看護師が中心となって対応がなされております。具体的には、発熱などの症状を自覚した学生から相談を受けた際には、その状況を丁寧に聞き取った上で、必要に応じて医療機関との受診調整や、一人暮らしの学生については医療機関や宿泊療養施設への送迎を行うなど、手厚い支援が行われてきております。

県といたしましては、今後も各大学において学生へのきめ細かな支援を行っていただきたいと考えております。

次に、県内の大学などにおける日本学生支援機構の助成事業の活用事例と、活用していない学校の理由についてお尋ねがございました。

本年度、県内の大学などでこの事業を活用した学校は、高知大学と高知医療学院の2校であります。いずれも食費への支援に活用されており、高知大学では新入生全員に大学生生活協同組合の利用券3,000円分を配付し、高知医療学院では在学学生全員に5,000円の助成を行ったとお伺いしております。

他方、この事業を活用していない高知県立大学及び高知工科大学におきましては、後援会や同窓会からの支援や県内の企業からの寄附をいただいております。学生数などに関わらず一律に補助率が2分の1、上限額が1大学100万円とされている当該事業を活用するには至っていないと聞いております。

最後に、日本学生支援機構への当該事業の継続の要望と、県内の大学などに対する事業活用の要請についてお尋ねがございました。

この助成事業につきましては、本県の大学などだけでなく全国的に見ても十分な活用はなされていないものと承知しております。その要因としましては、補助率や上限額の設定などの点で、各大学などにとって使い勝手がよい制度とはなっていないことがその一つではないかと受け止めております。

このため、県といたしましては、日本学生支援機構に対し、事業の継続と併せまして、各大学などが活用しやすくなるよう、学生数や事業内容などに応じて補助率や上限額などを見直していただくことにつきましても要望してまいりたいと考えております。その上で、高知県立大学及び高知工科大学に対しましては、この事業の活用も含め、経済的に困難な状況にある学生に引き続ききめ細かく支援を行うよう要請してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 急傾斜地崩壊危険区域内で知事の許可を受けずに違法な工事が行われた事実があるのか、また事実である場合の法律違反の内容と県の監督責任についてお尋ねがございました。

御指摘の葛川急傾斜地崩壊危険区域内におきまして、森林作業道の整備による切土等の行為が知事の許可を受けずに行われていたことを中央西土木事務所が本年7月25日に確認しており、違法な工事が行われていたことは事実でございます。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条では、区域内で切土や盛土等の行為を行う場合は知事の許可を受けるよう定めており、本工事はこれに違反しております。

県では、工事を行った業者に対して、まず、区域内での制限行為を行う際には知事の許可が必要であることを8月に口頭で指導したところでございます。

引き続き、現地の状況を確認し、斜面の崩壊

を助長、誘発する可能性がある」と認められる場合には必要な対策を実施するよう、適切に指導を行ってまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) まず、急傾斜地崩壊危険区域の標柱が設置されていた地点及び森林作業道迂回路全体で最も高い地点の切土高とその連続性について、また災害が起きた本線の路肩から下の人家または国道までの傾斜角度についてお尋ねがございました。

県の森林作業道作設指針は、国の指針に従い、局所的な場合を除き、切土の高さは1.5メートル程度以内が望ましく、かつ高い切土が連続しないよう配慮が必要としています。

標柱が設置をされていた地点の切土高は6.7メートル、最も高い地点は9.5メートルでございます。また、切土はほぼ1.5メートルを超え、連続しています。本線の路肩から最も近い人家までの平均傾斜は約40度、国道までの平均傾斜は約29度で、いわゆる急傾斜となっています。

指針に基づく切土の高さに配慮する必要がありますが、地形が複雑で急傾斜の森林が多い本県では、切土が高くなる傾向にあります。その場合でも、国の指針に基づき定めた地質や土質等の条件に応じた切土の標準勾配は守るように指導をしてきています。今回の森林作業道につきましては、部分的な高い切土や連続した切土というふうになっておりますが、切土の標準勾配は適合していると確認をしています。

次に、森林作業道作設指針に照らした工事箇所 の妥当性や工事完了後の同指針の遵守について、またチェックや指導を行う際の体制と手順についてお尋ねがございました。

まず、補助金を受けようとする森林作業道について、森林作業道作設指針に適合するかどうかのチェックや指導につきましては、交付を行う県や市町村がそれぞれの補助金交付要綱等に

基づいて行うこととなります。

県の手続においては、事業者は工事に先立って、実施予定箇所及び概算事業量等を記載した事前計画書を所轄の林業事務所に提出することとしています。林業事務所は、内容や計画性等を確認し、事業規模や線形、開設量などが適切であるかどうかなどの必要な指導を行うこととしています。

森林作業道の補助金交付申請は、事業終了後、速やかに行うことと定めています。その際、所轄の林業事務所の検査員が、関係書類や現地において森林作業道作設指針の適合確認等を行い、不適合の場合には手直しの指導または不合格である旨を通知することとしています。

次に、今回の違法行為を含めた問題を受け、何を教訓とし、どう改善を図るのかのお尋ねがございました。

今回、葛川急傾斜地崩壊危険区域内において森林作業道の整備をしたことにつきましては、事後申請方式という事業の特殊性から、事前確認が十分できていなかったことに起因したものと捉えています。

こうしたことを防ぐには、事業実施前に法的制限や必要な許可等の有無をしっかりと確認することが重要と考え、事業者から提出される事前計画書にチェックシートを追加することとしまして、本年4月から運用を開始しております。あわせて、県の森林作業道作設指針についても、必要となる方針を加えながら、しっかりと周知していくことが必要だと考えています。

そのため、近年の局所的な豪雨による災害発生 の状況を踏まえた国の指針に基づき、開設を避ける場所や配慮すべき工法、傾斜に応じた作業システムなどを指針に追記し、周知を図ってきたところでございます。

今後は、こうした取組の実効性を高めながら、林業振興と地域の皆様の不安解消の両立に努め

てまいります。

次に、太陽光発電の事業計画における立地場所が崩壊土砂流出危険地区に該当することを森林審議会森林保全部会において報告しなかった経緯と見解についてお尋ねがございました。

崩壊土砂流出危険地区を含む山地災害危険地区は、治山事業実施箇所を選定や優先度の判断のための目安となるものとして、また市町村等における警戒避難体制の整備のための基礎情報として活用しています。

太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインでは、崩壊土砂流出危険地区等については設置を避けるべきエリアとなっていますが、森林法に基づく保安林や土壌汚染対策法に基づく要措置区域等、法で設置が認められていないものと違って、設置は可能となっています。その上で、設置する場合は、植生マットの使用や沈砂池の設置、切土のり面への擁壁の設置、調整池等の貯留施設の優先設置等、防災面での対策を行うよう求めています。また、開発事業が完了した後は、防災面での対策が施され、森林でなくなることから、崩壊土砂流出危険地区から外れるといったこととなります。

一方で、林地開発許可制度は、森林の持つ災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という4つの機能が損なわれることがないよう、技術的に詳細な許可基準を定め審査するものです。事業計画区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれることについては認識をしておりましたが、森林審議会森林保全部会は、林地開発許可制度に基づき、許可基準に従って県が審査した事項を審査いただく場であるということから、報告をしていなかったものでございます。しかしながら、森林審議会森林保全部会においてガイドラインの情報提供をしておりますことから、併せて計画区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれるといった情報についても提供すべきであっ

たというふうに考えています。

次に、工事を差し止め、許可内容を再審査する必要性についてお尋ねがございました。

林地開発許可制度においては、先ほど申しましたとおり、4つの機能が損なわれることがないよう、技術的な視点から審査をするものです。当該地につきましても、森林審議会森林保全部会では、災害の防止等に関する林地開発で審査すべき事項について、図面等を確認していただきながら説明いたしました。

特にこの案件は、森林審議会森林保全部会で意見を聞く基準であります開発面積10ヘクタールには満たなかったものの、極めて近い面積であること、また平均傾斜34度の急斜面であること、過去に他事業者の開発行為に起因する土砂災害が発生したことを踏まえ、慎重を期して諮問したものであることを、森林審議会森林保全部会の場で説明をいたしました。

また、事業者からは、事業計画区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれていることを踏まえて、災害の原因となる可能性のある表層土の除去、浸食防止と表面水の分散、流速の軽減を目的とした植生シートの施工など、対策を実施した上で太陽光パネルを設置する計画が提出をされました。

森林審議会森林保全部会においては、こうした計画であることを説明し、技術的、専門的な見地から様々な御意見をいただきました。その上で、洪水調整池などの防災施設の先行設置を許可条件に加え、県として許可の判断を行ったものです。このため、森林審議会森林保全部会での議論は適正に行われており、再審査を行うことは考えておりません。

次に、開発許可に関する審査、指導に当たっての具体的な検討経過と、県は責任を持って災害や水害が発生するおそれがないと判断できるのかのお尋ねがございました。

県では、太陽光発電事業者等から事業実施に向けて相談があった場合には、先ほど御説明をしましたガイドラインの趣旨を踏まえて概要説明を行うこととしています。本件につきましては、事業者から当ガイドラインに関し事前に相談があったことから、ガイドラインの概要について説明をしています。その際、県は、事業計画区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれていることを認識し、事業者はその旨伝えたものの、事業者は、事業地の変更はしないとの考えを示しました。

その後、事業者からは、先ほど御説明しましたとおり、太陽光パネル設置場所の全面に植生シートを設置することや沈砂池の設置等、また切土のり面への擁壁等も含めて、ガイドラインの趣旨を踏まえた計画が提出をされました。また、過去の災害により不安定土砂が堆積している区域では、洪水調整池等の設置に伴い不安定土砂が除去されることや、調整池の管理道の設置による土砂の締め固めなどにより、災害等のリスクを軽減する計画となっています。

当該開発地は、林地開発許可制度の基準を満たす計画であると認めて許可をしており、必要な防災対策ができていると判断をしております。

次に、開発事業者の許可条件違反に関し、どのように県が対応したのか、また経過を含めた見解についてお尋ねがございました。

令和4年9月12日に開発事業者が来庁し、台風による倒木を処理する際に誤って残置すべき森林を伐採したとの報告がありました。このため、同日、現地調査を行った結果、開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと、開発行為の計画を変更するときは許可の変更申請等を行うことの2つの許可条件に違反している事実を確認いたしました。

その後、9月14日に文書による行政指導を行い、防災施設を除く全ての開発行為の中止及び

計画外の伐採による土砂流出防止のための応急措置計画の提出を求めました。そして、9月16日付で事業者から提出のあった応急措置計画は適当であると判断をし、9月22日に受理通知を行い、計画内容に基づき速やかに実施するよう指示をしております。

事業者は、9月28日に応急措置を完了し、10月6日付で応急措置完了届の提出がありました。このため、県は10月18日に現地確認を行い、翌日付で応急措置の完了届を受理した旨の通知を行ったところです。

今回の違反行為につきましては、誠に遺憾であるというふうに考えております。今後、こうしたことがないように、県としましても定期的に巡回を行いながら適切に事業者を指導してまいります。

次に、違法に伐採した土地を太陽光パネル設置の候補地として検討することについて、今後の対応を含めてお尋ねがございました。

議員のおっしゃるとおり、事業者からは、伐採した区域に太陽光パネルを設置する可能性もあるということを聞いております。開発行為に当たり、残置することとしていた森林を伐採した場合は、森林に復旧するといったことが基本となります。今回、残置森林を伐採したことにより、当初の計画と相違することとなり、太陽光パネルを設置する場合も、植栽し復旧する場合も、いずれの場合も変更の手続が必要となります。このため、事業者に対して、変更計画を速やかに提出するよう指導をしています。

しかしながら、いまだに変更計画の提出がされていないことから、県としましては、期限を設けて変更計画の提出を求めることを今考えているところでございます。仮に期限までに変更計画が提出されなければ、森林法の規定に基づき、復旧命令を発出することを検討してまいります。

また、誤って伐採された場所にパネルを設置するという計画が提出された場合は、内容をしっかりと確認し、技術基準に照らし合わせ、変更を許可すべきかどうか審査をしております。

最後に、事業者の許可条件違反に対する受け止めと、許可条件にのっとり許可の取消しを発動する必要性についてお尋ねがございました。

今回、許可条件に違反した行為につきましては、誠に遺憾であると考えております。このため県では、許可条件違反等を犯した事業者に対して、違反した事項を是正するための措置を講じるよう、まずは行政指導を行っているところです。仮に事業者がこの行政指導に従わない場合は、開発行為の中止命令などの監督処分を科すこととなっています。

許可の取消しは、許可条件として取消し権の留保を付して、許可要件に係る重大な義務違反があり、監督処分によっても当該義務違反が解消されない場合には、行うことが可能とされています。このことは、許可の取消処分が強い権利制限であることから、慎重に行う必要があるとされているためです。

当開発地において、事業者は、行政指導に応じて許可条件違反を是正する一定の措置を講じております。このことから、現状においては、直ちに許可を取り消す段階であるとは考えておりません。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、高知しんほんまち分校の中学部に入学生がいないことへの受け止めと、中学部を設置した狙いや生徒像についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

高知しんほんまち分校につきましては、本年度高等部13名の生徒を迎え開校できたことを大変うれしく思っております。しかし一方で、中学部に入学生を迎えることができなかったこと

につきましては、大変残念に思うところであります。

高知しんほんまち分校は、県立山田特別支援学校の狭隘化の問題の解決に向けて、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会からの提言を受けまして設置をしたものでございます。そして、同検討委員会からは、生徒数の増加は中・高等部で顕著であり、まずはこの両学部を設置することが望ましいとの提言をいただいております。

さらに、県といたしまして、高知みかづき分校のような専門的職業教育を行うのではなく、基礎的職業教育を行う学校とすることで、中学部から学べる学校としたいとの思いから、現在の学部構成にしたものであります。こうした学校の特色から、求める生徒像を就労を目指す生徒とし、昨年度、保護者や関係の皆様にお示しをしたところです。

この生徒像につきましては、小学校卒業時点の児童の思いや状態を表したのではなく、あくまでも高等部の生徒をイメージしたものであります。今後、児童生徒や保護者の皆さんにこの生徒像がより具体的に伝わりますよう、補足の説明を加えるなどの改善を図るとともに、入学の可否について判断していただく高知市教育委員会とは、高知しんほんまち分校に入学を希望する生徒の状態などにつきまして十分協議をしてみたいと考えております。

次に、高知しんほんまち分校中学部の有効活用に関する高知市教育委員会との協議結果についてお尋ねがございました。

高知市教育委員会とは、就学に向けた協議を毎年行っておりますが、本年度はそれに加えて高知しんほんまち分校の就学希望状況などについても情報を共有し、協議を行いました。その中で、特別支援学校への就学は障害の程度が法令の規定に該当することが必要条件であること

が原則ではありますが、発達検査の数値のみで判断することがあってはならないことを説明しております。また、子供の成長にとって必要な支援内容を丁寧に検討する必要があること、保護者と合意形成を図りながら総合的に判断する必要があることについてもお伝えをしております。この協議の中で、高知市教育委員会におきましても一定の御理解をいただいたものと考えております。

次に、3学年以上の児童が在籍する特別支援学級への教員の複数配置などについてお尋ねがございました。

本年度、県内の公立小中学校において、3学年以上の児童生徒が在籍する特別支援学級は140学級あります。そのため、この3学年以上が在籍する学級全てに教員を複数配置することは、財政面でも、また教員の確保といった面でも困難であると考えております。

現在、本県では、特別支援学級において多人数で重度の障害がある子供が在籍するなど、担任以外の支援が必要であると考えられる場合には、市町村教育委員会とも協議の上、個別の指導が可能となる児童生徒支援の加配教員を配置するといった支援を行っているところでございます。今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して、特別支援学級の編制基準の引下げについても、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会と共に要望してまいります。

最後に、高知市の就学のための教育相談支援体制の充実についてお尋ねがございました。

特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関する教育相談は、市町村教育委員会が行うことになっております。そして、市町村教育委員会においては対応が難しい障害種については、県教育委員会が申請を受け、県立特別支援学校の教員を相談員として派遣しております。

高知市につきましても同様に、対応が困難とされる視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の4障害種に関して、県教育委員会が相談員を派遣し、支援を行っているところでございます。このほか、高知市は、県の補助金を活用して、専門的な教育相談員を配置しています。

県教育委員会としましては、今後もこうした支援を継続していくとともに、高知市との情報共有を随時行い、個別の相談にも対応し、子供や保護者の支援につなげてまいります。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁ありがとうございました。ちょっと残り時間が少なく、2問目が十分にできないんですけれども、幾つかさせていただきたいと思います。

まず、土佐市のメガソーラー開発の問題ですけれども、先ほどのるるの御答弁をお伺いして、太陽光発電の運営に関するガイドラインの中で設置を避けるべきエリアとしているのに、先ほど部長は、設置は可能なんだとおっしゃいました。それは可能かもしれません。でも、この避けるべきエリアというふうにガイドラインで定めていれば、いかにして避けるのかというのが県の基本姿勢でないといけんじゃないんですか。そうでないから、今、こうした様々な土砂の崩壊の危険性の問題も出てきているじゃないですか。

先ほどのお話では、土砂の流出の危険区域なんだということを事業者には説明をしたと。事業者の説明したのに、なぜ審議会の委員にも土佐市にも住民にもそのことをちゃんと説明していないんですか。まず、そのことを林業振興・環境部長にもう一度お伺いいたします。

そして、今日るるいろいろ説明をいただきましたけれども、このるる説明の大前提は、ここが設置を避けるべきエリアなんだとガイドラインで定められているということだと思っただけですね。その基本姿勢に立って、私は再度住民の皆さん

に説明をすべきだというふうに思いますので、その考えはないかということを経済振興・環境部長に2問目お伺いしたいと思います。

さらに、先ほどこの開発場所に対して崩壊土砂流出危険地区というのが含まれているという、本当に部分であるような答弁をされましたけれども、大半がそうでしょう、ほとんど。もし数字がここで分かるようでしたら、約9.6ヘクタールのうちその地区に定められている区域がどれぐらいの広さなのか、もし答えたら教えてくださいよ。含まれているというレベルの話ではないと私は思っておりますので、その数字がお構いなかったら経済振興・環境部長に再度言っていただきたいと思います。

ここは知事にお伺いをしたいんです。それは事業者への信頼の問題です。先ほど、残置森林の伐採の問題で御答弁がありました。間違っただけ切っちゃいました、でも切ったところにパネルを設置する計画も検討していますって、そんな話がありますか。これは本当に、自分でやっておいて、あとは自分でいいように活用していく、後で届けばいいんだという事業者の姿勢の何物でもないじゃないですか。

さらに、住民の皆さんが怒っておられる貯水池の設置の問題も、住民の皆さんが見とがめたから、それが開発より先に完成するということになったんですけど、言っていなかったらそのまま、貯水池もできていないうちに工事もしていた可能性だってあるということです。

部長は、これから頻繁に——頻繁にと言ったかどうかあれですけど——巡回をして指導していくというふうにおっしゃいました。こういうふうに設置すべきでないエリアに危険性を冒してでも太陽光発電を設置させる事業者にしょっちゅうしょっちゅう指導もせんといかん、巡回もせんといかんって、そんな信頼性のない状況をどう考えるかということは、これは知事

にお伺いをしたいと思います。

最後にもう一点、検査キットの問題とコロナでの対策のことで、知事がおっしゃいました、経済的に困りの方は検査キットで調べなくてもぜひ受診してくださいということを伝えていきますという御答弁だったと思うんですけど、それはすごく大事なことで、ぜひ大いにそのことを周知していただきたい。どういう周知方法でされるかということを知事にお伺いして、私の第2問といたします。

○**経済振興・環境部長（豊永大五君）** 第2問にお答えいたします。

まず最初の、ガイドラインに載っている避けるべきエリアとされているものを認めるかという御質問だったと思います。

基本的には、県としては避けるべきエリアということで、事業者に対してはその旨お伝えし、極力避けていただくようお願いをしているところでございますけれども、先ほど申しましたように、最終的には設置をできないということにはなりませんので、事業者がどうしても設置をするという判断をされた場合には、先ほど申しましたような防災対策をしっかりとさせていただいて、それをしっかりと審査してみるということで対応してきているところでございます。

それから2問目の、住民に説明をする必要があるのではないかという御質問でございました。

基本的には、県のほうから住民に説明するという規則というか、そういうものはございませんけれども、この件につきましては少し検討してみたいなというふうに考えております。

また、3問目でございますけれども、すいません、今のところ数字を持っていませんけれども、確かにエリアとしては大半が含まれているということになります。

○**知事（濱田省司君）** まず、土佐市のメガソーラーの事件の事業者への対応の問題についてで

あります。

お話がありましたように、また部長からも答弁をいたしましたように、事業者のほうで許可条件にない森林の伐採を言わば勝手に、間違っ
てと言っておりますが、許可条件にない形のもの
を伐採したということは事実でありまして、
これは大変遺憾なことだというふうに考えてお
りますし、これは復旧を図るべきものが基本だ
ということ、その考えを改めて申し述べたい
と思います。

ただ、我々県の行政は法令に基づいて行うと
いうことでありますから、この法令におきまし
て林地の開発許可というのが一定の技術基準に
適合すれば、それは許可をすべきものとして運
用しなければいけない。この点は最終的に、そ
ういう事業者の方でありますから訴訟での係争
なども想定しますと、やはり法令に基づく対応
の範囲内でどういうことができるかということ
で考えていかないといけない問題だと思いま
す。そういった観点に立ち、かつ部長からも答
弁申しましたように、しかしこれまでの経緯もご
ざいますので、県自身がしっかり巡回をしてチ
ェックをしていく体制を強化していくことも
含めて、この点につきましてはしっかりとウオ
ッチをし、対応を見極めた上で、住民の皆さん
の不安を取り除くように努力をいたしたいとい
うふうに存じます。

それから、検査キットの問題の広報について
であります。

これに関しましては、お話がございましたよ
うな経済的に困難を抱える方々にどういう形で
広報するのが一番効果的かという観点から、具
体的にいろんな方法が考えられると思いま
すが、県の広報媒体でどういう媒体を使うのが効果的
かという観点から健康政策部等に検討させまし
て、その上でしっかりと周知を図ってまいりた
いと思います。

○37番（塚地佐智君） 法令遵守は当然のことな
んですけれども、このガイドラインとは何かと
いうことと、これは林業作業道との関係も、作
設指針とは何なのかということをおは改めて今
回感じております。林業作業道の問題でいうと、
最高高いところは9メートルの切土があるって、
そんなのが作設指針で合致しているとか、ここ
まで違反を繰り返したり指導せんといかんとい
うようなところはどういうことなのかというこ
との、改めて県の指導性、誠実な対応を求めた
いと思いますし、最後に、住民の説明会は検討
するというふうにおっしゃったので、ぜひそれ
は前向きに必ず実現をしていただきたい。前向
きに検討するかどうかだけ林業振興・環境部長
に第3問をさせていただいて、私の一切の質問
を終わらせていただきます。よろしくお願いい
たします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 先ほども
申しましたように、こちらから積極的に説明す
るということにはなっておりませんが、
住民の皆さんはそういう説明を求められるとい
うことも今までもありますので、そういう声
があるということであれば積極的に前向きに考
えていきたいと思います。

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩



午後2時50分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた
します。

4番上治堂司君。

（4番上治堂司君登壇）

○4番（上治堂司君） 自由民主党会派の上治堂

司であります。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

濱田知事は、令和元年12月7日に就任をされ、残す任期もあと1年となりました。この間、就任後すぐ新型コロナウイルス感染症が日本全国に拡大し、高知県の感染者数も10万人を超え、今もなお感染者が毎日3桁の状況が続いており、感染拡大防止と経済対策の両立が重点施策となっております。そのために、公約に掲げた政策、また知事の描く将来の高知県の姿へ向けての対策が十分できなかったことと思えますけれども、尾崎県政からさらに発展した県政へと日夜取り組んでいる姿勢に心から敬意を表するところであります。

知事は、県政運営の基本姿勢である共感と前進を行っていく一つとして県民座談会「濱田が参りました」を令和2年から開始し、県内34市町村全てを回り終え、そして令和3年5月から「再び、濱田が参りました」を行っており、この11月までに26市町村の住民の方々とは2回目の意見交換を終えて、様々な面で県政に生かしているところでもあります。また、令和4年9月議会で報告をされましたが、県政の各分野にわたり、中長期的な課題や取組の方針など、各部署長と活発な議論を交わし、これからの県勢浮揚に生かすこととしております。

去る10月19日に予算編成方針が出されておりますけれども、実質、任期最後となります令和5年度当初予算編成に当たり、濱田カラーをどのように出して予算編成に取り組んでいくのか、その決意について知事にお伺いいたします。なお、一般質問の初日の代表質問で、私たち自民党会派の横山議員からの同趣旨の質問に対しまして丁寧な御答弁をいただいておりますけれども、改めてその決意をお伺いいたします。

次に、道路整備の促進についてお伺いいたします。道路は、地域住民にとって、安全で安心

できる生活を確保し、物流の効率化による地域活性化や観光振興など、地域経済の好循環をもたらす活力の道であります。また、今後30年以内に70から80%の確率で発生すると言われております南海トラフ地震等の災害時の迅速な救急救命活動や復旧・復興活動で重要な役割を果たす命の道でもあります。そして、中山間地域が自立していく上で欠かせない社会基盤として、道路は最優先して整備をしなければならない根幹的な施設でもあります。

四国東南部地域における高規格道路の整備状況は、高知県側は安田町から奈半利町までの約4キロは事業化に至っていませんが、それ以外の区間は高知龍馬空港から東洋町まで全て事業化となり、少しずつではありますが着実に進んでいるところであります。中でも、高知龍馬空港から香南のいちまでは令和7年春頃には供用開始となり、芸西西までつながることによって大幅な時間短縮とともに、安全・安心な道路として地域住民の期待も大きいところであります。一方、芸西西から東洋町までの間を見ますと、道路用地の確保の課題など問題が多くあるとは思いますが、まだまだ整備を加速できるのではないかと思います。

去る10月14日に、四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟による令和4年度の秋の勉強会が開催され、高知県からは安田町、田野町、奈半利町、徳島県から海陽町、牟岐町、美波町のそれぞれの首長が、高規格道路の整備によって生まれる経済効果をはじめ様々な効果について意見発表を行ったところであります。

また、去る10月28日の高知新聞に掲載されていましたが、梶原大介参議院議員が国土交通委員会で、災害発生時に救命や復旧、物資の供給などに大きな役割を果たす四国8の字ネットワークは不可欠な社会資本であり、整備促進とミッシングリンクの早期解消が求められると質

問をし、それに対して齊藤鉄夫国土交通大臣は、四国8の字ネットワークは平時は地域の産品を効率的に輸送し、災害発生時には命の道になる、ミッシングリンクの解消は重要な軸で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も活用して整備を促進したいと答弁をされています。

いよいよ2025年には大阪・関西万博が開催される予定で、知事は様々な面で関西戦略を重点施策として取り組んでいくこととしています。関西圏からの人の流れを考えた場合、高規格道路の整備は急がれるところです。

全国高速道路建設協議会の副会長でもあります知事として、進捗が遅れております県東部の高規格道路の整備促進についての決意をお伺いいたします。

次に、中山間のUターン対策についてお伺いをいたします。

知事は就任以来、県議会定例会の中で毎回、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い思いを述べられ、県政の各分野において中山間振興を念頭に置いた取組を進めています。

県土の約9割、人口の約4割を占めます中山間地域の抜本強化をさらに進めていくために、令和3年度には10年ぶりに集落实態調査を行いました。その調査結果では、県全体を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでおり、将来の集落維持に不安がある、農林業など基幹産業の衰退とともに地域の担い手不足など厳しい現状があるとしながらも、これからも住み慣れた地域で暮らしていきたいと希望する方々が多かったです。

これまで県では、中山間振興策として、第1層に、産業分野ごとに基幹となる産業を育成する第1次産業を中心とした産業成長戦略、第2層に、成長戦略や地域からの発案を地域で具体

化する取組の、地域資源を生かした地域アクションプラン、第3層に、集落機能を支える仕組みづくりで集落活動センターを核とした取組として集落の維持・再生の仕組みづくりを、市町村と連携し様々な支援策を講じているところです。

また、移住・定住対策として、移住・就業ポータルサイトを通じて、仕事、暮らし、住まいの情報を発信、そして移住される方、また移住後に対しても様々な面で支援やフォロー対策など、大幅にバージョンアップすることとし、令和5年度には1,300組の移住者の実現に向けて取組を進めることとしています。

中山間地域では、集落調査の結果にもあったように、過疎化、高齢化による地域の次世代の担い手不足や不在所有者の増加、また農業、林業、漁業などの地域産業の低迷などにより、空き地、空き家、荒廃森林、耕作放棄地が増加しており、県土資源管理水準の低下や美しい景観に毀損を生じる可能性が危惧されています。この状況を改善していくには、いわゆる地域外からの移住を促進してもなかなか難しく、Uターン対策を推進していくことが様々な面の後継者対策につながり、地域の持続化になっていくと考えます。

中山間地域におけるUターンが進んでいない現状をどのように捉えているのか、またその原因はどこにあると考えているのか、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

Uターン対策は、市町村が力を入れて様々な施策を立てていかなければなりませんけれども、私の村長時代の経験として、様々な支援策を講じようとしても、個々の財産等の支援になるのではということで、思い切った対策ができませんでした。

そこで、県全体の中山間地域の大きな課題でありますUターン対策について、いま一度踏み込んだ施策を県が立案し、市町村と一体となっ

た取組を進めていってはお考えますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県道の道路整備についてお伺いします。

県内の市町村が活性化し、地域住民の生活や経済が向上して地域が自立していくには、高規格道路と接続する県道等の整備も重要であり、高規格道路の進捗と同時に整備されなければなりません。

「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」というストーリーで、高知県では単独で日本遺産に認定をされております中芸地域は、ユズの生産が日本一の地域であり、またモネの庭や清流を生かしたキャンプ場の整備によって交流人口の拡大が進んでいます安田町、馬路村、北川村では、期成同盟会を設立し主要地方道安田東洋線・魚梁瀬公園線の整備促進について各関係機関に要望活動を続けているところです。

県としましても、地域住民の方々に応えるように、様々な交付金等を活用して整備をしているところでもありますけれども、急峻な地形で条件が不利な箇所が多く、改良率は20%と極めて低い状況であり、令和5年度以降も積極的に予算を投入し整備していくべきと考えますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、奈半利川清水バイパスの整備についてお伺いいたします。

奈半利川には、発電を目的に、魚梁瀬、久木、平鍋の3つのダムが建設されており、発電のための取水の結果、流水の減少による河川環境の悪化により、観光資源など地域経済への影響や人と川との共生が失われ、流域の自治体や漁業関係者などから県は改善を強く要望されてきました。

県では、その改善策としまして、支川の小川川から清水バイパスにより清水を取水しダム下流に放流させることにより、減水区間の水質の改善や流水の量を増やすことが可能になるなど

良好な河川環境の再生が図られるとして、平成28年度から平成33年度までの6年間で事業を完成させるという予定でありました。しかし、管路施設を予定しておりました用地が共有地であったことなど、用地買収が困難となり、当初予定をされておりました管路を変更して、工事の再開に向けて準備を進めていると聞いております。

県では、あゆ王国高知振興ビジョンを策定し、アユを食材とするだけではなく多方面に活用して、観光・地域振興に生かすこととしております。去る9月22日に、日本各地のアユを食べ比べる清流めぐり利き鮎会が高知市で3年ぶりに開催され、12都道府県、30河川のアユの中から奈半利川が初のグランプリに輝きました。奈半利川流域の住民、特に北川村の村民にとりましては、今回のグランプリは観光資源など地域経済への期待が高まるものであり、奈半利川の清流対策が急がれているところです。

県が令和4年2月に奈半利川水系ダム検討会で示した清水バイパス整備の今後の計画は、令和5年度までに設計、用地買収を行い、令和6年度から工事に取りかかり、令和9年度に完成をさせるということになっておりますけれども、この計画に変更はないか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、公共工事で発生する建設発生土の有効利用についてお伺いいたします。

県東部では、公共工事に必要な砂利、玉石等が不足している状況であるとお聞きをしております。県が発注する工事において、河川のしゅんせつ工事であれば多くの砂利や玉石等に利用可能な土砂が、またトンネルなどの工事であれば栗石として利用できる岩などが、残土として出てきます。県の規定では、残土の利用はまず1番目に現場内での利用、2番目に一定の範囲内にある国や県、市町村の公共工事での利活用、

3番目に有用残土としての売却、そして最後に有効利用ができない場合、指定された残土処分場への搬出となるようです。その3番目の公共工事に伴い発生する有用残土で売却ができるのは、コンクリート骨材用のみとなっております。

公共工事に必要な資材が不足しております東部地域では地域外あるいは県外から購入している状況を考えますと、県が発注しました工事が出た大量の土砂や砂利、岩等を再び公共工事で活用していくということは、SDGsの観点からも大事なことではないかと考えます。

東部地域の現状を把握した上で、地域の実情に応じた建設発生土の有効利用について土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ICTを活用した工事の普及拡大についてお伺いします。

兵庫県では、生産年齢人口が減少する中、建設分野の生産性向上は喫緊の課題であることから、平成29年度からICT活用工事をスタートしています。対象工種は、河川堆積土砂の撤去や舗装工、のり面工等で、対象工種を含む工事は全てICT活用工事として発注し、普及拡大の姿勢を明示して、受注者のICT導入意欲を喚起しています。また、平成30年度からは継続的に、兵庫県主催で、ICT活用工事に係る3次元データ作成方法やICT機械による施工方法、ICT活用工事における現場課題対応等について研修会を開催し、ICT建設技術者の育成などを行っています。

高知県建設業活性化プランVer.3では、人材確保とデジタル化による生産性向上を柱に改定されており、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間として取組を行うこととしています。その中で、インフラ分野のDXとして、生産性向上と技術力向上への支援として、ICT技術等に関する研修会を開催し、建設現場での生産性向上や知識の向上を図り、ICT活用

工事を普及拡大することになっております。

研修会の内容を含め、何回開催されたのか、また今までのICT工事の発注状況についても併せて土木部長にお伺いいたします。

また、普及啓発のため、ICT測量機器やソフトウェア等の導入に補助を行うことになっておりますけれども、その状況について土木部長にお伺いいたします。

建設業も他業種と同じように、近年、従事者は大きく減少し、高齢化が進む一方、次世代を担う若者の入職者が少ない状況とお聞きをしております。災害発生時、迅速な復旧支援活動に欠かせない建設業関係者の衰退は、近い将来必ず発生すると言われております南海トラフ大地震対策としても重要な課題であると思っております。

デジタル技術を活用した工事現場が多くなることで、IT機器を得意とする学生が建設業に関心を持つようになり、建設業への就職を希望する学生が増えてくるのではと考えますが、県内の高校生にどのように情報を発信しているのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、建設工事における総合評価方式についてお伺いします。

県では、時代の流れと状況に応じて、総合評価の項目基準の変更を行っています。令和4年度の改正の概要の中で、地域性・社会性評価項目の中に災害復旧工事の受注状況に応じて令和5年度以降加点されるようになっていますが、災害復旧工事は災害が起これないと発注することはできませんし、また件数が少ない場合は受注できる業者が限られてしまいます。

災害復旧工事の受注状況を新設した狙いは何なのかを土木部長にお伺いいたします。

また、先ほどICT活用工事の普及拡大で質問をいたしましたが、兵庫県では総合評価の中でICT活用工事を行うことによって加点されるようになっておりますけれども、本県の場合

はどのようになっておられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、公立学校での休日の部活動を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる地域移行についてお伺いをいたします。近年、教員の働き方改革や少子化の進展で、学校単位による部活動運営が困難になる中、スポーツ庁の有識者会議は、令和7年度までに公立中学校の休日の部活指導を地域に移行する改革を提言し、令和5年度から令和7年度までのこの3年間を改革集中期間に設定しました。これを受けまして、県では、市町村、学校関係者、関係団体などから成る高知県における部活動地域移行検討会議を発足し、地域の実情を踏まえた課題やその対応策の検討を行っている、9月議会で教育長は述べられました。

中学校の部活動は、学校生活の中で子供の心の支えにもなっています。入学する中学校にスポーツ少年団等で経験してきたスポーツの部活動があるのかないのかでは入学する気持ちも変わってきますし、また部活動の種目の多い私立中学校へ希望する子供も多いと聞いています。

知事は、「再び、濱田が参りました」の意見交換の中で、郡部の小規模校の部活動を地域移行していく場合、市町村の枠を超えて広域での在り方も一つの策ではないかと申されましたが、その可能性について知事にお考えをお伺いいたします。

次に、地域移行をする場合、その受皿となる地域団体や民間事業者などにおいては、災害発生時の避難行動など自然災害への対応、命を守るための救命措置に関する知識の習得、生徒・保護者との適切な関係構築など、考えれば考えるほど多くの課題があり、高知県の郡部の状況を見た場合、地域移行はなかなか難しいようにも思います。

高知市周辺では様々な民間スポーツクラブが

あり、専門的な知識を持った人材も多くおられ、組織として受皿となるのが可能だと思いますが、郡部の町村ではどのような団体を受皿として考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、中学校の教員の中には、本人が長く携わったスポーツや音楽など様々な経験を生かして、教師として地域移行後も生徒を指導していきたいと考えている若い先生もおられると思います。また、これから教員を目指す人たちの中にも、自ら指導を行いたいと考えている方もいるのではないかと思います。

この地域移行を検討するに当たって、指導を希望する教員が指導者として指導していくことができる体制をどのように考えているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、平日情熱を持って指導されている先生方と地域移行による指導者との指導の違いなどが心配されますけれども、学校と受皿となった団体等との関わりはどのようになっていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、広域での部活動についてお伺いします。近年、少子化による児童生徒数の減少、また専門のスポーツなどを指導する教員の不足により、県内学校に専門教員を配置できていない現状を考えると、部活動は広域で行っていくことがいいのではとも思います。

平日は、専門とする教員がそれぞれほかの学校の教員に指導する内容を連絡し、休日は、専門の教員がいる学校に生徒が一堂に集まり練習を行っていくという方法はどうか。そうすることで、各学校に専門の教員を配置することなく、また子供たちも他校の生徒との交流が進み、技術の向上、そして何よりも多くの友達ができることにより、楽しい中学校生活になっていくのではと考えます。

スポーツ庁の進める休日の地域移行も分かりますけれども、大規模中学校や小規模中学校、

また地域性や受皿、様々な状況から、全国一律に進めていくことは難しいようにも思います。

まず学校間でしっかり連携が取れる広域での部活動からスタートしていくことも一つの方法だと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、農業の振興策についてお伺いします。

県では、産業振興計画の農業分野の取組の柱の一つに、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化を掲げ、Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進を行っているところで。また、平成27年4月には、消費者が正しい情報を得て選択できるように、機能性表示食品制度がスタートいたしました。

高知県農業技術センターや信州大学などの共同研究により、ナスに高血圧改善効果がある成分が豊富に含まれていることが実証され、令和2年9月に機能性表示食品の届出を完了し、令和3年3月からパッケージに、機能性表示食品、高めの血圧が気になる方へと表示して売り出しています。生産農家では、機能性表示食品として認められたことにより高知なすがPRでき、選ばれる産地として、他の産地よりワンランク上のナスとなり、高い価格で取引ができると期待が高まったところです。

去る9月に、私が所属いたします産業振興土木委員会が関西・高知経済連携強化戦略に基づく調査を行った際、大阪中央青果株式会社の常務取締役と、高知県内の関西圏への出荷状況等について意見交換を行いました。

高知県のナスは、出荷量は全国一で、約33%も占めています。JAグループ高知では、県内のナスを高知なすの商品名で機能性表示をして出荷しておりますが、意見交換の中で、他の産地との差別化は図られているのかと伺ったところ、常務取締役からは、機能性表示があるからといって他の産地とそんなに差がつくものでは

ない、全国それぞれのハウス促成栽培されたナスは同じように取り扱われている、価格の差が出るのはやはり出荷量の問題なので、出荷量が少ないときは自然に高い値がつくのが市場の原理であると説明をされまして、少しがっかりしたことでありました。

県は、機能性表示等をされた青果物を今後どのように生かしていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

また、Next次世代型こうち新施設園芸システムでは、I o Pクラウドを核としたデータ駆動型農業の推進により収量のアップを図ることになっておりますけれども、例えばナスにおいては、他産地の出荷量の少ない時期に多く出荷するなど、単価が高い時期に収量アップすることが新施設園芸システムではできないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

最後に、高知県脱炭素社会の推進についてお伺いをいたします。

県では、2050年カーボンニュートラルの実現と、経済と環境の好循環の創出に向けた具体的な道筋を示す計画として、高知県脱炭素社会推進アクションプランを令和4年3月に策定し、プランの実行に向けて取組を進めているところです。その中で、84の森を生かした再生可能エネルギーの導入促進では、木質バイオマス発電の促進と、加えて幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入促進等で、全体の低質材利用量を、2020年度から2030年度には実に6万2,000立方の低質材が新たに必要とする計画を立てております。

この原料として使用する木材をどのように確保しようと考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、熱源として利用される木質バイオマスボイラーの導入についてですが、本県には令和3年度末時点で農業利用を中心に221台が稼働

していると伺っております。

今後、さらに導入を進めていくに当たって、どういった用途を想定し、どのくらい導入していく考えなのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、現在、木質バイオマス発電事業を行っているのは県内には3か所ありまして、年間燃料使用量は合わせて、低質材の原木として換算しますと約24万立方となります。森林率日本一の県ではありますが、2030年度へ向けて多くの木質バイオマス燃料が必要となり、安定供給を考えると、現在の杉、ヒノキ等の低質材は不足してくるのではと心配するところです。

また、平成24年7月に始まった電力の固定価格買取制度、いわゆるFITですが、これは発電開始から20年で制度の適用期限を迎えることになり、この制度が終わりますと、今と同じような価格で低質材を発電事業者が購入していくということは難しくなるのではと考えます。そのためは、今後の再生林においては、木質燃料対策の一つとして、低コスト、短伐期での収穫が期待できるコウヨウザンなどの早生樹の植林がポイントになってくると考えます。

産業振興計画で、令和7年に再生林の面積を690ヘクタールとする目標を立てていますが、木質バイオマス燃料に特化した早生樹の森林整備についてどのように考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、令和5年度当初予算編成に当たっての決意についてお尋ねがございました。

足元の経済情勢、社会情勢を見ますと、コロナ禍に加えまして、原材料価格の上昇、円安などによりまして様々な物価の高騰が長期化して

おり、引き続き事業者の方々などの影響の軽減にしっかりと取り組む必要があります。さらに、中長期的な視点から、省エネルギー、生産性向上といった事業の構造転換を図るための施策を充実させる必要があるというふうに考えております。

その上で、私はこれまでも、アフターコロナ時代の成長の原動力でありますデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの潮流を先取りすることを意識して施策を進めてまいりました。あわせまして、濱田カラーというお話もございましたけれども、大阪府副知事の経験も生かした関西圏との経済連携強化、本県発展の源であります中山間地域の振興、そして少子高齢化を見据えた日本一の健康長寿県づくりなどに注力をしてまいったところでございます。

来年度に向けましては、こうした取組がしっかりと軌道に乗りますように、成果にこだわりながら、各施策をさらに進化させたいと考えております。また、こうした施策に重点的に予算を配分いたしますため、今年度の当初予算から次世代施策推進枠を新設しておりまして、来年度は国庫補助金の活用を促す工夫も行っているところであります。国の有利な財源を最大限に活用しながら、メリ張りのついた予算配分を行うことによりまして、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ってまいります。

知事就任以来、県政運営の基本姿勢であります共感と前進の実現に向けまして、県民座談会「濱田が参りました」を県内各地で開催いたしております。その中で、地域の皆さんが創意工夫を凝らして頑張っておられる姿に直接触れることができました。私自身、大いに感銘を受けますとともに、現場の声を県政に生かすよう努めてまいったところであります。

来年度の当初予算編成に当たりましては、こうして把握をいたしました地域地域の実情も踏

まえながら、未来への弾みをつける、そんな予算となりますように全力で取り組みたいと考えております。

次に、県東部の高規格道路の整備促進への決意はどうか、お尋ねがございました。

四国8の字ネットワークは、御指摘もありましたように、地域産業の活性化、観光振興を下支えする社会基盤といたしまして、また南海トラフ地震などの大規模災害発生時におきます円滑な救援活動、緊急物資の輸送を可能といたします命の道として、大変重要な役割を担うこととなります。このため本県におきましては、四国8の字ネットワークの整備促進を最重要の政策課題の一つとして位置づけまして、早期完成を目指し、ミッシングリンクを抱える他県とも連携をしながら、国などに対して政策提言を行ってまいっております。

その結果、県東部地域では本年度、阿南安芸自動車道の安田—安芸間が新規の事業化をされました。また、令和7年の春頃には、高知東部自動車道の高知龍馬空港—香南のいち間の開通が予定されているなど、着実に整備が進捗をしておるところであります。

しかしながら、いまだ奈半利—安田間が事業化に至っておりません。また、東部地域での実際に開通に至りました整備率は3割程度にとどまるということをおっしゃると、整備促進に向けましてさらなるスピードアップが必要だというふうに考えております。また、御指摘もありましたように、関西圏の経済活力を本県に取り込んでいく、そして本県と関西圏との間で効率的で安定した人流、物流を確保していくというためにも、東部地域の高規格道路の早期整備は大変重要な意味を持ちます。

現在、国におきましては、高規格道路のミッシングリンク解消に向けて、通常予算に加えまして、「防災・減災、国土強靱化のための5か

年加速化対策」の予算も活用いたしまして整備を推進しているところであります。

本年10月には、私自身、全国高速道路建設協議会の副会長という立場で首相官邸へ直接足を運びまして、3年目となります5か年加速化対策に必要な予算、財源を例年以上の規模で確保するようというのを強く訴えてまいったところでございます。あわせて、この財源の裏づけとなります第2次補正予算案を速やかに成立させるように、重ねて訴えてまいりました。

この結果、今年2日、昨年度を上回る早さで、5か年加速化対策に係ります補正予算成立の運びとなりました。本県の東部地域の8の字関連事業に対しましても十分な予算配分をいただきましたので、整備の加速化に向けまして大きな後押しとなると考えます。

今後も、残る未事業化区間の早期の事業化、そして事業中区間の早期の完成に向けて、経済団体、沿線自治体などとも連携をいたしまして、引き続き国などに対しましてこの必要性を示しながら、強く働きかけを続けてまいります。加えて、5か年加速化対策後におきましても、国土強靱化に必要な予算、財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組んでいかれますように、あらゆる機会を通じて声を上げてまいりたいと考えております。

最後に、郡部中山間地域におきます小規模校の部活動の地域移行についてお尋ねがございました。

近年、少子化の進展に伴います生徒数の減少によりまして、学校によっては部活動の継続が厳しい状況になりつつあるというふうに認識をいたしております。こうした中にありましても、できる限り子供たちが希望するスポーツあるいは文化活動を持続的にできる環境を整えるということが大切だと考えております。国が示しております学校部活動の地域移行につきましては、

その対応策の一つだというふうに捉えているところでもあります。

しかしながら、部活動の地域移行を進めるに当たりましては、受皿となります団体や指導者の確保など、課題も多くあるというふうに考えられます。特に、御指摘もありましたように、中山間地域の小規模自治体におきましては、こうした課題の解決には困難が伴うということが想定をされると存じます。このため、市町村の垣根を越えまして広域的に子供たちの活動機会あるいは選択肢を広げていくという取組も検討の対象としていく必要があると考えております。

県といたしましては、まずは各市町村におきまして、それぞれの実情に応じました部活動の在り方などを地域の皆さんと共に御議論いただくということが第1段階として重要であると考えております。その上で、御指摘がございました広域的な対応も含めまして、県として必要な支援を検討し、実行に移してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、中山間地域でUターンが進んでいない現状とその原因についてお尋ねがございました。

御指摘のように、移住者の中でも、本県にゆかりのあるUターンは、地域の暮らしや生活になじみがあり地域に溶け込みやすいことから、集落活動や地域の産業の後継者としても活躍が期待されるところでございます。県としましては、移住促進・人材確保センターを中心に、市町村はもとより県人会や同窓会等とも連携して、Uターンに関する情報発信などを行っております。

しかしながら、他県の状況と比較しますと、例えば鳥取県や島根県では全移住者数に占めるUターンの割合は5割を超えておりますが、本

県では、県の相談窓口を通じて移住された方に限った実績ではあります、その割合は3割にとどまっております。

Uターンが進んでいない要因としましては、まず就職の際に仕事の種類も多く給料や待遇など労働条件もよい都市部を選択し、そのまま定住に至るといったあらいがたい大きな人口流出の構図に対して、特に中山間地域のように過疎・高齢化が進んだ地域においてはこれをやむなしと考え、結果的にUターンの取組強化が遅れたこと。また、取組を強化しようとする県さらには市町村においても県外に転出した出身者の把握が十分できないために、Uターンに関する情報を的確に届けられていないこと。加えまして、Uターンに関する情報発信の際の県と市町村との連携が十分でなく、相乗効果を生むまでに至っていないことなどが考えられます。この結果、例えば県出身の方がUターンをしようと思っても、相談できる窓口があることを知らない、あるいは県内にも様々な仕事があることなども知られていないという状況にあるのではないかと考えております。

次に、Uターン対策について踏み込んだ施策を県が立案し、市町村と一体となった取組を進めてはどうかとお尋ねがございました。

低位にあるUターン者を増やしていくためには、従来よりさらに踏み込んだ施策を展開していく必要があると考えております。このため、来年度に向けましては、まず県出身者の把握に新たな手法を取り入れたいと考えております。

具体的には、居住地域や年代、興味関心などのビッグデータを基に、県出身者と思われる方を特定して情報を提供するデジタルマーケティングの活用を検討しております。これによりまして、相談窓口や仕事の情報を、これまで接触できなかった県出身者にも提供できるようになり、また仕事はもとより子育て支援策や地域貢

献の場があることなど、Uターンを考える方の関心事に応じた的確な情報発信が可能になるものと考えております。あわせて、県内に残る御家族、御友人からもUターンを呼びかけてもらえるよう、新たなキャンペーンの実施などにより、県全体でのUターンの機運を高めてまいりたいと考えております。

また、御指摘のように、Uターン促進には市町村の取組が不可欠でございます。県も一体となってその取組を推進、支援することが大変重要であり、このため例えばUターンした方の引越経費や奨学金返還に対する補助を行うなど意欲的な市町村の取組、これを広く他の市町村にも紹介し、Uターン促進策を一層充実するように働きかけるとともに、県におきましても、市町村の取組を補助金などにより可能な限り支援していきたいと考えております。

中山間地域の担い手確保に向けまして、こうした施策を早急に講じ、少しでも早く成果が得られるよう、市町村と一体となって取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、主要地方道安田東洋線・魚梁瀬公園線の整備促進に積極的に予算を投入し整備していくことについてお尋ねがございました。

安田東洋線と魚梁瀬公園線は、地域にとって唯一の生活道路であるとともに、木材やユズ等の1次産業や中芸地域の観光産業を支える重要な路線です。しかし、両路線は、山側の斜面が急峻なため、大雨の際に崩壊や落石が発生するおそれがあることから、事前に通行規制を行う区間が大半を占めております。また、安田東洋線では、平成29年に馬路村平瀬地区において崩壊や落石が繰り返し発生し、長期間にわたって全面通行止めとなりました。

このようなことから、県では、「防災・減災、

国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を積極的に活用しながら整備を進めてきており、その結果、安田東洋線では本年2月に明神口トンネルが完成し、一定区間の安全な通行が確保できました。現在も引き続き積極的に予算を投入しており、安田町、馬路村、北川村において複数の箇所道路改良や落石対策を進めております。また、魚梁瀬公園線では、大規模地震の際に集落の孤立が想定されることから、ダム湖に架かるつり橋である魚梁瀬大橋の耐震対策を進めております。

今後も引き続き、5か年加速化対策予算を積極的に活用しながら、両路線の道路整備に取り組んでまいります。

次に、奈半利川水系ダム検討会で示した整備計画に変更がないかとお尋ねがございました。

奈半利川では、平鍋ダム下流の河川環境改善を目的に、支川の小川川から良好な水質の水を取水しダム下流に放流する清水バイパス事業を行っております。

これまで、小川川の水を平鍋ダム下流まで運ぶ管路について、様々な計画ルートを検討してまいりましたが、どのルートにおきましても、相続者が100名を超える共有地が複数箇所存在し、用地買収が非常に困難であることが判明いたしました。そこで、ダムを管理する共同事業者の電源開発株式会社と協議を行い、同社が所有する平鍋ダム湖の土地など、用地買収の必要がない土地に管路を設置するよう、計画の変更を検討しているところです。

この変更計画では、当初の予定より急勾配となる区間が生じることから、管路を支える台座の設置などが追加となるため、令和4年2月に奈半利川水系ダム検討会でお示した完成時期は変更する必要があると考えております。県といたしましては、来年1月に開催予定の奈半利川水利対策協議会におきまして今後の計画をお

示しできるよう、関係者と協議を進めてまいります。

次に、東部地域の現状を把握した上で、地域の実情に応じて建設発生土を有効利用することについてお尋ねがございました。

公共工事で使用する砂利や玉石等の石材につきましては、東部地域の安芸市周辺では生産する事業者がないため、地域外から調達している状況にあります。

一方、公共工事により発生する建設発生土につきましては、処理方法の優先順位を定めて、他の公共工事への利用や有用残土として売却するなど、有効利用に取り組んでいるところでございます。その中で、有用残土として売却できる建設発生土は、県の要領において、コンクリート用骨材としての土砂や玉石に限定しているところです。

建設発生土を有効利用することはSDGsの観点からも重要でありますことから、引き続き地域の実情を把握し、国や他県の情報収集を行いながら、売却方法も含めた建設発生土のさらなる有効利用について研究してまいります。

次に、ICT技術などに関する研修会の内容と開催状況、またICT活用工事の発注状況についてお尋ねがございました。

土木部では、建設現場における生産性向上を目的に、平成29年度からICT活用工事を発注しており、平成30年度からは業界関係者に対して実技研修なども実施しているところでございます。

研修会の内容と開催状況につきましては、現場技術者を対象とした3次元設計データの作成やICT技術を活用した測量などの実技研修を令和3年度に4回、令和4年度に7回開催し、約250名の参加がございました。また、経営者を対象としたICT技術の勉強会や先進的に取り組まれている建設会社との意見交換会を令和3

年度に4回、令和4年度に2回開催し、約230名の参加がございました。

発注状況につきましては、令和3年度は、ICTの活用を受注者に義務づけている工事を5件、活用を任意としている工事を320件、合わせて325件発注し、そのうち77件の工事でICTが活用されております。また、令和4年度は、対象工事を大幅に拡大したことから、12月現在の実施件数は115件と、昨年度の同時期と比較して2倍以上となっており、順調に増加しているところでございます。

次に、普及拡大に向けたICT測量機器やソフトウェアなどの導入に対する補助の状況についてお尋ねがございました。

土木部では、建設分野のデジタル化を促進するため、昨年度から県内の建設事業者を対象に、ICT測量機器やソフトウェア等の導入経費を補助する高知県建設業デジタル化促進モデル事業を実施しております。昨年度は、ICT活用工事の未経験者を対象としたチャレンジコースでは39件の申請に対して16件の補助を、経験者を対象としたステップアップコースでは14件の申請に対しまして6件の補助を行いました。

本年度につきましては、業界全体のデジタル化を底上げするため、ICT活用の経験の有無に関わらず、経営規模の小さい建設事業者を優先して補助することとしており、35件の申請に対しまして26件の補助を行っております。

本事業により補助を受けた建設事業者の成功事例を、現場見学会を通じて他の建設事業者に紹介し学んでいただくことで、ICT活用工事の理解促進と県内全域への横展開を進めてまいります。

次に、県内の高校生への情報発信についてお尋ねがございました。

土木部では、本年2月に改定した建設業活性化プランの柱の一つに人材確保策の強化を掲げ、

高校生にも建設業の果たす社会的役割の重要性やデジタル技術の活用などを理解してもらえよう、学校への出前授業を行っているところで。

加えまして、普通科も含む高校生の方を対象に、保護者も参加可能な現場見学会を開催しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安芸地区のみでの開催となりましたが、今年度は安芸地区に加え、高知地区、幡多地区の3地区で開催し、3地区合わせまして生徒21名、保護者3名、教員2名の合計26名の参加がございました。

現場見学会の開催に当たりましては、デジタル化が進む建設現場を知っていただけるよう、ICTを活用した工事現場を選定し、生徒たちがデジタル化の進む建設現場の現状を肌で感じることができる内容としております。そうしたことで、現場見学会に参加いただいた保護者の方からも、ICTの技術により、きつい、汚い、危険といった3Kを感じなくなったでありますとか、土木業界のイメージが変わったという感想をいただいております。

今後も、建設業を職業選択の有力な候補として検討いただけますよう、保護者も参加可能な現場見学会を、開催地区を増やしながら開催するとともに、SNSなどを通じた情報発信などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、総合評価の項目に災害復旧工事の受注状況を新設することについてお尋ねがございました。

近年頻発・激甚化する自然災害に対応していくためには、建設事業者の皆様が地域の守り手としての役割を今後も継続して果たしていただくことが大変重要です。このため、災害からの円滑な復旧と地域防災力の強化につなげることを目的として、令和5年度の総合評価から、災害復旧工事の受注状況に応じて加点ができる項

目を追加することとしております。この評価項目は、平成26年豪雨、30年豪雨レベルの災害が発生した場合にのみ適用することを想定しており、土木事務所管内ごとに災害の発生状況に応じて適用するか否かを選択できることとしております。

通常の工事を受注しながらも、地域を守り、災害の早期復旧に取り組んでいただいております建設事業者を評価することで、入札の不調、不落の防止対策にもつなげていけるよう、適切な運用に努めてまいります。

最後に、ICT活用工事を総合評価で加点することについてお尋ねがございました。

土木部では、平成29年度から工事へのICTの活用を進めてきたところですが、これまでは対象工事の発注が少なく、実施件数も少なかったため、総合評価の評価項目としての加点は行っておりませんでした。しかし、ここ数年は対象工事を拡大していることから、建設事業者の皆様がICTの活用に取り組みやすい環境となっており、今後も実施件数は増加していくものと考えてございます。

こうしたことから、入札の公平性を確保しつつ、ICTを活用した建設現場のデジタル化を推進していけるよう、建設業界の御意見や他県の状況なども参考にしながら、総合評価における加点について検討してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 部活動の地域移行につきまして、まず郡部の町村ではどのような団体を受皿として考えているのかのお尋ねがございました。

部活動の地域移行の受皿としましては、まず総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体などが一般的に考えられるところです。しかしながら、郡部の町村をはじめとして、地域によってはこうした受皿が十分に整っ

ていないことが想定されます。

このため、まず町村においては、地域学校協働本部や保護者会など地域の御協力も得ながら、受皿づくりの可能性を探っていただくことが必要であると考えております。その上で、そうしたことが困難な場合には、近隣の市町村で活動している団体との連携など、市町村の枠を超えた対応を検討していく必要があると考えております。

県としましては、それぞれの地域の実情を踏まえて、必要な支援を行ってまいります。

次に、地域移行後に指導を希望する教員への対応についてお尋ねがございました。

部活動を地域クラブなどに移行する場合にも、当該地域クラブなどでの指導を希望する教員は一定数いるものと考えております。そうした場合には、教育公務員特例法に基づく兼職兼業の申請に基づいて許可を与えるという対応が考えられます。現在、国が策定作業を進めております、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの案の中にも、その趣旨が示されております。

今後、国は、ガイドラインに加え、兼職兼業に関する手引も示すとしておりまして、県教育委員会としましては、それらを踏まえて、地域クラブなどでの指導を希望する教員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう準備を進めてまいります。

次に、学校と地域移行後の受皿となった団体などとの関わりについてお尋ねがございました。

部活動の地域移行はまず休日から始めるとされており、平日に指導する教員と休日の指導者との指導方針や方法の違いによって子供たちに混乱が生じないようにすることが大切であるとと考えております。

そのため、まずこれまで学校部活動が担ってきた教育的意義について、学校と受皿団体との

間で十分に共通理解を図っていくことが重要であると考えております。その上で、指導者同士が意思の疎通を図り、活動方針や指導内容、スケジュールなどにつきまして綿密に打合せを行い、共有することが必要と考えております。

県教育委員会としましては、保護者をはじめとした関係者全員が共通理解を図るために、協議や打合せなどを行う仕組みをしっかりと整えるよう、部活動の地域移行に関する手引を作成するなど、市町村を支援してまいります。

最後に、学校間が連携した広域の部活動からスタートしていくことについてお尋ねがございました。

市町村や学校の実情によっては、受皿となる団体や指導者の確保などの体制整備に困難な点があったり時間がかかったりする場合もあると思われまます。そうした中でも子供たちのスポーツ・文化活動の機会を確保するためには、議員の御提案のように、広域での部活動から始めることも一つの有効な方法であるというふうに考えております。

先ほど申し上げました国のガイドラインの案におきましても、複数校の生徒が一つの学校に集まって部活動を行ういわゆる拠点校方式による合同部活動も導入しながら、生徒の活動環境を確保するといった事例も示されております。

教育委員会としましては、まず各市町村において地域の実情を踏まえた部活動の在り方を議論していただき、その中でこの広域での部活動の方式もお知らせをしてまいります。その上で、こうしたことに取り組む際には、市町村間の調整など必要な支援を行ってまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、青果物における機能性表示などの生かし方についてお尋ねがございました。

ナスにつきましては、お話にありましたよう

に、多くが市場で取引されており、その価格は主に需要と供給のバランスに左右されること、また日常的に食される食材であり、消費者も価格の動きに敏感であることなどから、機能性表示を価格アップにつなげることは容易でないと考えております。

そのため、機能性の活用にあたっては、少し時間がかかりますが、まずは高知なすの機能性を市場や消費者の皆様に広く認知していただき、消費量や新たな販路を拡大することで需要の拡大を図り、価格のアップにつなげていくという考えの下、JAや産地と一体となって取り組んでおります。

具体的には、三山ひろしさんを高知なすの宣伝隊長として起用し、メディアへの露出や高知フェアでのPRなどを精力的に行っております。また、機能性表示の登録を契機に、産地自らが高知なすの機能性や調理方法などを直接紹介したり、県内の飲食店がナス料理を開発し、フェアを実施するなど、県内でも盛り上がりが見られているところであります。こうした取組を通じて機能性の認知度が徐々に浸透しており、家庭への食材の宅配事業者や医療機関向けの冷凍食品販売会社などの目に留まり、新たな販路が広がってきております。

また、ナスの機能性に続く取組として、現在ニラやシシトウ、ショウガなどに含まれるビタミンなどの栄養成分の分析を進めており、今後、栄養機能食品としての販売も計画しております。

今後も引き続き、機能性などの認知度向上に向け、官民挙げて取り組んでいくとともに、消費が拡大しております調理冷凍食品などの加工業務筋への提案も積極的に進めてまいります。

次に、ナスにおける単価の高い時期に合わせた収量アップの取組についてお尋ねがございました。

本県の施設ナスは、8月から9月に植付けを

行い、10月から6月まではほぼ毎日収穫・出荷されております。農家の所得向上に向けては、他産地の出荷量が減少し高単価となる12月から3月にかけて、より多くの収量を毎日継続的に確保することが重要となります。

しかしながら、この時期は日照時間が短く、気温も低くなるため、植物の勢いが弱まり、花や実の数が少なくなることで収量が減少する傾向にあります。一方で、ハウス内の環境を測定し、そのデータに基づき栽培環境を調整することで、12月から3月にかけて高い収量を実現している農家もおられますので、県としましては、このノウハウを広く波及させていきたいと考えております。

現在、生産現場における様々なデータをIOPクラウドに集積し、それらのデータを分析、診断して栽培管理に生かすデータ駆動型農業の取組を、JAと連携して推進しているところでございます。このデータを活用することで、農家は過去の栽培管理の振り返りや高い収量を実現している農家との比較などが容易にできるようになります。また、単価の高い時期の収量確保につなげる日々の栽培管理について、県やJAの指導員からきめ細かな栽培指導を受けることも可能となります。

このため、今後このデータ駆動型農業の実践に必要な環境測定装置の導入促進と併せて、各農業振興センターやJAにおいてデータに基づく適切な栽培指導による伴走支援を徹底し、単価の高い時期の収量アップを実現してまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) まず、木質バイオマスボイラーの導入促進などで必要な木材の確保についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、脱炭素社会推進アクションプランにおいては、豊富な資源を生かした再

生可能エネルギーの導入を促進するため、幅広い分野で木質バイオマスボイラーの活用を進めることとしています。そのためにも、燃料の木質ペレットとして利用の増加が見込まれる低質材の供給は重要な課題と考えています。

この低質材は、建築用材などに使われる原木と一体となって生産されることから、その量を確保していく上でも、原木生産の拡大を進めることが重要となってまいります。このため、先端林業機械の実証をはじめ、原木生産の現場における作業の効率化や担い手の育成、製材工場における加工力の強化など、各種の施策に取り組んでいるところでございます。

一方で、低質材については、現地の条件などにより、林内から搬出されにくいことが課題となっています。このため、間伐の際の低質材を含めた搬出への支援や、皆伐後に再造林を行う場合の低質材の搬出に対して支援をしています。加えて、さらなる低質材の供給には、枝なども含めた効率的な搬出も必要となりますことから、林内で枝などの低質材を粉砕できる移動式チップパーの活用などの実証も進めており、効果的な事例を県内に普及することとしています。

こうした取組により、森林資源を余すことなく活用することで、木質バイオマスボイラーの原料として使用する低質材の確保につなげてまいります。

次に、木質バイオマスボイラーをどのような用途でどのくらい導入していくのかということについてお尋ねがございました。

本県では、これまで主に農業分野において木質バイオマスボイラーの導入を積極的に進めてきました結果、稼働数は令和3年度末には221台まで増加をしています。一方、木質バイオマスボイラーの燃料に用いられる木質ペレットについては、現状では県内工場の生産能力に余力があるものの、木質ペレットの約8割が農業利用

であることから、需要が冬場に集中している状況です。このため、今後は、農業用に加えて、温泉施設や福祉施設のように通年利用する木質バイオマスボイラーを導入していくことが必要であると考えています。

本年度からは、環境省の事業を活用して、5か年計画で木質バイオマスボイラーの新規導入及び更新を進めております。この事業では、令和8年度末までに新規導入11台を含めた66台を導入する計画となっておりますが、農業以外の用途も含めたさらなる木質バイオマスボイラーの導入に取り組んでまいります。

最後に、木質バイオマス燃料に特化した早生樹の森林整備についてお尋ねがございました。

コウヨウザンなど成長に優れる早生樹は、植栽後20年ほどの短い伐期での収穫が期待できます。また、伐採後に切り株から発芽する萌芽更新による成長も期待ができますことから、森林整備の低コスト化につながるものと認識しております。

こうしたことから、山口県などでは、木質バイオマス燃料に特化した森林整備を進めるため、早生樹であるコウヨウザンの植栽を試験的に行うとともに、その施業体系の確立について研究が進められております。本県におきましても、県立森林技術センターでコウヨウザンの燃焼試験や成長調査といった研究を行っており、それらの報告等を基に、早生樹の木質バイオマス燃料としての有効性を確認するための研究会を立ち上げた事業者の方もおられます。

今後は、先進県の情報収集を行いながら、研究会を立ち上げられた事業者などとも連携をいたしまして、低コストな施業体系や効率的な生産方法、適地の選定など、木質バイオマス燃料としての利用を視野に入れた森づくりの研究を進めてまいります。

○4番（上治堂司君） それぞれに丁寧な前向き

な御答弁をありがとうございました。濱田知事からは、令和5年度、濱田カラーを出して、成果にこだわって、そして未来へ弾みをつけていきたいという心強い答弁があったところでありますが、ぜひ任期の最後を締めさせていただいて、次へ向けて生かしていただければというふうに思います。

第2問はいたしませんけれども、公立中学校での休日の部活動を地域移行するというところに当たっては、高知県は御案内のとおり小規模校が大変多い現状であると思います。地域移行をすることによって、今、少子化で大変子供の数が郡部は少ないわけですが、さらにこの地域移行で、子供たちが、あるいは高知市内の私立学校、あるいは大きい学校に行くというふうになってしまうと、これは全くこの地域移行の意味もなくなるし、学校のそれぞれの町村の存続にも関わってきます。また、そのことで、地域にとっては活性化も失われていきます。

どうか地域移行をすることによって、教員、地域、そして何よりも子供たちがよかったと思えるように、ぜひ検討会議で十分議論させていただいて、高知県版の地域移行になるようお願いをいたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時13分散会

令和4年12月14日（水曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君
- 37番 塚地佐智君

欠席議員

- 17番 弘田兼一君
- 20番 森田英二君

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 沖本健二君
- 産業振興部長 中村剛君
- 推進部長 中山間振興・交通部長
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 小西繁雄君
- 代理同部副部長 杉村充孝君
- 農業振興部長 豊永大五君
- 林業振興・環境部長 松村晃充君
- 水産振興部長 荻野宏之君
- 土木部長 池上香君
- 会計管理者 笹岡浩君
- 公営企業局長 長岡幹泰君
- 教育長 門田純一君
- 人事委員長 澤田博睦君
- 人事委員 会 長 務 局 長 劉 谷 敏 久 君
- 公安委員 長 務 代 理 者 江 口 寛 章 君
- 警察本部長 五百藏誠一君
- 代表監査委員 高橋慎一君
- 監査委員 長 務 局 長

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主幹 春井真美君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和4年12月14日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第5号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第6号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第8号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第9号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第10号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算
- 第11号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第12号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第21号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第27号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第28号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第29号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

- 第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案
- 第 31 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指
定管理者の指定に関する議案
- 第 32 号 高知県公立大学法人の出資等に係る
不要財産の納付の認可に関する議案
- 第 33 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 34 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 35 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案
- 第 36 号 県有財産の出資に関する議案
- 第 37 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 38 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 39 号 県有財産（土地）の処分に関する議
案
- 第 40 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内
トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締
結に関する議案
- 第 41 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（野瀬トンネル）工事請負契約の締
結に関する議案
- 第 42 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案
- 第 43 号 高知県土地開発公社の解散に関する
議案
- 第 44 号 高知県公立大学法人定款の変更に関
する議案
- 第 45 号 高知県公立大学法人に係る中期目標
の制定に関する議案

第 2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本
日の会議を欠席し、公安委員刈谷敏久君を職務
代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会
計補正予算」から第45号「高知県公立大学法人
に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以
上45件の議案を一括議題とし、これより議案に
対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて
行います。

8番金岡佳時君。

（8番金岡佳時君登壇）

○8番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時で
す。議長の指名をいただきましたので、順次質
問をさせていただきます。

知事は、高知県の人口動態をつぶさに調べて
いただいておりますので、現在の状況について
改めて説明をする必要はないところであります
が、どのように分析しても極めて厳しい状況が
続いているということは共通認識として捉えら
れるところであると思います。

特に中山間地域の人口減少状況は厳しく、少

子高齢化、過疎化に拍車がかかり、嶺北地域においては、本山町には小学校が2校ありますがその他は各町村とも中学校ともに各1校となっております。ガソリンスタンドやスーパーマーケットなど、商業施設や商店も年を追うごとに減ってまいりました。こうした施設や商店の減少は商店街や地域の商圈を消滅させてしております。当然のことながら就労の場もなくなり、中山間地域の人口減も自然減と社会減の両方で減少していく構造となっております。

県は、中山間地域の再生なくして県勢浮揚なしを合い言葉に、産業振興計画、そして地域アクションプランを立て、経済を浮揚させるべく取り組んでまいりました。特に、産業クラスターや次世代型ハウス導入の取組はすばらしい成果を上げております。これは1人当たりの農業生産高として現れており、高く評価できると思えます。

しかしながら、この成果は中山間地域ではほとんど見られません。温暖な高知県ではありますが、沿岸部と違い中山間地域は冬場の寒さは厳しく、耕地も狭い棚田が多くを占めております。いわゆる農業不利地には導入がしにくいものとなっております。その結果、中山間地域の所得は都市部、沿岸部より低いものとなっております。

人口が減っていく要因は数多くあり、複合的なものであるとは思いますが、その中でも大きなウエートを占めるのが所得格差であると考えます。どうしたら安定した都市部並みの所得が得られるのか、模索をしておるところではありますが、特効薬のような答えを見いだすことはできません。

以前に一般質問で戸別所得補償制度という質問をさせていただきましたが、現状の施策の中でという答弁でありました。もちろん県が独自でできる話ではありませんので、現状の施策の

中でというのは理解できるところであります。

では、今までにやってきた施策によって効果が現れたのはどのようなものであったのかと考えてみますと、公共事業であり企業誘致であり、平場では先ほど挙げました次世代型ハウスの導入などであります。要するに投資であります。嶺北地域におきましても、高知おおとよ製材やエフビットコミュニケーションズの誘致は嶺北経済に大きな影響を及ぼしておりますし、アクションプランにおける投資も大きな効果を出しております。

そこで、さらなる企業誘致をと言いたいところですが、労働力の確保が困難な状況では企業誘致は望めません。アクションプランにおきましても、次から次へと新しい芽が出てくるものではありません。

中山間地域においては、今なお大きな就労の場となり、地域経済に大きな経済効果をもたらしている公共土木事業への投資、また兼業農家を含めれば就労人口の最も多い農業に対して基盤整備や省力化への投資、さらには再生可能エネルギーによる発電設備等への投資が所得向上に結びつく確実な方策だと思います。投資によって所得の向上を図り、中山間地域で生活ができるようにすることが、少子高齢化、過疎化の現実的な歯止め策だと思います。

現在の少子高齢化、過疎化の状況をどのように捉え、どのような方策で解決に向けて進めていこうと考えているのか、知事に御所見をお伺いいたします。

特に、農業基盤整備や省力化への投資は、中山間地域の棚田など農地の保全、新規就農者などの移住促進、ひいては農業を守るためにどうしても必要な未来への投資であります。中山間地域においては、基盤整備のできていない棚田の地域が数多く残っております。そして、多くの棚田が年を追うごとに耕作放棄地となってお

ります。

県下の状況を見ても、基盤整備率の高いところは耕作放棄地になっている率が小さく、基盤整備率の低いところは当然のことながら耕作放棄地になっている率が大きくなっておりま
す。就農者の減少率はおおむね同率で推移して
おりますので、基盤整備ができているところは
1人当たりの耕作面積が増え、生産効率が上が
っていることがうかがえます。

新規就農者にいたしましても、農地が整備さ
れていない土地での就農はできませんし、後継
者がいたとしても整備は必須となります。中山
間地域の農家の年齢は70歳代が中心となっ
ており、自分の代で耕作は終わるとい
う方々がほとんどで、基盤整備をする意欲
を持っておりません。したがって、農家の方
々から基盤整備をしたいという提案は出ない
ものと思われま

す。そこで、それぞれの地域の中で地滑りの
心配や、整備をする棚田の取捨選択、水路や
道路の整備の検討など可能性の調査を積極
的にを行い、地域に提案することが求められ
ていると思いま
す。もちろん整備負担にいたしましても受
益者負担なしでなければなりません。現状
の補助制度では難しいところもあるところ
ですが、現在でも復元のできない地域が
数多く見られる状況でありますから、今
直ちに取りかからなければなりません。

中山間地域の基盤整備の現状をどのように
捉えているのか、その中で課題はどのよ
うなものがあり、そしてどのような方向
を目指し、どのように取り組んでいくの
か、農業振興部長に御所見をお伺いいた
します。

次に、中山間地域のデジタル化について
お伺いをいたします。県はデジタル化、
グリーン化、そしてグローバル化を施策
の3本の柱として取り組んでおります。
これらは目指す方向として納得できる
ものであり、強力に推し進めていた

だきたいと思っているところであります。

その中で、デジタル化については省力化の
切り札として各分野に導入が期待をされ
ております。農業においてもNext次世代
型こうち新施設園芸システムの普及推
進、I o Pクラウドの本格運用等、デ
ジタル化が期待されているところで
ありますが、中山間地域では嶺北地
域を例に挙げますと、エフビットファ
ームこうち以外では残念ながら次代
型ハウスは見られません。

中山間地域でのNext次世代型こうち
新施設園芸システムの普及推進、I o
Pクラウドの本格運用、データ駆動
型農業の推進などについての現在の
状況、そしてその問題点、今後ど
うに進めていくのか、農業振興部長
の御所見をお伺いいたします。

農業のデジタル化については、平成29
年度の地域I o T実装推進事業によ
り、本山町に100台の水田センサー
を導入いたしました。水管理の省力
化、気温・水位データ等水田ごとの
データを蓄積することにより、病害
虫の発生原因を調査、肥料や農薬
の効率的な散布などの効果が期待
でき、本山町でしか作れないおい
しいお米作りに必要な条件を解
明するとのことでありまし
た。

どのようなデータが得られているの
か、農業振興部長にお伺いをいた
します。

そして、課題として、通信費の削減
とさらなる省力化、データの有効活
用などが挙げられておりました。本
年度、中山間地域デジタル化支援
事業として、頭首工ゲート遠隔操
作システム開発、水路及び水田の
水位監視センサー開発、LPWA中
継局の構築とそれらの試験運用が
実施スケジュールに上がって
おりますが、現在どのように進んで
いるのか、中山間振興・交通部長
にお伺いをいたします。

これらは平成29年の地域I o T
実装推進事業導入時から課題とし
て挙げられておりましたの

で、国の事業スケジュールに従ってと言われればそれまでであります。事業のスピードは耕作放棄地になるスピードに追いついておりません。本年の事業は、それぞれの装置が確実に目的どおり作動するかどうかを検証する事業であると思いますので、結果の検証にはあまり時間を要しないと思います。

水田センサーや水門管理の自動化は、棚田維持の切り札だと思いますが、今後どのようにして横展開をし、各地域への導入を図るのか、中山間地域への投資として、国の事業がなければ県の事業としてでも進めるべきであると思いますが、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

去る9月19日に台風14号が日本列島の西側をなぞるように通過をし、高知県にも倒木による停電被害など大きな被害をもたらしました。特に、ビニールハウスの倒壊など農業被害は甚大で、3億5,000万円余りに上っております。被害に対する対応は、ほぼ保険により対応しておりますところではありますが、令和3年度の園芸施設共済の加入率は97.6%と全国的に見ても非常に高く、ビニールハウス等の倒壊被害の対応は何かできたのではないかと思います。

しかしながら、圃場の冠水や作物の倒伏などによる被害の救済はされておられません。これについては収入保険でということになっております。収入保険は、全ての農産物を対象に、経営努力では避けられない収入減少を補償するもので、基準収入の90%を下回った場合下回った額の9割を上限に補填され、保険料の50%、積立金の75%が国庫補助されるものであります。加入に青色申告を行っているもの、そして国庫補助があるとはいえ、基準収入1,000万円、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料2.2万円を負担しなければなりません。その結果、高知県の青色申告を行っている農業経営体数3,718

のうち1,111経営体が加入し、29.9%となっております。

白色申告を行っている農業者を含め、全農業経営体が加入するのが理想であります。全農業経営体で見ると加入率はどのようになっているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

全ての農業者に加入していただくためには、まず青色申告をしていただく必要があります。青色申告をしていただくためにどのような手当てを打たれているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、保険料負担につきましても、収入保険加入の大きな阻害要因となっております。大豊町のある農家から、ユズの収量が例年の二、三割であったと聞いております。裏年とはいえこんなことは初めてだ、今や農業は全く先の読めない仕事となっております。安心してやることができず、また、14号台風で被災した方の中には、今年の収入は一円も見込めなくなった、このままでは農業をやめなければならないなど悲痛な声もありました。中山間地域での新規就農はますますハードルの高いものになってきているのではないのでしょうか。

そこで、保険料負担を軽減するために県から補助が必要だと考えます。全国を見ても多くの都県が補助をしておりますし、高知県においても11市町が補助をしております。

今後、全農業経営体への加入に向けて保険料への補助など、どのように支援していくのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、林業についてお伺いをいたします。

日本の人工林は、多くが戦後や高度成長期に植えられ、伐採時期とされる50年を超え、高知県においては10齢級から12齢級が中心となっております。そして、手入れがされず放置されるケースも数多くあります。全国の人工林面積は1980年以降、1,000万ヘクタール余りであまり変

わっておりませんが、植樹から51年以上の老齢化した林の割合は、2007年が2割、215万ヘクタールであったのに対し、2017年は5割、510万ヘクタールに達したようであります。

環境省によりますと、老齢化の影響で森林の二酸化炭素の吸収量は、2014年度の5,220万トンから2020年度は4,050万トンと、僅か6年で22%も減少したと言われております。これは、一般家庭の年間排出量に換算いたしますと400万世帯分に当たるようであります。

政府の温室効果ガスの削減目標は、人類の活動による排出量から森林による吸収量を差し引いた実質的な排出量で算出しています。今のペースで老齢化が進めば、数年のうちに2030年度の削減目標——2013年度比で46%削減——で想定する森林の吸収量3,800万トンを割り込むおそれ大きいと言われており、下げ止まらせる方策が必要と言われております。

また、巨木になってきますと、需要も少なくなると同時に、伐採、搬出も困難になってまいります。さらに、山腹崩壊の危険性も増してまいります。要するに、人工林の適正な管理と更新が必要であるということであります。

そこで、皆伐、間伐、再造林等、高知県の森林の状況と今後の森林更新策について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

間伐については、緊急間伐総合支援事業などによって行われているところであり、山林所有者の皆様からも評価をされているところですが、割当て量が少なく、希望しても翌年になってしまったとの話を多く聞くところであります。この事業の拡充をしなければならないと考えます。

さらに、再造林率は相変わらず増えていないところではありますが、高知県のような急斜面の多い山での地ごしらえは非常に手間がかかるということで、森林組合の事務経費程度は再造林

の補助金額を増やさなければ再造林は進まないという御意見をいただいているところであります。

これらの事業の拡充、補助金の増額について林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、主に国管理区間の吉野川水系流域治水プロジェクト令和4年7月28日公表時点のものとその参考資料令和3年3月30日公表時点のもの、及び県管理区間の吉野川水系河川整備計画平成24年1月について、2つの記述は重なる部分も多くありますので、両方を比べながら質問をいたします。

吉野川水系流域治水プロジェクトは日本一の暴れ川から命と資産を守る流域治水対策とうたわれており、令和元年東日本台風では各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、吉野川水系においても、岩津下流の扇状地への拡散型の氾濫や岩津上流の川沿いの貯留型の氾濫が発生する水害特性に対して事前防災対策を進める必要があることから、河川整備や支流氾濫対策として農業用ため池の活用や吉野川の氾濫対策としての堤防整備と一体となった土地利用規制などの取組を実施していくことで、国管理区間においては戦後最大の平成16年10月洪水等と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図るとあります。

吉野川水系河川整備計画は、対象区間が高知県管理の41河川、対象期間はおおむね20年とし、地蔵寺川下流部について30年に一回程度発生する規模の降雨による洪水を安全に流下させるため優先的かつ重点的に河道の整備を行う、本流をはじめとする他の河川についても局部的な改良、洪水による被災箇所への復旧や堆積土砂の撤去などにより治水機能の向上と適正な維持管理に努める、ほかにも自然環境や生態の在り方な

ど多くの記述がされております。

吉野川水系流域治水プロジェクトは、国管理区間においてはと書かれているように、ほとんどが国管理区間の市町村の治水対策であります。また、早明浦ダム再生事業もその一環として行われるものであり、国管理区間の治水対策が主要な目的であります。このほかにも嶺北4か町村の取組も挙げられておりますが、それぞれ町村独自の林業の取組を流域治水プロジェクトの一部として取り上げているだけであります。

吉野川水系流域治水プロジェクトにどのような高知県の取組が位置づけられているのか、土木部長にお伺いをいたします。

先ほど挙げました早明浦ダム再生事業は、工期が2018年度から2028年度までの11年間となっております。予定で総事業費が約400億円のビッグプロジェクトであります。しかし、それで恩恵を受けるのは主に吉野川水系の国管理区間です。11年間の工期中、早明浦ダム周辺地域はそれなりに不便を強いられるわけでありませぬ。それでも、嶺北地域には経済的に大きな波及効果があるだろうと期待をし、受け入れているところでもあります。また、波及効果の大きさは、いかに資材や消費財を地元で調達していただけるかにかかっております。

そこで、国や関連団体に対し地元業者を使うような配慮をお願いしたいところでもあります。県におきましては機会を捉えて、地域への配慮について国や関連団体との連携をお願いいたします。

地蔵寺川の河川整備は、堤防整備として地蔵寺川の大規模特定河川事業で、県道土佐中島橋から町道樺橋までの850メートル区間を大規模事業区間として設定し整備を進めていくとあり、現在行われております。

この計画は、そもそも県管理区間の吉野川水系河川整備計画の河川整備の実施に関する事項

の中でも、吉野川合流地点から1,700メートルの区間について護岸工事を実施するとありましたが、この工事がどのような形で進められ、いつまでに完了するのか、土木部長にお伺いをいたします。

吉野川水系流域治水プロジェクトには、大豊町において平成30年7月豪雨災害で被災を受けた立川川への支流に地滑りによる土砂や流木が大量に流れ込んでおり、大豊町が堆積土砂や流木を計画的に撤去するとあります。平成30年豪雨では立川の一の瀬地区において立川川の河床が上がったため、県道の上まで水位が上がっております。

県が管理する区間についても河床を下げる対策が必要ですが、今後どのように行うのか、土木部長にお伺いをいたします。

県管理区間の吉野川水系河川整備計画によりますと、本山町寺家地区と帰全山公園周辺において自然石を用いた親水護岸を整備するとともに、水際のヨシ原の伐採を行うとあります。本山町寺家地区については工事が進んでおりますが、帰全山公園周辺については手つかずでありますし、水際のヨシの伐採についても行われておりませぬ。

今後どのようにやっていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

動植物の生息・生育状況について、キシツジの植物群落が重要な植物群落に挙げられ、さらに重要種の魚類や両生類、昆虫も確認され、国内希少野生動植物の指定を受けている鳥類も確認されているとあります。そうした確認の上に立って、河川環境の整備と保全に関する目標については、現況をモニタリングするとともに、関係機関と連携し、地域が一体となった河川愛護活動を通じ、良好な水質の維持に向けた取組を推進するとあります。

動植物の生息・生育・繁殖環境については、

植生をはじめ生態系の現状把握に努め現在の多様で良好な環境を維持していくことを目標とする、また工事等を実施する際には河川環境に与える影響を考慮することとし、水際に繁茂するヨシ原については適正に維持管理を行う、さらに河川環境と景観の保全・維持を図るため、日頃から現状の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携するとともに学識者からの指導・助言を受けて適正な管理に努める、また関係機関と連携して魚類など上下流の移動の連続性を確保するように努めるとあります。

これらに書かれているモニタリングや河川愛護活動など、水質や環境の維持についてどのように実施してきたのか、そして今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、ほかにも課題として、濁水の長期化や低水温の放流、さらに河床の石に付着した泥の対策、多くの人々がより一層川と親しむための利用者間の調整や、人と川との触れ合いに関する施策が挙げられておりますが、どのように取り組んでこられ、どのような成果が上がり、今後どのように進めていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

今、中山間地域では急激な人口減少に伴い、あらゆる分野で人手不足が起こっております。農林業をはじめとする1次産業はもとより、医療・介護の現場、さらには集落活動センターなど、あらゆる産業や活動の現場において担い手がおられません。

そこで、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境整備を図るため、特定地域づくり事業協同組合制度が議員立法で制定され、2020年6月に施行されております。そして、その目的は、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に

資することとされております。

急激な人口減少の続く中山間地域にとって極めて有効な制度だと思っておりますが、県下ではまだ2町村しか発足されていないと聞いております。多くの市町村では導入したいと考えていると思っております。

導入することに踏み切れない課題にはどのようなものがあり、課題解決のためどのような手だてを打たれているのか、また今後の見通しについてどのような御所見をお持ちなのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

以前から高知競馬場の馬ふんの処理については議論がされているところでありますが、問題となっていた集積場に堆積していた馬ふんも土のう袋に詰め、場内に一旦撤去させている状態であります。競馬場にとっては不要なものであり、焼却による処理も行われているところであります。

高知競馬場から排出される馬ふんの量は、1頭当たり排出量が15キロから20キロとすれば、全頭数が約600頭でありますので、月に270トンから360トンとなります。今後、処理方法について競馬組合もいろいろと考えているところでありますが、ロシアのウクライナ侵攻以降肥料の価格は暴騰し、農家の皆様方が非常に苦労されており、優良な堆肥の提供が期待されているところであります。

このように考えますと、活用できる原料があるわけでございますから、堆肥としての活用を農業振興部として考え、取り組んでいくべきではないでしょうか。土佐町の堆肥工場へ馬ふんを持ち込めば簡単に堆肥はできます。

どのようなものと混ぜ合わせれば施設園芸などに有効な堆肥ができるのか、県の試験場などで成分分析などを行い、良質な堆肥が生産できることを確認できれば、高知県競馬組合などが堆肥を生産していくことが望まれる形であろう

と思いますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

一昨年末からの大寒波により電力需給が逼迫したことに加えて、液化天然ガスの不足による高騰、そしてロシアのウクライナ侵攻によって燃料費がさらに高騰し、新電力の経営が非常に厳しくなっているとの報道がされております。11月下旬時点で新電力の約2割が事業からの撤退に追い込まれているようであります。

液化天然ガスや石炭価格の高騰は電力価格を押し上げ、市場で売買される電力価格は日本卸電力取引所のスポット取引の平均価格で、前年同期に比べると約6割高くなっているようであります。そのため、電気の販売価格より調達価格が高いという逆ぎやの状況になっている事業所も少なくないようであります。

高知県では、高知県庁本庁舎など多くの施設で新電力会社と電気使用契約を結んでおります。しかし、新電力の経営が厳しくなっているということで、県庁本庁舎をはじめとする新電力との契約を結んでいるほとんどの施設で入札参加者がいないため不調となり、次期の契約は四国電力と結んでいると聞いております。

四国電力も燃料費の高騰により、2023年4月1日より低圧料金について平均28.08%の値上げを国に申請しております。どのような契約を結ぶのか、施設によって違いはありますけれども、高圧の業務用電力で契約いたしますと、夏季料金で1キロワットアワー28円98銭、その他の季節で27円80銭となっております。また、そのほかに1キロワット1,641円98銭の基本料金もかかってまいります。

一方で、永瀬、吉野、杉田の3県営水力発電所は、四国電力に電気を供給しております。発電ができなかった場合の補償や、託送料金などの問題がある中で、売電料金は1キロワットアワー当たり10.29円となっております。

燃料費は今後も高止まったまま推移すると思われれます。次期の契約更新時には県有施設への電力供給を検討すべきではないかと思いますが、公営企業局長の御所見をお伺いいたします。

再生可能エネルギーによる発電は燃料価格の変動の影響を受けにくい特徴があります。近年、地球温暖化の影響か、ほとんどの施設に空調設備が整備されております。空調設備が最も電力を消費いたしますので、県の施設や市町村においても、ランニングコストの削減をしたいところに再生可能エネルギーによる発電設備の整備をすることは極めて有効であります。

学校など夜間あまり使われていない施設は太陽光発電が有効でありますし、中山間地域の急峻な谷などでは砂防ダムを利用した小水力発電所などが考えられます。県が数年前に撤去した大豊町の風力発電施設の跡に四国電力が新たに風力発電施設を建設するとも聞いております。

これからEVやドローンの普及等、電力需要が増えてくるものと思われれますし、CO₂の排出抑止、燃料の高騰や、それに伴う電気料金の値上がりなどの状況を考えていくと、再生可能エネルギーの利活用のための可能性調査を進め、市町村への支援と併せ、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくことが必要であると考えますが、公営企業局長の御所見をお伺いいたしまして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

少子高齢化、過疎化の状況をどのように捉え、どのように解決に向けて進めていくのかというお尋ねがございました。中山間地域に関わる問題でございます。

本県におきましては、全国より15年先行して人口の自然減に陥りまして、人口減少・高齢化社会に突入をしたという経緯がございます。特

に、中山間地域でその影響が顕著に現れておりまして、7月に公表いたしました集落データ調査におきましても、中山間地域の人口減少率、高齢化率は県全体を大きく上回っており、逆に年少人口割合は下回っているという状況にございます。

こうした地域におきましては、産業や地域の担い手が不足をし、それを要因とした活力の低下、さらには基幹産業の衰退などの負の連鎖が生じていくという大変厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。この流れを少しでも食い止め、反転をさせていくというためには、Uターンを含めました移住の促進と併せまして、御指摘がありましたように所得向上を図る地域の産業振興、そしてそのための投資が重要となるというふうに考えます。

このため、移住促進・人材確保センターを中心に、地域の産業を支えます人材の確保に取り組んでいるところであります。あわせて、産業振興計画に掲げた成長戦略を通じ、基幹産業であります1次産業の振興を図るということと同時に、地域の資源を生かしました地域アクションプランに取り組んでおります。

例えば、嶺北地域におきましては、シソなどの地域の農産物を生かした商品開発に加えまして、土佐あかうしのさらなる生産拡大、加工や販売促進といった6次産業化に取り組んでおります。また、アウトドアヴィレッジ本山などの拠点施設を生かしまして交流人口を拡大していく取組、また自然環境を生かしました教育旅行の受入れなどにも取り組んでいるところであります。さらに、議員から御提案ございました、効率的かつ安定的な農業を展開する上で欠くことのできない農業の基盤整備でございますとか、ドローンなどのスマート農業技術を積極的に推進しているところでございます。

あわせて、地域に存します豊かな森林資

源を建築の用材からバイオマス燃料まで余すことなく活用ができますよう、さらなる原木生産の拡大にも取り組んでおります。さらに、産業振興の基盤となります道路などのインフラ整備につきましても、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算なども最大限に活用して取り組んでいるところでございます。

引き続きこうした施策を進め、将来に向けて必要な投資の展開を図っていくということに加えまして、集落活動センターをはじめとする中山間対策を総動員しながら、中山間の振興なくして県勢浮揚なしとの強い思いの下に、地域や市町村の皆さんと共に全力で取り組んでまいり所存であります。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、中山間地域の基盤整備の現状と課題、推進方針についてお尋ねがございました。

中山間地域における基盤整備の現状は、例えば棚田など狭小な農地が点在している嶺北4町村の基盤整備率は令和3年度末時点で24.1%と、県平均の51.3%と比べ半分以下であり、基盤整備が進んでいない状況にあります。

その主な要因としては、特に中山間地域では1戸当たりの経営規模が小さいことから、事業の面積要件を満たすためには関係者が多くなり、地域での合意形成が思うように進まなかったこと、また担い手の高齢化が進んでおり、基盤整備への投資意欲が減退していることなどが挙げられます。

こうした中、本県から国への政策提言により、平成30年度に創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、中山間地域の場合、1団地が50アール以上、かつまとめて5ヘクタール以上と、一般事業の半分の面積要件で事業実施がで

き、あわせて農家に負担を求めない極めて有利な事業でありますことから、現在県としても積極的に新規地区の掘り起こしを行っており、これまでに北川村をはじめ4市町村において5地区が事業着手しております。

こうした有利な事業等を活用した基盤整備を推進するために、県ではこれまでの地元からの要請待ちの姿勢から、積極的に地元提案するといった攻めの姿勢で啓発活動を行い、地域の農業者の方や、市町村の意識の醸成を図る取組を強化しております。また、事業化に向けましては、市町村やJA等と連携したプロジェクトチームを立ち上げるなど推進体制を強化し、地域の合意形成を支援しております。

こうした取組を重ねることで、中山間地域におきましても地域で暮らし稼げる農業の下支えとなる優良農地の確保に向けて、市町村とも連携を図りながら、基盤整備をより一層推進してまいります。

次に、中山間地域におけるデータ駆動型農業の推進などの現状や問題点、今後の取組についてお尋ねがございました。

Next次世代型こうち新施設園芸システムの取組では、I o Pプロジェクトによる研究開発とデータ駆動型農業による普及を進めており、本年9月にはその核となるI o Pクラウド、SAWACHIが本格運用を開始したところでございます。

これまでは、本県の施設園芸の主要7品目を中心に開発と普及を進めてまいりましたが、今後は施設園芸での品目の拡大に加えて、中山間地域での雨よけ栽培や露地園芸などについてもデータに基づく栽培管理が行えるよう、取組を広げていく必要があると考えております。そのため、中山間地域では先行的な取組として、例えば嶺北地域では雨よけ栽培の米ナス、ミニトマト、ユリの圃場6か所において、I o Pクラ

ウドへのデータ集積と、そのデータに基づく営農支援に着手したところでございます。

しかしながら、現段階では雨よけ栽培や露地園芸におけるデータ活用の手法が確立されていないという課題があることから、来年度から気象データに基づく病虫害防除や、土壌水分量データに基づくかん水管理など、データ活用に向けた実証を行うこととしております。また、一部の圃場においては、データ収集に必要な電気や通信環境が整っていないという課題があることから、簡易なソーラーパネルで稼働できる環境測定装置の導入や、一旦手動でデータを取り出し、通信環境の整った場所からI o Pクラウドへデータを送信する方法などを検討しているところでございます。

今後、こうした課題の解決とともに、取組の成果を県内に広く普及していくことで、中山間地域におけるデータ駆動型農業をしっかりと推進してまいります。

次に、水田センサーの導入によって得られたデータについてお尋ねがございました。

水田センサーの導入以降、水田ごとにセンサーによる水位や水温、気温に加え、米の収穫量と品質のデータを蓄積してきました。これらの蓄積されたデータを分析、検証することにより、気温差の大きい中山間地域の米作りに有益な新しいデータが得られたところでございます。

具体的には、米の熟す時期の気温を解析することで、標高が低い地区にはにこまるの栽培が、標高が高い地区にはヒノヒカリの栽培が適していること、また稲穂が出てからの平均気温を積算することで、標高ごとの収穫に適した時期が予測できること、さらに収穫量と品質を高めるための水管理の方法といったことが明らかになりました。

今後は、本山町農業公社やJAと連携して、これまでに得られたデータを活用して生産者の

皆様の収量と品質の向上につなげてまいります。

次に、収入保険の加入率についてお尋ねがございました。

2020年の農林業センサスによりますと、本県の農業経営体数は1万2,657人で、収入保険の加入率は8.8%となっております。

次に、農業者が青色申告をするための手だてについてお尋ねがございました。

青色申告は、帳簿をつけることで農業者が自らの経営を客観的につかむための重要なツールであります。主なメリットとしては、収入保険に加入できるほか、最高65万円の特別控除を受けられる税制上のメリットや、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットがございます。

このため、県では、これまで新規就農者や経営改善を希望される方などを中心に、農業振興センターとJAが連携して簿記の記帳を指導するとともに、青色申告のメリットを説明するなどの啓発活動を行っております。また、農業共済組合では、地区の協議会やJAの部会などを利用して、経理の講習会や税理士による個別相談会を行うなど、収入保険への加入促進の一環として、青色申告につなげる啓発活動に取り組んでおります。

今後も、収入保険の啓発活動などを通じて農業者の皆様に青色申告の大切さやメリットを周知するとともに、JAグループとも連携し、簿記の記帳などの指導を行うことで、農業者の経営安定につながるよう取り組んでまいります。

次に、全農業経営体の収入保険への加入に向けた支援についてお尋ねがございました。

収入保険は、台風などの自然災害や価格低下だけではなく農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填するセーフティーネットであり、県としては多くの農業者の方々へ加入していただきたいと考えておりますが、一方で積立

金などが大きな負担となって、お話にもありませんように、本県では11市町が保険料の負担を軽減するための補助を行っております。

このような状況は全国でも同様であり、現在国では農業者の負担軽減を含めた制度の見直しを検討しており、その中で積立金の負担を減らし、補償を充実させた新たな補償のタイプを創設する方針が決定されています。また、このほかにも収入保険の加入要件である青色申告について、従来少なくとも2年分の申告実績が必要であったものが、加入申請年の1年分だけの申告実績で加入できるように見直しがされております。

今回の見直しに関する詳細な制度設計につきましては今後検討されるとお聞きしておりますが、県としましては農業者にとって大変メリットとなる制度の見直しであり、収入保険へのさらなる加入促進につながるものと期待しております。

引き続き国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて農業者の負担軽減につながる制度となるように国へ政策提言を行うなど、制度の充実が図られ、より多くの農業者の皆様が収入保険に加入されますよう取り組んでまいります。

最後に、高知競馬場の馬ふんの有効活用についてお尋ねがございました。

国は、みどりの食料システム戦略において持続的な農業の実現に向けて、化学肥料の3割削減や、有機農業の取組面積を25%に拡大するなどの目標を掲げています。こうした中、本県において化学肥料削減や有機農業の拡大に取り組む上で、高知競馬場から排出される馬ふんは堆肥などの原料として魅力的な資源であると考えております。

競馬組合では、馬ふんをできる限り有効に活用していく観点から、現在、来年度建設予定の

新たな馬ふん集積場を利用して、2か月程度かけて発酵を促進させ、堆肥化をする方法を検討していると聞いております。

県としましては、生産される堆肥を農家の皆様に安心して使っていただけるよう、まずは家畜保健衛生所による品質の高い堆肥の生産に向けた助言や、畜産試験場による成分分析、農業技術センターなどによる生産された堆肥を使った野菜などの栽培実証に取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、本山町において実施している中山間地域デジタル化支援事業の現状、また今後の横展開についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えさせていただきます。

今年度、新たにデジタル技術を活用して中山間地域の課題解決を図る補助制度を創設いたしました。この制度を活用し、本山町では農業分野の取組として、自宅にしながら水田の水位などを確認し、遠隔で水門を操作することができる省力化技術の実証と実装を目指した取組を2か年計画で行っております。

現在、町が選定した受託業者によって、水門を遠隔管理するシステムや水田の水位を監視するセンサーなどの開発が進められており、今年度中には圃場での動作試験などを行う予定です。また、来年度は、この動作試験などを踏まえた遠隔管理システムの改良、地域全体をカバーする通信環境の構築、より広い範囲での動作検証などを行い、一連のシステムを完成させる予定です。

このシステムは、中山間地域における労力軽減などに非常に効果的であることから、早期に他の市町村にも横展開を図っていきたいと考えております。このため、実証事業中も現場での動作を他の市町村にも見ていただき、早期の導入検討を促すとともに、実証事業により得られ

た技術や運用方法、コストなどの内容をまとめ、他の市町村でもすぐに導入できるよう情報提供を行ってまいります。また、実際の導入に際しては、農林水産省の交付金が活用可能でありますので、農業振興部とも連携し、県内各地域への普及につなげてまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合の制度導入に当たっての課題、その解決のための手だて、今後の見通しについてお尋ねがございました。

特定地域づくり事業は、単なる労働力の確保にとどまらず、産業や地域活動の担い手を育成することで地域の活性化につなげていく取組であり、本県中山間地域にとって大変有用な取組と考えております。

しかしながら、昨年度東洋町と馬路村で組合が設立されて以降、他の地域では組合の設立に至っておりません。設立が進んでいない要因としては、市町村において、安定的な雇用を維持するために必要となる派遣先事業者の確保、これが見通せていないこと、組合の運営に赤字が出た場合に公費を投入することに対する懸念があること、また組合立ち上げ時には事業計画の策定をはじめ、設立認可や事業認定の手续などの法的知識が必要な様々な事務があり、職員の事務負担が増加することなどが考えられます。

このため、県では、制度説明会や現地視察研修会を開催するなど、制度の理解促進を図っておりますほか、派遣先事業者を確保するために市町村が実施する意向調査に対しますノウハウ、実施方法の助言を行うとともに、赤字とないししっかりとした事業計画を策定するための専門のアドバイザー派遣、組合の設立認可や事業認定などの手続についての高知県中小企業団体中央会と連携した支援を行っているところでございます。

この結果、現時点では新たに複数の市町村において設立へ向けた具体的な動きが出てきてお

ります。今後は、これらの市町村において早期に組合が設立されるよう、先ほど申し上げましたアドバイザーと県、中央会などが市町村のプロジェクトチームに参画し、伴走支援を行ってまいります。加えまして、組合を立ち上げる際のコストに対しましても、それを低減する新たな支援制度を検討していきたいと考えております。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) まず、皆伐、間伐、再造林など森林の状況と、今後の森林の更新策についてお尋ねがございました。

令和2年度の本県民有林における人工林は、利用期を迎えた植栽から45年を超える10齢級以上の森林が約86%を占めており、議員御指摘のとおり高齢級の森林が増加をしております。

そうした中、皆伐面積は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだものの、皆伐の推進を始めた平成24年度の485ヘクタールが、コロナ前の平成30年度には近年最大の814ヘクタールとなるなど増加傾向にあります。

一方、間伐面積は、皆伐への移行などにより、平成24年度6,419ヘクタールが令和3年度には4,493ヘクタールとなっており、減少傾向となっています。また、その内訳としましては、森林の成熟化や平成23年度に国が行った搬出間伐を重点的に支援する制度への移行により、平成23年度は全体の約2割であった搬出間伐が平成29年度には5割を超え、保育間伐を上回っております。

また、再造林面積については、平成24年度の169ヘクタールが令和3年度には299ヘクタールと増加傾向にはありますが、皆伐に対する再造林率は40%ほどにとどまっています。

今後の森林更新につきましては、森林の循環利用による持続可能な林業の推進はもちろんの

こと、カーボンニュートラルに寄与する森林の役割からも重要な課題となっております。

そのため、来年4月から本格稼働する森林クラウドの活用などにより、適時適切な皆伐、間伐を促進してまいります。また、再造林につきましては、低コスト造林の一層の推進や自主的に組織された再造林基金団体への支援など、さらなる森林所有者の負担軽減に取り組んでまいります。こうしたことにより、成長の旺盛な若い森林を造成し、カーボンニュートラルの実現にも寄与してまいります。

次に、緊急間伐総合支援事業の拡充と再造林への補助金の増額についてお尋ねがありました。

まず、緊急間伐総合支援事業は、国庫補助事業の対象とならない小規模な間伐に対し、市町村を通じ支援を行うものです。この事業は要望の多い事業であることから、皆伐や再造林に係る事業との統合整理や市町村の行う支援との連携によって、事業要望に対応できる効果的な支援が行えるように今検討しているところです。

また、市町村で認定を受けた計画に基づき実施する小規模な間伐については、面積要件の緩和などによりまして本年度から国庫補助事業の対象となりましたことから、要望に対応できるよう国の予算の確保に取り組んでまいります。

次に、再造林につきましては、県内では傾斜が30度を上回る森林が60%を占めており、厳しい地形条件も課題となっています。このため県では、苗木運搬の軽労化のためのドローンの活用とともに、地ごしらえや下刈りの省力化に向けた先端的な機械の実証等に取り組んでおり、経費の削減にもつなげてまいりたいと考えています。

また、再造林を進めていくためには、担い手である森林組合をはじめとする林業事業者が、低コスト造林などへの取組を拡大していくことが重要です。このため、低コストにつながる低

密度植栽などを条件に、再造林にかかる経費へのさらなる支援も検討をしているところでございます。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、吉野川水系流域治水プロジェクトに本県のどのような取組が位置づけられているのかとのお尋ねがございました。

吉野川水系では、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる流域治水を計画的に推進するため、令和2年8月に吉野川流域治水協議会が立ち上げられました。その協議会には、県の土木部や林業振興・環境部などが参画し、流域全体で水害を軽減させる対策や今後の取組について意見交換を行い、その結果が流域治水プロジェクトとして取りまとめられています。

本県が行う取組といたしましては、流下能力の低い地蔵寺川の堤防整備のほか、土砂や流木の流出を防ぐ砂防施設の整備や森林の整備、保全等を位置づけております。近年、気候変動により頻発化、激甚化している豪雨災害を踏まえ、引き続き関係機関と連携して検討を重ねながら、流域全体で実施すべき対策を追加するなど、流域治水プロジェクトの内容を充実させてまいります。

次に、地蔵寺川の河川整備がどのような形で進められ、いつまでに完了するのかとのお尋ねがございました。

土佐町の地蔵寺川では、平成16年の台風23号をはじめ度重なる豪雨により、多くの家屋や国道439号が浸水するなどの被害が繰り返し発生してきました。このため県では、平成23年度に地蔵寺川の吉野川合流点から国道439号の宮島橋までの約1.7キロメートルを、早急に河川改修が必要な区間として設定いたしました。

その区間の中でも、橋梁の架け替えや家屋の移転など多くの事業費を必要とする県道の土佐

中島橋から町道の樺橋までの850メートルを重点区間とし、現在先行して整備を進めているところです。この重点区間につきましては、集中投資により早急に浸水被害の解消を図ることを目的とした国の大規模特定河川事業を活用し、令和9年度の完了を目指して整備を進めております。

残る区間につきましては、重点区間の整備完了後、引き続き国の交付金事業などを活用しながら、おおむね5年間で完了することを目指して整備を進めてまいります。

次に、平成30年7月豪雨災害で被災した大豊町の立川川について、県が管理する区間の河床を下げる対策を今後どのように行うのかとのお尋ねがございました。

立川川の県管理区間におきましては、平成30年7月豪雨の際に大量の流木が流れ込んだことから、その年の緊急工事で流木の撤去を行っております。大豊町が管理する立川川の上流部や一部の支川におきましては、堆積土砂や流木の撤去が完了しており、また堆積土砂などが残っている支川につきましても、現在撤去に向けた準備を進めていると聞いております。

県の管理区間では、今後も大豊町の管理区間からの土砂の流入が考えられますことから、大豊町と情報交換を行いつつ、現地で堆積が進んでいる箇所につきましては、優先順位をつけながら対応してまいります。

次に、帰全山公園周辺の親水護岸整備やヨシの伐採について今後どのように行っていくのかとのお尋ねがございました。

人と川が触れ合うための親水護岸の整備は、現在吉野川の本山町寺家地区において進めており、令和6年度に完了する予定です。帰全山公園周辺につきましては、寺家地区の完了後に引き続き、同様の護岸整備を行う予定としております。

また、水際のヨシにつきましては、環境の変化などから県内各地の河川で広範囲に繁茂する状況となっております。土砂が堆積し、治水上問題となっている箇所につきましては、国の有利な財源である緊急浚渫推進事業債等を活用し、しゅんせつに併せてヨシの撤去を行っているところでございます。

その他の箇所につきましては、維持修繕費によりヨシの伐採を行っておりますが、数多くある要望の箇所のうち一部しか対応できていない状況でございます。このため、おもてなしの水辺創成事業や、高知県リバーボランティア支援事業により、地域の皆様の力をお借りしながらヨシの撤去を行うなど、河川環境の保全に努めてまいります。

次に、吉野川水系河川整備計画に書かれているモニタリングや河川愛護活動など、水質や環境の維持についてどのように実施してきたのか、また今後どのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

吉野川では、水質と生態系についてモニタリングを実施しております。水質につきましては、県が本山町の本山沈下橋地点において年に6回、BODを含む12項目の水質測定を実施しております。これまでの測定結果から、整備計画策定以降も良質な水質が維持されていることを確認しており、直近のBODのモニタリング結果でも、最も良好な環境基準となっております。

生態系につきましては、独立行政法人水資源機構が早明浦ダム下流において、魚類や鳥類、底生動物など生物の6分類について、おおむね5年に1度調査を実施しており、県でもその結果を確認しております。

直近のそれぞれの調査結果によりますと、確認した種類の数などに大きな増減はなく、整備計画策定以降も多様で良好な環境は維持されていると考えてございます。

これらの結果につきましては、毎年開催しております四国のダム管理者などが集まる会議の中で報告しており、委員である学識経験者からも、水質や生態系はおおむね維持されているとの意見をいただいております。

一方、河川環境を良好に維持するために必要なヨシの伐採など、十分にできていない取組もございます。今後は、県が行う維持管理に加え、ヨシの伐採などを地域の皆様に委託できるよう、土木事務所からお声がけするなどして、整備計画に定める河川環境の保全に関する目標の達成に向け取り組んでまいります。

最後に、濁水の長期化や低水温の放流、河床の石に付着した泥の対策、利用者間の調整や人と川との触れ合いに関する施策への取組や成果、今後の進め方についてお尋ねがございました。

吉野川水系河川整備計画に記載している河川の適正な利用や河川環境の課題につきましては、関係機関が連携して取組を進めていく必要があります。

濁水の長期化や低水温の放流への課題につきましては、これまでに水資源機構が早明浦ダムの放流水の取水位置を選択できる選択取水設備の操作運用方法を見直したことで、一定の軽減効果が確認されております。このことに加え、来年度には濁水の長期化を軽減する目的も兼ねた早明浦ダム再生事業が、本体工事に着手すると聞いております。

人と川との触れ合いに関する課題につきましては、国や水資源機構、県、流域町村などで構成する協議会で話し合いを進めてまいりました。この結果は、水辺の利活用や地域活性化に向けた計画として取りまとめられ、令和3年3月にこうした取組を支援する国のかわまちづくり支援制度に登録されたところであります。今後もこの計画に基づき、施設の整備やイベントの開催など、関係機関が連携して河川の適正な利用

に向けて取り組んでまいります。

河床に付着した泥につきましては、出水時に増水した水が川底を洗い流すことで取り除かれると考えており、現在県内の河川では泥の除去に特化した対策は行っておりません。しかしながら、河川の水量が少ない場合などは泥の付着が長く続く場所や時期もございますので、まずは同様の課題を抱える他県の河川の状況など、情報収集を行ってまいります。

(公営企業局長笹岡浩君登壇)

○公営企業局長（笹岡浩君） まず、県営水力発電所が発電した電気の県有施設への供給についてお尋ねがございました。

公営企業局が経営する電気事業は、県民生活の向上と県内産業の発展のため、これまで約70年もの間電力を供給してきました。現在、一般家庭約5万5,000世帯分に相当する電力を県民や県内の事業者の皆様に御利用いただいております。

地方公営企業法及び高知県公営企業の設置等に関する条例によれば、公営企業には、その本来の目的である公共の福祉を増進することが求められており、以上のように、まずは県民や県内の事業者の皆様に必要な電力をお届けすることがその使命であると考えています。その際、経済性を発揮しつつ、将来を見据えた持続的な経営を行うことが求められており、安定的に収益を確保する必要があります。

こうした中で、公営企業局から県有施設に電力を供給するとした場合、一般送配電事業者または電力会社などの小売電気事業者を通じて供給を行う方法などが考えられます。こうした方法を活用する場合は、送配電網の使用料である託送料金や、電力需給バランスを確保するための手数料などが、公営企業局の売電価格に加算されることとなります。これによる試算では、必ずしも県有施設側により安く電気を供給する

とは限らない結果となります。さらに、公営企業局の売電契約において、県有施設に供給するという条件をつけることにより、売電価格が下がり、公営企業にとっては収益の確保に影響するリスクもあります。

一方で、現在電気料金が高騰するなど、電力市場は大きく動いており、県の負担も大きくなっています。したがって、次期の売電契約の更新に際しては、以上のような課題を踏まえつつ、市場や電気料金の動向、他の公営電気事業者の動きも注視しながら、県有施設への供給も含め、電力の売電方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの導入促進についてお尋ねがございました。

公営企業局は、これまで物部川流域において3か所の水力発電所を運営するほか、平成7年度からは順次風力発電所を開設し、ピーク時には3か所において運営を行うなど、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできました。

また、小水力発電については、平成23年度から24年度にかけ市町村の取組を後押しする目的で、県内の有望地点などの導入可能性調査も行いました。さらに、同じ平成23年度から電気事業による収益を基に補助制度を創設し、市町村等による再生可能エネルギーの利活用の事業化に向けた取組に対し支援も行ってきました。

こうした取組により事業化につながった例もありますが、多くは事業化に向けクリアすべき課題がある状況です。こうしたことから公営企業局としては、これまでの経験を生かしながら、まずは物部川流域の小水力発電の可能性について再調査を行うなど、再生可能エネルギーの導入促進についてさらに取り組んでまいりたいと考えています。

また、引き続き補助金による市町村への支援も行い、その際には公営企業局の職員の知見も

生かして必要な助言等を行うなど、協力してまいりたいと考えています。

○8番（金岡佳時君） それぞれ前向きな御答弁どうもありがとうございます。

1つだけ、収入保険について2問を行います。先々月、私と大石議員、そして14号台風で大きな被害を受けた嶺北の農家の方と一緒に、農家の窮状を聞いていただきたいということで、農業振興部長をお訪ねいたしました。そこで、台風被害によって今年の収穫がほぼ望めなくなったこと、そしてそれに伴って収入がほぼゼロになり、このままでは農業を続けることができなくなるというような悲鳴にも似たお話をお伺いいたしました。何か救済策はないものかと期待をしていたところでありましたが、残念ながら救済策はございませんでした。

そこで収入保険ということになるわけですが、収入保険の掛金の負担も結構大きくかかるということで、できていないということでもございました。そこで、今回は間に合わないけれども、何とか保険が掛けられるように支援をし、農家のセーフティーネットを構築しなければならないといったような話であったと記憶をしております。

確かに、次世代型ハウスやデータ駆動型農業など技術革新は必要で、進めなければなりません。そして、評価するところでもあります。しかし、幾ら優れた技術も、それを使う人がいなければ何の役にも立ちません。

昨日の桑鶴議員への答弁では、収入保険制度への加入促進など、新規就農者が安心して営農に取り組めるための環境整備に努めてまいりますということでしたが、その部分も、農家が希望を持って営農が継続できるよう、農業政策の柱として取り組まなければならないのではないのかというふうに思います。

高知県農業を守り発展させるために、本当に

やる気があるのかどうか、掛金の補助などを通じて収入保険をセーフティーネットとして活用しやすいつもりがあるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

これで私の一切の質問を終わりますので、よろしくをお願いします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 今お話のありましたように、農業者の経営が大変厳しい状況になっているということは認識しております。そうしたことから、燃油や肥料、配合飼料などの高騰に苦しんでおられる農業者の皆様に、まずはその事業を優先して、今回のいろんな事業については対応させていただいたところです。

それと、先ほど答弁もさせていただきましたが、国のほうも少し見直しを検討しているということでもございますので、そういうことも踏まえて、しっかりいろんな検討もしていきたいとは考えてございます。

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩



午後1時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番野町雅樹君。

（12番野町雅樹君登壇）

○12番（野町雅樹君） 自由民主党の野町でございます。議長のお許しをいただきました。一般質問の初めての対話を務めさせていただきます。知事はじめ執行部の皆さんよろしく願いをいたします。

まず、地域包括ケアシステムの推進についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染症による国内初の感染者が確認をされましてから、来年1月16日で丸3年を迎えます。残念ながら、いまだに収束には至らず、本県におきましても11月上旬以降、新規感染者が増加に転じており、知事の提案説明の中でも既に第8波に入ったことが示され、昨日の新規感染者数は1,179人と急増しております。また、この冬はインフルエンザとの同時流行が懸念をされることから、県におきましても先手先手で医療提供体制の整備と検査・診療体制の確保に努められております。

こうした中、先日の報道でもありましたように、全国の介護事業所の倒産が本年1月から11月までで135件と過去最悪となり、このうちデイサービスやヘルパーによる訪問介護など、高齢者の日常生活を支援する事業者が8割を占めているということでもあります。この要因には、コロナ禍での利用控えや物価高騰があるとされておりますけれども、こうした厳しい環境の中でも、県では高知版地域包括ケアシステムの推進を着実に進めていただいております。関係者の皆様方に心から敬意と感謝を申し上げます。

一方で、国においては新型コロナウイルス感染症の扱いについて、季節性インフルエンザと同等の5類への引下げも含めました議論が本格化をしております。ワクチン接種や治療薬の開発が進む中、社会経済活動の再開を進めることは大変重要でありますけれども、国内での感染状況が厳しい中、医療費の負担などにつきましては慎重な議論が求められるというふうに考えております。

そこで、今回は特に厳しい状況に置かれております福祉・介護人材の確保を中心に質問をさせていただきます。まず、コロナ禍での様々な経験や教訓を踏まえまして、あったかふれあいセンターなどでも活動が再開をされる中、高知版地域包括ケアシステムの推進上の課題を改め

てどのように捉え、今後どう進めていくのかについて知事にお伺いをいたします。

次に、介護職の人材確保の現状についてお伺いをいたします。日本一の健康長寿県構想では、将来的な介護職員の需要増に対して、県の推計では令和7年度に550人が不足をするというふうに見込んでおります。また、令和5年度の目標値として、新たな人材の参入を180人以上、また新たな外国人材の参入も180人以上というふうにしております。一方、現状の介護・福祉事業所における職員数は、国の基準に対しておおむね満たされているとのことでありまして、私の聞くところによりますと、多くの施設や事業所において、特に若手の人材確保に常に四苦八苦をしているとの悲鳴にも似た関係者の声が多いことも事実であります。

そこで、まず少子高齢化の進行やコロナ禍などの社会情勢の激変によりまして、特に厳しい状況に置かれている介護職の人材確保について、外国人材の参入も含めた現状を子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、人材確保対策の一つとして、全国に先駆けて取組を始めましたノーリフティングケアについてお伺いをいたします。令和元年度の県による実態調査では、ノーリフティングケアを実践している事業所は31.5%でありまして、令和7年度の目標値を事業所の50%以上としておりますけれども、小規模事業所での導入が進んでいなかったり、人材不足や、その取扱いに逆に時間と手間がかかってしまうなどの理由で、導入された機器が有効に活用されていない事例もあるというふうにお聞きをしております。

そこで、ノーリフティングケアの推進の現状と今後のさらなる取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、平成30年から認証を開始いたしました福祉・介護事業所認証評価制度についてお伺い

をいたします。この制度は、良好な職場環境の整備に取り組み、県が定めた一定の基準に達している事業所を認証する制度で、県では本年度から新たに優良な事例を特設ウェブサイトあるいは広報紙を活用して情報発信するなど、魅力ある職場環境づくりを積極的に支援するというふうにお聞きをしております。

また、令和7年度の目標値を事業所の50%以上というふうにしております。こうした県の積極的な職場環境の改善への取組にもかかわりませず、福祉・介護職に対する大変、きつい、賃金が安いなどのネガティブなイメージは、まだまだ払拭されていないようにも感じます。

そこで、福祉・介護事業所認証評価制度の現状と今後の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、介護職員の処遇改善についてお伺いをいたします。国の昨年12月補正予算において、看護や介護の職員などの収入の引上げによりまず処遇改善が決定をされ、順次賃上げが進められております。今回の引上げは、離職の防止のみならず、新たな人材確保にも大きく寄与するものというふうにご期待をしております。

そこで、今回の国の処遇改善への評価を踏まえ、介護職員の処遇改善加算を取得していない事業所などに対する支援を今後どのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、ケアマネジャーの人材確保対策についてお伺いをいたします。ゲートキーパーとして大変重要な役割を担っておりますケアマネジャーですけれども、コロナ禍の影響を含め、業務の多様化やサービス量の増大、さらには人材不足などによって大きな負担がかかり、激務となっていることや、今回の処遇改善の対象からも除外をされているというふうにお聞きをしております。

そこで、ケアマネジャーの育成、人材確保をどのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

この項の最後に、東部地域への多機能支援施設の設置についてお伺いをいたします。昨年12月議会での私の質問に対しまして知事からは、看護学校のサテライト教室を含む多機能支援施設は、これまでの経過を十分に踏まえて、県がしっかりと前面に立ち、市町村など関係機関と連携をしながら、できるだけ早期に整備ができるように取り組んでまいりたいとの大変前向きな御答弁をいただきました。

そこで、あれから1年が経過をいたしましたけれども、設置に向けた現状と、薬剤師や栄養士会なども含む多職種が活動拠点として利用できるなど、機能面の充実、また看護学生の募集や卒業後の地元定着などの課題、併せて開設までの具体的なスケジュールについて健康政策部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。農業振興について、特に物価高騰への対応を中心にお伺いをいたします。

コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的な物価高騰など、経済環境が激変をし、先の見えない厳しい状況が続いております。施設園芸を主体とする本県農業におきましても、燃油や肥料、資材などの価格が高騰する中、新たにハウスを整備するなど、大きな投資を見送る動きが顕著となっております。

県の園芸用ハウス整備事業の申請数が過去5年間平均で83件ありましたものが、本年度55件と34%減、また国費事業につきましても、令和2年度の4件から、本年度は1件と大きく減少しているというふうにお聞きをしております。私の地元安芸市、芸西村でも施設園芸産地の未来の担い手となる規模拡大を希望する若手農家や農業法人からも、異常な物価高騰に直面し、

新たなハウスを整備することに対してためらう声が大きくなっており、大変残念に感じておるところであります。

また、農家の高齢化が進む中、コロナ禍による農産物価格の低迷や今回の資材高騰などによりまして離農する農家も増加傾向にあり、安芸市などでも遊休ハウスが散見されるようになりました。県では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの推進や、I o Pプロジェクトなどの主要な農業振興策を展開し、日本のトップランナーとして本県の園芸農業を牽引してくれておりますけれども、その取組がここに来て失速をしかねない状況となっております。

また、ハウス整備のコスト低減に向けた取組といたしまして、本年度から新たに次世代型ハウス低コスト化検証事業にも取り組まれ、ハウスメーカーの提案による低コストハウスが設置をされるというふうにもお聞きをしております。しかしながら、今回の異常な資材高騰下では、こうした取組だけでは産地全体のハウス面積の維持は極めて困難な状況だというふうに考えます。

そこで、例えば園芸用ハウスの整備に関する時限的な補助率のアップ、また既存ハウスの有効活用、さらに被覆資材等への補助対象の拡大など、農家の経費負担の軽減に対するさらに一歩踏み込んだ支援ができないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農業分野でのエネルギー転換についてお伺いをいたします。県では、これまでも重油加温機に代わる、より効率的な加温方法として、ヒートポンプを3,960台、全加温面積の17%、また豊富な森林資源を活用することで木質バイオマスボイラーを234台、同じく5%へと、その導入を積極的に進めてきていただきました。しかしながら、今回の電気料金の高騰、さらには平成21年頃、つまり15年ぐらい前からですけど

も、導入が本格化をいたしました木質バイオマスボイラーの多くが更新時期を迎えている現状など、多くの課題があることもまた事実であります。

そうした中、昨年12月議会で私の質問に対して農業振興部長からは、国がみどりの食料システム戦略において、2050年までに化石燃料を使用しない施設園芸への完全移行を目指し、革新的な技術開発に取り組むことから、本県においてもこれまでの取組に加えて、新たな省エネルギー技術の実証に取り組むとの答弁をいただきました。例えば、本山町でエフビットファームこうちや、高知工科大学での木質バイオマス発電と次世代型ハウスを組み合わせたプロジェクトなど、先進的な取組が積極果敢に実践をされています。

そこで、農業分野でのエネルギー転換の方向性と、木質バイオマス発電と次世代型ハウスを組み合わせたプロジェクトなど、先進的な実証事業の現状と課題、今後の取組について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、本年9月から本格運用が始まりましたI o Pクラウド、SAWACHIについてお伺いをいたします。このプロジェクトは、全国的にも類を見ない先進的な取組であり、これからのデータ駆動型農業の推進には欠かせない画期的なシステムで、ぜひ成功させていただき、「もっと楽しく、もっと楽に、もっと儲かる」農業の実現に向け、日本のトップランナーとして突っ走っていただくよう期待をいたしております。

ハウス内環境のデータや毎日の出荷データなど、営農に必要な有益なデータを利用者個人だけではなく、地域や県内、さらには優良農家などとの比較分析が可能となり、それがスマホやパソコンからいつでもどこでも確認できるという優れものであります。特に、これまで農家の勘に頼っておりましたハウス内の温度や湿度、

水管理などをデータで管理することで省エネともなり、そして燃油や肥料などの経費削減効果にもつながると、私の周りの利用者からも大変好評であります。

この技術をさらに磨き上げることで、将来的には本県の施設園芸も含めました農業分野のみならず、多くの産業分野でも当たり前のシステムとして普及するものと期待をしておるところでありますけれども、本格運用が始まってからまだ日が浅く、加入をためらう農家もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

そこで、先ほど金岡県議からも質問があったところでもありますけれども、I o Pクラウド、SAWACHIへの加入状況と課題、今後の推進方法について農業振興部長にお伺いをいたします。

この項の最後に、先ほど金岡県議からも収入保険制度に関する質問がありましたけれども、私からも、収入保険制度と野菜価格安定対策事業との同時利用の恒久化、これを国に対してしっかりと要望していただくこと、また現在11市町が実施をしております保険料や事務費への補助などを踏まえた加入促進に対する県の支援について、強く要請をさせていただきたいというふうに思います。

次の項目に移ります。観光振興についてお伺いをいたします。

知事の提案説明の中では、本年10月からスタートいたしました全国旅行支援をはじめとする需要喚起策の効果により、県内の主要観光施設の利用客数はコロナ前の水準まで戻るなど、本県観光が着実に回復していることが示されました。

さらに、本県観光の起爆剤として期待をされる連続テレビ小説らんまんに関しましては、10月に佐川町、越知町に加えて、私の地元安芸市の伊尾木洞でも撮影が行われまして、主演の神木隆之介さんが現地入りをしていただいたこと

で、地元の皆さんの期待感も大きく高まっているところでもあります。また、安芸市におきましても撮影場所の伊尾木洞周辺に新たな駐車場の整備を計画するなど、来年3月に開幕をする新たな観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」に向けて着々と準備が進められているところでもあります。

しかしながら、この3年間のコロナ禍において最も影響を受けたのが、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業などの観光関連事業者であり、現在もその経営や地域の活力に暗い影を落としております。

一方、国のコロナ関連融資の本格的な返済開始が来年5月に迫る中、国の総合経済対策において、コロナ関連融資の借換え需要を見据えた新たな借換保証制度が創設をされました。県では、この国の制度を活用した融資制度を創設し、さらにより厳しい状況にある事業者には、県独自の保証料補給を行うということをされようとしております。

そこで、これらにより厳しい状況に置かれております事業者にどのような効果が期待されるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、広域観光の推進についてお伺いをいたします。本県は非常に東西に長く、地域によっては地理的状況も違い、観光資源などの特性も違うことから、各広域観光組織が主体となって、それぞれの取組を生かした観光戦略が広域エリアごとに策定をされたというふうにお聞きをしております。また、広域観光組織によっては、新たに専門知識を持った人材が配置をされるなど、体制強化も図られてきたというふうにお聞きをしております。

私も戦略策定に当たって、地元の東部観光協議会や宿泊事業者、またボランティアガイドなど関係者の皆様とお話をする中で、今回の戦略のポイントとなった体験型観光、滞在型観光、

そして地元食材を生かした食観光などにつままして活発な御提案をいただいたところであります。

また、芸西村にある大型リゾートホテルの利用客への調査では、宿泊客の僅か20%しか東部での観光を目的としていないということが明らかとなりました。このことから、国内外の観光客の皆さんにとって、旅の目的地となり得る魅力やコンテンツづくり、さらには認知度向上に向けた取組の必要性を改めて実感をしたところであります。

そこで、これまでの広域観光組織の取組の評価と、今後どのような広域観光を目指していくのか、観光振興部副部長にお伺いをいたします。

この項の最後に、高知県アニメプロジェクトについてお伺いをいたします。本年1月に、高知信用金庫と高知県、高知市、南国市、須崎市の5者が、高知アニメクリエイター聖地プロジェクトを官民で推進する協定を締結いたしました。知事も、高知県でアニメクリエイターの皆さんが交流を図り、高知にアニメ関連産業を集積することで、雇用の創出、地域の活性化を進めていけると期待感を示されております。

また、11月に開催をされました高知アニメクリエイター祭では、高知市や須崎市の商店街をアニメのキャラクターに扮しましたコスプレイヤーたちが練り歩き、若者たちが熱狂している姿に、今や世界を席卷する日本のアニメ文化の勢いを感じたところであります。

本県では、これまでも漫画文化を推進するため、海外からも注目されるようになった、まんが甲子園の開催などに取り組んでまいりました。今回、民間発のプロジェクトを包含する形で、高知県アニメプロジェクトを産業振興計画の連携テーマに位置づけ、人材育成、企業誘致、さらにはアニメツーリズムの推進を図っていくこととしております。

そこで、高知県アニメプロジェクトを観光振興にどう生かすのか、観光振興部副部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。中山間対策についてお伺いをいたします。

まず、集落活動センターの活性化策についてですが、現在センターの開設は65か所まで拡大されております。また、中山間地域における産業の主体でもあります農業分野では、集落営農組織が221組織、また農業公社などの複合経営拠点が22か所で設立をされるなど、中山間地域の産業を支える仕組みの充実が図られているところであります。

さらに、生活を守るという視点では、あつたかふれあいセンターがサテライトを含めまして346か所設置をされるなど、総合的な中山間対策が着実に進みつつあります。一方で、昨年の集落实態調査の結果、地域の担い手不足といった課題がより深刻になっていることが明らかとなり、住民の皆さんは、将来にわたる集落の維持・存続について不安を抱えていることが改めて浮き彫りとなりました。

このことを踏まえ、県では新たに集落活動センターの取組に至らない小さな集落の維持・活性化に向けた仕組みづくりを進めることとしておりますけれども、この3年間に及ぶコロナ禍で、既存の集落活動センターにおいても、地域でのイベントや集いの場などが開設できず、宿泊業や飲食業、そしてまた加工品販売などの経済活動に大きな影響が出ているというふうにお聞きをしております。そうした中、一部の地域住民や市町村の関係者からは、今後のセンターの存続自体を懸念する声も聞かれております。

そこで、既存の集落活動センターの活動が、コロナ禍や担い手不足などによりまして停滞をしている実態を踏まえ、今後県としてどのように支援をしていくのか、中山間振興・交通部長

にお伺いをいたします。

次に、農村RMOについてお伺いをいたします。現在、国では、複数の集落による集落協定や農業法人など、農業者を母体とした組織と自治会など多様な地域の関係者が連携をして、農地の保全などの取組に併せて買物支援などといった生活支援など、地域のコミュニティーの維持に資する活動を行う農村RMOを推進しております。中山間地域では耕作放棄地が急速に増加をしております、農地の維持管理が大きな課題となっております。

一方、集落活動センターの経済活動には、例えば農業分野で設置をされております集落営農組織や複合経営拠点などとの連携、これも重要な取組の一つであるということで、以前本会議でも取り上げさせていただきました。当時の農業振興部長からは、集落活動センターと集落営農組織などとの連携を促していくとともに、県内全域で策定を進めております地域農業戦略の取組の中で、集落活動センターを含めたネットワークの構築についても検討していくとの答弁をいただいたところであります。

そこで、農村RMOの本県における現状と今後の取組について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、中山間地域における買物弱者への支援についてお伺いをいたします。集落実態調査において、生活必需品を確保するための移動販売事業や宅配サービスなどに対する住民ニーズは高く、近くにお店がなくなった場合、50%以上の方々がこうしたサービスに頼りたいとの意向を示しております。しかしながら、事業者にとって、特に山間部での事業継続というのは——人口減少、今回の物価高騰などによりまして十分な利益が得られる状況にはなく、私の地元でも大変惜しまれながらも、やむなく廃業してしまうケースもあり、こうした住民サービスへの支

援の充実の必要性を強く感じるところであります。

そこで、中山間地域における移動販売事業など、買物弱者への支援の現状と今後の取組について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、集落活動センターと大学との連携についてお伺いをいたします。高知大学では地域協働学部を中心に、地域の未来をつくる改革力となる人材、つまりローカルイノベーターとしての地方創生推進士を積極的に養成しており、現在累計150名を超えているというふうにお聞きをしております。また、令和2年度卒業生の県内就職率は約50%ということで、大変心強くも感じております。地域と密着をし、フィールドワークを重視した教育を受け、地域愛にあふれる大学生が、例えば集落活動センターの活動に関わっていくことは、中山間地域の活性化や人材育成に直結するものだというふうと考えております。

そこで、集落活動センターと大学との連携の現状と、今後どのように進めていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

この項の最後に、県のふるさと納税制度を活用した中山間地域の課題解決策について提案をさせていただきます。佐賀県では、県のふるさと納税制度にNPO等指定寄附を創設し、県内のNPO法人や自治会、婦人会、PTAなどの市民社会組織が自発的に行う地域づくり事業に対して全国から寄附を募り、寄附額の90%をその指定団体に寄附するという資金調達が行われております。令和3年度には91団体に対して約9億1,000万円が寄附をされております。

また、芸西村におきましても、村内の産業振興に貢献をする事業に対してクラウドファンディング型のふるさと納税を実施しておりまして、現在5事業が採択をされて寄附を募っているというふうにお聞きをしております。

一方、中山間対策は本県の重要施策の一つであり、多額の予算と人材、時間を費やして懸命に取り組んでおられます。しかし、集落实態調査の結果からも、より深刻な実態が明らかとなり、さらなる支援が求められているところであります。

こうした県の重要施策を全国の高知県出身者や高知のファンの皆さんに応援をしてもらい、併せてその取組を多くの皆さんに知っていただくことは重要なことではないかというふうに考えます。例えば、集落活動センターなどが行う高齢者の見守り活動も兼ねた配食事業、また事業として採算が厳しい移動販売事業や、病院などへの高齢者の送迎事業、さらには地域おこし協力隊や地方創生推進士などの若者がNPO法人を組織して実践する未来への地域おこし事業など、全国の皆さんに応援をしていただくことはできないでしょうか。

そこで、集落活動センターなどが実践をする中山間地域の課題解決に資する取組に対して、県のふるさと納税制度を活用して資金調達する仕組みが創設できないか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

最後の項目に移ります。学校の魅力化についてお伺いをいたします。

まず、今年に入り8人もの逮捕者が出て異常事態と言える教職員の不祥事についてお伺いをいたします。私は本年度総務委員会に所属しており、この件に関しましては、教育次長などからいち早くお電話で情報をいただくわけですが、県教育委員会からの電話のたびに、またかという重い気持ちで電話に出ることが多いというのが正直なところであります。

県教育委員会は一連の不祥事への対応のため、11月10日午後、県立学校の校長44名を招集し臨時校長会を開催しています。その席で竹崎教育次長からは、教職員の信頼が失われ、教育

が破綻していると言わざるを得ないと危機感をあらわにされたとの報道もあったところであります。

また、11月中旬から全教職員を対象に、勤務外でも教職員としての自覚を持ってほしいとの思いでアンケート調査を実施しているともお聞きをしております。まさに学校と子供たちや保護者、また地域との信頼関係、これこそがこの後質問させていただきます学校の魅力化の大前提となるところであります。

そこで、一連の教職員による不祥事が続く中、子供たちへの影響をどのように捉え、再発防止に向けた取組をどう図っているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、本県の学校魅力化の取組についてお伺いをいたします。本年9月9日、総務委員会の県外調査で島根県立隠岐島前高校を訪問し、今、全国屈指の学校魅力化プロジェクトとして注目をされております取組について調査する機会をいただきました。

隠岐島前教育魅力化構想のアクションプランとして取りまとめられました、意志ある未来のつくりかたには、5年後の島の未来を描いた23の架空の物語が示されています。大変具体的に分かりやすい身近な事例で、教育方針や地元愛をどう育てていくかなどが示されており、感銘を受けました。また、当日宿泊をいたしましたホテルや夕食会場の飲食店で、若い卒業生たちが島で生き生きと働く姿に接しまして、その成果を実感することもできました。

このプロジェクトによりまして、廃校寸前であった高校の生徒数が倍増し、教育移住や島の特産品であるイワガキや隠岐牛のブランド化、さらにはホテルのリニューアルなど、地元産業の振興にもつながり、町の人口が増加に転じています。

本県においても、県立高校の生徒数が減少す

る中、特に山間部の小規模校においては、当地域以上に厳しい状況があるというふうを考えます。県教育委員会では、昨年度からこのプロジェクトを成功に導いた一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームに委託をし、中山間地域の高校の現状、課題の分析を実施してきたというふうにお聞きをしております。

そこで、本県における地域教育魅力化コーディネート事業の進捗状況と課題、今後の取組について教育長にお伺いをいたします。

次に、既に統合した高校の現状と、今後統合する高校の魅力化への取組についてお伺いをいたします。平成31年4月、須崎総合高校、また昨年4月には高知国際高校が新たに開校しました。両校とも統合後の目指すべき姿をそれぞれ、普通科、工業科の強みを生かし難関大学進学から就職まで生徒の多様な進路希望を実現し、地域を支える人材の育成を目指す、またグローバル教育のリーダー校、大学進学の拠点校として魅力ある学校を目指すといった、学校の魅力化を大きく掲げて新たなスタートを切り、その目標に向けた学校運営が進められているというふうに思います。

そこで、既に統合した高校の現状と課題、また明らかとなった課題を踏まえて、今後統合を予定している高校の魅力化にどうフィードバックをしていくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、地域みらい留学についてお伺いをします。隠岐島前高校の学校魅力化プロジェクトの成功は、学校側、つまり教育委員会と海士町など地元3町村との連携なくしてはあり得なかったというふうを考えます。地元の行政側が廃校問題を我が事とし、単なる教育問題ではなく、人口減対策として強い危機感を持って取り組んだことが成功の鍵だというふうを考えます。特に、全国から生徒を募集するという、当時は画

期的であった島留学は、生徒はもちろん、その御家族の移住政策としても機能し、島の人口増につながり、雇用拡大、そして地域のにぎわいづくりといった好循環を生んでいます。

本県においても平成30年度の嶺北高校を皮切りに、本年度からは5校において地域みらい留学として全国から生徒を募集し、これまでに延べ57名が入学をし、本県の中山間地域で学んでいるというふうにお聞きをしております。

そこで、県外からの生徒募集を行う地域みらい留学を成功させるために、移住促進などを所管する中山間振興・交通部などとの部局横断的な取組や、地元市町村と連携をして取り組むことの必要性について教育長にお伺いをいたします。

最後に、山田高校などが取り組んでおります高知大学や地元企業などと連携をしたオンライン企業交流会についてお伺いをいたします。本県では、近年大学進学者のうち約7割が県外に進学をしております。大学卒業後、県内にも誇りを持って働けるすばらしい企業があるということを知らずに、都会の大企業を目指してしまうという現状が、若者の県外流出の大きな課題の一つではないでしょうか。

こうした中、山田高校や高知商業高校では昨年度から高知大学と連携をし、オンライン企業交流会を実施しており、大学と高校、地元企業が連携をして、企業の魅力をより知ってもらいよい機会になっているというふうにお聞きをしております。

また、先日、香川県中小企業家同友会の林代表理事の御講演を拝聴する機会がありました。香川県では、大学進学者の8割以上が県外に進学をするとのことで、同友会では県内の三木高校、飯山高校、高松商業高校などと協定を結び、共育型インタビューシップという取組を進めているとのことでした。これは、大学進学前の高

校1年生に対し、地元企業が1社1人の生徒を1日から3日程度受け入れ、学生が社員や経営者に、何のために働くのか、会社は何のためにあるのかなど、地元で働く意味や魅力、経営理念などをインタビューしながら、社員と経営者の働く姿を観察するというものであります。

企業側にとりましては、事前に社員が会社の目的、仕事の面白さなどを準備するために経営者と面談をしたりすることによりまして、改めて会社の経営理念を確認して、仕事に誇りを持ったりするなど、社員教育につながっているとのことであります。一方で、学生側も将来的な県内での就職も含めたキャリアプランが広がり、受入れ企業への就職にもつながっているというふうにお聞きをいたしました。

県では、本年度から商工労働部の事業を活用して、高知大学の学生が県内企業をインタビュー形式で取材して動画を作成し、企業の魅力を発信するという集中講義を支援しているというふうにお聞きをしております。一方、山田高校などでの取組につきましては、こうした大学生の取組の成果をオンラインでより気軽に高校生と共有でき、併せて地元企業の魅力を知ることができる素晴らしい機会になるというふうを考えます。

そこで、山田高校などで実践をしております高知大学との連携によるオンライン企業交流会に対する評価と、今後の取組の方向性について教育長にお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 野町議員の御質問にお答えいたします。

本県におきます地域包括ケアシステムの課題と今後の進め方についてお尋ねがございました。

コロナ禍におきましては、感染の拡大期に見られました通所サービスの休止や利用自粛、そ

れに伴います高齢者の皆さんの心身の機能低下などが見られたところであります。このため県では、医療・介護・福祉職場の感染症対応力の向上を図りますとともに、非常時においても継続的にサービスを提供し続けられる体制の強化について支援をしてまいりました。現在は、こうした取組を通じまして、例えば御紹介もありましたように、あつたかふれあいセンターなどにおいても十分な感染防止対策を実施した上で、必要なサービスや支援が行われているという状況であります。

今後も引き続き、感染症への対応のほか、必要なサービスの提供が継続的に実施をされますように、市町村、関係者の皆さんと連携をして取り組んでまいります。具体的には、医療・介護分野のデジタル化を加速化いたしまして、県民の皆さんの利便性向上、負担軽減につなげますとともに、医療現場におきます省力化に取り組むことが重要となると考えます。オンライン診療が普及いたしますと、移動や受診におけます感染リスクが低減できます。また、休日や夜間にも受診ができるようになるといったメリットが期待できると考えます。また、在宅療養に係ります患者情報を医療や介護の従事者がリアルタイムで共有できます「^{こうちけあ}高知家@ライン」を活用することによりまして、円滑な在宅療養への移行、あるいは業務の効率化などが期待できると考えます。また、住民主体の取組を通じまして、できるだけ介護が必要な状態とならないようにフレイルチェックの活動、あるいは介護予防の取組を強化していくということも必要だと感じております。

このほか、議員からお話がありましたように、介護従事者の確保など、サービス提供体制の確保が大きな課題となっているというふうに認識をいたしております。県といたしましても、介護人材の確保に向けまして、市町村や介護事業

所など関係機関とも連携をいたしながら、社会情勢の変化、地域の実情を踏まえました取組の強化を図ってまいります。具体的には、介護人材に係ります求人、求職のマッチング機会を拡充していくということをはじめ、介護助手ですとかワークシェアといった新しい働き方を導入していくことにより、多様な人材の参入の促進を図ってまいります。また、ノーリフティングケアや福祉・介護事業所認証評価制度の普及を通じまして、魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着の促進、そして新たな人材の確保を後押ししてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、特に厳しい状況に置かれている介護職の人材確保の現状についてお尋ねがございました。

高齢化の進展に伴い介護ニーズの増加が見込まれる中、本県では令和7年に550人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の安定的な確保は喫緊の課題となっております。そのため県では、新たな人材の確保や外国人材の参入促進など、総合的な人材確保に取り組んでおります。

まず、若い世代を中心とする人材の確保では、高知県福祉人材センターにおける無料職業紹介や福祉就職フェアの開催、施設見学ツアーなどに取り組み、令和3年度のセンターのマッチング数は、目標の300人に対しまして275人となっております。今後は、福祉就職フェアのオンライン開催や移住施策と連携した県外求職者の開拓など、マッチング機会の充実に取り組んでまいります。

次に、介護現場の補助的業務を担う介護助手など新たな人材の確保では、令和2年度から5年度の4年間での目標180人に対しまして、コロナ禍の影響もあり、令和3年度末で47人とど

まっております。目標の達成に向けまして、今年度から新たに介護助手等普及推進員を配置し、女性や元気高齢者の参入を促進するとともに、雇用と福祉の連携による他職種からの転職支援に取り組んでまいります。

また、外国人材の参入では、令和5年度までの目標180人に対しまして、コロナ禍による入国制限の影響もあり、令和4年11月末現在で75人となっております。既に入国制限は緩和され、さらなる拡大が期待されますので、関係団体と連携した受入れや定着の促進、海外に向けた情報発信を強化してまいります。

引き続き、福祉人材センターやハローワークなど関係機関と連携し、介護人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、ノーリフティングケアの推進の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県では、介護職員の身体的な負担軽減に向け、全国に先駆けてノーリフティングケアを推進し、延べ354事業所への福祉機器等の導入支援や約3,000人への指導者等養成研修など、ハードとソフト両面から支援をしてまいりました。その結果、ノーリフティングケアを導入した職場からは、腰痛発生率や離職率の減少、職員の負担軽減や意識の向上などの効果が報告されております。

また、国が取りまとめております令和3年労働災害発生状況では、社会福祉施設において、腰痛など無理な動作を要因とする労働災害の件数が全国的に増加する中、本県は令和2年に比べて38%減少するなど、ノーリフティングケアによる一定の効果が現れているものと考えております。

一方で、議員からお話がありましたように、小規模な事業所では福祉機器の活用に関する指導者の確保や、リフト等の機器を導入する財源の確保などの課題があります。このため、今年

度はリフト導入に対する補助率を4分の1から2分の1に引き上げるとともに、オンラインによる指導者養成研修やガイドラインの作成などに取り組んでおります。

今後は、さらに多くの事業所で実践していただけるよう、小規模事業所向けの研修や業務改善推進アドバイザーの派遣、日本ノーリフト協会高知支部による個別のサポートなど、各事業所の実情に沿った支援に取り組んでまいります。

次に、福祉・介護事業所認証評価制度の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

認証評価制度は、働きやすさと働きがいを実感できる職場環境の整備を促進し、魅力ある職場づくりを通じて職員の離職防止と新たな人材の参入促進を目的としております。全国では、本県を含め30都府県が実施をしており、市町村や関係機関と連携し、認証評価制度の周知を図るとともに、福祉職場のネガティブイメージの払拭に取り組んでおります。

本県では、平成29年12月に制度を導入して以降、令和4年11月末現在で、認証の対象となる事業所の約22%の41法人、243事業所が認証を取得しております。また、これから認証取得を目指す参加宣言を行った法人は、46法人、181事業所となっております。

今年度は、新たな法人の掘り起こしのため、スタートアップセミナーや相談会を東部、中部、西部でそれぞれ開催するとともに、訪問などによる個別アプローチを行ってまいりました。また、参加宣言を行った法人に対しましては、専門コンサルタントによる伴走型の支援に取り組んでおります。

今後は、介護労働安定センターなどの関係機関と連携し、単独では取得が困難な小規模事業所に対しまして複数の事業所での取組を支援するなど、法人の規模や課題に応じたサポートを一層強化してまいります。

次に、介護職員の処遇改善加算を取得していない事業所に対する支援についてお尋ねがございました。

国は、昨年12月の補正予算において、処遇改善が遅れている介護職の給与を月額9,000円程度引き上げる措置を実施しております。この措置は、コロナ禍の中、介護現場で働く職員の処遇を底上げすることで、介護人材の定着、確保につながるるとともに、他の産業の処遇改善にも影響するものと評価をしております。

令和4年10月1日現在で、処遇改善加算の対象となる1,244の介護事業所のうち、65%に当たる813事業所が今回の加算を取得しております。今回の加算を取得するには、これまでに実施してきた既存の加算制度を取得していることが要件となっており、未取得の431事業所のうち138事業所はこれまでも加算制度を取得していないことから、個別にアプローチを行い、事業所の実情に応じたサポートを行ってまいります。

また、残りの293事業所は、既存の加算制度を取得しているものの、例えば今回の加算の要件を満たすための賃金体系が十分に整備できていないなどの課題があります。そのため、制度に精通した相談員が個別相談を行い、個々の課題に応じて専門家がアドバイスを行うプッシュ型の支援体制を強化し、介護職員の処遇改善を促進してまいります。

最後に、ケアマネジャーの育成や人材確保対策についてお尋ねがございました。

ケアマネジャーは、介護サービスを提供するためのケアプランの作成だけではなく、在宅の高齢者の生活を見守るゲートキーパーとして重要な役割を担っておりますが、本県だけではなく、全国的にケアマネジャーの確保には苦慮している状況となっております。

人材不足の要因としましては、国の処遇改善加算の対象外となったことで、給与水準の引上

げが進まないことや、業務の多様化、事務負担の増大などが挙げられております。また、平成30年度からケアマネジャー試験の受験資格が見直されたことで、本県の合格者数は平成29年度の202人に対して、令和4年度は77人と大幅に減少しております。

必要な人材の確保のためには処遇の改善は重要であるため、県ではこれまでも厚生労働省に対しまして、処遇改善加算の創設を政策提言してきたところです。引き続き、全国知事会とも連携しながら、ケアマネジャーの処遇改善に向けて取り組んでまいります。

人材の育成では、ケアマネジャーは専門性を高めるために研修を受講する機会が多いことから、研修への負担を軽減するため、東部や西部地域での研修会の開催や回数の増、オンラインでの開催などに取り組んでまいります。また、事務負担の軽減につきましては、市町村と連携し行政への提出書類の簡素化やICTの導入による事務の効率化など、職場環境の改善を支援してまいります。

ケアマネジャーは、医療と介護の連携や地域の支援ネットワークづくりをより一層推進することが期待されておりますので、市町村や関係団体とも連携し、人材の育成と確保対策の強化に取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 東部地域への多機能支援施設の開設に向けた現状などについてお尋ねがございました。

県では、県東部地域における医療・介護の人材やサービス確保という課題に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に資する機能を持った多機能複合型の施設の必要性について、市町村など関係者の皆様に提案してまいりました。このたび、訪問看護や在宅歯科などに関係する団体や法人からの参画の意向表明がありま

したことから、本年10月、施設改修の実施設計に着手したところでございます。

この事業目的の根底にある人材確保などの大きな課題に対応するには、関係者が知恵を出し合い、継続的に意見を交換し、対策に取り組む必要がございます。このため、現在東部9市町村や関係団体から医療などの地域の現状や課題について聞き取るとともに、今後関係者の皆さん方によって構成する東部地域医療確保対策協議会において、多機能支援の在り方など機能の充実について協議することとしております。その際には、施設への入居のいかにかわらず、多職種の皆さんの参画をいただければと考えておりますので、栄養士会など多くの皆様からの御提案を賜ればと思っております。

加えて、看護師の養成に当たりましては、18歳人口が減少する中での学生の確保と、地域の医療機関などに就職し定着していただくという二面性への対応が必要となることから、9市町村に対して授業料の返還免除型奨学金制度の創設や、移住施策とも連携した人材の確保・定着対策などについて提案をしているところでございます。

多機能支援施設での活動開始に向けては、まだまだ解決すべき課題が山積しておりますが、まずは施設の実施設計を令和5年度前半には完了させ、年度後半にはハードの整備に着手できるように進捗を図るとともに、市町村、関係団体の皆様と連携して、引き続き早期の活動開始に向けて着実に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、園芸用ハウス整備における生産者のさらなる経費負担の軽減策についてお尋ねがございました。

園芸用ハウスの整備コストの低減に向けましては、これまで複数ハウスの一括入札や、発注が少ない冬場の施工の推進などの取組を進めて

まいりました。また、本年度からは県の園芸用ハウス整備事業の補助上限額を引き上げるとともに、新たに次世代型ハウスの低コスト化に向けた検証事業を実施しているところでございます。

しかしながら、現在の先行きの見えない厳しい経営状況下において、ハウス整備を先送りされる方が増えており、生産者やJAグループからは、農家経営の厳しい現状とともに、支援の拡充を求める声が寄せられております。このため、新規ハウスよりもコストが抑えられる既存ハウスの修復、再生、いわゆるリノベーションによる長寿命化や、光を通しやすく生産効率のアップにつながる被覆資材への補助など、既存ハウスの生産力強化に向けた支援を検討しております。

また、新規ハウスにつきましても補助対象に被覆資材の追加を検討するとともに、ハウスメーカーの提案による低コストモデルハウスの早期の普及を進めてまいります。さらに、新規就農者向けの中古ハウスを先行取得するための新たな仕組みも検討しているところでございます。

現下の厳しい経営環境下においても、生産者の皆様が夢や希望を持って農業に取り組めるよう、引き続き支援の拡充に努めてまいります。

次に、農業分野でのエネルギー転換の方向性と先進的な実証事業についてお尋ねがございました。

化石燃料からのエネルギー転換は、CO₂の削減はもとより、高騰が続く燃油のコスト削減にもつながることから、本県では施設園芸を中心に、この両面の効果の高い既存技術の導入を促進するとともに、新たな技術の試験研究や、産地と連携した実証実験などに積極的に取り組んでおります。こうした方向性の下、施設園芸ハウスの加温機として、これまでの木質バイオマスボイラーに加え、本年度からヒートポンプの

導入を加速しておりますし、より低温でも栽培が可能な品種開発などを進めております。

お話にありました木質バイオマス発電と次世代型ハウスを組み合わせた施設につきましては、発電施設に係る整備コストが高額であることや、木質バイオマス燃料を安価に安定確保することなどの課題があり、個々の農家への導入は難しいものと考えております。このため、今後大規模なハウス団地が整備される際には、農家だけでなく、企業や官公署なども含め地域全体でエネルギーを活用することで、バイオマス発電施設からは年間を通じて電気や熱を利用し、木質バイオマス燃料の周年供給が可能となるよう、地域に提案してまいります。一方、新たな技術の導入に向けましては、本年度から地下水を利用した高効率の熱交換機や、ヒートポンプの実証を産地と連携して実施しているところでございます。

今後も引き続き、ヒートポンプなどの既存技術の普及とともに、先駆的な技術や他県の導入事例などにアンテナを張り、本県に有効と思われる技術の実証を行うなど、施設園芸のエネルギー転換に向け、産地と一体となって取り組んでまいります。

次に、IOPクラウド、SAWACHIへの加入状況と課題、今後の推進方法についてお尋ねがございました。

本年9月に本格運用を開始しましたIOPクラウド、SAWACHIは、現在約700戸の生産者に加入いただいております。そのうち、ハウス内環境データの接続は約300戸であり、年度内に500戸まで拡大する見込みでございます。そのほか、既に2,000戸を超える方に出荷データの提供をさせていただいており、日々の営農に係る様々なデータがSAWACHIに蓄積されているところでございます。

このSAWACHIを核としたデータ駆動型

農業の実践は、昨今の厳しい経営状況下において、収穫量の増加と経費の削減の両方の効果を最大化を図る取組として大変重要と考えております。その一方で、データ駆動型農業は新しい試みであるがゆえに、少なからず抵抗感を持った生産者もいらっしゃいます。また、現在指導者において蓄積されたデータを分析、検証しながら、日々の栽培管理の改善指導につなげている段階であり、その効果を実感いただいている生産者は、まだまだ一部にとどまっております。

このような課題に対応するため、JA土佐くろしおやJA高知県春野キュウリ部会など、組織を挙げてデータに基づくフィードバックを実践し、成果を上げている産地の事例を県域へと普及させてまいります。あわせて、作物の生育状況や気象の変化に応じてより最適なハウス内環境に改善することや、収穫量のデータを活用し肥料の使用量を適切に調整するなど、きめ細かな営農指導を徹底してまいります。

さらに、スマホやパソコンの操作が不慣れな方でも利用しやすい環境を整えるとともに、JAと連携しながら、SAWACHIのメリットをはじめ機能や使い方などを分かりやすく伝える活動を積極的に展開することにより、さらなる利用拡大を図ってまいります。

最後に、農村RMOの現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

農村RMOの推進について、本県においては活動が先行している集落活動センターと、農業者が母体となった組織等との連携が有効と考えておりますので、市町村や産業振興推進地域本部と連携し、集落活動センターへの働きかけを行っております。

本年度、新たに創設された農林水産省の交付金を活用して事業に取り組んでいる4つの地区のうち、いの町柳野など3つの地区が集落活動センターが中心となった組織であります。その

具体的活動としましては、例えば柳野地区では、中山間地域等直接支払制度の集落協定組織が行う農地保全活動のみならず、遊休農地を有効活用して栽培しているイタドリを使った新商品の開発を進め、耕作放棄の防止と経済活動の強化の両立に向けて取り組んでおります。また、事業に取り組む新たな地区の掘り起こしに向けては、本年度は先進事例の紹介や他県の事例などを学ぶ研修会の開催、地域へのアドバイザーの派遣などを行っております。

引き続き、市町村と連携してこうした取組を進めることで、新たな農村RMOの形成を促進し、地域ぐるみでの農地の保全と地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 国の新たな借換保証制度を活用した融資制度の効果についてお尋ねがございました。

本県では、コロナ関連融資の出口対策として、全国知事会とも連携し、国に対して借換え制度の創設などを提言してまいりました。この結果、国の新たな経済対策において、低い保証料率でコロナ関連融資などを借り換えることができる制度が創設されることとなりました。

新しい制度の詳細や開始時期については、まだ明らかにされておりませんが、公表されている内容では、国や県のコロナ関連融資や他の保証つき融資に加え、新たな資金需要に係る融資を一本化することができるとされております。このことから、資金繰りに不安を抱えている幅広い事業者に活用いただける制度になるものと考えております。

県としては、この国の制度を最大限活用した新たな融資制度を創設してまいります。景気の回復状況は地域や業種などにより異なっております。このため、融資制度を利用される事業者の中でも特に厳しい経営状況にある事業者

は、県独自で保証料の上乗せ補給も行っており、まいりたいと考えております。

新しい融資制度の効果といたしましては、複数の融資を一本化することで月々の返済負担が平準化され、資金繰りの改善につながることで、国及び県の保証料補給により事業者の負担が軽減されること、新たに据置期間を設けることができること、金融機関の継続的な伴走支援による経営改善が見込まれることなどが挙げられます。

今回の融資制度の創設が、何よりコロナ関連融資の返済を間近に控えている事業者の皆様の心理的な不安を和らげ、そして事業継続への意欲の喚起にもつながりますことを心から願っております。

(観光振興部副部長小西繁雄君登壇)

○観光振興部副部長(小西繁雄君) まず、広域観光組織の取組への評価と、広域観光の目指すべき姿についてお尋ねがございました。

広域観光組織では、エリア内の観光施設や自然、食などの素材を組み合わせ、地域ならではの旅行商品や周遊プランをつくることともに、情報発信などに取り組んできました。

ここ数年、コロナ禍により地域の観光事業者は大変厳しい状況に置かれておりますが、広域観光組織において飲食店や観光施設等と連携したクーポン事業を実施するなど、地域の観光需要の下支えをしていただきました。また、教育旅行向けのプログラムづくりやセールス活動を継続的に行い、コロナ禍により全国的に修学旅行の目的地が変更になる中、その受皿となって、たくさんの修学旅行生を受け入れていただきました。このように県内各地で広域観光組織による主体的な動きが広がっており、それぞれに成果を上げていただいていると感じております。

今後、本県観光をもう一段底上げしていくためには、観光客の方が定番の観光地からもう一

歩足を延ばして、地元の方々との交流や、その地域ならではの体験を楽しんでいただくような滞在型の観光を、より一層推進していくことが重要だと考えております。その中心的役割を地域のかじ取り役である広域観光組織に担っていただきたいと思っています。

このため、観光客の滞在時間や移動経路などのデジタルデータを活用した施策展開など、広域観光組織の取組をさらに充実していただくとともに、宿泊施設の魅力向上などにも引き続き取り組み、一泊でも長く滞在していただける観光地を目指してまいります。また、1次産業をはじめとする地域の産業との関連を深めるとともに、高知県の暮らしに関心を持つ方を増やしていけるよう、これまで以上に地域観光の幅を広げ、取り組んでいきたいと考えております。

次に、高知県アニメプロジェクトを観光振興にどう生かすのかとお尋ねがございました。

アニメ産業に関わる企業やクリエイターの方々の本県への集積が実現すれば、地域産業の活性化や交流人口の拡大につながることはもちろん、高知を舞台にしたアニメ作品が数多く制作される可能性が高まるものと期待しています。昨年上映され、大ヒットしたアニメ映画竜とそばかすの姫のように、本県がアニメ作品の舞台となることは地域の魅力の発信につながり、観光客誘致において大きな効果をもたらすものと思います。

このように、高知県アニメプロジェクトの推進は、将来的にアニメツーリズムへ発展することが大いに期待されるものだと考えております。このため、クリエイターの方々に本県の強みである自然や食、そして地域の文化といった作品の題材となり得る素材やロケ地の情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

高知を舞台にした数多くの作品が世界に向けて発信され、アニメツーリズムという本県での

新たな観光スタイルが定着できるよう取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、集落活動センターの活動への今後の支援についてお尋ねがございました。

御指摘のように、集落活動センターの取組が始まって10年が経過し、一部のセンターでは運営に携わる新たな担い手の確保が課題となっております。また、コロナ禍でイベントの中止や活動の中断が余儀なくされるなど、センターの活動そのものの停滞も課題となっております。

こうした中、センターの担い手不足につきましては、地域おこし協力隊や集落支援員がセンターの事務局を担うことで住民の負担が軽減され、センターの活性化につながっているという事例が数多くございます。このため、これらの制度の活用について、改めて市町村やセンターへの制度周知、あるいは活用事例の紹介を行ってまいります。あわせて、地域支援企画員などを通じて、地域の若い世代を中心にセンターの取組などをお伝えすることで、住民の方のさらなる参画を促してまいりたいと考えております。

また、活動が停滞しているセンターに対しては、感染対策を行った上で活動を再開していただくこと、これが停滞を打破する何よりの手だてだと考えますが、一度中断したものを再開するには大きな労力が必要となります。このため、お伺いしているセンターの御意見を踏まえ、コロナ禍により中断、縮小されている活動の再始動を促すための現行支援制度の拡充などについて検討していきたいと考えております。

次に、中山間地域の買物弱者への支援についてお尋ねがございました。

御指摘のように、中山間地域で暮らし続けるために、買物に不便を感じる方が食料品などの

生活用品を確保できる環境、これを維持していくことは大変重要です。昨年度実施しました集落实態調査におきましても、約6割の住民の方が近隣の店舗を利用されており、また仮に現在利用されている店舗がなくなった場合には、移動販売等を利用したいという御意見が5割を超えております。

こうした住民の高いニーズに応えるために、県では中山間地域生活支援総合事業において、事業者が行う生活用品販売店舗の整備や移動販売車両などの購入費用に対して、県と市町村で3分の2を補助しており、令和3年度までに4店舗、移動販売については延べ32事業者への支援を行っております。

また、この事業では、事業者が本格実施に入る前に、計画どおりに事業が実施できることを確認するため、最長1年間を試行期間とし、その期間必要となる運営経費についても補助することとしております。あわせて、経営面での課題などに対しましては、高知県産業振興センターの専門家派遣などの支援策も活用いただけたところでございます。

ただ、これまで特に店舗整備につきましては、その申請件数が少なく、こうした事業内容が市町村や事業者などと十分に共有されていないことも想定されます。このため、市町村等への周知を改めてしっかりと行い、さらなる制度の活用を促してまいります。加えまして、デジタル技術を活用した、いわゆる買物弱者と言われる方々に直接商品を届ける仕組みなど、新しい取組への支援も行っていきたいと考えております。

次に、集落活動センターと大学との連携の現状と、今後どう進めていくかについてお尋ねがございました。

集落活動センターと大学の連携につきましては、多くの地域で様々な形の活動が行われております。例えば、イベントの手伝いなど短期に

支援する場合もあれば、二、三年の中長期にわたって住民の皆さんと共に地域活動を行う事例、活動の運営に継続的に参画し、地域に欠かせない存在となっている事例もございます。

こうした集落活動センターと大学の連携の取組は、地域外の若者の視点や感性により地域が活気づくだけでなく、魅力の再発見や住民の気づきにつながり、それが新たなイベントや特産品づくりに発展するものもございます。また、参加する側の学生にとりましても、座学だけでは分からない中山間地域の現状を知り、その課題解決に住民と共に最前線で携わることで、自らの成長につながる貴重な経験になっているとお聞きしております。

このように、集落活動センターと大学との連携は、集落と学生の双方にとって大変有意義であります。これまでも集落活動センターへの補助金を通じての支援は可能でしたが、来年度に向けては集落活動センターと大学との連携の機会を今以上に拡大するための、より効果的な手法についても検討してまいります。

最後に、ふるさと納税制度を活用した資金調達の仕組みの創設についてお尋ねがございました。

集落活動センターの中には、ふるさと納税を活用した仕組みではございませんが、これまでも特産品づくりや物販事業などの活動資金として、クラウドファンディングを活用しているところがございます。また、活動資金への寄附にとどまらず、地域外の視点からの知恵や地域の活動への参加を募るといった形で取り組んでいるセンターもございます。

こうした取組や、お話のありました芸西村の取組などは、単なる資金調達だけではなく、地域の魅力の発信や関係人口の拡大にもつながるものであり、大変有意義なものと考えております。また、御提案のありました佐賀県のような

ふるさと納税の仕組みを介して、県の重要施策を広く県出身者や高知ファンの方々に知ってもらい応援してもらうことも、県や地域にとって大変有益な取組だと考えております。

他方、県のふるさと納税制度を活用し、個別団体の資金調達を支援するという仕組みの構築に向けましては、対象団体の選定や、県と市町村との役割分担など、整理が必要な課題も多くあるものと考えられます。このため、先ほど申しました集落活動センターで先行する事例について、他のセンターや市町村にも広く共有し、取り組んでいただけるよう働きかけながら、併せて御提案のような県のふるさと納税の活用についても研究してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、一連の教職員の不祥事に関し、子供たちへの影響と再発防止に向けた取組についてお尋ねがございました。

児童生徒を教育し、範を示すべき立場にある教職員が逮捕されるという事案が続いており、児童生徒の精神的なショックは大変大きいものと、誠に申し訳なく思っております。県教育委員会では、事案発生後、速やかに児童生徒の状況を確認するとともに、スクールカウンセラーを緊急派遣するなど、心のケアに努めてまいりました。

また、こうした状況を受け、11月には臨時県立学校長会議を開催し、その後も小中学校長会や県立高等学校長協会の役員と不祥事防止についての話し合いを続けております。その中で、まず管理職が教職員一人一人の状況をよく知ること、また日々声をかけ、十分に意思の疎通を図ること、さらに互いに認め合い、高め合うチームづくりに取り組んでいくことを確認したところでございます。

具体的には、県立学校では教職員が日頃の職務や日常生活について、チェックリストによる

自己点検を行い、その上で校長等が面談を行ってまいります。また、点検結果を基に、各学校で話し合いや事例研究などの校内研修を実施し、不祥事防止に向けた意識を徹底することとしております。また、小中学校におきましても、校長による全ての教職員との個別面談の中で意識の徹底等を図ってまいります。

こうした取組に加えまして、大学の心理学の専門家等の御意見もお聞きしながら、事案の分析やこれまでの取組の検証を行い、より効果的な対策を検討するなど様々な手だてを講じ、不祥事の防止に取り組んでまいります。

次に、地域教育魅力化コーディネート事業の進捗状況と課題、そして今後の取組についてお尋ねがございました。

今年度から始めました本事業では、中山間地域の高等学校の魅力化を図るため、隠岐島前高等学校の取組も参考に、まずは5校を対象として学校、行政、地域が協働して目標達成を図ろうとする地域コンソーシアムの構築に着手しております。

その中で先行している清水高等学校につきましては、土佐清水市の未来を創造する人材を育成し、町の活性化を図ることを目的とした地域コンソーシアムが立ち上がっております。現在、ジョン万スピリットを継承したグローバルな人材や地域の産業を担う人材、地域コミュニティーを牽引する人材の育成を柱に据え、学校、行政、地域がそれぞれの果たすべき役割、取組を盛り込んだアクションプランの策定を進めております。

一方で、関係者間の調整や取りまとめ、アクションプランの進捗管理などを行う人材を求める声が上がっており、事業全体を俯瞰しながら組織をつないでいくコーディネーターの確保が課題となっております。このため、地域・教育魅力化プラットフォームの支援もいただきなが

ら、こうした人材の確保・育成にも取り組んでいるところでございます。

今後は、先行地域における現状や課題などを紹介しながら、中山間地域の高等学校に地域コンソーシアムを広げ、魅力化を進めていきたいと考えております。

次に、既に統合した高校の現状と課題、また今後の統合校の魅力化に向けたフィードバックについてお尋ねがございました。

令和5年度に統合が完了します高知国際中学校・高等学校では、世界共通の教育プログラムである国際バカロレア教育を導入し、学校全体でグローバル人材の育成に取り組み、県内はもとより全国からも注目される学校となっております。

須崎総合高等学校では、工業科と普通科を併置し、横断的なカリキュラムにより進学から就職まで幅広い生徒のニーズに応える教育活動を実践しております。さらに、ソーラーボートの製作部門で全国大会の優勝常連となる造船部など、特色ある部活動も行われております。一方で、生徒確保については苦戦している部分もあります。こうしたことを踏まえますと、学校の特色や魅力が生徒や保護者などにしっかりと伝わるよう、情報発信を行っていくことが重要な要素であると考えております。

令和5年度に統合予定の新安芸中学校・高等学校は、普通科と工業科、商業科を有し、中学校段階から大学進学や物づくり、また起業家教育に触れ、自分のキャリアデザインを描くことができる全国でも数少ない中高一貫教育校となります。今後こうした特色や魅力を小中学生や保護者、地域の方々にとしっかりと情報発信をし、多くの生徒に入学していただける学校となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域みらい留学の成功に向けた部局横断的な取組や、地元市町村と連携した取組の必

要性についてお尋ねがございました。

地域みらい留学によって県外から多くの留学生に来ていただくためには、関係機関と連携を図り、本県の高等学校や地域の魅力をしっかりと情報発信していくことが必要でございます。また、地域の受入れ体制を整えていくことも不可欠であると考えております。

情報発信につきましては、これまでも高知県移住促進・人材確保センターが主催する首都圏での移住相談会において、県立高等学校や県教育委員会がブースを出展するなど、一定の連携を行っておりますが、継続した取組にまで至っていない現状にあります。このため、今後は同センターのほか、県の他部局や市町村との連携を強化し、継続した情報発信を行っていくことが必要であると考えております。

また、受入れ体制の整備につきましては、地元市町村との連携により、生徒が安心して生活できるための物心両面での環境づくりを行ってまいりました。さらに、地域の人々の協力もいただき、地域の自然や伝統文化などに触れる特色ある教育活動も行っているところでございます。

今後、こうした取組をより一層充実させていくことが重要となってまいります。高知を選んでよかったと思っただけの魅力ある地域みらい留学とするため、こうした関係機関や市町村との連携した取組をますます強化して進めてまいりたいと思っております。

最後に、山田高等学校などが取り組んでおります高知大学との連携によるオンライン企業交流会に対する評価と、今後の取組の方向性についてお尋ねがございました。

高校生が自らの将来を考える上で、企業の方と直接話をし、企業を知り、働く意義を考えることは非常に価値ある学びであると考えております。そのため県教育委員会といたしましては、

企業見学や、ものづくり総合技術展への参加など、高校生の県内企業理解促進事業を実施しているところでございます。

お話のありましたオンライン交流会に参加した生徒からは、将来の選択肢が広がった、企業は人や地域とのつながりを大切にしていることが分かったといった感想があり、この交流会が高校生に県内企業の魅力を伝えるきっかけになっていることが分かります。

また、このようなオンラインによる企業交流会は、移動時間や場所の制限がなく、多くの高校生に企業の方々や大学生と交流する機会を提供する上で有効な手法であると考えます。今後は、山田高等学校で行われた取組などを他校へも広げてまいりたいと考えます。

また、こうした高校生と県内企業などをつなげる取組に加え、1人1台タブレット端末の効果的な活用や、遠隔教育システムを用いた交流などの新たな取組についても検討してまいります。

○12番（野町雅樹君） それぞれ大変御丁寧な、そして大変前向きな御答弁もいただきまして本当にありがとうございました。

2問目は行いませんけれども、ふるさと納税制度の活用につきまして1つ要請をさせていただきたいというふうに思います。先ほど中山間振興・交通部長のほうから御答弁もいただきましたけれども、私は昨年12月議会におきましても、ふるさと納税制度に対する県のより積極的な取組につきまして質問をさせていただきました。今回は、中山間対策に絞った新たな取組につきまして提案をさせていただきましたけれども、このことは何も中山間対策に限ったことではなく、例えば今全国的な注目を集めております安芸市あるいは隣の町なんかでも取組をしております農福連携の取組などにも活用できるのではないかなというふうに思います。

生きづらさを抱えた方々の自殺防止対策からスタートした取組ですけれども、今多くの方々が農業の現場で働きたい、それぞれの居場所ややりがいを見つけて、きらきらした笑顔が集まってきております。しかし、個人や、あるいは小規模な事業所が事業を拡大していくために、何らかの補助制度あるいは補助事業を活用しようとしたときに、どうしても自己資金の問題でありますとか様々な制度のはざままで、思うように事業展開ができないケースが多いというのが実態であります。

しかし、高知を元気にするための未来への地域おこし事業と言えるような、こういった取組をふるさと納税の制度の仕組みを活用して、全国の皆さんに応援をしてもらえないものかというふうに考えます。

佐賀県の取組のコピーを期待しているわけではありません。高知発の新たなふるさと納税の活用方法をぜひ前向きに御検討をいただきたいということで、総務部長にも強くお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(明神健夫君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(明神健夫君) ただいま議題となっている第1号から第45号まで、以上45件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末238ページに掲載〕



請願の付託

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第3号「土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について」まで、以上5件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末242ページに掲載〕



○議長(明神健夫君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明15日から20日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月21日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月21日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時35分散会

令和4年12月21日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局 長 山本和弘君
事務局 次長 横田 聡君
議事課 長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和4年12月21日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第4号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第5号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第6号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第7号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第8号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第9号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第10号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算
- 第11号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例議案

- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第21号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第27号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第28号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第29号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第30号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

第 31 号	高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案		子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
第 32 号	高知県公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の認可に関する議案	請 第2-2号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
第 33 号	県有財産（土地）の取得に関する議案	請第 3 号	土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について
第 34 号	県有財産（土地）の取得に関する議案	追加	
第 35 号	県有財産（土地）の取得に関する議案	第 46 号	高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
第 36 号	県有財産の出資に関する議案	第 47 号	高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案
第 37 号	県有財産（土地）の処分に関する議案	第 48 号	高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
第 38 号	県有財産（土地）の処分に関する議案	第 2	
第 39 号	県有財産（土地）の処分に関する議案	議発第 1 号	高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案
第 40 号	国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締結に関する議案	追加	
第 41 号	国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案	議発第 2 号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書議案
第 42 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	議発第 3 号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書議案
第 43 号	高知県土地開発公社の解散に関する議案	議発第 4 号	森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案
第 44 号	高知県公立大学法人定款の変更に関する議案	追加	
第 45 号	高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案	議発第 5 号	防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案
請 第1-1号	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について	追加	
請 第1-2号	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について	議発第 6 号	学校給食費の無償化を求める意見書議案
請 第2-1号	教育費負担の公私間格差をなくし、	追加	
		議発第 7 号	消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止・延期を求める意見書議案
		追加	継続審査の件

午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から、土木部長荻野宏之君が病気のため本日の会議を欠席させたい旨、届出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末293ページ
に掲載〕

委員長報告

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第45号まで及び請第1—1号から請第3号まで、以上50件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長今城誠司君。

（危機管理文化厚生委員長今城誠司君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（今城誠司君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第8号議案から第10号議案、第13号議案、第14号議案、第21号議案から第23号議案、

第32号議案、第36号議案、第44号議案、第45号議案、以上14件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、介護福祉機器等導入支援事業費補助金について、執行部から、国の補正予算に対応し、障害福祉分野に係るロボット及びICT機器の導入経費に対する補助金への要望が当初の見込みを上回ったため、増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、介護事業所のICT機器の導入状況はどのようになっているかとの質疑がありました。執行部からは、今年度実施した実態調査によれば、38.6%の事業所でICT機器等が導入されており、今後予定しているという事業所を加えると55.5%になるとの答弁がありました。

さらに、委員から、将来的にはICT機器への対応もしていかなければならない中で、導入していない事業所に対しては、どのような啓発に取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度からICT導入の支援事業として、セミナーの開催や個別のアドバイスを発行しており、今後も支援を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、障害福祉サービス等確保支援事業費補

助金について、執行部から、国による子供の安心・安全対策のための送迎用車両の改修支援に対応するため、障害児通所支援事業所の送迎用車両にブザーなどの安全装置を取り付けるなどの経費に対する補助事業を追加するものであるとの説明がありました。

委員から、安全装置としてのブザーであれば、障害のある子供が利用できるということが課題になってくると思うが、どのような装置が取り付けられるのかとの質疑がありました。執行部からは、子供も利用できる装置や乗降時にチェックができる装置などが想定されるが、国から詳細が示された後に検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、妊娠出産子育て支援事業費補助金について、執行部から、子育てに孤立感や不安感を抱く子育て家庭に対して、安心して出産・子育てができる環境整備を行うとともに、経済的支援を一体的に行う交付金を創設するものであり、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を充実させるものであるとの説明がありました。

委員から、新たに母親や父親になる方全員に、伴走型相談支援の周知が図られているのかとの質疑がありました。執行部からは、母子手帳を交付した段階で丁寧に面談を行って情報提供しており、また面談の時間が取れない方についても、各市町村の保健師が呼びかけながら継続的に接しているとの答弁がありました。

別の委員から、一つの家庭の面談は同じ保健師が継続して行うようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、初回の面談は子育て世代包括支援センターの保健師が行うこととなっており、その後市町村の実情に応じて地域の担当保健師等に引き継ぐ体制になっているが、同じ方が継続して担当している自治体もあるとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知龍馬マラソン開催費補助金について、執行部から、高知龍馬マラソン2023の参加申込数を1万2,000人と見込んでいたが、約8,000人と見込みを下回り、参加料収入が減少し、経費の見直しを行ってもなお収支不足が生じることから、大会開催に必要な経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、参加申込数が見込みを下回ったことについては、どのような要因が考えられるのかとの質疑がありました。執行部からは、全国的な傾向ではあるが、コロナ禍で大会の中止が続いたことによる参加者のモチベーションの低下や、コロナ対策に伴う参加料の増額などが影響していると考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年度以降の募集に際して、どのような取組を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度開催することができれば、来年度は10回目の記念大会となるので、より魅力ある大会づくりをすることによって参加者の増加につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、第45号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」について、執行部から、高知県公立大学法人の第3期中期目標を定めるものであり、法人は中期目標に基づき、目標を達成するための中期計画及び年度計画を作成するとの説明がありました。

委員から、第3期中期目標案に記載された南海トラフ地震等災害対策について、発生した場合の対策ではなく、発生する前から行政や関係機関と連携し、大学の人的資源を生かしていくことが大事ではないのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県立大学池キャンパスでは、高知医療センターや近隣の方々との避難訓練を

定期的に実施し、また災害に関わる医療従事者の育成も図っているところであり、これまでどおり、法人として災害が発生する前から日々の連携に取り組んでいただけたと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、法人のガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底については、高知県立大学が多数の図書を焼却した問題の反省を踏まえたものかとの質疑がありました。執行部からは、そのことも踏まえたものとなっているとの答弁がありました。

別の委員から、社会人の学び直しや地域の方々との交流を深める意味で、恒常的に学ぶことができる教室を幡多地域に設けることはできないかとの質疑がありました。執行部からは、大学ではデジタル技術を活用して公民館などでも講座を受講できるようにするなど、生涯学習の充実を図っており、引き続き取り組んでいただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

高知県保健・医療提供体制確保計画の改定について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の第7波の経験を踏まえて、第8波に対応するため改定するものであるとの説明がありました。

委員から、インフルエンザを含めて検査に協力する医療機関の体制について、平日は1日約4,300人の診療が可能とのことだが、休日はどのような体制になっているのかとの質問がありました。執行部からは、土曜日は1日2,500人程度、日曜日及び祝日は1日700人程度の診療が可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、年末年始の体制についての県民の方々への周知は予定しているかとの質問がありました。執行部からは、12月31日から1月3日までの間については、診療できる医療

機関を調査して、できるだけ早く県民の方々にお知らせしていきたい、また全ての保健所管内の数か所で診療が実施できるように調整していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、患者もその家族も陽性になり車の運転ができなくなるなど、患者の移送手段がない場合の円滑な移送について、地域の消防本部とどのような連携ができるのかとの質問がありました。執行部からは、救急隊による搬送は患者を医療機関に運ぶ移送のみとなっており、軽症患者が医療機関から帰ることができず、ベッドを埋めてしまうことがあった。医療機関からは、入院の必要のない方の帰りの移送手段を考えてほしいとの要望が出ており、調整しているところであるとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 商工農林水産委員長横山文人君。

（商工農林水産委員長横山文人君登壇）

○商工農林水産委員長（横山文人君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第6号議案、第25号議案、第26号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第3号「土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について」は、全会一致をもって継続審査とすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、デジタル技術活用促進事業費補助金に

ついて、執行部から、県内企業のデジタル化の取組をさらに促進するため、国の補助制度から一定要件を緩和した県独自の補助制度を設け、県内企業の生産性向上等により賃金の引上げにつなげるものであるとの説明がありました。

委員から、デジタル化を理解してもらうために、事業者が身近に相談できる窓口を設けることが大事だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在、産業振興センターにデジタル化の相談窓口を設けている。加えて、商工会連合会にデジタル化アドバイザーを設置し、商工会及び商工会議所の経営指導員と一緒に事業者への巡回支援も行っており、今後もしっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、新事業チャレンジ支援事業費補助金について、執行部から、長期化する物価高騰の影響を考慮し、事業再構築などの新たな取組へのチャレンジと一体的に従業員の賃上げを行う事業者に対し、補助率の引上げ等の拡充をするものであるとの説明がありました。

委員から、多くの事業者に活用してもらうため、関係機関などと連携して周知、普及に取り組んでもらいたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、申請に必要な計画づくりに携わっていただく認定支援機関等に対して説明会を開催し、拡充内容を含め、周知、普及に向けた協力依頼をしていくとの答弁がありました。

次に、インボイス対応IT導入補助金について、執行部から、国のIT導入補助金を活用して、物価高騰などの厳しい状況下でインボイス制度に対応したシステム等の導入を行う県内中小事業者を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、補助金の説明会の際は、紙ベースだけではなく、パソコン等を用いて実際に操作しながら説明を行わないと理解が進まないと思うがどうかとの質疑がありました。執行部から

は、インボイスに対応するためのシステム導入について具体的なイメージが湧くような紹介の仕方を工夫していくとの答弁がありました。

別の委員から、インボイス制度自体、県内事業者へ十分理解が進んでいないと思われることから、様々な機会を通じて補助金の周知を早めに行っていただきたいとの意見がありました。

次に、第6号「令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」について、執行部から、仮称高知布師田団地の開発区域内において希少植物の生息が確認されたことを受け、種の保存の観点から保全対策に関する検討等に日数を要したため、工期を延期し工業団地造成事業費を繰り越すものであるとの説明がありました。

委員から、希少植物はどういった経過で確認されたのかとの質疑がありました。執行部からは、希少植物については、事前に一定把握をしておき、県条例において、開発に当たっては自然の保護に努めて、必要な施策の推進を図るよう努めなければならないとされていることから調査をしたものであるとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、農業大学学校教育推進事業費の債務負担行為について、執行部から、学生寮の舎監や圃場の管理を外部委託するものであるとの説明がありました。

委員から、農業大学の学生の確保について、どのような取組や周知を行っているかとの質疑がありました。執行部からは、農業高校を中心に普通高校も回ってPRを行い、学生確保に努めているとの答弁がありました。

委員から、担い手の確保のため、訴求力の高いSNSを活用して若者に発信していただきたいと思うが、現状はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、学校の様子を知っ

てもらうことが必要であることから、実習風景などを継続的に情報発信しているとの答弁がありました。

次に、持続的農業推進事業費について、執行部から、燃油や肥料の価格高騰により厳しい経営状況にある農家を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、燃油等の価格高騰に苦しむ農家に対して的を射た支援となるのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の支援策で農家の負担はかなり抑えられると考えている。国の支援もあり、市町村でも支援が検討されているとの答弁がありました。

別の委員から、肥料に対する支援条件である2年間での化学肥料の使用量2割低減について、具体的にどのようにやっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、国から土壌診断など幾つかの例示がされており、その中から支援金の申請受付の際にどれを選ぶか決めてもらっているとの答弁がありました。

委員から、農家が独自に提案することはできないのかとの質疑がありました。執行部から、自身で取組を考えても構わないこととなっている。今後、どのような内容が出てきているかについてもまとめていきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第26号「四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案」に関連して、委員から、公園内の自然探勝路の整備において、希少植物の生息地がアスファルト舗装や碎石で施工されてしまっている。県が希少植物の調査を行ったという時期には、植物があまり生えていないという専門家の意見も聞いており、県の対応は不十分だったのではないかと意見がありました。

複数の委員から、自然を守りながら対応して

いくことが県の役割ではないか。大変残念なことであり、事前の調査や施工の方法、関係機関との連携不足など様々な問題があったと思われる。高知県の魅力である自然を今後も活用していくためには、今回の事例を重く受け止めていただきたいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、漁業経営安定特別対策事業費について、執行部から、漁協が運営する漁業者等が共同で利用する施設の電気料高騰への支援を行う。また、エネルギーコストの抑制につなげるため、漁協が有する市場などの照明器具について、省エネルギー機器であるLED照明への更新を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、どれくらいの施設でLED照明への更新を行えるのかとの質疑がありました。執行部からは、対象の31か所のうち、県及び市町村所有の施設を除いた上で、ニーズのあった7市場での実施を見込んでいるとの答弁がありました。

委員から、電気料は今後も高騰が続くと考えられる。将来の電気料の負担軽減のためにも、各施設がLED照明への更新を進められるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、農業振興部についてであります。

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画案について、執行部から、いわゆるみどりの食料システム法と国が定めた基本方針に基づき、農林漁業者に取り組んでいただく環境負荷低減事業活動を促進するための基本計画を市町村と共同で作成する。基本計画が作成されると、県内で環境負荷低減に取り組む農林漁業者は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請ができるようになり、県の認定を受けると様々な支援措置を受けられるこ

となる。農林漁業者ができるだけ早く支援措置を受けられるように既存の計画等を活用して基本計画を作成し、必要に応じてバージョンアップしていきたいとの説明がありました。

委員から、農林漁業者が実施計画を作成するに当たって、県はどのようなサポートをしているのかとの質問がありました。執行部からは、例えば農業では、現在もエコファーマーの認定について農業振興センターが市町村やJAと連携してサポートしており、今回の実施計画においても同様にサポートしていく。林業や漁業においてもサポートされるものと考えているとの答弁がありました。

委員から、一番相談しやすいのは市町村であり、市町村でもしっかり対応できるような仕組みを整えてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、市町村や関係機関に対して制度を説明し、連携して対応できる体制を取っていくとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

今後の森林環境税の在り方について、執行部から、今年度が4期目の最終年度となる森林環境税の延長に向け、現在パブリックコメントを行っている。次期計画では、国からの森林環境譲与税とのすみ分けをして取り組むこととしており、森林環境税では、県が広域的に実施する森林環境保全のための事業を行う。高知の森に触れ、学び、誇りを持って森を守り育み、使う活動を推進することとしたとの説明がありました。

委員から、県民世論調査では森林環境税を知らなかった、あるいは税の使い道について知らなかったという方が7割程度おり、県民が森林環境税で行っている取組を実感できるようにしていただきたいがどうかとの質問がありました。執行部からは、新聞広告や森林環境に関する情報冊子による広報の強化や、県民の方との意見

交換などの直接対話による取組を行っていくとの答弁がありました。

委員から、県が全国に先駆けて導入した森林環境税が長く続くよう、県民の理解も得ながら進めていってもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第7号議案、第15号議案から第17号議案、第24号議案、第27号議案から第30号議案、第33号議案から第35号議案、第37号議案から第43号議案、以上21件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業人材育成研修等委託料について、執行部から、産学官民連携センターで実施しているビジネス研修、土佐まるごとビジネスアカデミーの実施に係る委託料である。平成24年度の開講から令和3年度までの10年間で延べ3万4,160人の方に受講していただき、ビジネスの基礎知識の習得やスキルの向上、企業や事業者の課題解決などにつながっているとの説明がありました。

委員から、受講者の中には複数年継続して受講している方もいるのかとの質疑がありました。執行部からは、近年の傾向としては、複数年継続して受講している方が約3割といった状況で

ある。10年続けて受講している方もいるが、全体的に見ると二、三年続けて受講している方が多いという印象を持っているとの答弁がありました。

また、委員から、受講の成果についてはどのように捉えているかとの質疑がありました。執行部からは、社員に受講させた企業を対象に今年度実施したアンケートでは、受講した社員の知識やスキルが仕事に活用されていると回答した企業が約9割、受講した方の業務成績が向上していると回答した企業が約半数、社員が受講したことで会社の業績も向上したと回答した企業が4分の1程度と、プラスの成果が出ているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、電気バス導入緊急支援事業費補助金について、執行部から、バス事業者に対し、電気バス車両の購入費用及び充電設備の設置費用などを補助するものである。電気バスは走行性能や耐久性などで不明な点もあるが、脱炭素社会の実現の面で活用が期待されており、まずは導入を促してメリット・デメリットを検証し、今後の普及に向けた手だてを検討していきたいとの説明がありました。

委員から、電気バスのメリット・デメリットとその検証については、具体的にどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、ディーゼル車両に比べて馬力が劣るなどの面があるが、この路線なら運行できるだろうということで手を挙げた事業者が3社あった。実際にその路線を走らせて、運用面でのメリット・デメリットを確認していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議開催委託料の債務負担行為につい

てであります。執行部から、高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備方針を再検討するため、空港関係者、学識経験者などで構成する検討会議の開催業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、コロナ禍を踏まえた今後の航空需要のほか、資材の高騰といった面でも基本構想の策定当時とは状況が変化しているが、検討を再開するに当たってどういう方向性を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、新ターミナルビルの機能や規模なども含め、改めて意見を伺いながら検討を進めていきたい。整備ありきという考えではないとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、バリアフリー観光相談事業等委託料の債務負担行為についてであります。執行部から、誰もが安心して高知県観光を楽しめる受入れ環境を整備するため、バリアフリー観光に関する相談窓口の運営などを委託するものであるとの説明がありました。

委員から、バリアフリー観光に関し、具体的にはどういった相談を受けているのかとの質疑がありました。執行部からは、車椅子を使って目的地に行くにはどうすればいいか、あるいは車椅子でも無理なく行けるお勧めの場所はどこかといった質問や、観光関連の事業者から、バリアフリーのためのトイレ改修に関する相談などもあるとの答弁がありました。

別の委員から、バリアフリーの取組の中で、聴覚障害を持つ方の対応が見過ごされがちではないかと懸念している。障害を抱える方、あるいは赤ちゃんを連れた方など、誰もが高知県観光を満喫できるよう、幅広い視点で取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、土木部についてであります。

第27号「高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案」及び第28号「高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案」についてであります。執行部から、両施設の指定管理期間が今年度末で満了することから、令和5年度以降の指定管理者を公募し、指定管理者審査委員会での審査により候補者に選定された株式会社双葉造園を、指定管理者として指定しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、指定管理者審査委員会における評価を踏まえ、こういう面で業務の改善を望むといったことも、指定管理者とは話し合っているのかとの質疑がありました。執行部からは、審査委員会でいただいた意見は伝えるようにしている。また、指定期間中には、年に2回のモニタリングを行い、仕様書に沿った業務が行われているかを確認しているとの答弁がありました。

別の委員から、池公園の指定管理者の公募に際して、過去には申請者が9者ということもあったのに対し、前々回以降の公募においては申請者が1者となっているが、このことをどのように捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、多くの申請をいただきたいと考えており、指定期間を5年間に延長したり、公募の期間も2か月ほど確保して周知を図るよう努めているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 総務委員長大石宗君。

（総務委員長大石宗君登壇）

○総務委員長（大石宗君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第3号議案、第11号議案、第12号議案、第18号議案から第20号議案、第31号議案、以上9件につ

いては全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、時間外勤務手当等について、当初予算で一定額を計上し、年度途中の業務状況などを踏まえ、増額をしようとするものであるとの説明がありました。

委員から、コロナを契機にリモートワーク等を進めてきたことを踏まえ、令和4年度の時間外勤務の実績をどう分析しているのかとの質疑がありました。執行部からは、社会経済活動の本格化に併せて事業も本格化しており、様々な事業に取り組んだ結果、時間外勤務は増加したが、リモートワークやデジタル化の取組などにより業務の効率化を図ることで、時間外勤務の増加抑制に一定の効果があった。コロナ前の令和元年度と比較すると、時間外勤務は減少傾向にあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、アフターコロナにおいても、リモートワーク等を推進していくのかとの質疑がありました。執行部からは、業務のペーパーレス化や電子決裁などを進めることにより、リモートワークをしやすい環境を整えていく。あわせて、リモートワークが可能な業務については、アフターコロナにおいてもリモートワーク等を積極的に推進していくとの答弁がありま

した。

次に、市場公募地方債第三者評価業務委託料について、執行部から、地球温暖化などの環境問題解決に貢献する事業に活用する地方債、いわゆるグリーンボンド発行に際し必要となる外部評価業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、グリーンボンドについて、投資する側のメリットとしては、SDGsへの投資による企業イメージアップだと思うが、県民にとって具体的なメリットがあるのかとの質疑がありました。執行部からは、新たにグリーンボンドにより県資金を調達し、資金確保の手段を多様化することにより、県財政の安定化につなげることができると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、グリーンボンドの資金の充当事業や事業の実施により得られた環境改善効果等をまとめたインパクトレポートの作成が必要となり、職員の事務量が増加するかどうかとの質疑がありました。執行部からは、事務量については、先行県の知見を活用しながら、職員に負担がかからないように工夫していくとの答弁がありました。

別の委員から、本県のグリーン化に資するという意味では、県内の投資家に対して呼びかけていくことも大事と考えるかどうかとの質疑がありました。執行部からは、グリーンボンドの販売を依頼する証券会社は高知県内に支店等を有しており、高知県内の投資家に、より積極的に販売を行うよう依頼していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、グリーンボンドの発行については県全体の戦略の話である。人員体制の構築や外部の知見の活用など、職員に負担がかからないようにしてもらいたいとの要望がありました。

次に、マイナンバーカード普及促進事業委託料について、執行部から、マイナンバーカードを取得した方のうち、特にスマホの操作に不慣れな高齢者など、希望する方々に対し、マイナポイントの申請支援などを実施しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、関連して、マイナンバーカードの普及については、行政の効率化やデジタル化に賛成する人の中にも、個人情報の漏えいを心配する声がある。丁寧な対応が必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、マイナンバーカード取得の際の不安感を払拭していくには、その安全性をしっかりと説明していくことが重要と考える。さらには、マイナンバーカードを取得することによるメリットなど、活用シーンが増えて便利になっていくという未来像をしっかりと示していくことが重要だと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、執行部から、送迎バス安全対策事業費補助金については、本年9月に静岡県で発生した送迎バスの事故を受け創設された国費を活用し、子供の安全対策を強化するために、保育所や幼稚園等の送迎バスへの安全装置の導入を支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、県内の状況は調べたのかとの質疑がありました。執行部からは、事故を受け各施設に緊急点検を依頼した。また、その結果を確認するため実地調査を行ったところ、直ちに安全の観点から問題がある施設は確認されていない。引き続き適時に支援を行っていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

部活動地域移行に係るアンケート結果等につ

いて、執行部から、部活動の地域移行の必要性や課題、対応の方向性を検討するに当たり、児童生徒、保護者、教職員の意向を捉えることを目的としてアンケートを実施した。また、国から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン案が示されたことも踏まえ、子供たちが地域で生き生きとスポーツ・文化芸術活動ができるよう、部活動の地域移行に関する高知県の方向性について、年度末をめどにまとめていきたいと考えているとの報告がありました。

委員から、部活動の地域移行においては、必要な人材や施設の確保が最大の課題である。また、国に対しても人的配置やスポーツ施設の整備に対する予算措置についてしっかり提言をしていく必要があると思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、地域移行に必要な人材や施設については、国の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を活用し、各市町村と連携しながら対応していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中学校教員の回答を見ると、部活動の指導を行うことについて、やりがいにつながる、生徒の成長がうれしいなどの意見がある一方で、地域の指導者として関わりたいという回答が約20%と少なく、その理由としては校務多忙のためという回答が多かった。専門的な指導力もあって、地域の指導者として関わりたいと思う教員もいることから、教員が参加しやすくなるよう、引き続き議論を求めるとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、

直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第45号議案まで、以上44件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上44件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3号「土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について」の請願を閉会中の継続審査に付することについて採決いたします。

本請願については、委員長から閉会中もなお継続審査したい旨の申出がっております。委員長申出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よっ

て、本請願は委員長申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第46号—第48号)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末250ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第46号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」から第48号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第46号議案は、高知県教育委員会委員の森下安子氏の任期が今年23日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第47号議案は、高知県土地利用審査会

の全ての委員の任期が今月26日をもって満了いたしますため、猪野裕之氏、岡部早苗氏、相良康麿氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第48号議案は、高知県収用委員会委員の近藤啓明氏と山本洋子氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第46号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第47号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

猪野裕之氏、岡部早苗氏、相良康麿氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏を高知県土地利用審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上7名の方々を土地利用審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第48号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

まず、近藤啓明氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、近藤啓明氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、山本洋子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、山本洋子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末251ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） 日程第2、議発第1号「高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号—議発第4号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第4号 卷末275～279ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書議案」から議発第4号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書議案」から議発第4号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 卷末282ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

33番岡田芳秀君。

(33番岡田芳秀君登壇)

○33番(岡田芳秀君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました自民、公明両党提出の議発第5号「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案」に反対する立場で討論を行います。

岸田首相は16日、安全保障3文書、すなわち国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を閣議決定しました。本意見書は、この3文書の新たな検討によって防衛力増強のための防衛関係費の充実が既定路線となったとした上で、財源については目下の日本の経済状況にも十分な配慮を願い、景気を冷ます政策を採用すべきではないと述べ、厳しい経済環境を脱するまでは増税に限らない財政捻出を検討し、防衛力の強化と経済回復の両立を目指していくことを求めています。しかし、防衛力の強化は必要だが、その財源は経済状況や景気に配慮してといっても、総額ありきの大軍拡を進める以上、暮らしと経済への打撃は避けられません。

この意見書に反対する最大の理由は、この意見書が今回の安全保障3文書を既定路線であるとの認識に立っていることです。戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換すると国家安全保障戦略が宣言をしているように、3文書は、専守防衛、平和国家、軍事大国にならないといった戦後の我が国の安全保障の基本を全て投げ捨てるものであり、敵基地攻撃能力の保有などの軍事力強化を国家の最重要目標に引き上げるものです。

安保法制によって集団的自衛権行使の法制面

の整備を行ったので、今度は実践面でそれを担う自衛隊の能力を抜本的に強化し、それを支える国家総動員体制をつくり上げる、これが今回の3文書が目指すものです。戦後の日本の国の在り方の根本からの転換を、国民に信を問うことも、国会でのまともな審議もなく強行することは、民主主義を根底から破壊するものです。

意見書は、この3文書を既定路線だとしておりますが、この前提を認めるわけにはいきません。日本共産党は、安全保障3文書の閣議決定の撤回を求めます。

安保3文書の実行は何をもたらすのか。第1は、憲法と立憲主義を破壊します。3文書の新たな踏み込みは反撃能力という名で敵基地攻撃能力の保有を進めることにありますが、これが憲法違反であることを非難しなければなりません。歴代政権は、敵基地攻撃能力について、法理的には可能だが、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではないとの立場を一貫して取ってきました。この政府見解に照らせば、反撃能力、敵基地攻撃能力の保有が憲法違反であることは明瞭です。この憲法解釈を一片の閣議決定で覆すことは立憲主義のじゅうりんにはほかなりません。

第2は、平和の破壊です。相手国に脅威を与える大軍拡を進めるならば、相手国の軍事的対応を加速させ、結果として日本を危険にさらすジレンマに陥ることになります。つまり軍事対軍事の悪循環に陥ることになります。

さらに重大なのは、集団的自衛権を発動する下での敵基地攻撃です。安保法制では、日本が武力攻撃を受けていなくても、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明白な危険、つまり存立危機事態の際に武力行

使ができるとしています。すなわち、日本が直接の武力攻撃を受けていない下でも、米軍が始めた戦争を日本の存立危機事態と認めれば、相手国領域にトマホークなど長距離ミサイルを撃ち込むというものです。それは日本を全面戦争に巻き込むことになります。これが3文書の行き着く先です。

第3は、暮らしと経済の破壊です。反撃能力、敵基地攻撃能力保有のための大軍拡は、増税と暮らしの予算削減を国民に押しつけ、暮らしと経済を破壊します。政府・自民党による大軍拡の財源論は、既に示されているものを見ても、庶民増税や暮らしの予算の流用、削減になっています。今なお多くの方が避難生活を余儀なくされている下で、復興特別所得税の半分を防衛費に回し、期間を延長しようとしています。

歳出削減については、どの予算を削るのか明らかになっていません。既に年金、医療、介護などで社会保障の連続削減が押しつけられていますが、さらに社会保障の大削減が加速される危険があります。また、防衛力強化資金の名で、医療機関の積立金や新型コロナウイルス感染症対策の未使用分など、医療や暮らしに充てるべき予算が流用されようとしています。

さらに、防衛費に国債は使えないというこれまでの政府見解をほごにし、歴史の反省を踏まえて国債発行を原則禁止した財政法を踏みにじって、国債の増発を進めることも懸念されます。しかも、増税以外の財政確保策が予定どおり進む保証は全くありません。防衛力強化資金は、どれもいわゆる埋蔵金にすぎず、一度使えば枯渇してしまいます。決算剰余金は、これまで多くが経済対策の補正予算の財源にされてきたものです。増税が1兆円程度でとどまる保証はどこにもなく、数兆円規模に膨れ上がる危険があります。さらに、大軍拡は2027年で終わりではありません。3文書は10年後まで防衛力を

強化するとしています。この道を進めば、消費税増税を含む増税、暮らしの予算の大削減に落ち込んでしまうことが懸念をされます。

戦争の心配のないアジアをつくるための憲法9条を生かした平和の外交戦略こそ必要です。あれこれの国を排除するブロック的な対応では平和はつくれません。地域の分断を深刻化させ、軍事的緊張を高めるだけです。地域の全ての国を包摂する平和の枠組みをつくり、強化することによってこそ、東アジアに平和をつくり出すことができます。

共同通信社の直近の世論調査によると、2023年度から5年間の防衛費を現在の1.5倍、約43兆円に増額する岸田首相の方針に賛成が39.0%、反対は53.6%でした。多くの国民が政府の方針に反対を表明しています。特に、若年層で支持しないが7割を超えています。子育て予算を2倍にすると言いながら、その道筋を全く示さない一方で、増税が突出するやり方に対して、若い世代が怒りを持っていることの結果です。

日本共産党は、大軍拡とそのための財源づくりに反対する立場から、本意見書に反対を表明するものです。皆さんに御賛同を呼びかけ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(明神健夫君) 9番下村勝幸君。

(9番下村勝幸君登壇)

○9番(下村勝幸君) 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第5号「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

私は、本年の9月定例会において、自由民主党会派を代表いたしまして、なぜ防衛費の拡充を行う必要があるのかを訴えてまいりました。今議会におきましても同じような内容となりますが、再度お聞きいただきたいと思っております。

戦後、日本が平和国家として経済分野や世界

平和に対して大きな貢献を果たしてきたことは、皆様が御承知のとおりであります。そして、我が国自身も着実に経済発展を成し遂げてまいりました。しかしながら、我々が平和国家の建設に邁進している間に、さきの9月定例会でも申し述べましたが、インド太平洋地域を中心に歴史的なパワーバランスの変化が生じてまいりました。

中国は、東及び南シナ海において力による一方的な現状変更を推し進め、北朝鮮は、かつてないほどの高い頻度で弾道ミサイルを発射するとともに、核の小型化を追求するなど行動をエスカレートさせております。また、ロシアも、ウクライナ侵略を行い、さらには極東地域での軍事活動を活発化させています。今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性を排除することができません。

また、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦などが恒常的に発生し、有事と平時の境目はますます曖昧になってきています。さらに、国家安全保障の対象は、経済、技術等、これまで非軍事とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっています。

我が国はこうした動きの最前線に位置しており、我が国の今後の安全保障・防衛政策の在り方が、地域と国際社会の平和と安定に直結すると言っても過言ではありません。

また、ロシアによるウクライナへの侵略後に行われた国連の非難決議などを圧倒的多数の賛成国の同意をもってしても、そうした侵略行為を止めることはできず、一方的な軍事力の前では、国連がある意味無力であるという現実を露呈することになってしまいました。

言うまでもありませんが、何よりも大切なことは、対話による外交努力が最も重要であります。その外交努力を結実させるためにも、他国からの侵略を起こさせない、他国の侵略を思いとどまらせるための抑止力が喫緊の課題になっていることは申し上げたとおりです。

さて、この防衛力の強化につきましては、読売新聞社とアメリカのギャラップ社が11月に日米共同調査を実施したところ、今後日本が防衛力を強化することについて、日本は賛成68%と反対を大きく上回りました。各種世論調査でも同様の傾向が示されています。本県の9月定例会におきましても、防衛関係費の充実を求める意見書を賛成多数で採択したことは記憶に新しいことだと思えます。

そして、今回はその財源確保についての意見を申し上げたいと思います。この12月16日に、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3つの文書が閣議決定されました。報道によりますと、政府は、来年度から令和9年度までの5年間に必要な防衛関係費を約43兆円と見積もり、その財源内訳として、現在の防衛費5年分の25.9兆円、歳出改革による捻出で3兆円強、また決算剰余金とその上振れ分の4.4兆円、防衛力強化資金4.6兆円、建設国債1.6兆円、そして残り3.5兆円が税制措置によるものとなりました。

この試算に基づきますと、令和9年度には新たに1兆円強の増税が必要となります。1兆円強の増税分について、与党の税制改正大綱では、法人税8,000億円強、たばこ税及び所得税が2,000億円程度の増税とし、さらにはそれぞれの措置を始める時期について、令和6年以降の適切な時期とする方針が示されました。

しかしながら、防衛費充実のための財源措置につきましては、防衛予算の内容や時期について十分な配慮が必要であります。現在、コロナ

禍に始まったサプライチェーンの混乱や、ロシアによるウクライナ侵略戦争に伴う資源やエネルギー価格の高騰、さらには円安による物価の高騰など、私が申し上げるまでもなく、国民の生活は非常に厳しい状態にあります。このような大変厳しい現状を打破すべく、政府は最低賃金、さらには給与の引上げについて、経済界への働きかけや景気回復に向けての様々な施策を総動員している状況であります。

企業もコロナ融資等の償還時期を迎えようとする中で、現在新型コロナウイルス感染症も第8波を迎えており、企業の投資や賃上げ意欲が少しずつ上向いてきている中で、その景気回復に水を差すような増税についての議論を、今のタイミングで行うには大きな懸念を感じざるを得ません。

岸田総理の会見にもありましたが、まずは歳出削減を徹底的に行うこと、さらには剰余金や税外収入の活用など、国会審議を通じてありとあらゆる努力、検討を行っていただきたいと思えます。その上で、真に必要とされる、他国から攻められることのない日本の防衛力について十分な協議を行うと同時に、国においては現在の極めて厳しい経済環境を脱するまでは、増税に限らない財源捻出を検討し、防衛力の強化と経済回復の両立を目指していくことを強く求めるものであります。

戦前から戦中にかけて戦時債券、いわゆる戦争債に頼り、ある意味、無尽蔵に戦費を調達してきたことを十分に反省し、全てを国債に頼らず、一定額の国民の税金による防衛費の拡充を目指すという方向性については、十分に理解することができます。

しかしながら、総理も申し上げているとおり、これらの措置は来年から実施するわけではなく、その実施時期は現下の経済状況等を踏まえ、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施す

ることとし、その開始時期等の詳細についてはさらに議論を続け、来年決定する予定としております。

以上、防衛関係費の充実に向けた財源につきましても、繰り返しになりますが、まずは十分な歳出削減を行うこと、またその議論につきましても、この厳しい経済環境を脱するまでは増税に限らない財源捻出を検討し防衛力の強化と経済回復の両立を目指していくこと、さらにはその時期について令和6年以降の適切な時期となることを強く求め、議発第5号「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案」への賛成討論といたします。

何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末284ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「学校給食費の無償化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番土森正一君。

（5番土森正一君登壇）

○5番（土森正一君） 自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第6号「学校給食費の無償化を求める意見書議案」について、意見書としてふさわしくなく、反対の立場から討論を行います。

本意見書冒頭には、憲法第26条は義務教育はこれを無償とすると規定し、教育基本法第4条及び学校教育法第6条において義務教育の無償が担保されているとあり、これを根拠として学校給食費無償化への支援を国策として行うことを意見書の願意としています。

しかしながら、最高裁判所の判例によりますと、憲法第26条第2項後段の、義務教育はこれを無償とするという意義は、国が義務教育を提供するに当たり有償としないことであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと解釈され、無償とは授業料不徴収と解釈するの

が相当であるとあります。また、教育基本法での第4条第2項及び学校教育法第6条ただし書においても、義務教育については授業料は徴収しない旨を規定している、よって授業料のほかに教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めているとは言えないと解釈されております。

この判例などを基に判断しますと、提出された意見書的前提が間違っておりますので、意見書としてふさわしくないと考えます。

以下、補足を行います。就学が義務づけられていることに関連して、最低限度の生活の内容として義務教育への就学を保障するために、生活に困窮する世帯に対しては生活保護制度による教育扶助や就学援助制度があり、義務教育に伴う学校給食費、通学用品費、学用品費などの補助対象品目に対して援助が行われております。

令和2年度の調査データによりますと、要保護及び準要保護児童生徒数は全国で132万人、県内の小中学校では1万1,560人、25.88%が就学援助の対象となっており、義務教育への就学が保障されている状況であります。さらに、学校給食の実施に必要な経費負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条によると、食材料費のみ保護者の負担、それ以外の管理運営経費は学校設置者の負担とされており、給食費の原価に対して保護者の負担は大きく緩和されています。

学校給食費については、就学援助の対象にならない保護者に対しても、生活が困窮している世帯と同じ無償とするためには、4,500億円の追加財源が必要と試算されており、財源の確保も大きな課題でございます。また、文部科学省平成30年度学校給食実施状況等調査によると、様々な事情により給食未実施の中学校が1割強存在することが判明をしております。全て無償化した場合、給食が実施できない学校の取扱い

について、公平性をどう担保するかといった観点での対応が求められます。

前述のとおり、現時点では学校給食法の立法趣旨に基づき、各義務教育諸学校設置者において検討されることがふさわしいと考えており、政府としては生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を通じた低所得者への支援を行っているところであるとの政府答弁を踏まえ、現行の枠組みの中で国、自治体において強固な連携の下、限られた財源を有効に活用し、様々な角度から子育て世代、子供たちの支援、そして教育の充実を図るべきと考えます。

以上、議発第6号「学校給食費の無償化を求める意見書議案」についてはふさわしくなく、同僚議員各位には意見書に反対の立場に御賛同いただきますようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第6号「学校給食費の無償化を求める意見書議案」に賛成の立場に立って討論を行います。

子供たちはこの間、新型コロナウイルス感染による休校や学級閉鎖、慣れないオンライン授業、グループ行動の制限、学校行事の中止や延期などの下に置かれてまいりました。7人に1人の子供が貧困ラインを下回る状況に加え、コロナ感染と物価高が子供や保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。

2022年に認定NPO法人キッズドアが行った子育て困窮世帯の緊急アンケートでは、新型コロナウイルス感染症流行前と比べて収入が減った世帯は7割、今も収入が減ったままだという世帯が5割に上っています。同じく内閣府が行った子供

の貧困調査の分析結果では、過去1年間に必要な食料が買えなかった経験は全体で11.3%、独り親世帯は30.3%、母子世帯では32.1%になっています。

小中学生を持つ子育て世代は今、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金等々を負担しており、中でも学校給食への保護者負担は、年平均、公立小学校で4万7,773円、公立中学校では約5万4,351円と重い負担となっています。

文科省は今年9月9日、物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減の実施状況を公表しました。7月29日時点で、全国で8割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用し軽減実施、そして予定もしています。

文科省が2017年度に給食費を無償にしている自治体を初めて調査した時点では、小学校、中学校ともに無償化を実施しているのは全国1,740自治体の4.4%に当たる76自治体で、そのうち71が町村自治体であり、また人口1万人未満の自治体が56自治体を占めていました。しかし、現在子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的に、人口の多い自治体にも実施が広がっているのが大きな特徴です。

中核市の青森市は、今年度の補正予算で約5億円を計上し、この10月から小学校42校、中学校19校を無償化、本年度分は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄い、来年度以降も財源を確保し無償化を続ける方針です。青森市の実施によって、青森県での完全無償化は40自治体中14となっています。特別区である東京都葛飾区も、来年度当初予算に区立の小学校49校、中学校24校、特別支援学校1校の完全無償化を盛り込みました。群馬県も、県内35自治体のうち29自治体が学校給食費へ何らかの支援をしており、うち14の自治体が完全無償化で、さらに人口20万人を超える太田市が

この10月から中学生無償化を開始し、来年4月からは小学生も無償化することを決めております。

これらの事例を見れば、自治体の財政力によらず、全国どこでもひとしく教育条件は整備され、教育を受ける権利が保障されるよう、国の責任で給食費無償化を支援することが必要かつ可能であると言えます。

そもそも憲法第26条は義務教育はこれを無償とすると規定し、教育基本法第4条及び学校教育法第6条において義務教育の無償が担保されています。2005年には食育基本法が、そして2006年には食育推進基本計画が制定され、学校給食は教育の一環として明確に位置づけられました。そして、文部科学省による学校給食無償化に関する調査において、無償化の成果として、児童生徒は栄養バランスのよい食事摂取の意識向上、保護者には親子で食育について話し合う機会の増加、教職員においては食育の指導に関する意識向上が見られたと報告されており、学校給食の無償化は、学校給食法に規定する食育の推進に間違いなく寄与し、教育的効果が高い施策であることが明らかになりました。

いまだに学校給食の無償化に消極的な自治体の論拠に、1963年最高裁判所において、憲法第26条第2項後段における、義務教育はこれを無償とするという無償とは、授業料の不徴収の意味とするとし、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはないという判例を引き合いにする場合がありますが、同判決は後段に、国が保護者の教科書等の費用の負担についてもこれをできるだけ軽減するよう配慮、努力することは望ましい、財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべきと述べ、政策として実施可能としており、無償化を何ら拒むものではありませんし、

何よりもこの間の国民の運動と無償化の前進の事実が必要性、そして妥当性を示しています。

また、学校給食法の第11条に、学校給食費は保護者負担と明記されていることが挙げられる場合があります。しかし、2018年12月6日、参議院文教科学委員会での吉良よし子議員の質問に対し、当時の柴山昌彦文部科学大臣は、学校給食法第11条の規定は、1954年の文部事務次官通達のとおり給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、さらに地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではないことと答弁を行い、無償化を拒否する法的根拠を完全に否定しました。

本県で無償化や減免を実施している自治体は、土佐町、本山町、大川村、佐川町とまだまだ少ないですが、四万十町は来年度から、さらにこの12月議会で中土佐町も来年度実施に向けて予算編成を進めるとしています。また、県人口の半数を占める高知市は、去る11月の臨時市議会で、市立の全小中学校、特別支援学校の給食費を12月から来年3月までコロナ対策臨時交付金を使い無償化することを決定しました。こういった状況から、本県でも今後無償化を求める世論はさらに大きくなり、各自治体から県と国に対し支援を求める動きが活発になってくることは必至です。

高知県民は、憲法に明記された義務教育無償を掲げ、児童生徒の保護者や地域住民が教科書の無償化を求める運動を起こし、ついに教科書の無償化を実現させた歴史を持つ県民です。言わば憲法遵守、義務教育無償化実現の先頭に立ってきた県民です。その県民の議会としての歴史と伝統にふさわしく、今こそ子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育を推進するために、国に対し学校給食無償化への支援を国の施策として行うよう求めていこうではありませんか。

以上、同僚議員の御賛同を心からお願いいたしましたして、私の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「学校給食費の無償化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末287ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)の中止・延期を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第7号「消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)の中止・延期を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末290ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めま

す。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（明神健夫君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（明神健夫君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、物価高騰や国の総合経済対策への対応を求めるための令和4年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今年を振り返ってみますと、この一年もまた新型コロナウイルス対策に奔走した一年でありました。6月には、県議会でも多くの議員が新型コロナウイルスに感染し欠席を余儀なくされるなど、県民の皆様には御迷惑と御心配をおかけすることとなりました。また、8月にはBA.5対策強化宣言が発出され、1日の新規感染者数も2,000人を超える日があるなど、大変厳しい状況が続きました。その後、一旦は落ち着きを見せておりましたが、先月から新規感染者数

が再び上昇してきており、第8波に入ったと考えております。

一方、昨今の原油価格や物価の高騰が本県の経済にマイナスの影響を与えており、社会経済活動の早期回復が望まれています。幸い、今年3年ぶりに開催されましたよさこい祭りや、全国旅行支援をはじめとする需要喚起策により、県内観光客数は回復に向かっております。さらに、来年春には、連続テレビ小説らんまんの放送開始、あわせて観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」が開幕し、さらなる観光客の増加が期待されるところであります。執行部におかれましては、感染症対策に万全を期すとともに、こうした機会を逸することなく、本県経済の回復に向け、全力で取組を進めていただくようお願いを申し上げます。

さて、今年も残り僅かとなりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれましては一層御自愛の上、皆様お元気で新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和4年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、デジタル化、グリーン化、グローバル化の取組や中山間対策をはじめ、物価高な

どに対応するための経済影響対策、大阪梅田に新設予定のアンテナショップ、さらには教育政策などに関しまして数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の県政の運営に努めてまいります。

知事に就任しましてから、これまでの県政運営を改めて振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、その対応に力を注いだ3年間でありました。

現在、感染の第8波に入り、感染者数が増加しております。こうした中にありましても、ワクチンの接種や検査による陰性確認などを活用いたしまして、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいりたいと考えております。また、インフルエンザとの同時流行や、第7波以上の感染拡大にもこれまで以上に備え、引き続き県民の皆さんが安心できるよう、医療提供体制の整備と検査、診療体制の確保に努めてまいります。

一方、これまでのコロナ禍に加えまして、原油価格や物価の高騰による影響の長期化も見込まれます。このため、将来に向かって県経済の持続的な成長を実現していきますためには、生産性の向上、さらなる付加価値の創出に向けました各産業分野の構造転換を強力に推進する必要があります。

これから来年度の予算編成が本格化をいたします。新たな時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、そしてグローバル化という3つの潮流を見極めながら、施策の一層の進化に取り組んでまいります。とりわけ、私の任期最後となりますこの一年は、徹底して成果にこだわりながら、5年先、10年先を見据えた議論をしっかりと重ねまして、県勢の発展の道筋を確かなものになりたいと考えております。

本県は、人口減少問題や中山間対策といたしまして構造的課題に直面をし、その解決に向けて様々な挑戦を重ねてまいりました。これまでの取組の施策の成果を県民の皆さんに実感をしていただき、県の施策へのさらなる共感を得ることによりまして、この取組が一層前進をし、成果が拡大をしていく、こうした共感と前進の好循環の流れを生み出しますことで、より元気で豊かな高知県の実現を目指して、県民の皆さんと共に県政の歩みを進めてまいる考えであります。議員各位には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和4年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時44分閉会